Torii 1939.10.18

第一編第一章ヨリ第七章迄

小野武夫著

（比較土地制度史研究 日本の部 第一巻）

# 日本兵農史論

東京 書肆 有斐閣

土地制度は如何なる時代に於ても、農村問題の根柢である。我國現下の農村政策として土地問題の解決がその基礎をなすべきことは云ふ迄もない。だが現在の制度はよつて基づく所遠く、その適切なる解決を求めるにはその歴史的發展の跡をたづねなければならない。かりに海外の例に倣ふとしても、その對策はその國の歴史によつて制約されてゐる。仍つてそれぞれの國の土地制度の發展を跡づけ、之を比較研究する必要がある。

純粹な歴史的興味よりしても、土地制度は各個の經濟生活の基礎であり、その特殊性は又土地制度の中に反影してゐる。吾々は社會經濟史上この重要な問題の研究を思ひ立つたのであるが、幸にして三年間に亘つて日本學術振興會の厚き援助を辱し、これを遂行する事ができた。小野は日本を擔當し、本位田は歐洲を擔當して、今やその成果の一部を刊行するに際し、同會に對し深甚なる感謝の意を捧げるものである。

# 比較土地制度史研究

## 一、日本の部

(1) 日本兵農史論　小野武夫
(2) 日本庄園制史論　小野武夫
(3) 徳川時代土地制度史論　小野武夫
(4) 明治前期土地制度史論　小野武夫

## 二、歐洲の部

(1) 英國土地制度史論　本位田祥男
(2) 佛國土地制度史論　本位田祥男
(3) 獨逸土地制度史論　本位田祥男

# 序

一、兵と農とが相關する歴史的發展の研究は余が十數年前に選みたる題目である。爾來或は實地に踏査し、文獻に徵しつゝ、思索を重ねて漸く成稿を得、今之を日本土地制度發達史の序論として公表し、學界批判の前に立つことになつた。日本土地制度發達史を概觀するには幾多の方法があらうが、兵と農との一致と其が分離の經過を敍述することも其の方法の一つである。

二、本書の組み立てを二大區分し、第一篇に於ては日本兵農史發展の跡を上下三千年に亘り通觀せんとするものであつて、先づ上世氏族時代に於ける兵制の特徴を觀、次で大化改新直後に於ける王朝政權下の兵制と其の崩壞事情を明かにし、進んで庄園制度の發生と其れに伴ふ新農兵制の出現を考へ、更に時代の推移に促されて庄園內の兵と農とが身分的分離並に地域的分離を遂げたる經過を論じ、後ち明治維新の際、封建制度が崩壞を告ぐるに當り、明治新社會を背景とする國民皆兵制の成立したる經緯を語つて篇を結ばんとするのである。日本兵農史は其の學的構造に於て封建制度概論に該當し、且つ一面兵制史であると共に、他面には社會史であり、又精神史にも觸

る丶ものであるから、之が敍述には其れに相應する手法が施されねばならぬ。第二篇に於ては著者が過去十數年來中國地方及び東北地方の名家を歷訪研究して得たる特別論攷の集成である。此等の實地踏査に基く研究には一簑一笠の行脚をなすを要したると共に、他方には文獻的考察を伴はねばならぬので、尠からぬ勞苦を伴つたが、併し幸にも此の辛勞に堪へ特別研究を試みることにより、著者の本問題に關する學的信念を强ふすることを得た。此の種の研究は之を家屋建築に譬ふるならば、彼の土臺石の如きもので、此の基礎構築あることにより始めて全家屋の堅牢性が期待せらる丶のである。此の點よりして此の種特別研究は更にもつと多く爲さるべきであつたかも知れないが、今は唯既往の收穫を採錄するに止めて置く。

三、本書の第一篇「兵農史概論」の舊稿は曾て昭和九年「經濟志林」に「兵農制度の時代的發展」と題して掲載したことがあるけれども、今度新に多數の資料を增補し、且つ全篇に亙り根本的改修を加へたから、其の分量に於ても內容に於ても、全く別文の觀あるまでに更新されてゐるのである。第二篇の第一論攷「出雲の名族」は昭和三年「農業經濟研究」に、第二論攷の「陸中東邊に於ける豐間根鄕士」は昭和十年「經濟志林」に、第三論攷の「石見に於ける名の遺制」は昭和十二年「社會經濟史學」に夫々發表し、然も何れも其の後に入手したる資料を以て補訂したもの

である。

四、著者は近時本邦土地制度發達史を歐洲諸國土地制度發達史と比較する目的の下に綜合研究を企て其の成稿を急ぎつゝあるが、此の綜合研究は大約左の如く編別せられ、其の稿成るに連れて順次公表する積りである。

一、日本兵農史に關する研究（全體の研究に對する序論として）

一、庄園制度の變遷に關する研究

一、近世土地制度に關する研究

一、明治前期土地制度に關する研究

而して今回公表の分は右の中の第一篇冊であつて追つて刊行せらるべき各時代土地制度史論の序論である。

五、今を距る十數年前著者は一鄕士制度の研究一なる小著を公けにしたことがあるが、同書に於ては主として德川時代に於ける鄕士制度を平面的に觀察し、其の間僅かに中世期並に明治維新後の推移に言及するに止め、其の考察の對象を專ら德川時代に限りたる關係上、此の時代の前後に接觸する史實に充分の注意を拂ひ能はざる憾みがあつたが、今度の兵農史概論は上世より近世に亙

る發展の跡を一括して同格に取扱ひ、配するに等分の材料と記述を以てしたから、一局部に精にして他の部に疎なるが如き缺點を除き得たことゝ思ふ。其れ故に德川時代の郷士制度に關しては本書は單に史論發展に必要なる限りの紙面を割くに止め、委曲は一切之を舊著に讓ることにした。此の意味に於て本書は其の題名に於て多少舊著と近似してはゐるけれども、其の內容に於て全然特立するものであることを一言して置く。

六、歷史記述に於ける技術的問題の一つは觀察の年代を短き段階に區切り、其の年代內のあらゆる問題を拾ふて說明し行くべきか、又は極く大體の年代區分に從ひつゝ、或る重要問題を捉へ其の端緖、本質、崩壞の筋道を辿つて解明すべきかである。故文學博士三浦周行氏は前の方法を重んじ其の「兵力中心の移動から見た兵制の六變」と題する論考に於て上下三千年に亙る我兵制史を六期に分ち第一期を氏族制度時代、第二期を大化改新後の軍事制度、第三期を軍事制に代置せられたる健兒制度、第四期を庄園の兵制、第五期を鎌倉幕府創設と同時に起されたる御家人制度を繼承したる德川時代迄の封建制度存續全期間、第六期を維新後の國民皆兵制としてある（日本歷史地理學會、日本兵制史）。之は一應首肯せらるべき區分法ではあるが、併し單なる年代的區分に重點を置く觀察方法は往々にして一片の年代記となり了る虞があるから、本書に於ては寧ろ大體

の年代的區分に據りつゝも、然もあらゆる所要の問題を兵農發展史に結び附けて說明することにするであらう。

七、本書の目標とする處が兵農發達史なる小部分範圍に限られたる關係上、各時代の兵農史を背景とする社會組織を精細に解剖することは不可能であるが、之は追て公表せらるべき庄園制の變遷、德川時代の土地制度竝に明治時代の土地制度の諸卷中に於て精細に考察する筈であるから、本篇の論考に慊らざる點があるとしても、其れは他日に充たさるべきものとして、姑く寬容せられんことを希望する。

八、本書記述に於ける表現の方法は成るべく平明ならんことを期し、記紀其の他の古文書を引く場合にも漢文は口語體に譯し、又神名、人名、地名等難讀のものには振假名を附することにする。記述に正確を保ちつゝ表現の方法は成るべく簡潔暢達を旨とすべしとする著者平素の主張を本書の敍述に實行する積りである。此の態度は次で刊行さるべき時代別土地制度史論に於ても亦持續されるであらう。

九、此の書の完成を見るまでには多數の學友竝に地方有志の方々から援助を受けた。其のうち特別研究實施に際して援助に預つた向きに對しては當該研究報告の冒頭又は篇末に芳名を錄して謝意

を表して置いたが、本書全體の史料整理並に校正に就ては學友今井林太郎、細川龜市、山口榮藏の三氏から少からざる助力を得たことを特記して感謝の意を表する次第である。

昭和十三年九月

東京帝國大學附屬圖書館内
比較土地制度史研究室にて

小野武夫識

# 目次

第五章　室町時代に於ける兵農の地域的分離……一三一

## 第二論攷　陸中東邊に於ける豐間根鄕士……二〇五

## 第三論攷　石見に於ける「名」の遺制……三五七

# 第一篇　兵農史概論

# 緒論

本書に問題とする兵農史論の一面は兵農の一致、他面は兵農の分離と云ふ兩概念より構成せられて居る。而して兵農一致とは、兩者各〻其の職業を兼帶し又は兵と農とが同一地域に住居する狀態を指して云ふのであつて、其の具體的なる史的事實と展開は後に設くる數章に於て究明せんとするのであるが、其の梗概を把握する便宜の爲に玆に聊か其の大綱を述ぶるならば、先づ氏族制時代には氏族配下の部民にして兵事を兼ねたる一群があり、後ち大化改新と共に打立てられたる國民皆兵制は王朝中央集權制下に編成せられ、中央帝都に於ける防備には衞府を置き、地方鎭護の爲め國每に軍團を置き、更に邊要地たる西國の筑紫には防人(さきもり)を、東北の奧羽には鎭守府を設けて、兵備上萬遺憾なきを期せんとするのであつた。當時の軍隊の主腦部は貴族若くは其の子弟により固められ、兵士は在來の部民から徵集した。此の首腦部の指揮命令に服することが兵士兼農民の守るべき職分であつた。卽ち一定の年齡に達した農民は必らず兵士たるべき義務を負はされる。彼等が兵士に編入せらるゝや否やは、政府の必要とする兵士の員數關係によつて不定であつたが、當時の人民戶籍計帳には兵士にして百姓たる者の名前が屢々見えてゐる。兵士となつた者には一定限度の公課を減免することになつてゐたけれども、兵器と糧食は殆んど各自の自辨であつたから、屈強なる男子を徵發せられることは農村にとつて尠からぬ經濟上の負擔であつた。

然るに、斯の如き兵農合一主義に基く兵制は、概ね奈良朝末期の頃より崩壞の徵が見えた。政府よりする租、庸、調の誅求に堪へ切れなくなつた農民等は本貫を脫して他國に浮浪するに至つた爲に、農村から兵士を徵發することを困難ならしめ、又租稅逋脫の目的を以て戶籍計帳を僞り、男子を女子として、又は壯年者を老幼癈疾者として詐稱するもの等が續出するに至つたので、兵士徵發の事務は愈々不可能に陷りつゝあつた。斯くなれば其が本來の建前たる國民皆兵制を維持することは益々困難とならざるを得ない。而して諸國に浮浪する農民のうち身を權門勢家に寄せ、其の保護を受くる「私民」が續出する傾向を示すに至つては、官府組織する所の兵制は最早其の存續の意義を失はざるを得ない、私は此の事實を以て日本最初の農兵制が崩壞に瀕したと云ふのである。尤も此の頃の彌縫策として健兒なるものが設置せられたけれども、間もなく廢滅に歸して世は漸く騷然たる形勢を呈した。加ふるに大化改新による彼の班田制度は漸く崩壞し始め、同時に墾田制の擡頭により庄園隨處に生起するを見たると共に、庄園領主は自己の權力を以て朝廷への納稅を拒捍し、國衙の命に從はず、庄園を警備する爲め却て銘々に兵力を養ふものあるに至つた。是れ卽ち「私兵」の起源である。斯る時に當り庄園の一角では兵事戰鬪を主職業とする武士の一群が擡頭し、彼等も亦庄園擁護者としての新地位に就き其の集團的戰鬪力を增强せんとした。蓋し此の頃庄園の農民と前來の奴隷とが相共に庄園の隷民となり、其の傍らより武士が崛起するといふ兩個の事實は、奈良朝末期から平安朝初期にかけて逸く兵と農とが職業的乃至身分的分離をなす發端を示したことを語るものである。固より身分的分離後に於ても農民が軍事又は雜役に徵發せられたことはあつたが、併しそれは社會史上聊かも基本的な問

題に觸るゝものでない。問題は農耕を主とする農民と、兵事戰鬪を專らにする武士との身分的分離の行はれ始めた點に在らねばならぬ。

此の身分的分離作用は平安朝時代より中世全體を通じて相當永き期間に見られた現象であるが、中世に至つて遂に其の最高潮に達するを見た。豐臣秀吉による刀狩なるものが其の最も顯著なる樣相であつた。併し刀狩りそれ自體は兵農分離の史的發展過程に於ける一樣相を示すものに過ぎずして、近年一部學者の考ふる如く兵農分離の劃期的段階を意味するものではない。換言すれば刀狩りによつて兵士と農民との身分的分離が固定したと云ふに過ぎない。而して此の前後よりして農村住居の兵士は田舍を引き上げて附近の軍事的都府へ集中しつゝあつた。此の都府集中こそは兵農分離を徹底的ならしむる運動であつた。後ち德川幕府は秀吉の遺業を繼いで農民の帶刀を嚴禁し、苗字帶刀御免の制度の如きは却つて破格の恩典として看做さるゝことゝなつた。德川時代の學者が此の時代のみを以て劃期的兵農分離の時代であるかの如く云つて居るのは、兵農制度發達史の全的過程を通觀せざるより來る誤謬である。

左れど、德川時代に至つて自己否定の矛盾を包藏する末期的封建現象を露呈した。然も此の時代の初期に在りては未だ矛盾の萌芽が左程顯著でなかつたが、元祿、享保頃より漸くにして明かとなりつゝあつた。支配階級たる武士は土地經濟と貨幣經濟との矛盾衝突の坩堝の中に喘ぎ、之まで甚だしく賤視してゐた町人の前に頭を垂れて其の物質的支援を乞はねばならなくなり、殊に鄕村の豪農並に市府の富商に對し金穀獻納の報償として苗字帶刀御免の

特典を與ふるもの續出し、身は在鄕者であつても、待遇は武士であると云ふ奇現象を呈するに至つた。是れ最も嚴格に障壁を設くべき封建的身分制度に對する武士階級自身の冒瀆であり、自己否定であると共に、兵農分離制度の維持が不可能となり、其の內部的崩壞の避くべからざるに至りたる事實を曝露するものであつた。

明治維新後、社會組織の大變革と共に新なる時代の衣裳を裝ふた兵農一致制が出現した。明治初頭に於ける徵兵制卽ち是である。此の新兵制を以て一千年前に於ける奈良朝の農兵制に倣ひ再び國民皆兵制を出現せしめた譯であるが、此の國民皆兵制度は併し封建制度崩壞後に勃興した日本資本主義社會の一斷面として生成されたものであるとの見解が成り立つであらう。

斯くて吾人の觀る處を以てすれば、我國史上眞に兵と農とが一致してゐたのは王朝時代の軍團制と初期庄園の私兵制であつて、同じ庄園時代と云つても兵と農とが身分的分離をなした後に於ては謂ふ所の農兵は既に其の實質から遠ざかつてゐたのである。隨つて本論の主目標とする處も亦上記兩時期の農兵制度が如何にして起り、如何にして成熟し、且つ如何にして崩壞したかの說明に集中せらるゝであらう。殊に庄園に於ける兵農一致（身分的一致並に地域的一致）と其が分離への進行經過に對する論述に大部分が費さるゝであらう。

以上は本書に盛らんとする兵農史論展開の梗概である、之より進んで其の詳述に向つて筆を進むるであらう。

# 第一章　上代氏族制下の兵制

此の時代に於ける兵制は氏族時代特有の社會制度と生産組織と武器使用法と戰闘法との縫合狀態を說明することによつて其の一般が理解せらるる。併し、本章の目的とする所は專ら氏族制度中の兵事部面であるから、兵事を語るに必要なる限りの記述に止め、其の他の氏族制に關する史實は、問題の範疇外として姑く之を省略するであらう。

氏族社會に於ては血緣關係者によつて一つの氏族集團が構成せられ、各氏族團體の下には氏と何等血緣的關係を持たない部民が隸屬してゐた。而して氏族團體の統率者は氏の上であり、氏の上は其の土地に於て氏人及び部民を統率しつつ生活し、其の或者は國造（くにのみやつこ）、伴造（とものみやつこ）、縣主（あがたぬし）等の地方官を勤め、又或氏族は中央朝廷に仕へて種々の官職を分擔するのであつた。

詳しく云ふならば、支配的地位を有する上級の氏族が被支配的地位に置かれた部民の上に立つ關係であつて、部民自體も部落內に於て橫の關係で血緣的に結合せられてゐたのである。隨つて人口の繁殖に伴ひ、新田開發の行はるゝ際、上級氏族の某が所有地中の某地點を選みて開墾主となり、部民の一部が其處に入地して被支配的關係に於て開墾に從事し、上級氏族支配下の部落關係を作つたこともあるであらう。斯くて一氏族の支配管內に上級氏族の末裔を戴く數個部落の被支配關係が派生し、以て廣大なる地域に亙る氏族の最高長者が幾つかの部落の支配者とし

て、又政治的實權者として立つに至つたものが彼の國造であり又伴造であつて、銘々多數の部民を產業者兼戰鬪員として抱へ、いざ事ある際には彼等を驅催して出陣したのであるが、更に地位の低い氏の上たる縣主等も亦夫々級氏上族に屬しつゝ其の部民の上に立つてゐたのである。

飜つて中央を見るに、中央に於ては一・二の雄族が部民を率ゐて朝廷親衞の事に當つてゐた。卽ち神武東征當時、軍事の部門を專ら擔當したのは大伴(おほとも)、久米(くめ)の二氏である。中にも大伴氏の祖天忍日命(あめのおしひのみこと)と、久米氏の祖天津久米命(あまつくめのみこと)は天孫降臨の時、天の石靫(いはゆぎ)を負ひ、頭椎(かぶつち)の太刀を佩き、天の櫨弓(はじゆみ)を持ち、天の眞鹿兒矢(まかこや)を挾んで降臨の道筋を先導したと云はれ[1]、又後年神武天皇大和遠征の際には右の天忍日命の後裔たる道臣命(みちのおみのみこと)（大伴氏）と天津久米命の後裔たる大久米命(おほくめのみこと)（久米氏）の二人が相並んで征旅に從ひ戰功を建てゝゐる[2]。此等肇國當時の軍隊統率者の出身關係を考へ見るに、大伴氏は早く既に天孫降臨の際天孫に隨從しながら先導したと云はれるから、純粹なる天孫民族であるかも知れぬが、久米氏に至つては全く九州隼人族の歸順せるものであるらしく、卽ち久米氏は天神が未だ九州に入らざる前より此の地方に住み、天孫民族の降臨に際し其の皇威に服し投降して其の先導となり、後ち平時の禁衞に服することになつたのであつて、同地先住の土酋出身の氏族である。隨つて其の身分的關係は喜田博士が考證してゐるやうに最初は天皇に對して『吠ふる狗に代りて仕へ奉る』番兵の類に過ぎぬのであつたが[3]、後ち東征に從ひ功を建て大和地方に北上してからは、侍從武官長として御身邊近く御奉仕申上げ、後には遂に神武天皇皇后冊立の御媒介を申上ぐる程の地位にまで昇進した。此の他皇室に接近したる護衞兵中には天神系出身にあらずして俘囚の

出身であつたものが少くない、例へば佐伯氏の率ゐる佐伯部の如きも其の著明なものであつて、雄略天皇の時、大伴氏の率ゐる大伴部のみにては充分宮廷護衛の大任を果し得なかつたので、大伴談をして新に佐伯氏を創立せしめ、其の下に佐伯部を屬せしめたが、之より大伴、佐伯の二氏が宮廷の護衛に當ることゝなつたことが新撰姓氏錄に見える。佐伯部の長たる佐伯氏は大伴氏の一族であるけれども、佐伯部を構成する部民は元來蝦夷であつて、朝廷が起した征夷軍の俘虜となり、又は土着したまゝ歸順して皇化に浴したものであつた。[4] 更に又物部氏は大和地方に於て神武天皇を邀擊し奉つた饒速日命が歸順し忠勤を抽んでゝゐる間に朝廷より禁衞軍の長として重用せらるゝに至つたものである。後世武士の別名を「ものゝふ」と云ふのは此の物部氏から起つたとも云はれてゐる。[5] 此等は何れも日本民族成立史上に於ける天神系と國神系との合體したる事實を語るものである。別言すれば、神武天皇は未だ九州に在らせらるゝ折、其の皇德を以て同地方の土酋を懷柔して部下とし、後ち之を相當に重用せられたのであるから、遠征軍の率ふる隊員は悉く純粹なる天神系の兵士から成つてゐるものではなかつた。況んや大和平定後になされたる諸民族綏撫事業の進行後に於てをやである。而して以上三氏―大伴、久米、物部―のうち、久米氏は比較的早く衰へて大伴氏の勢力に覆はれたものゝやうである[6]、現に日本書紀に神武天皇の大和征定の際に道臣命（大伴氏）が來目部（久米氏の部民）を率ゐて戰つたと記してあるのは[7] 或は事實かも知れぬ。何となれば、日本書紀の撰せられた頃には實際上既に久米氏が大伴氏の支配下に立つてゐたから、勢ひ此のやうに記述せられたのかも知れぬのであつて、久米氏勢力失墜の一端が此の記事の上からも推察せらるゝからである。而して當時武力は斯る二三の

雄族のみによつて蓄へられてゐたのではなく、地方の氏族も多かれ少かれ、皆銘々氏の上として部民を抱へ、且つ武器の製作をなさしめてゐたのである。蓋し武器は兵制と相並立し、戰鬪を交ふる上に不可缺のものである。氏族制度時代に於て武器製造の實權が氏族によりて握られ、其の部民をして製造に當らしめ、同時に之を携へて戰鬪に從事せしめたことは、社會支配の實力が氏族の手中にあつたことを端的に語るものである。卽ち例へば日本書紀の一書には既に垂仁天皇の時、五十瓊敷命が河上部に於て楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊橿部、玉作部、神刑部、日置部、太刀佩部等合せて十箇の品部を朝廷から賜つたとのことが見え、[8] 此の五十瓊敷命に屬する右の部民中には武器の製作に當るものと、武事を專掌するものとが夫々あつたのであるから、部民を基礎とする或る程度の軍事的設備は各地方に既に整つてゐたことが判る。

其の後時代は移り允恭天皇の崩御後、木梨輕皇子が穴穗皇子を討たんとした爲に戰備を整ふる必要に迫り、輕皇子は輕箭と稱ふる箭を、穴穗皇子は穴穗箭と稱ふる箭を夫々に作つたとのことが見えるが、[9] 此の箭の製造は夫々の皇子の有する御名代の部民によつてなされたのである。又後年大化改新から程遠からぬ前に物部氏を仆して大に勢力を振つた蘇我氏の如きは、畝傍山の東方に家居を築いて家城となし、其處に坂東地方の勇猛なる兵士を傭ひ入れて衞兵とし、家門の近傍に兵庫を設けて箭を貯へ、衞兵に武器を携へしめて守備せしめ、其の數平生五十人に達し、之を健人と稱へたとのことであるが、[10] 此の健人なるものが部民の其れであつたことは云ふまでもない。

斯の如く當時の氏族は夫々武事を專門とする部民を擁してゐたのであるが、此の部民は平生は生活手段として種

々の職業に從事し、其の他の單なる部民もいざ戰爭となれば武器を取つて氏の上に從ひ出陣しなければならぬのであつた。例へば山背大兄王が蘇我入鹿から攻められ給ふた時、其の臣三輪文屋君は皇子に勸めて東國に下らしめ、乳部の民に據り再擧を圖らるべしと進言したことがあるが[11]、之も亦普通の部民を促して武裝せしめた一例と見るべく、後世の兵を農村より募るの先驅と考へてもよいであらう。

部民自體も血緣的に團結して上級氏族に屬してゐたが、部の屬する氏によつて異る產業と勞働に從ひつゝ異る貢納品を上納してゐた。隨つて矢作部、楯部、太刀佩部等と云ふやうな各種の專門的兵器製作部民が生じた譯である。併し之を以て當時に於ける職業上の純粹なる分業と見るのは妥當でない。此等各種の部民は平素主として農耕を業としながら、傍ら他の諸業をも兼帶してゐたのである[12]。彼の專ら兵事に携はつたと云はるゝ雄族の一人たる久米氏の部民も平生は農業に從事してゐた[13]。此のことは神武天皇の御製に

みつみつし、くめのこらが、あはふには、かみらひともと、そねがもと、そねめつなぎて、うちてしやまん、

みつみつし、くめのこらが、かきもとに、うゑしはじかみ、くちひゞく、われはわすれず、うちてしやまん[14]

とあるによつて判るのであつて、兵事を主とする久米部も平常は粟や香蒜や、薑を作つてゐたことが知れる[15]。此の外の職業に從事してゐた部民も亦略ぼ同樣であつて、農業の傍ら種々な仕事に從ひ、有事の際には武器をとつて戰鬪員となつたのである。それ故、部民を多數持てば持つ程大たる武力を有した譯であり、是が又軈て上代に於ける雄族の跋扈を大ならしめた主要の原因であつた。

當時の戰爭は步兵戰を主とし、武器の構造の如きも簡單で、狩獵用具と一致するものが多かつた。火器の未だ發明せられざる當時の武器としては攻擊具として劍と矛があり、飛道具として弓矢があり、防具としては楯の類があつた。殊に此等武器の中弓矢が狩獵用具を兼ねてゐたことは、同時代の經濟段階が未だ完全に分化してゐなかつた一面を語るものであつた。卽ち當時の經濟段階は既に農業時代に入つてはゐたけれども、尙前代の狩獵時代を全く離脫せず、部民中の或者は農耕の傍ら狩獵に從ひ、其の獲物が生活手段の一部を成してゐたのである。然らば斯く狩獵具兼戰鬪具たる性質を帶んだ武器の構造と用法は如何であつたかと云ふに、垂仁天皇廿七年には弓矢及び橫刀を神幣として諸國の神社に納めしめたことがあり[16]、前に引きたる同天皇の皇子五十瓊敷命が鍛冶工の河上なる者に太刀一千口を作らしめ、之を大和國山邊郡石上(いそのかみ)神社に奉納せられたとあるが[17]、之は當時未だ武庫の制度が整はず、祭司の長たる氏の上は同時に又政治上の實權者であつて、神社を武庫として兼用したる實例として見るべきである[18]。而して、神社所納の兵器は當時の武器中主要の位置を占めてゐたが、此の石上神社の太刀は其の後朝廷の軍事を擔當する物部氏の專ら管理する處となつた[19]。當時の太刀は既に銅製より鐵製に移り、刀身が未だ後世の如き反(そ)りのない直刀であつたのは、步兵戰が主で突刺戰法が專ら行はれてゐたからである。卽ち反り刀よりも直刀の方が便利であつたからである[20]。我國固有の刀としては記紀に頭槌(くぶつち)劍又は頭椎(かぶつち)之太刀と呼ばれるものがあり、古事記神武天皇の歌に、『くぶつつい、いしつゝい持ち、擊ちてしやまむ』と見えてゐるのが其れであつて、何れも反りのない直刀である。此の他大陸より渡來したる直刀としては天日槍(あまのひぼこ)、出石小刀(いづしかたな)や膽狹淺太刀(いさゝのたち)があり、神功皇后の御代に百濟より

獻じた七技刀、或は高麗より傳はつたと云はれる狛劔などがあつた[21]。此の頃大陸文化が我武器の製造技術に影響したことは、此の時代に於ける他の文化史部面と共に注意さるべきである。卽ち武器が氏族支配下の部民により作られたとしても、其の製造技術は概ね大陸から學んだものである。

刀劔と共に槍も亦武器として用ひられ、古事記に倭健命が東征の途に上るに當り、「比比羅木之八尋矛」を授け給ふたことが記され[22]、又日本書紀崇神天皇の條にも黑矛、赤矛の名が見えて居ることによつても其の一斑を知るべきである。

弓が有史以前に於て既に盛んに使用せられたことは土中發掘の銅鐸面の繪畫に弓を以て野獸を獵する場面の描かれてゐることによりても推察せらるゝのであるが[23]、後ち有史期に入り弓矢が使用せられた事實は紀記に極めて多く散見する。弓の形は長弓且つ直弓であり[24]、天梔弓、梓弓、槻弓等の名が出てゐる程であるから、其の用材の略ぼ何であつたかも察することが出來よう。三國志の東夷傳は倭人の弓を說明して、『木弓下に短く、上に長し』と云ひ、矢に就ては『竹箭或は鐵鏃或は骨鏃』と記してあるが、其の頃の弓の矢は事實上竹の先を尖らせたものや、骨製の鏃や、鐵製の鏃が最も多く用ひられ、又銅製の鏃も多少づゝ用ひられたものゝ如く、古事記には輕太子の作り給ふた輕箭は其の箭の先が銅製であつたと云ふ[25]。矢の箆には多く木質又は竹が用ひられ、羽は多く二立羽であつたと推定せらる[26]。尚ほ鳴鏑矢も早くより用ひられ、日本書紀には天孫降臨の際、天忍日命が天羽の矢に「八目鳴鏑」を副ひ持つたとのことが載せられ[27]、考古學者の調査せる土中遺物の上からも其の存在が立證せられてゐる[28]。右の外欽

明天皇十五年新羅征伐に際し、筑紫の物部莫奇委沙奇が火箭を射、敵城を燒亡せしめたことが見える[29]、我國に於て火箭の用ひられたのは之を以て初見とする。

當時の武器が斯るものであつたから、攻撃に備ふる防禦設備の如きも極めて原始的で、後世の如き城砦の構築は未だ見られず、現に東夷傳には『國無二城郭一聯レ木爲二柵落一』とある位であつた。書紀神武天皇大和平定の條には『城を作る所を城田と曰ふ』[30]と述べてゐるが、此の場合、柵と城との訓が同じであるところから、防禦用の木柵のことを城の字で表はしたものであらうと考へられる[31]。垂仁天皇が地方蟠居の氏族狹穗彥を討たしめ給ふた時、彥は之を防ぐ爲に『稻を積んで城を作り』之を稻城と稱し、頗る堅固なりし爲め、官軍は容易に之を破ることが出來なかつたとある如き[32]、當時の築城術の一端を窺ふべきである。惟ふに當時咄嗟の間に合せる爲に稻を點々家宅の周圍に積み重ねて砦となし、敵の矢石を防ぐ要害としたものが稻城であつて、稻城なる語は元々稻垣の約言であつて稻圍の義であると云ふ。而して此の稻城は其の後も防禦手段として屢々戰鬪に利用せられ、雄略天皇十四年根使主は和泉國日根に稻城を構へ官軍に抗し[33]、又用明天皇の崩後、物部守屋は穴穗部皇子を立て奉らんとし、蘇我馬子の反感を買ふて彼の爲に攻撃せられたことがあつたが、守屋は澁河家に稻城を設け其の中に立て籠つたことがある[34]。此の他當時の防禦陣地としては稻の代りに茨を以て防障とする事もあつたらしく、例へば常陸風土記には茨城なる地名を説明し、曾て官軍が此の地方に住んでゐた國巢を征伐したる際、官軍の將黑坂命が『茨を以て城を造つた』のに由來すると述べてゐる[35]。斯の如く、當時の野戰防備工作は頗る簡單であつたと共に、人家が城郭の役割をなし

て所謂家城を形作つてゐたことに注意すべきである。前に記した物部守屋の澁河家に於ける家城の如き、又蘇我入鹿が畝傍山の東方に設けた家城の如き其の顯著なる例であらう。以上の如き武器を用ひ、以上の如き城砦を利用して戰鬪に從事した其の兵員の主力が部民より成り、殊に中央の氏族にあつては兵事を主とする部民を抱へ、之をして平常農事にもいそしましめてゐたことに注意すべきである。

以上の如き兵制を以て屢々朝廷と謀叛氏族、竝に地方氏族と氏族との間に戰鬪が交へられた事例を二三語つて見るならば、神武東征後數百年間は邊彊未だ皇化に浴せず、土酋たる地方氏族中頑强に抵抗するものが少くなかつたから、屢々朝廷より征討軍が派遣せられたのである。倭健命の遠征は事餘りに有名であつて記述するに及ばずとしても、其の他類似の小事變が屢々繰り返された。例へば雄略天皇十八年、朝廷は禁衞の事に當る物部菟代宿禰と物部目連の二人を遣して伊勢國の叛族朝日郎を伐たしめたが、朝日郎は官軍到ると聞き之を伊賀の靑墓に迎へ擊つた。朝日郎は自ら能く射ることを誇り官軍に向つて傲語し、朝日郎が軍に何人が中るべきぞ、吾が發つ箭は二重の甲を穿つに足ると云ふ程の技倆であつたので、官軍皆懼れ、菟代宿禰も爲に進擊することが出來ず、相持すること二日一夜、其の間に物部目連は自ら大刀を執り、同時に筑紫の聞物部大斧手をして楯を執らしめ、相倶に軍を叱咤して進んだ。朝日郎乃ち之を遙かに見て弓を張り、相手の楯と二重の甲を射穿し、身の肉に入ること一寸に及ぶ、大斧手之に屈せず、其の楯を以て物部目連を翳したので目連卽ち朝日郎を捕へて之を斬り兵亂を鎭定したと云ふ如き[33]、更に又地方氏族と氏族との間に起つた鬪爭の事例としては安閑天皇の朝に於て武藏國造笠原直使主は、同族の

小杵と國造の官職を爭つたが、小杵頑固として降らず、密に援軍を上毛ノ君小熊に求めて使主を殺さんと謀る、使主之を覺り京に登りて其の眞狀を奏す、朝廷之を聽き裁斷を下して使主を武藏國の國造となし、相手の小杵を誅戮して爭亂を治めたと云ふ如き[37]が其れである。斯く朝廷が地方氏族の叛亂を征伐するにも、叛族が之を防禦するにも、亦地方氏族と氏族とが相爭はんとするにも、總て氏族の長が其の配下の部民を率ゐて出陣したのである。

惟ふに氏族制度の一大特徴は同族內に於ける協同觀念の鞏固なることである。此の間、上級氏族對下級部民たる被支配關係は勿論あるが、併し其れは上級氏族により覆はれたる卽ち支配氏族と被支配氏族との關係により繋がれたる協同體であつて、此の協同體を維持し發展せしむる爲の努力が上級氏族と下級氏族により爲さるゝ間は氏族制度が發展の一路を辿るのである。然も年月と共に人口增加して一氏族內、殊に下級氏族內の比較的近親者のみが大家族を結成するに至れば、殊に開墾により分村を立て、其處の草分人を中心とした大家族制度が起ることになれば、本來の氏族制度は自ら崩壞の一歩を踏み出すことになる。而して此の大家族制度が社會制度として支配的體制を持つことになれば、本來の族長の權利は一變して單なる政治的支配者としてのみ殘るに至る。大化改新前に於ける各地方の上級氏族の長たる國造や、伴造やは當に斯る性質にまで變つてゐたのであらうと思ふ。故に大化改新前の社會體制を純粹なる氏族制度時代と呼ぶは當らない。其れは既に多分に稀薄化された氏族制度――大家族制により內容附けられた殘骸としての氏族制度――でしかたかつたと云つてよいであらう。故に大化改新前の兵制の如きも政治的權力を有する氏の上が其の支配管內の大家族を構成する多數の世帶主を半強制的に徵集して軍隊を編成するこ

とになつてゐたものと考へられる。

之を要するに上代の兵制は最初其の社會的特徴たる氏族を主體とし、氏族は政權と共に兵事の實權を握り、殊に中央帝都の雄族中には特に軍事を專門とし專ら兵士としての部民を擁してゐるものがあつたが、地方的氏族は一朝有事の日に備へん爲に普通の部民を隨時調練するに止つた。此の種の部民は其れ故に平生銘々の生業に從ひつゝいざ事ある際に出陣する建前であつた。再言すれば部民は其の屬する氏族の如何に拘らず概ね平素農業を專にし又は農業の傍ら他の職業にも從事しつゝ、有事の日に干戈を執て軍事に從ふたのである。併し此の時代の兵制を以て兵農一致と云ひ得べきや否やは疑問である。何となれば彼等が從事してゐた生業は未だ完全に分業化して居ないで、多分に農業者たる性質を備へつゝ其の傍ら狩獵にも從事し、又若干の手工業にも從事するものであつたからである。

序でながら、氏族制度が既に多分に大家族制度化しゐた大化改新の直前に軍事を專掌する物部氏と蘇我氏とが相爭ふて物部氏倒れ、次で蘇我氏又誅戮に會ふて滅亡したので、中央の政情は彼の史上空前の大改革たる大化改新を實施するのに都合よき狀勢を呈したが、愈〻大化改新が實現せらるゝや、各地の國造（くにのみやつこ）、伴造（とものみやつこ）、縣主（あがたぬし）等を始め其の他大小の氏族は大化改新の成立と共に國郡制下の郡司又は鄉長に任ぜらるゝことになつたのである。而して當時舊氏族に統率せられた部民のうち、多分に兵士的色彩を帶びたるものも、又生產者的色彩の濃厚なるものも、一齊に班田を給せられて公民に編入せられ、此の公民中より更めて中央帝都の衞兵、地方國郡の軍團兵並に邊要地の守備兵を徵募することゝなつたのである。再言すれば、大化改新の行はるゝに際し、從來の社會組織と兵制を一擧に

解體し、其の跡に王朝政府による中央集權下の國民皆兵制が樹てられ、其の兵員を舊來の部民より採用したと云ふ所に重要なる政治的、軍事的並に社會的意義が存するのである。

註
(1) 古事記上卷
(2) 古事記中卷
(3) 喜田貞吉、久米部と佐伯部（歷史地理、日本兵制史）
(4) 喜田貞吉、夷俘俘囚考（歷史地理第二十三卷第一・三號）古代に於ける武士の名稱と其の民族的研究（史林第一卷第一號）
(5) 清原貞雄、日本古代史論三八八頁
(6) 喜田貞吉、久米部考（歷史地理第二十九卷第三號）
(7) 日本書紀卷第三、神武天皇卽位前紀
(8) 日本書紀卷第六、垂仁天皇卅九年十月
(9) 古事記下卷
(10) 日本書紀卷第廿四、皇極天皇三年十一月
(11) 日本書紀卷第廿四、皇極天皇二年十一月
(12) 三浦周行、古代社會の經濟生活（日本史の研究第二輯）
(13) 栗田寬、上古の兵制（栗里先生雜著下卷）、津田左右吉、日本上代史研究（四八八頁以下）
(14) 古事記中卷

(15) 瀧川政次郞、日本社會史一九頁
(16) 日本書紀卷第六、垂仁天皇二十七年八月
(17) 日本書紀卷第六、垂仁天皇三十九年十月
(18) 宮地直一、古代に於ける武器の貯藏と石上神宮（歷史と地理第三卷第二號）
(19) 日本書紀卷第六、垂仁天皇八十七年二月
(20) 後藤守一、原始時代の武器と武裝（考古學講座所收）
(21) 安藤正次、日本文化史第一卷古代、第五章
(22) 古事記中卷
(23) 高橋健自、日本原始繪圖一六頁
(24) 後藤守一、原始時代の武器と武裝（考古學講座所收）
(25) 古事記下卷
(26) 後藤守一、原始時代の武器と武裝（考古學講座所收）
(27) 日本書紀卷第二、神代下天孫降臨
(28) 後藤守一、原始時代の武器と武裝（考古學講座所收）
(29) 日本書紀卷第十九、欽明天皇十五年十二月
(30) 日本書紀卷第三、神武天皇卽位前記已未年
(31) 佐伯有義校訂標注・日本書紀上卷一二九頁標注
(32) 日本書紀卷第六、垂仁天皇五年十月

(33) 日本書紀卷第十四、雄略天皇十四年四月

(34) 日本書紀卷第廿一、崇峻天皇即位前紀二年七月

(35) 常陸風土記茨城郡の條

(36) 日本書紀卷第十四、雄略天皇十八年八月

(37) 日本書紀卷第十八、安閑天皇元年閏十二月

# 第二章　奈良朝時代に於ける農兵

## 第一節　初期農兵制の成立と其の特徴

大化の改新が社會上經濟上竝びに政治上に於ける一大革新であつたことは云ふまでもないが、就中兵制にありては根本的な變革を招來した。既に前章に於て述べたやうに、神武創業より大化改新以前の頃までは、兵事は氏族の統御する部民の仕事に屬し、大伴氏、久米氏、物部氏の如き相次で其の雄なるものであつたが、大化の改新は先づ此等兵力を有する氏族の世襲的特權を廢止することから始まつた。然も改新の成果に於ては豫期に反するものがないではなかつたけれども、少くとも立法上の態度に於ては新らしき改革の意氣が示されてゐた。當時氏族等の私有する田莊を收公して公地公民となし、同時に彼等の擁する私兵を朝廷に接收し、支那より移植せる新制度によつて此の國家編制の新軍隊を規律せんとするのであつた。蓋し前章既に說明したる氏族制時代の部民中には農業以外の雜業に從ふものも若干あつたが、其の大部分は農業者であつて、彼等は大化の改新と共に班田を授與せられて公民となつた。此の公民中より軍團制による兵員を徵し、平時は農業に從はしめつゝ調練し、一旦事あれば戰陣に出動せしめんとするものであつたから、氏族制下の部民兵制よりも更に一步進みたる農兵一致――國民皆兵制――が組織せられ、三浦周行博士の所謂日本兵制史上の第一期が出現した譯である。私は之を特に初期農兵制と稱へて、庄

園制度發生後に於ける庄園の私兵を次期農兵と呼ばんとするのと對照せんとするのである。

新置の軍團兵に對する武器供給方法は如何であつたかと云ふに、日本書紀大化元年の條に於ては『空地に兵庫を造つて國軍の刀、甲弓、矢を收藏し、殊に邊境の蝦夷と境を接する所に於ては一旦悉く兵器の數を調査して蒐集し、之を本主にあづけ給ふべし』とある。[1] 惟ふに國軍編成に最も必要なるものゝ一つは武器である、如何に兵備が整ふても武器が伴はなければ國軍は其の用に立たないのである。當時の武器としては既に前代から持ち傳へた氏族所持の武器を收公して兵庫に收めたものが大部分であつたであらう。武器を收公したことと土地を收公して班田制度を實施したこととは王朝政府が財政上の實權と兵權とを一手に收めたものとして大に注目すべきである。卽ち軍團制度の實施と共に武器を收公して國有地小作制度に臨まんとした處に、兵權を背景とする王朝政府經濟政策の意義が端的に現はれてゐるのである。降つて同年九月には朝廷の使者を諸國に遣して兵を閲したことが見え、[2] 次で齊明天皇四年夏四月には『阿倍の臣が船師百八十艘を率ゐて蝦夷を伐つたが、齶田渟代二郡の蝦夷等おぢ恐れて歸順を乞ふた、茲に於て軍をとゝのへ、船を齶田浦につらねて』とあるより見れば、[3] 此の頃既に海軍制度も併設せられたものゝ如く、其の規模の大小は固より問ふべきでなく、海軍を率ゐて蝦夷を討伐したと云ふ其の事に注意しなければならぬのである。

然れども大化後に於ける兵制が略ゝ完備の緒に就たのは、天武天皇朝に入うてからであつて、此の時代以前は謂はゞ準備時代に屬した。然も同天皇朝に於て如何なる程度に其れが普遍化されてゐたかは疑問であるが、同天皇は

夙に騎兵と歩卒とを竝置して乘馬の習練を勵まさせられた。日本書紀同天皇十三年閏四月の條に此の事を述べて曰く、『凡そ政の要は軍事にあり、玆を以て文武官諸人には努めて兵器の使用及び乘馬を習はしむる、馬を持つ者を騎士となし、馬を持たないものを歩卒とし、共に訓練し、動員に支障なからしめる云々[4]』と。因みに騎兵は「ムマノリヒト」と讀み、歩卒は「カチヒト」と訓ずる。更に曰く『若し此の詔旨に違ふものあらば處罰し、熱心に練磨する者は罪を犯し縱令死刑るに當る者でも特に二等を減ずる』と云ふのであるから、王朝政府が當時如何に兵備の急要を感じてゐたかゞ察せられる。騎兵の設置は此の時が初見であるが、馬上兵の敏速なる行動は戰鬪上に於ても重要なる任務を果したものゝ如く、光仁天皇寶龜七年五月には、出羽國志波村の賊徒が叛逆して國衙を襲ひ、官軍不利であつた際、態々遠く下野、常陸地方より騎兵を徵集して討伐せしめて居り[5]、又或る場合には外國の使臣を歡迎する爲に騎兵を差遣することもあつた。文武天皇景雲二年十一月十三日に『諸國の騎兵を徵發して新羅使を迎へ、正五位上紀古磨を以て騎兵大將軍とす』とあるが如きも[6]其の一例である。蓋し專門的技能を要する騎兵の發達は兵の戰鬪力を强化し、後年に於ける兵農の身分的分離を促進する一助となつたものであるから、特に此の事を一言する次第である。

斯くて漸次整備されつゝあつた王朝時代の兵農一致制は持統天皇朝に至つて始めて全國的に完備するを見た。同天皇三年閏八月の詔に曰く、『諸國の國司に詔して、今各戶籍を造り、九月に限つて浮浪を糺し捉へしめ、兵士は一國毎に四分し、其の一を點檢して武事を習はしむ[7]』と云ふのであつて、王朝時代の兵制は略〻此の頃を以て完成し

たものと云ひ得るであらう。勿論之より以前、既に天武天皇朝に於ても大に兵制の再編組に努力せられ、其の十四年には宮處王、廣瀬王、難波王、竹田王、彌努王を京及び畿內に遣して、各〻其の兵を校せしめた[8]程であつて、畿內附近は餘程早くから兵備に留意されてゐたやうであるけれども、其の全國的軍團制の整備は持統天皇朝に至つて初めて見られたと云つてよいのである。而して奈良朝政府は兵役を以て徭役の一種と見做し、之を正丁即ち二十一歲より六十歲に至る男子の負擔すべき義務とし[9]、稀に例外的に中男即ち十七歲より廿歲に至る男子のみを兵士に徵發することもないではなかつた。例へば美濃國の戶籍殘簡によれば、百六十戶（人口三千八十九人）中で兵士百三十四人とあり、其の內譯は次の如くであつた、

正丁五百六十一人に兵士百二十七人

中男百三十四人に兵士七人

何故に中男のうちから兵士が徵發されたかは明かでないが、恐らく當該の戶口の正丁に事故あり、其の代りに中男を出したものではあるまいか。今試みに兵士全員が正丁より召さるべき筈のものとして徵發人員を計算して見れば、正丁百人に對して兵士二十三人八分九厘の割合となり、持統三年の兵制の四分の一よりも稍〻少いことになる[10]。其の後養老軍防令に於ては、國內正丁の三分の一を徵集することに變更せられたのである[11]。

斯の如くして成立した兵制は中央帝都の守備兵と、地方軍團と、邊要地の守備軍とに分たれた。帝都の守備としては先づ京に衞門府、左右衞士府及び左右兵衞府——之を五衞府といふ——と、左右馬寮、左右兵庫寮とがあつて、

禁裏及び京師の守護に當つてゐた。衞門府及び左右衞士府には衞士が所屬して警備の職を勤めたが、衞士は現今の衞兵に當り諸國より京都に差遣せられた兵士であつて、兵士服役期間中の特別義務として課せられたものである。軍防令には『凡兵士、向レ京者名二衞士一』[12]とある。其の在勤年限は養老令によれば一年となつてゐる。京の守護には衞士の外、郡司の子弟を以て構成せられたる兵衞があり、左右兵衞府に所屬してゐた。然るに此等衞士の京都上番は兵士としての負擔を一層重くし、且つ律令政治其のものが頽廢した結果として、衞士の徵發を困難ならしむるに至つたのである。

次に邊要地なる九州竝びに奥羽に於ては特に防備を嚴にし、それ〴〵特別の守備兵を常置したが、九州派遣の兵士は諸國より徵發せられ、之を特に防人と云ひ、三年每の上番になつてゐたが[13]、奥羽に設けられたものは鎭守府と稱せられ、蝦夷に對する警備が主要目的であつて、戰時的編隊の上に武將を常置し、一時は其の兵員數千人の多きを見ることもあつた。併し此等邊要地の警備も奈良朝時代末期より頽廢の緒に就き、延喜以後は著しく衰微を示すに至つた。

次には諸國配置の軍團であるが、各國平均三四郡每に一軍團を配置し、兵士一千人に滿つれば大毅一人、小毅二人、主帳二人宛將校を置き、六百人以上の場合は大毅、小毅、主帳各一人、五百人以下の場合は單に小毅、主帳各一人の將校を置きて訓練せしめた。大毅、小毅は部內の散位勳位及び庶人の武藝優れたもの丶中より採用すると共に、庶民よりも弓馬に堪ゆる者を校尉として採用した[14]。兵士は豫め定められた上番の日のみ幾日かづ丶守備に任じ、

餘日は自家に在つて農業にいそしんだのである。[15] 是れ最も注意すべきことであつて、王朝時代に於ける兵農一致制の最も著しき特徴を現はすものであつた。

兵士の軍團上番日數に就ては軍防令に何等の規定を見ず、時と場所とにより一定してゐなかつたやうである。慶雲元年六月の勅には、諸國の兵士は毎國十個の番組に分ち、各番毎に十日間宛武藝を教習すべしとあり、[16] 從つて兵士は百日のうち十日間、一年三百六十五日のうち三十六日間上番すべく規定されてゐる。又承和十年四月の陸奥國言上によれば、同國の上番日數一ケ年六十日は多きに過ぎる故、四十五日に短縮せられたしと請ひ、其れが許されてゐるところから見れば、[17] 上番日數は大體三十六日乃至六十日であつたであらう。

兵士に徵發された正丁は其の代償として國內上番の場合は徭役が免除せられ、鄉里を離れて衞士或は防人として宿衞に任じた場合は徭役及調が免除せられた。[18] 併し所定の武器と平時の食料と行軍の路粮等は總て兵士の自辦であり、[19] 從つて農民にして兵士に徵せられた者にとつては兵役は輕からざる負擔であつて、農民窮乏の一原因となり、其の揚句逐に浮浪人化して軍團制の弛緩を來すに至り、又徵發せられた兵士は國防の任に就くよりも寧ろ國司や軍毅等の私用に驅使せられ、漸次王朝政府の軍役に遠ざかるに至つたが、其の詳細なる敍述は次節に讓る。

之を要するに奈良朝時代の兵制は制度上では兵農一致であつても、其れを編組する農兵は從來の通り農村部落より徵集せられたのであるから、兵の實質は前代の部民兵と差して著しき變りはなく、唯兵制其ものを支那制に則つて中央帝都の衞兵、諸國軍團兵並に東北九州地方の邊防兵等に區分し其れが著しく精緻となつた點に時代的特徵が

あるのであつた。

茲に附け加へて置くべきことは軍團設置と共に戰術及び兵法は如何に發達したかの問題であるが。兵法は儒學の我國に輸入せられたと殆んど時を同じうして孫子の兵學、太公望の六韜等が輸入せられたものゝやうであるが、其れが何程までに講究せられ且つ實地に應用せられたかは固より明かでない。淳仁天皇、天平寶字四年十一月に『授刀の舍人春日部三關、中衞の舍人土師宿彌關成等六人を太宰府に遣し、大貳吉備朝臣眞備に就きて諸葛亮の八陣、孫子の九地及び結營向背を習はしむ』とあるから[20][21]、其の頃既に支那の兵法書が講ぜられ、其れが兵の調練にも幾分實用せられたであらうことは推測するに難くない。

註

(1) 日本書紀卷第二十五、孝德天皇大化元年八月
(2) 日本書紀卷第二十五、孝德天皇大化元年九月
(3) 日本書紀卷第二十六、齊明天皇四年四月
(4) 日本書紀卷第二十九、天武天皇十三年閏四月
(5) 續日本紀卷第三十四、光仁天皇寶龜七年五月
(6) 扶桑略紀第五、文武天皇慶雲二年十一月己丑日（新訂國史大系、第十二卷、七四頁）
(7) 日本書紀卷第三十、持統天皇三年閏八月
(8) 日本書紀卷第二十九、天武天皇十四年九月
(9) 令義解卷五、軍防令（舊輯國史大系、第十二卷、一七〇頁、一八〇頁）

(10) 澤田吾一、奈良時代民政經濟の數的研究、八一——八二頁
(11) 令義解卷五、軍防令（前掲本、一七〇頁）
(12) 令義解卷五、軍防令（前掲本、一七三頁）
(13) 令義解卷五、軍防令（前掲本、一七二—一七三頁）
(14) 令義解卷五、軍防令（前掲本、一七〇頁）
(15) 牧健二、日本法制史論、朝廷法時代上卷、四一八頁以下
(16) 續日本紀卷第三、文武天皇慶雲元年六月
(17) 續日本後紀卷第十三、仁明天皇承和十年四月
(18) 令義解卷三、賦役令（前掲本、一一三頁）
(19) 令義解卷五、軍防令（前掲本、一七一頁）
(20) 續日本紀卷第廿三、淳仁天皇天平寶字四年十一月
(21) 八陣とは蜀志諸葛亮傳に於ける「推二演兵法一作二八陣圖一」とあることを指し、又孫子の九地とは用兵の法に散地輕地爭地交地衢地重地圮地開地死地有り云々のことを指す。

## 第二節　初期農兵制の廢頽

一　初期の農兵制たる王朝時代の兵制が崩壞するに至りたる主原因は、軍團兵士と一般農民等の窮乏より來る浮浪人の續出であつたが、其の原因の下には大化改新の一大目標たる彼の班田制の社會的經濟的缺陷があつた。農民は大

化改新後地方官吏により行はるゝ租稅と勞役の誅求より免れん爲に、銘々の本貫を脫して諸國に流浪し、戸籍と其の計帳は逃亡と詐稱に滿ちたから、戸籍帳を基礎として行ふ兵士の徵集は事實上困難に陷りつゝあつた。卽ち早くも元明天皇和銅二年十月の勅には、『畿內並に近江の國の土豪等が法律を恐れず、浮浪人及び逃亡の壯丁等を自邸に容隱して之を驅使し、以て彼等の多くは銘々の本鄕に還らないやうになつてゐるが、之に對し國司は敢て懲戒を加へないのみならず、國司自ら其の風潮に乘ぜんとするに至つたから、其の弊害は益々甚しきものがある、今より以後決して左樣のことがあつてはならぬ』と朝廷自ら宣して居る[1]所から見れば、既に此の時代に於てさへも、富裕なる土豪等が浮浪人や逃亡壯丁を容隱して、密かに之を使役したる實狀が窺はれる。更に寶龜十一年十月二十六日の太政官符は伊勢國司の解狀を引き『同國の農民等管內に浮浪し、差料の日に出すべき徭夫の人數が足りないから、諸郡に布令して檢括を加ふることにする、又逃れて戸籍帳から除かれ、或は死者と詐つて其名を削り、王臣家の庄園に馳け込んで徒らに課稅の任務を免れんとする者には訪捉を加へ、隱首を探し出し、除帳されたものは立歸らしめ、死を詐る人民を括出し、且つ悉く之を本籍に編附する、而して又故らに詐つて他人の貫屬を冒す詔詼の徒もあるので、克く戸籍帳を調べて見ると其の人數が戸籍帳に合はず、難詰を加ふるけれども猶ほ其の地の土民であると稱する、仍て歷名を勒し之を具さに別卷に載することにする、京都の官吏並に畿內七道の官吏は宜しく右伊勢國司の例に準ずべし』と命じて居る[2]。更に又延曆四年十二月九日の太政官符は『九州太宰管內九個國の農民が浮浪して調庸を輸（いた）さないから、已むを得ず他地方浪人の課役を徵發するが、日向國百姓は課役を避けて、大隅、薩摩國に逃

げ入るので、本郷は空墟となつて遂に公けの政治が屆かない、之は畢竟逃亡者續出し姧詐を極むるものであるから大に課役を徵せねばならぬ、府は宜しく此の事を承知し、管內の百姓浮宕を精細に督察し、調庸を輸さしむるがよい、若し疎漏があれば、府官並に國司に違勅の罪を科し、其の任を解くであらう、謝罪するとも許す限りにあらず』と述べてゐる。[3]併し政府者が斯くも聲を荒らげての切言にも拘らず、諸國農民の逃亡は抑止すべからざる趨勢に向つてゐた。正倉院文書に收むる左の天平五年右京計帳はそも／＼何を語つてゐるであらうか、

右京計帳（正倉院文書）

右京三條三坊

「中略」

課戶主秦小宅牧庄　年參拾捌　正丁　左頰黑子
母韓人智努女　年陸拾　正女　左頰疵
男秦小宅虫麻呂　年捌　小子
女秦小宅富女　年捌　小女
弟秦小宅石床　年貳拾肆　正丁　養老七年八月逃
妹秦小宅逆女　年參拾貳　正女　同月逃
妹秦小宅大宅女　年貳拾玖　正女　同月逃

妹秦小宅　女　年貳拾捌　正女　左目上黑子
妹秦小宅眞節女　年貳拾柒　正女同年逃
妹秦小宅木葉　年貳拾伍　正女　同年逃
妹秦小宅刀自女　年拾玖　少女　同年逃
天平五年七月十一日文進智努女
坊令大初位下、尾張連牛養[4]

然も、其の逃亡者が主として正丁であり、丁女であつたことに注意せねばならない、其の計帳殘簡は次の如き統計を示してゐる[5]。

| | 在帳者數 | 逃亡者數 |
|---|---|---|
| 耆老 | 2 | 0 |
| 老丁 | 0 | 0 |
| 正丁 | 15 | 2 |
| 少丁 | 5 | 0 |
| 小子 | 20 | 0 |
| 緑子 | 5 | 0 |
| 癈 | 1 | 0 |
| 耆女 | 6 | 0 |
| 老女 | 2 | 0 |
| 正女 | 51 | 4 |
| 少女 | 5 | 1 |
| 小女 | 16 | 0 |
| 緑女 | 7 | 0 |

以上は纔に一事例に過ぎないが、斯の如き事態が當時の社會的潮流とならんとしつゝあつたので、政府は屢々浮

逃に關する禁令を雨下したのであるが、結局其の目的を達することが出來なかつた。而して此の事が王朝時代の農兵一致制度を崩壞せしむるところの一大誘因となるのであつた。何故ならば、兵士の徵集上に最も必要なる戶籍及び計帳は逃亡と詐僞に滿ちて兵の徵募が實際上不可能となつてゐたからである。其れのみならず、綱紀が弛んだ爲に一たび兵士に徵集せられたものも屢々逃亡するに至つた。例へば延曆十四年十二月二十六日には、軍隊から逃亡した諸國の軍士三百四十人に對し、死罪を以て罰すべきであるが特に許して陸奧國に配流し、永く同地の柵戶となすと云つて居り[6]、又大同四年四月には平城上皇が使を遣し、畿內並に紀伊國の兵を發して川口道より東國に向ひたるに、士卒逃亡する者多く、爲に目的を達し得なかつたことがあり[7]、更に文德天皇齊衡元年四月の陸奧國奏言には、『去年稔らず百姓困窮、兵士逃亡して已に屯戍乏し、今虎狼の類は爭つて强盜を事とす、逆亂の萠近く目前に在り、請ふ援兵一千人を發し、以て不慮に備へん』と云つて居る[8]。而して當時兵士の逃亡者に對しては死罪を以て臨んだのであるが、如何に嚴刑を科しても其の效果のなかつたこと凡そ斯の如きものであつたのである。

初期農兵制は斯る事情の下に於て奈良朝末期を以て略々崩壞し終り、此の時代以降に於ける政府の兵備は單なる情勢的存在に止り、實質上最早往年の機能を發揮することが不可能となつてゐたが、此の傾向を更に助長したものが彼の國司や軍毅により兵士を私用に使役することであつた。既に早く天平寶勝五年十月の官符には『國司が違法を以て兵士を自己の仕事に使役するから兵士は弓矢を棄てゝ家に還つて鉏や鍬をとる』と指摘して、國司が兵士を雜役に使役することを禁じて居るが[9]、併し此の種の弊害は依然として改まらず、寶龜十一年三月の太政官奏には

『但今諸國の兵士は大略羸弱となり、徒らに自己の庸役を免れんとし、國司軍毅は自ら恣に之を駈役して、未だ曾て弓馬の術等を慣習せず、唯薪草を刈らしむる、縱令かゝる兵士を戰場に赴かしむるも實役に立たず、民を棄つるに等しいものである』[10]と云つてゐる。斯の如き國司の違法により王朝兵制は全く無力化し、國軍の備は空虚とならざるを得なかつた。延暦交替式によれば、奈良朝末期たる寶龜年間には既に兵備が空虚となつてゐたやうである。寶龜四年正月二十三日明法曹司の解文に曰く『今令文を案ずるに、國司交替の時、動もすれば國司が虚僞の帳簿を以て備なきをあるかの如くに裝ふことがあるからよく調査せねばならぬ、元來兵糧米並に武器類は兵士の自辨すべきものであるが、其の裝備を國司が怠り、且つ既に國司が交替して責任者の無い場合は軍毅が終身官であるから、軍毅に於て補塡するがよい、若し之をも怠つた場合は軍毅をも處分せよ』[11]と。當時の國司が中央政府に對して懈怠と非違を敢てしたことは歴史上著名であるが、其のことは軈て又兵制にも反映し、遂に兵備の『虚帳』を結果して王朝政府の軍備を朽廢せしめて行くのであつた。之と相並んで又鎭守府將軍の曠職も併せて注目すべき事柄であつた。平城天皇大同三年七月四日の勅には鎭守府將軍が任國を離れ、其の職を曠ふするを難じて『鎭守府將軍の任は邊境を守るにあり、暫くも缺くことが出來ない、今聞けば鎭守府將軍從五位下兼陸奧介百濟王敎俊は遠く鎭所を離れて常に國府にあつて臨機の要に立たない、自今以後鎭所を離れることを禁ず』[12]と。事態既に斯の如きものがあつたから、政府は結局兵備の縮少を餘儀なくせねばならなくなつた。寶龜十一年政府は三關(さんくわん)邊要を除く外、國の大小に從つて兵士の數を定め、殷富の百姓で其の才幹弓馬に堪ゆるものを點檢し、其の番に當る每に專ら武藝を習はし

め、羸弱の兵士は専ら農耕に從はしめ[13]、以て兵士素質の改善と同時に兵數の縮少を圖つたのである。次で延暦十一年には遂に陸奥、出羽、佐渡及び九州太宰管内諸國を除く外、京畿七道の徵兵制を停廢するに至つたが[14]、徵兵制の廢せられた地方に於ては新に郡司の子弟を以て健兒に仕立て、彼等をして兵庫、鈴藏及び國府の警備に當らしむることにした[15]。併し健兒の數は之を前の徵募兵士に比すれば其の數極めて少數であつて、京師の如き重要地帶は此の少數健兒を以てしては到底充分に守備し得ないので、延暦二十年には再び元の衞兵制度が復活せられた[16]。其れによれば、平城天皇大同三年七月二十二日には、衞門を廢して左右衞士府を合併し、衞士府主帥各六十人を廢し、新に門部各一百人を置くべきことを命じてゐる[17]。併し此の一時的兵制が時代の推移を既倒に防ぎ得るものでなかつたのは云ふまでもない。然らば當時尙農兵徵募制度の存續された陸奥、出羽地方に於てはどうであつたか、弘仁二年閏十二月十一日に奏れる征夷將軍參議從三位行大藏卿兼陸奥出羽按察使文室朝臣綿麻呂の奏言によれば、同地方に於ても兵備の極端なる縮少が切言され『兵役は非常に備ふる爲であるが、當地は遺寇がないから兵士を置くの必要がない、但し邊境の守りは早速停止することは出來ぬ故、二千人を置き、他地方の兵役は解除せられんことを望み乞ふ、又寶龜五年より當年迄三十八年間邊寇屢〻動き、警備絕ゆることなく、丁壯老弱或は征戍に疲れ、或は轉運に倦み、百姓窮弊し未だ休息することを得ないから、復た四年の暇を給はらんことを望む、殊に疲弊を休め、鎭兵は順次之を差點し、輪轉復免共に之を許され度し[18]』と述べてゐる。斯く中央並に地方を通して王朝兵制が到底維持すべからざるものになりつゝあつた事は、貞觀十六年九月十四日の檢非違使五箇條の起請文第四條に、兵士の體力脆

弱にして其の帶ぶる箭數の少きを指摘してゐることによりても察知せられる。降つて「三代實錄」元慶元年十月十七日の條には、姧賊多く制し難きにより、浪人をして要害を守らしむることにしたいと云つてゐるやうな實狀であつて、王朝制下の兵農一致は既に其の脚下に生起しつゝあつた社會分裂の事實に誘はれて頽廢し、別に異る方面よりして新なる兵制の興隆が待望されつゝあつたのである。而して斯く初期の農兵制度が漸く維持困難となりつゝある時に際し、過渡的現象として出現したものが彼の健兒制度であるが、健兒制に就ては別に次節に於て詳說する。

洵に平安朝の初期乃至中期は社會の秩序全く紊れ、唯權門を擁立し實力を行使し得るものゝみが浮浪の徒を呼び集めて身邊を護衛せしめ、空閑地を占兼して私有庄園を拓くの時代であり、中央政府は之に對し殆んど手の下しやうがないのであつた。斯る社會混亂の狀勢を導き出したる抑々の根源は地方の舊勢力たる郡司と農民との因緣絕えざると、國司又中央朝廷を恐れずして私心を逞ふし、朝廷之を阻止するの力を失ひたるによるのである。斯く王朝政權の支持者たる兵士が王朝支配下より離脫して新興勢力に阿從せんとするところより、國內至る所秩序紊れ、紛糾と混亂が隨所に露呈せらるるのであつた。

註 (1)續日本紀卷四、天明天皇和銅二年十月
(2)類聚三代格卷十二(舊輯國史大系、第十二卷、七五八頁)
(3)類聚三代格卷八(前揭本、七〇八頁)
(4)大日本古文書之一、四八七—四八八頁

(5) 北山茂夫、奈良時代の農民問題（社會經濟史學第六卷第一號、六九頁）
(6) 日本紀略前篇十三、桓武天皇延暦十四年十二月乙酉、（新訂國史大系、第十卷、二六九頁）
(7) 日本後紀卷十七、平城天皇大同四年四月
(8) 文德實錄卷六、文德天皇齊衡元年四月壬午
(9) 類聚三代格卷十八（前掲本、九四六頁）
(10) 續日本紀卷三十六、光仁天皇寶龜十一年三月辛巳
(11) 延暦交替式（舊輯國史大系、第十三卷、六頁）
(12) 日本後紀卷十七、平城天皇大同三年七月甲申
(13) 續日本紀卷三十六、光仁天皇寶龜十一年三月辛巳
(14) 類聚三代格卷十八、延暦十一年六月七日勅（前掲本、九四一頁）
(15) 類聚三代格卷十八、延暦十一年六月十四日太政官符（前掲本、九五三頁）
(16) 類聚三代格卷十八、延暦二十年四月二十七日太政官符（前掲本、九三八頁）
(17) 日本後紀卷十七、平城天皇大同三年七月壬寅
(18) 日本後紀卷二十一、嵯峨天皇弘仁二年閏十二月

## 第三節　彌縫策としての健兒（こんでい）制

王朝政府の衰微に伴ふて諸國軍團は既に弛廢して軍役の用に立たなくなつたから、政府、殊に地方政府に於ては

之に代るものとして健兒制度を採用して騷亂の巷と化せんとする社會の秩序を維持せんとした。健兒制度とは紀綱の紊亂によつて被害を蒙つた諸國の郡司等が其の子弟を集めて組織したる一種の自警團である。蓋し郡司は前にも一言したやうに、元々舊國造出身のものが多く、其の家柄の關係上附近農民との因緣關係が最も深く、且つ各自の子孫の繁生するに連れて、國司に無斷で又は國司と結托して空閑地を獲得し、其處を拓きて自己の私有とする風が盛んで、事實上地方勢力の核心であつた。斯くて健兒は郡司の生命財產を保護する爲に組織せられたものである丈け、郡司が地方勢力を維持する爲の爪牙支援力でなければならなかつた。

健兒に課せられた任務は先の軍團兵と左程異らぬものであつたが、徵募上の制度として郡司又は勳位を有する地方貴族の子弟より採用した點が異るのである。尤も健兒採用制は此の頃に至つて突如出現したものでなく、既に早き時代より若干見られてゐ、其れが如何なる性質のものであつたかは明らかでなく、天平寶字六年二月辛酉の條に『伊勢、近江、美濃、越前等四ケ國の郡司子弟及び百姓を簡點し、年四十以下二十以上にして弓馬を練習するものを以て健兒となし、其の身は田租及雜徭を免除する』[1]とある如き其の片鱗を示すものである。從つて延曆十一年に新設された健兒の前驅は既に天平の頃より存在したものとも考へられる。併しながら、延曆十一年に新置せられた健兒の名稱は前代のものと縱令同じであつても、兵制上の意義が根本的に異つてゐる。卽ち舊來の健兒は軍團兵士と竝行し、其れを補强する意味で徵集されたのであるが、延曆十一年創設の健兒は軍團兵制度廢滅の後を承け、軍團制を代行すべき任務を帶ぶる兵員として登場したのであり、然も彼等健兒は郡司や有位有勳者子弟の出身で、弓

馬に堪ゆるものの中から採用した關係上、彼等の身分は農民にあらずして地方有司の子弟である。隨つて當代の學者中には健兒制の採用されたこと其れ自體を以て王朝時代に於ける兵農分離の初見であるとする向きがないではないが、併し其は單に制度の上の形式に囚はれた一個の獨斷に過ぎないのである。

斯る動機により發生した健兒は『延喜式』によれば左の如き各國駐屯數を示して居る。

諸國健兒

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 山城國 | 卅人 | 大和國 | 七十人 | 河內國 | 卅人 |
| 和泉國 | 廿人 | 攝津國 | 卅人 | 伊賀國 | 卅人 |
| 伊勢國 | 一百人 | 志摩國 | 卅人 | 尾張國 | 五十人 |
| 三河國 | 五十人 | 遠江國 | 六十人 | 駿河國 | 五十人 |
| 伊豆國 | 卅人 | 甲斐國 | 五十人 | 相模國 | 一百人 |
| 武藏國 | 一百五十人 | 安房國 | 卅人 | 上總國 | 一百人 |
| 下總國 | 一百五十人 | 常陸國 | 二百人 | 近江國 | 二百人 |
| 美濃國 | 一百人 | 飛驒國 | 卅人 | 信濃國 | 一百人 |
| 上野國 | 一百人 | 下野國 | 一百人 | 陸奥國 | 三百廿四人 |
| 出羽國 | 一百人 | 若狹國 | 卅人 | 越前國 | 一百人 |
| 加賀國 | 五十人 | 能登國 | 五十人 | 越中國 | 五十人 |
| 越後國 | 一百人 | 佐渡國 | 卅人 | 丹波國 | 五十人 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 丹後國 | 卅　人 | 但馬國 | 五十人 | 因幡國 | 五十人 |
| 伯耆國 | 五十人 | 出雲國 | 一百人 | 石見國 | 卅　人 |
| 隱岐國 | 一百人 | 播磨國 | 一百人 | 美作國 | 五十人 |
| 備前國 | 五十人 | 備中國 | 五十人 | 備後國 | 五十人 |
| 安藝國 | 卅　人 | 周防國 | 五十人 | 長門國 | 五十人 |
| 紀伊國 | 六十人 | 淡路國 | 卅　人 | 阿波國 | 卅　人 |
| 讃岐國 | 一百人 | 伊豫國 | 五十人 | 土佐國 | 卅　人 |

凡鎭兵陸奧國五百人、出羽國六百五十人[2)]

以上の數字を前の王朝時代の軍團兵に比すれば甚だしく少數である上に、其の素質柔弱にして紀綱振はず、騷亂の巷と化せる諸國郡鄕の治安を維持し得るものではなかつた。唯陸奧地方には前表にも見ゆる如く特に多數の健兒を增置してあつたが、之とても往年の特別駐屯の守備兵に比すれば其の數遙かに少いのである。果せる哉、諸國浮逃の農民は健兒の編成されたことに目も吳れず、相次で强盜又は群盜となつて國衙を襲擊し、官吏を殺害すること頻々たるに至つたのであるが、然も政府及び地方廳は之を如何ともなすことが出來なかつた。加之、國郡治安の任務を帶ぶる健兒の素質は爾來年と共に降り、遂に間もなく其が存在の理由をさへ失はざるを得ざるに至つた。貞觀八年十一月十七日の太政官符は其の狀を指摘して『聞くが如くんば、諸國差する所の健兒曾て才略なく、徒らに爪牙の備を搆へ、螳螂の衞に異らず、況んやまた敎へざるの民何ぞ非常の敵を防がんや、夫れ十歩の中必ず芳草有り、

百城の内寧ろ精兵に乏し、國司宜しく能く其の人を簡し、勤めて試練を加へ、一を以て百に當らしむるを期せよ』[3]と云つてゐる狀態であつて、混亂の渦中に投ぜられた當時の社會には、却つて新らしき意味を持つ庄園私兵の自然的勃興を促しつゝあつた。再言すれば郡司等が一時的方便の爲に創設した自警團よりも、庄園所屬の私兵の方が其の氣力に於て、鬪爭力に於て、優に一世の囑目に値するものにならんとしつゝあつたのである。

註 (1) 續日本紀卷二十四、淳仁天皇天平寶字六年二月辛酉

(2) 延喜式卷二十八、兵部省(舊輯國史大系、第十三卷、八四三―八四四頁)

(3) 類聚三代格卷十八(前掲本、九五五頁)

# 第三章　平安朝中期に於ける農兵

## 第一節　庄園の發生

吾人は前章に於て庄園制度發生原因の一端に觸るゝ處があつたが、本章に於ては次期農兵制出現の基本事實を語る爲に先づ庄園制度の成立に一瞥を與ふるであらう。

偖て大化改新以後、奈良朝末期に至るまで王朝政府の經濟的基礎を成したる班田制は、一見政府令する處の法制に隨應して成績を擧げたものゝやうではあつたが、然も奈良朝末期に至つては尠からざる不備と缺陷を曝露し、崩壞の兆候歷然たるものあるを見た。元來班田制度は土地國有主義に立脚しつゝ原則として一切の私有を禁止するものであるに拘らず、當時の社會的要求及び農業生產力の發展は斯る所有關係より農民を解放せられんことを要求して止まなかつた。現に元明天皇和銅四年十二月の勅に於て『親王以下及び豪强の家多く山野を占めて百姓の業を妨ぐ、今より以來、嚴に禁斷を加ふ云々[1]』と宣せられ、寺社權門勢家の土地占兼を嚴重に禁斷せんとしてゐる如きは、土地私有制を以てする生產力の發展を時代人が熱烈に要求してゐる一面の社會心理と云ふべきである。斯る現象は此の時代以降益々顯著となつたから、政府に於て禁遏を加へたけれども到底其の效を奏することが出來なかつた。左ればこそ、元正天皇養老七年四月に至つて史上周知の三世一身の令を布き『頃者百姓漸く多く田地窄狹なり、望

み請ふらくは、天下に勸め課して田疇を開き闢かん、其の新に溝池を造り開墾を營む者あらば、多少を限らず給ふて三世に傳へん、若し舊溝池を逐はゞ其の一身に給ふ[2]』と宣せらるゝに至つた。此の三世一身の令こそは實に政府自身が班田制度の內部に生起しつゝあつた矛盾を率直に承認し、個人の利己心を刺戟して生產力發展を促進せんとしたるものに外ならぬのであつて、明かに時代的意義を現はせるものである。然れども之によつて班田制度の根本精神は未だ完全に否定し盡された譯ではない、其れは聖武天皇天平十五年五月には親王の一品及び一位以下の者の領有すべき墾田の面積を特に限定し、奸惡にして法を犯す輩は法によつて罪を科せよと云へるによつて明かである。卽ち其の勅に曰く『聞くが如くんば、墾田は養老七年の格により年限滿つる後、之を收授することになつてゐるが、其の爲め農夫は怠り倦み、開墾の後再び荒廢せしめてゐる、自今以後は三世一身に論なく永領として之を取上ぐることなし、親王一品及び一位は五百町、二品及び二位は四百町、三品及び三位は三百町、四位は二百町、五位は百町、六位以下八位已上五十町、初位已下庶人に至る十町、郡司の大領小領は三十町、主政主帳は十町、若しそれ以上超過の場合は官に還す、國司在任中の墾田は前格の如し[3]』と。此の私有地領有面積の限定令が果して如何なる程度で實行されたかは大に疑問とする所である。否、斯る規則が殆んど其の通りに履行されなかつたであらうことは天平神護元年三月の勅に於て急遽私墾田を嚴禁し『今聞く、墾田は天平十五年の格によるに、今より以後恣に私財となして三世一身を論ずることなく、或は悉く永年公收することとしたが、然も天下の諸人競つて墾田をなし、勢力の家は百姓を驅使し、貧窮の百姓は自ら存するに暇なし、今より以後は一切禁止する、加墾せしむる勿れ』と云

つて居ることによつて見ても其の間の事情が窺知されるであらう。[41]

王朝政權の嚴存する時代に於て諸國に庄園が續々起つたのは一面班田制度の技術的拙劣に原因することは勿論であるが、他面には諸國の人口問題、殊に鄕村の支配階級たる國司、郡司、鄕長等の子弟の生活問題に絡むのであつた。彼等は大化改新以前には氏族の雄として或は帝都の官吏を勤め、又は地方の國造であり、伴造であつたが、大化の改新は單なる制度上の變革に止つて、新王朝政權下の統治に任ずべき人物としては此等舊來の勢力家を採用する外はなかつたから、舊來の勢力家は新政府の官吏となりつゝも其の實力に任せて子弟の生活手段を獲得せんとし、各〻其の管內に空閑地を見立て、其處を拓きて庄となし、其れが次第に政治的並に經濟的獨自性を保つことになつたのである。是れ庄園の支配者たる庄司庄官の大部分が國司、郡司等の子弟を以て充さるに至つた根本的原因であると共に、此の庄官等が後ち庄園武士として其の家門の高きを誇に至るのである。

洵に前後八十有餘年に亙り奈良朝政府の行へる農政は、諸國墾田に對する制壓と、其の違反者に對する制裁に終始してゐると云つても不可はない。墾田は班田に對する否定的出現であるけれども、其れが一つの社會的勢力を占むるに至つては、王朝政權と雖之を如何ともすることが出來ないので、在來の所有關係を固守せんとして足掻く舊治者階級の苦腦と憂悶とは益々深刻化せざるを得ない。然も政府者の斯る足掻きにも拘らず、墾田の開發は年月の進むと共に愈々擴大し、遂には墾田を禁制せんとする中央政府も其の策盡きて土地私墾田化の不可避性を認識するの止むなきに至り、弘仁十年十一月五日の太政官符には『空閑地(くがち)を惣計して其の田數を申し、重ねて其の主に課し

て耕種せしめ、一年を經て尙ほ耕さない場合は希望者に與へ、若し二年迄に開墾せざる者は改めて他人に與へる、而して開熟の人を以て永く其の地の地主となす』[5]と宣して、啻に私墾田を禁遏しないばかりでなく、進んで之を奬勵せねばならぬやうな事態を誘致しつゝあつたのである。個人的營利心に刺戟を與へて開墾を奬勵し、農業生産力の發展を助長せんとする時代的氣運の動きが明かに見え始めて居る。

然るに此の墾田は庄園の中核となり益々量的に發展し行くと共に、比較的短期間に政治的轉形を遂げ行きつゝあるを見た。其れは此の頃より庄園を起すには立券庄號と官省符申請なる新規の手續を經ることが必要とせられ、此の官府手續によつて庄園の不輸性と不入性とが朝廷より公認さるゝ形勢となつたことである。卽ち庄園は國衙に官物を輸さず、且つ官使も國使も庄園に入部し檢斷するを拒み得る特立の地域たるを原則とすることになつたのであつて、法制史上より云へば、不輸の特權が不入の特權と相並んで庄園の基本的事實たるに至つたのである。再言すれば、延喜時代以降朝綱漸く弛み、帝都在住の王臣家の權威增大した結果として生起したるものであつて、從來既に皇室の藩屛として顯要の位置を占めたる皇族其の他の權門は漸次其の實力を背景として多數の庄園を掩有し、其處より租稅を輸納せず、不入の特權をも求むるに至つたので、斯る慣例は驪て全國を風靡し、今や庄として不輸ならざるは無く、不輸地として庄園ならざるは無き狀態を現はすに至つたのである。[6]而して此等權門の新興勢力を迎合するものは地方の國司であり郡司であつた、彼等は銘々管内の地主と結托して庄園の成立を助長し、此の庄園を掩有するに更に中央權門の勢力を以てせんとするのであるから、其處に必然的に封建的體制が釀成せられざるを得

ないのであつた。

全國の形勢が斯の如くなりたる結果として王朝政府の財政收入は勢ひ重大なる影響を蒙るに至つたので、政府は百方庄園の隆興を禁止するの態度を示した。庄園禁止を明文として布告した最初の法令は延喜二年の其れであるが、此の時代から庄園組織の體制化が著しく進行し始めたやうに思はれる。尤も初期の庄園は其の總てが必ずしも納税を拒捍したり、又不入の特權を有する土地ではなく、事實上租税を滯りなく收納することが困難となつたのである。[7] 其のことは次に示す太政官符の述ぶる處によつても明かであつて、早くも延曆時代に於て庄官は王朝政府に對捍の態度を示してゐるのである。卽ち延曆十六年八月三日の太政官符に曰く『浮宕の徒が諸庄に集り、其の主人の權威をかつて調庸を免れ、郡國も之を催し徴することが出來ない、國宰郡司は現人口を調査し、毎年浮浪帳に附して調庸を收めしめよ、若し庄長等が拒捍し、一人でも脱漏せば其の身を禁じて言上し、違勅の罪に處すべし、國司の阿容したるものも之と同罪[8]』と。地方經濟組織中に導入せられたる斯る變革は頓て又他の一切の社會的諸關係を變革せねば熄まない。私が前章に於て「公民」の逃亡浮浪の事實を述べた際には、彼等の行先を端的に明示しなかつたが、逃亡したる彼等は今や或は群盜に投じ、他の大部分は雨後の筍の如く生起しつゝあつた各地の庄園內に流れ込み「私民」に轉化して其處の農奴に化しつゝあつたのである。此の事は其の頃に於ける兵制の發展と密接なる關係あるが故に左に數言を試みるであらう。

偖て農民の浮浪化は前段に述べたる如く、奈良朝時代に至り漸く顯著となつたが、特に平安朝初期に至つて最も

急激なる進行を示したのである。吾人は之に關し多くの史實を提示し得るけれども、煩雜を避くる爲め玆には僅に其の一例を引くに止めて置く、其れは從四位上行式部大輔三善朝臣淸行が、延喜十四年四月二十八日に奉つた意見封事十二箇條である、淸行は其の封事に於て朝政の紊亂を微細に指摘して曰く『臣去る寛平五年備中介に任ぜらる、彼國の下道の郡に邇磨の鄕あり、爰に彼國の風土記を見るに、皇極天皇六年、大唐將軍蘇定方新羅軍を率ゐ百濟を伐つ、百濟使を遣はして救を乞ふ、天皇筑紫に行幸し給ひ、將に救の兵を出さんとす、時に天智天皇皇太子として政を攝せらる、行路より下道の郡に宿し、一鄕を見るに戶邑甚だ盛んなり、天皇詔を下し給ひ、試に此の鄕の軍士を徵す、卽ち勝兵二萬人を得、天皇大いに悅び給ひ、此の邑を名づけて二萬鄕と曰ふ、後改めて邇磨と曰ふ、其の後天皇筑紫の行宮に崩じ終に此の軍を遣はさず、然れば則ち二萬の兵士彌々蕃息すべし、而して天平神護年中、右大臣吉備朝臣、大臣なるを以て本郡大領を兼ね、試みに此の鄕の戶口を計るに、纔に課丁千九百餘人あり、貞觀の初め、故民部卿藤原保則朝臣、彼國の介となりし時、舊記を見るに此鄕二萬兵士の文あり、大帳を計るの次、其の課丁を閱すれば七十餘人あり、其任に到り又此鄕戶口を閱するに老丁二人、正丁四人、中男三人あり、去にし延喜十一年、彼國介藤原公利任滿ちて歸都す、淸行邇磨鄕の戶口を問ふて曰く當今幾何ぞや、公利答へて曰く、一人も有る無しと、謹んで年紀を計るに、皇極天皇の六年庚申より延喜十一年辛未に至るまで纔に二百五十年、衰弊の速なること亦た既に斯くの如し、一鄕を以てこれを推すに、天下の虛耗は掌を指さして知るべし[9]』と、固より此言と其の數字には聊か誇張の感なきを得ないが、然も洵によく其の頃に於ける農民浮逃の狀況を描寫せる一大文字と云

ふべきである。

斯の如く逃亡した農民は續々として不輸の特權を有する庄園内へと流れ込んだ。現に久安四年九月鴨縣立伊俊等の解文には、神領となる後は官役國役免除の故に浮浪人が多々居住するに至つたと見えて居る。[10] 而して領主は庄園開發の爲に勞働力を必要とするから、此等浮浪人の庄園流入を大に歡迎し、更に積極的に浪人を募集することすらも珍しくなかつた。應德三年醍醐寺領越前國牛原庄に於ては浮浪人を招致して開發を行つたことが長承元年九月二十三日の官宣旨によつて知られて居る。[11] 庄園の發展は實に斯る浮浪農民の勞働力によつてなされたのである。而して浮浪民は庄園に入り込むことによつて官役と國役の苦痛から免れたけれども、其の代償としてあらゆる庄園の課役を負擔すべき領主の私民と化し、同時に農奴的地位に轉落しつゝあつたことを忘れてはならぬ。惟ふに、領土經濟の上に立つ封建組織の分化、別言すれば領主の支配を受くる封建農民の社會的、經濟的階級分化の基點は實に此の庄園内に流れ來りたる浮浪農民と庄官との新關係から發足するのである。以上の現象が庄園の土地制度上に現はれて既に前にも一言したる耕地請作制度（小作制度）の創始となるのである。顧へば王朝時代の初葉に於ける小作制度は、彼の官營田、省營田等の公田又は若干私有地に於ける賃租制度に見られ、又班田の用益權を密かに「賣買」する形式を以てする所の土地所有移動も見られないではなかつたが、然も其の頃の地主と請作人とは比較的平等の地位に置かれて支配被支配の關係は薄かつたのである。然るに其の後社會組織が庄園制度化するに至るや、土地の私法的用益關係の上にも反映して、領主の土地を下賤なる農民に充て行ふ形式にまで轉化するを見た、即ち庄園領

主は其の所有地を庄民に貸して耕作せしめ、其の益得を收入することになつたのである。其の手續としては先づ庄內の農民にして土地を請作せんとすれば地主たる領主に對して貸與方を出願し、地主に於て適當と認めたる者に充行狀を下附して耕作を許し、同時に作人より請狀を差出さしむるのである。是即ち農民隷屬化の端的表現であつて、斯くて土地に緊縛せられたる庄民は先づ居住移轉の自由を奪はれ、領主の意の儘に驅使されねばならなくなつた。大化改新下の班田百姓が國衙の誅求に堪え兼ねて庄園に流れ込んで見ると、其處には又庄園領主の新支配關係が作ふて再び下賤なる一介の農民に化し了つたのは、時代の推移の然らしめた所とは云へ、又驚歎すべき社會的變動であると云はねばならぬ。

斯くて庄園制度が確立せられ、多數農民が庄園領主の私民と化する頃より、領主は王朝政權に對して自領を護り又は他庄を侵掠する爲に、自費を以て多數の兵士を養はねばならなくなつた。其の兵士なるものが多分に庄內の住民であり、且つ其れが前記の如き形式下に小作農業を營んでゐた點からして、今や新しき時代的意義を有する農兵制度が出現したものと云つて不可なく、私は之を稱して次期農兵制が創設されたと云ふのである。

註　(1) 續日本紀卷五、元明天皇和銅四年十二月
(2) 續日本紀卷九、元正天皇養老七年四月
(3) 續日本紀卷十五、聖武天皇天平十五年五月
(4) 續日本紀卷二十六、稱德天皇天平神護元年三月

(5) 類聚三代格卷十六(舊輯國史大系、第十二卷、八六八―八六九頁)
(6) 中田薫、日本庄園の系統(國家學會雜誌第二十卷第二號、六一頁)
(7) 牧健二、日本法制史論、朝廷法時代上卷、四一六頁
(8) 類聚三代格卷八(前掲本、七〇八頁)
(9) 三善淸行、意見十二箇條(新校群書類從第二十卷、六八〇―六八一頁)
(10) 東大寺文書、第四回採訪第四册
(11) 醍醐雜事記卷十二、五一七―五一九頁

## 第二節　私兵制度の發生

庄園に於ける私兵制度の發展は庄園が王朝政權の下より萠芽し、生長し來りたる現象と相並行して說明されねばならぬ、卽ち舊勢力の破壞者として新勢力の擁護者としての任務を帶ぶる私兵は先づ王朝政權に對する庄園の抗爭主力として說明するのが適當である。

庄園の私兵は彼の王朝政府が國郡を警備したる軍團兵とは違ひ、各地方の勢あるものが各自の負擔に於て兵士を養ふ制度として起つたものであるから、王朝權力の衰頽したると相對的に發達したものと云ふべきである。王朝政府の武力は斯くて日に月に有名無實にならんとしつゝあつたが、法曹至要抄は其の頃の私兵徵募の事情を語りて

『擅に兵を二十人以上發したものは杖一百五十、徒一年、五十人以上發したものは更に一等を加へる、若し逃亡の盜賊あり、假りに人夫を遣して追捕したもの及び公私田の獵者は此の律を用ひず、又條に云ふ、私に武器を蓄ふるものは徒一年に處す』[1]と云つてゐる。庄園が起り始めたとは云へ、未だ王朝政權は嚴として遺存するのであるから、其の間擅に兵を發し、私に兵器を蓄ふる者は嚴に禁制せらるゝのは當然であつたが、然も綱紀愈々紊れ、治安の維持が保てなくなると、農民等も自己防衛の必要上自ら武裝する必要に迫られたであらう。今昔物語には斯る狀態を證明する多くの說話が載せられて居るが、其の引用は姑く省略するとして、天曆八年には政府より私に兵杖を帶ぶることの禁令が出されて居り[2]、又弘仁六年三月二十日の勅には『軍用の要は馬を第一とする、今聞く、權貴の家、富豪の輩、使を邊邑に通し、馬を夷狄に求む、部内は之により靜肅ならず、兵馬闕乏を來す、延曆六年の格を以て陸奥出羽兩國に馬を買ふことを禁じ、若し違犯せば嚴科を以て官沒すべし、但し駄馬は此の限りにあらず[3]』と宣してゐるが、之によつて見ても、權門勢家の輩は駄馬にあらざる軍用馬をば陸奥、出羽兩國に於て頻りに買ひ求めて居り、同時に各自の部内靜謐ならずして騷擾せる有樣がよく窺はるゝのである。此の種の軍馬は必ずや庄園の擁する私兵をして驅使せしめ、其の軍役に立たしめたのであらう。平安朝初期の弘仁年間でさへも既に斯の如き狀態であつたのであるから、年月の進むと共に愈々私兵制度が發達するのは必然の趨勢であつた。

「三代實錄」元慶元年四月二十五日の條には『人臣之家には隨身之仗があり、州郡の宰には耀威の兵なきに非ず[4]』とて私兵保有の事實を語つて居る。現に冷泉天皇の安和二年二月七日、右大臣師尹の家人と中納言兼家の家人とが

亂鬪し、右大臣家の舍人が殺害されたことがある、其處で其の家人數百人出で來りて中納言家を襲擊した、中納言家の兵三人竝に髮を亂し鉾を取る者四五人出で來り、右大臣家の一人を射殺したといふ。[5] 京都貴族の如きでさへも既に早くも自らを護る爲に、かやうに夫々私兵を養つてゐたのであるが、地方は中央に比してより一層王朝勢力の衰退が甚しかつた丈け、私兵の發達も顯著であり、武士の權勢は此の無警察狀態に置かれた地方の治安維持の爲に逸く發達したのである。平將門が叔父良兼を常陸に邀擊した時には彼の手兵千八百餘人であつたと言はれ、將門の誅伐に向つた平貞盛及び下野押領使藤原秀鄕の率ゐた兵數は四千餘人で、其の悉くが庄園に養ふた私兵であつた。[6] 從つて地方以て當時各地方に於ける庄園の兵士が如何に隆盛に向ひつゝあつたかを察することが出來るであらう。從つて地方豪族の叛亂に際しては、微力なる政府自ら之を鎭壓する力なく、地方に蟠居する王朝系豪族の兵力を藉つて漸く鎭壓するを得る狀態であつた。因みに玆に云ふ豪族とは國司郡司にして庄園領主化せるもの及び中央王臣家の末裔にして地方に出で居るもの等で、其の或者は謀叛し或者は王朝政府の驅使に甘んずるのであつた。何れも國衙の兵力皆無となりたる後に於ける地方政情の表現である。而して當時京都に於ける王朝政府の軍隊が如何に無力なものであつたかは彼の奧州前九年の役に際し、天喜五年十二月附の國衙の解狀が『諸國の兵粮及び兵士は徵發の名あると雖も、到來の實なく、當國人民悉く他國に越し、兵役に從はず、不次の恩賞を蒙りながら全く征伐の心なく、諸國軍兵兵粮亦以て來らず』[7] と云つてゐることによつても知れる。而して奧州の安倍氏を滅し此の叛亂を平定したのは中央軍隊でなくして、地方豪族たる源賴義及び其の子義家であつた。斯くて王朝軍――官兵――は今や全く其の實

力を失つて了つたのに反して、地方治安の任に當るものは實に數千・數萬人の私兵を擁する庄園の本所であり、領家であつた。奥州役三年の役に際し、源義家は國解を奉つて『武衡、家衡が謀反すでに貞任宗任に過たり、わたくしの力をもつてたま〳〵うちたいらぐる事を得たり、早く追討の官符をたまはりて首を京へたてまつらん』[8]と政府に對し追討の官符を請ふたところが、朝廷の方では之を私闘と見做して義家の請願を許さなかつたので、三年に亘る奥州の叛亂は全く義家の私兵によつて鎭壓された譯である。之よりして東國地方の武士は漸く朝廷から離脱して獨自の活動を示し、同地方に於ける武士勢力の伸長が著しく目立つことゝなる。私兵制度も此處に至れば既に天下の大勢を左右すべき一大存在として見らるゝに至るのであつた。

斯る多勢の私兵を養つてゐる地方勢家こそは是れ取りも直さず庄園領主であつて、其の代表的なるものが東國地方に勢力を扶植した源氏であつた。源義家が後三年の役後、東國地方一帶の土豪より土地の寄進を受けて廣大なる莊園を掩有するに至つた事は、寛治五年六月朝廷が特に諸國の百姓に對し今後其の所有する田畠の公驗を義家に寄附することを禁じ[9]、更に翌五月には義家が諸國に立てた庄園を形式上停止せんとしたることによつても其の一端が窺はるゝであらう。百姓が所有田畠の公驗を義家に寄附するといふことは、斯る寄進行爲を通して義家と土豪――地主――との間に新に主從關係が結ばれたことを指すのである。而して右の場合に於ける義家は東國地方の最高領主となり、寄進者は其の土地の下司、公文と呼ばるゝ庄官であつて、土地の實質的管理に當る者であつた。斯して義家の支配下に入つた莊園は、開墾によるものよりも上分寄進行爲によるものゝ方が多く、此のやうにして東國地

方は源氏の支配下に入り、源氏の郎黨たることにより各自の地位と財產とが保障せらるゝのであつた。而して右下司、公文と呼ばれたる庄官は其の下に多くの庄民を持ち、領主の命あれば直ちに勇壯なる兵士を率いて出動したのであるから、茲に典型的なる兵農一致卽ち私兵を農より起すの制度が完全に成立したと云つてよい。現に兵部卿平信範の日記なる兵範記（人事記とも信範記とも云ふ）の保元元年七月八日の條には『今日藏人頭左中辨敎朝臣、勅定を奉じ御敎書を以て諸國司に仰せて云ふ、入道前太政大臣幷左大臣、庄園軍兵を催すの由、其の聞えあり、慥に停止せしむべし』[11]とて、左大臣藤原賴長が自己の庄園内より徵募したる軍兵を率ゐ、大擧して京都に攻め上る風聞あるにより、之を停止せしめんとしたことを述べて居る。續いて同月十七日の條には『今日頭辨勅を奉じ、諸國司に仰せを下し、宇治入道猶ほ軍兵を催さしむる由其の聞あり、件庄園幷左大臣の所領慥に沒官せしめ、彼の奸濫朝家の亂逆を停止せしむべし、已に此の時に當り、國司若し懈緩を致さば罪科に行ふべし、綸旨により執務如件』[12]と云つてゐる。卽ち保元の亂の風雲愈〻急を告げつゝある秋にあたり、左大臣が其の庄園より軍兵を徵して事を構へんとするを停止せざるに於ては、其の所領庄園を沒官すべしと云ふのである。右の場合の私兵が如何なる軍事的組織を庄園内に持つてゐたかは明かでないが、其の多くが農兵であつたことは爭はれず、平時は耕作の業に從ひつゝ庄園經濟の基礎を形作るものであつたのである。

註 (1) 法曹至要抄、中（日本經濟大典、第一卷、一一一頁）

(2) 同上、中（日本經濟大典、第一卷、一一一頁）

(3)類聚國史卷七十九、(新輯國史大系、第五卷、四二六頁)
(4)日本三代實錄卷三十一、陽成天皇元慶元年四月廿五日丙申
(5)日本紀略、冷泉院安和四年二月七日(前揭本、後篇五、一一〇頁)
(6)將門記
(7)陸奥話記(新校群書類從、第十六卷、一八頁)
(8)奥州後三年記、下(同上書、三四頁)
(9)後二條師通記、寛治五年六月十二日條
(10)後二條師通記、寛治六年五月五日條
(11)兵範記(史料通覽本、第二卷、一一六頁)
(12)兵範記(前揭本一二四頁)

## 第三節　庄園隆起と自然經濟への復元

本節に於て論じたきことは、王朝政權下より何が故に庄園なるものが起り來つたかと云ふ其の根本原因である。惟ふに大化改新の目的が氏族制度に基く政治的竝に社會的沈靜を打破するに在つたのは勿論であるけれども、元來大化改新は當年の支那留學生等が支那文化に心酔し、其の規範に倣ふて我國に之を移したものであつたが爲に、幾多の無理があつた。併し我國に於ては其れより以前自然發生的なる氏族制度の體內に大家族制が包容せられ、此の

制度により生産せられたる農産物を以て國宰、國造、伴造等支配下の地方政費を支辨し、此の地方制度の上に立つ中央政府を維持することを妥當なりとし、且つ自然であるとしたのである。此の間地方氏族等により行はるゝ秕政は勿論あつたが、其れは併し大化の改新により根本的に刈除せらるゝ性質のものではなかつた。卽ち大化の改新により新政府が樹立せられ、中央集權の組織が整備すると共に地方には國郡の制が布かれ、國每に國衙を、郡每に郡衙を置き、國衙には特に佛教寺院を配するなどして、其の政費は從來の行政費よりも遥かに多きに至り、當時の農業生產力を以てしては到底之を支持することが出來ないのであつた。然も一たび樹立せられた政治體制は飽くまで之を維持しなければならぬから、其の政費を捻出する爲には勢ひ國衙領の農民に苛歛を加へ其の增收を以てする外に途がないことになつた。當時王朝政府が租、庸、調の名の下に農民より徵收したる現物並に勞働量は相當のものであつたので、農民は此の苛歛なる賦課を免れん爲に、より賦課の輕き地方に逃れんことを切望するの念願が熾烈となつた。此の逃避心理と班田制度の技術的不合理とが相倚り相助けて各地國衙領の農民をして浮浪人化せしめ、此の浮浪人の流入個所が庄園であつたのである。然も一口に庄園と云へば新に開墾したる庄園とのみ思ひ做すかも知れないが、庄園中には王朝時代に夫々の田類を朝廷より賜はつた顯官の土地の庄園化せるものが少からずあつたのである。例へば彼の賜田、功田等が其れである。緊密化した王朝政府の政治を運用して行くには勢ひ政費調達の爲に國衙領の農民に賦課しなければならぬから、其處に勢ひ自然經濟を基本とする往年の政治組織への復元——舊氏族制下の社會と餘り遠からざる庄園の設立——によつて大化改新下に於ける政治經濟の不合理を修正して過度な

る收歛より免れんとする心理が起らざるを得なかつた。當時諸國の農民が續々と王朝支配下の本貫を脫して庄園に流入したのは政治樣式完備して然も誅求苛歛なる國衙領よりも、政治機構簡單にして賦課の輕い地方を選ばんとするのであつた。此の點より觀る時は、大化の改新は王朝政府を圍繞せる官僚等が其の時代の國民生產力を打算外に置き、徒らに支那文化の輪奐美に眩惑したる淺慮と失策は之を覆はんとして覆ひ能はざるものであつた。庄園隆起の原因の一面が人口增加に伴ふ農業生產力發展の衝動に在つたことは云ふまでもないのであるが、然も庄園の勃興を以て徒らに當時の權門勢家等が犯したる私利心のみに基くものとする見解は當らない。權門勢家等が支那文化の輸入による政治體制の特徵を認めつゝも、時代の動きに乘つて庄園を起し、同時に地方官吏等が之に隨應し、各地方の地主も亦其の土地の上分を寄進して庄園支配下に入るを喜び、又微力なる農民等が其の本貫を脫して安住の地を庄園に求めたのは、皆是れ大陸文化の移植に過ぎざる大化改新下の社會經濟組織を否定せんとする行動であり、其が存續への抵抗であつた。而して此の否定と抵抗の結果實現せられた庄園は往年の氏族制度時代の田莊(なりところ)と一脈相通ずるものがあつた。殊に庄園內に於て小部落を結成するにも血緣者が集つて共同生活を營まんとせるが如きは新しき形に於ける往年の大家族制の再現を思はしむるものがある。卽ち人爲的なる舶來文明は自然發生的なる土の文明へ、別言すれば、遠き以前より持ち來つた日本民族固有の社會組織へ、還元しなければ熄まなかつたのである。

既に前々章にも論じたやうに、大化改新前に於ける社會體制は日本村落制度發展の段階より云へば純氏族制度時代を過ぎて大家族制度時代に入り、高貴なる族長に卑賤なる部民の服從する關係は主として政治的機構の上のみに

殘存するを見るに至つたけれども、農民は大家族制下に於ける協同生活の特徴を未だ全く忘れ得なかつたのである。然るに大化の改新は一朝にして此の大家族制度を廢止し、土地の班給其の他一切の政治經濟施設をば各世帶を單位として實施することになつたから、彼等は必然的に村落生活の空虛と經濟上の逼迫を覺えざるを得なかつた。尤も大化改新後の地方制度として郡鄕保の制度は樹てられたけれども、其は唯法制上の規準を與へたに過ぎず、此の改新後に於ける舊部民等の精神的不滿と生活の不便さは到底容易に償はるゝものでなかつた。此の點より云へば、班田制度の下から生れた庄園制度は氏族制度末期の大家族制度と其の形質が近似するものであらねばならなかつた。兩者の間の社會的經濟的性質が全々同一であるとは云はないけれども、彼の木に竹を接ぎたらんにも似たる大化改新の郡鄕保の制度よりも庄園制度は一層自然的なたものであつたと云つてよい。卽ち大化改新により打ち樹てられたやうな人爲的地域制より別個に發達したる庄園內に於て庄長と庄民とが土地制度に於ては充行と請作の關係を結び、又身分關係に於ては朝廷支配下の公民と云ふやうな形よりも、寧ろ庄長の隷屬民として其の保護下に生活安定を得ることが彼等の希望する處であつたのである。卽ち大家族的羈絆を一朝にして解除したる王朝政府も、其の政治經濟施設を以てしては曾ての大家族制度時代に於けると同樣の滿足さを農民に與ふることが出來なかつたから、鄕保の農民は自ら生くる道として新興の庄園を選み、其處に安住の地を求めて流轉し行いたのである。

更に又王朝系統に代りて庄園制度が樹立されても、庄園の支配的要素の大部分が舊王朝系統人物の後裔であり、殊に皇族所出の貴族が相次で國司として地方に出で、其の地より庄園の發生したる事實を思ふ時、王朝系統の社會

と一見別個の存在なるかに見ゆる庄園は、實は王朝系統の國司や郡司が自已管内に於ける行政組織を農業生産力に應ずる丈けのものに再編成せんとする運動であつたと云つてよいのであつた。而して一たび打ち立てられたる舊王朝政權を再び氏族制下の田莊に髣髴する庄園に改造せんとするには必然的に兵力の行使を必要とする。大化改新の際武器は一應地方貴族の手より收公して特設の兵庫(やぐら)又は兵庫代用の神社に收藏したけれども、王朝政權の弛緩すると共に庄園領主又は庄官の手により武器が製造せらるゝことになつて、自然經濟への復歸作用は益々强調せらるゝを見た。而して一般の庄園に發生した農兵も、寺領庄園に起つた僧兵も、結局は皆自然經濟復歸への鬪士であり、又自然經濟復元の流れに沿ふて發展し行く運動の先鋒であつたのである。

## 第四節　武士階級の躍進に伴ふ農兵と僧兵

### (次期農兵制の成立)

#### (イ)　保元平治の亂と武士階級の躍進

庄園に於ける私兵の發展は王朝政權衰頽の成果であり、且つ軍團兵に其れが代替したと云ふばかりでなく、軈て又兵農の身分的分離を促す端緒でもあつたのである。換言すれば農兵制度が庄園を基礎として再び出現したと云ふことは、軈て又兵と農とが身分的分離をなす準備行動を意味するものと云つてもよいのであつた。此の私兵たる農

兵は平生其の家に幾人かの家の子を擁し農業を營みて庄園の物質的基礎を固むると共に、他方武藝をも練磨する者であつた。而して庄園の領主となれる權門は實は王朝系統の貴族であつて、元來彼等が政治的竝に物質的權力の掌握者であつた關係上、此の頃に至つては首鼠兩端を持し、頗る矛盾に滿ちたる生活をなし居る實狀であつたが、彼の保元平治の亂の結果、彼等が有したる在來の政權は一應清算せられねばならなかつた。卽ち此の兵亂は全國庄園の上に覇權を握らんとする武士の實力抗爭により藤原氏等貴族の大半を一擧に埋葬し終るの結果を齎したのである。而して其の改革を遂行する爲に必要とした兵力は、彼等が年來養ひ來つた庄園の私兵群から供給されたのであるから、玆には先づ私兵卽ち農兵としての庄園武士の躍進に就き、次で寺領僧兵が保元平治以前から如何に發達し來つたかに就き語ることにする。

（ロ）　農兵の躍進

王朝權力が衰頽し、各地方の土豪が自己防衞の策を講じつゝある秋に際し、其の軍事的要求を滿したものが庄園に於ける私兵であつた。庄園に私兵が出現したる原因としては旣に述べたやうに先づ庄園に流入した浮逃農民を數へねばならぬが、此の他地方官が任期滿つるも京に歸らず、又郡司も任地に其の儘定着して世襲の勢を作り、其の子孫多く鄕村に繁殖して農兵層を形作るに至つた事をも記憶せねばならぬ。然も吾人の觀る所によれば、此等は同じ武士でも上級武士に屬するものであつて、下級武士としては前記班田農民が本貫を離れて徘徊し、後ち庄園に入つて庄民となつたものからの出身が多數であつたことは爭はれない。中にも著しいのは群盜となつた徒輩であつて

數百人隊を結び、權貴を襲ひて財を奪ひ、又國衙を襲擊し官吏を殺害するを業とするものであつた。治安三年十二月丹波守藤原資業の京都中御門の第宅は此等の群盜によつて放火せられた。當時資業の政務を執るや苛酷無道なりとの評判があつたので、右大臣實資は彼を評して『州民之愁、各結ニ凶黨之類一成レ犯歟』と云つて居るのである。更に陽成天皇[1]の元慶七年には、太宰府の管內に於て百餘人の群盜が國衙を襲擊し、其の長官を射殺して官物を掠奪したと云ふ事件が突發したけれども太宰府は之を追捕することが出來なかつた。「三代實錄」は其の狀を記して『これより先、太宰府六月六日の解に偁ふ、今月三日夜分群盜百人許り、國守都御酉の館を圍んで、御酉を射殺し、財物を掠め奪つた。傍吏は人の叫聲を聞いて俄に兵仗を發して赴き集つたが、群盜は逃散し、夜暗く兵少きため追捕する能はずといふ、太宰府は國の解狀により少監正六位上中原眞人長城等をして、兵卒を率ゐて發遣、搜索せしむると同時に、朝廷に言上した。之に對し太政官は太宰府司を譴責し、牧宰の官（國司）の委寄の任は重いのに肆に殺戮せられたのは惡の甚しきである。筑後國は太宰府を去る往還半日の處であるから、縱令三日の夜、夜暗く兵少くとも、四日五日には兵を增し追討すべきに、之を逃散せしめたのは殆ど傍吏の懦弱の致すところである。且つ管內の亂を鎭むるは府司の任であるのに、虎兕を檻より出したのは誰の過失であるか、又長城等を發向の後、既に月餘の日を積むに擒獲の狀今に聞くなきは、蓋し長城の逗撓の致すところか[2]。』と云つてゐるが、右記錄に現はれたやうな王朝權力の衰頽事情に就ては既に是迄屢々言及したから此處に再び繰り返すことをしないが、唯吾人が關心の最も集中されるのは、此の種の群盜は農民であると同時に平素或る程度の武藝を練磨し、軍事行動を執り得る者

であり、從つて彼等は農民と云ふよりも寧ろ專業の武士に近いものとなつてゐたといふことである。勿論彼等の所出は元々班田農民であつたが今や其の本貫を離れ浪々として國衙領内を徘徊したる後ち庄園に入つて其の領主の私兵となり、其の戰鬪員たる生活を營み始めたのである。

斯の如く地方官の子弟の一群を上級武士とし、並に舊班田農民の群盜化せるものを下層武士とする庄園武士は、政府の官吏を眼中に置かず、國郡の官吏却つて此等武士の權威を恐るゝ有樣であつた。例へば「十訓抄」には『丹後守保昌任國に下向のとき、よさの山にて白髮の武士一騎あひたりけり、木の下にうち入て笠をかたふけて立たりけるを、國司の郎黨云、此翁何不下馬哉、奇怪なり、とがめおろすべしといふ。爰に國司の云、一人當千の馬の立やうなり、たゞものにあらず咎むべからずと制止しうち過る間。』[3] と云つてゐるが、是れ平安朝末期に於ける公私權力の强弱關係を最も端的に說明せる一例である。『觸らぬ神に祟なし』といふ古語を會得せる此の頃の國司は右のやうに如何に無氣力と評せられても、命を捨てまいとする點に於て賢明であつたのに反し、徒らに自己の權威を示して武士と戰はんとする國司は屢々失命の苦杯を嘗めねばならなかつた。『古事談』に見ゆる次の記錄の如きも亦其の一例であらう。曰く『宗形宮內入道師綱が陸奥守として其の國に下向の時藤原基衡が一國を押領し、國司の威はなきが如く、仍て事の由を朝廷に奏聞し、宣旨を申下して國中の公田を檢注せんとした所、奥州忍郡は基衡が先々より國使を入れなかつた地であるが、今度宣旨によつて檢注せられんとしたので、基衡は忍郡の地頭で大庄司である季春と心を合せて、國司の檢注を禦ぎ、國司が猶ほ宣旨を帶びて押し入らんとしたので、已に矢を放つて合

戰となり、守る方で斑けられた者が甚だ多かつた』[1]と。藤原基衡は當時陸奧一ケ國を押領し、其の勢は陸奥の國司を壓し、國司の威力は無きが如しとあるのであるから、多數の武士を擁し且つ所謂不輸不入の權力を擁する彼れ基衡の勢力は實に强大なるものであつた。卽ち國司が此の押領された土地を檢注する爲に官吏が入部しようとすると、基衡は自己の庄官をして檢注を妨碍せしめ、矢を放つて戰ひを挑んだと云ふのであるから、地方庄園の實力が王朝權力を壓したる實狀は之を以て知るべきである。而して此の種强大なる權勢を擁する地方領主と之に抱へらるゝ武士は既に之より先き天慶年間に於ける平將門の叛亂や藤原純友の內亂を誘起し、又前九年役、後三年役に於ては源氏の麾下として最もよく其の威力を發揮したものであるが、遂に保元平治の亂を劃期として政治的並に經濟的實權を完全に掌握して武家社會主導者の地位に躍進し、同時に此等武士の家子又は郞黨となりたる下級武士は農耕業に隻脚を觸れつゝ平常武藝を練磨し、一朝事ある際には勇躍出陣する戰士たるに至つたのである。尤も後に述ぶるが如く、斯くて此の頃漸く兵と農とが分離し始めたとは云ふものゝ、後年德川時代に見られたやうな最後的發展段階に入るには尙頗る程遠いものであつたが、併し之が所謂兵と農との分離する基點であつたと云ふ點に時代的重要性が存するのである。細胞の發見が生物學上の根本問題であると同じく、新なる社會關係生誕の萠芽形態を發見することは、社會制度の歷史過程を時間的に把握する上の基礎的觀念である。私兵制度の發達と兵農分離制度成立との相關關係も亦かやうな意味に於て正當に理解さるべきである。

註　(1) 西岡虎之助、平安時代史（歷史教育講座、四六―四七頁）

(2)日本三代實錄卷四十四、陽成天皇元慶七年七月十九日
(3)十訓抄、第三（新訂國史大系、第十八卷、四五頁）
(4)古事談、第四（同上書、九一頁）

## （八） 僧兵の發達

其の本質に於て農兵と變らないものに僧兵があつた。日置昌一氏は僧兵が記錄の上に現れたる起源として奈良朝時代の貴族が東大寺其他の寺院に奴隸を獻納し、其れが寺領庄園の成立するに連れて山門擁護の兵士となつたのであろと云はれて居るが、僧兵は啻に畿內地方のみならず各地方寺院にも蓄へられた。何れにしても僧兵の出現は平安朝初期の頃から見え、漸次其の數を增加しつゝあつた。延喜十四年三善清行の捧げた意見封事には『請禁諸國僧徒濫惡、及宿衞舍人凶暴事』の一條があり、又惡僧の暴狀を端的に指摘して曰く『臣伏して見れば、去にし延喜元年の官符、已に權貴の山川を規錮し勢家の田地を侵し奪ふことを禁ぜり、州郡之枳棘を芟り、衆庶の蟊蠧を除かば、吏治施し易く民居安きことを得ん、但し猶ほ凶暴邪惡なるは惡僧と宿衞なり、伏して以れば、諸寺の年分及び臨時得度の者、一年の內或は二三百人に及ぶなり、就中半分以上は皆是れ邪濫の輩なり、又諸國の百姓課役を逃れ租調を逋るゝ者、私にみづから髮をおろし猥りに法服を着く、斯の如きの輩、年を積んで漸く多し、天下の人民三分の二は皆是れ禿首の者也、是れ皆家に妻子を蓄へ口に腥膻を啖ふ、形は沙門に似て心は屠兒の如し、況んや其の最も甚だしき者は聚つて群盜をなし、密かに錢貨を鑄る、天刑を畏れず佛律を顧みず、若し國司法によつて勘糺すれば、

則ち霧の如く合ひ、雲の如く集り、競つて暴逆をなす。前年安藝守藤原時善を攻め圍み、紀伊守橘公廉を劫略した者は皆是れ濫惡の僧其の魁師たり』[1]と。此の種の暴徒にして武事を修練したる僧兵は必ずや諸他の武士に雷同して其の勢力を增强したであらう。僧兵は卽ち僧服を纏へる山門の武士であつて、平時農耕の業に從ふものでないから、農兵とは云はれない。彼等の兵糧米の多くは寺院が其の所領農民より徵收した所當米によつて供給せられたのである。畿内地方の延曆寺、東大寺、興福寺、園城寺の如き諸大寺院は皆上述の如き素質より成る數千人の僧兵を養ひ『虎狼に等しき』暴逆を敢てするを敢て許したのである。彼等僧兵は身に法服を纏つてはゐるものゝ、心に信仰なく、實際に於て惡黨其の者であり、唯山門に所屬することによつて僧兵と云はれ、武士と些かも異らぬものであつた。斯くて僧兵は浮浪民の武士化した農兵と共に特殊の社會集團を形作り、武士層の社會的勢力を增進し行く半面の原動力となつた。

註 (1) 三善淸行、意見十二箇條（新校群書類從、第二十卷、六八八―六八九頁）

(2) 僧兵に關する注目すべき論著としては左記を參照せらるべし。

一、竹岡勝也、平安朝の寺院と僧兵（日本歷史地理學會編纂「日本兵制史」所收論文）

一、辻善之助、日本佛敎史之研究（續篇）

一、日置昌一、日本僧兵研究

一、大屋德城、日本佛敎史の研究、第二卷所收論文、（同氏の文は中世の僧兵研究と交錯してゐることを注意しておく）

一、細川龜市、僧兵と寺領庄園（宗敎研究、第八卷第五號所收論文）

# 第四章　鎌倉時代前後に於ける農兵

## 第一節　兵と農との身分的分離の初發

〔庄園〕の武士が兵馬倥偬の主役者として擡頭し來るに從つて、彼等の身分は次第に農民と異るものとならざるを得なくなつた。武器を以て自己を護り他を侵掠することを職とするに至つた彼等は、到底農業の餘暇を以て其の手腕を修練し得べきものではなくなつた。今、彼等が平時武技を練り有事の日に勇壯無比なる働き振りを示した實例を引くならば、彼の奥州後三年の役に於て『相模の國の住人鎌倉の權五郎景正といふものあり、先祖より聞え高きつはものなり、年わづかに十六歳にして大軍の前にありて命をすてゝたゝかふ間に、征矢にて右の目を射させつ、首を射つらぬきてかぶとの鉢付の板に射付られぬ、矢をとりかけて當の矢を射て、敵を射とりつ、さてのちしりぞき歸りてかぶとをぬぎて、景正手負たりとてのけざまにふしぬ、同國のつはもの三浦の平太郎爲次といふものあり、これも聞えたかき者なり、つらぬきをはきながら、景正が顏をふまへて矢をぬかんとす、景正ふしながら刀をぬきて、爲次がくさずりをとらへてあげざまにつかんとす、爲次おどろきて、こはいかになどかくはするぞといふ。景正がいふやう、弓箭にあたりて死するはつはものゝのぞむところなり、いかでか生ながら足にてつらをふまるゝ事あらん、しかじ汝をかたきとしてわれ爰にて死なんといふ、爲次舌をまきていふ事なし。膝をかゞめ顏をおさへて

矢をぬきつゝ、おほくの人之を見聞、景正がかうみやういよ〳〵ならびなし。』[1]と云ふやうな若武者さへも見らるゝに至つた。是れ決して百姓等の爲し得るところでない。日頃より武術と膽力を練磨してゐたればこそ、斯く剛膽であり得たのである。如何に農民に武器を持たしても、それは所謂烏合の衆であつて、武士的訓練が缺けてゐるから、前記の如き勇鬪振りは到底見られず、且つ軍隊としても秩序ある戰鬪行爲は到底望むことが出來なかつたであらう。

更に又別方面の兵士たる寺領庄園に於ける僧兵の如きも、後には頗る洗練された軍事的手腕と膽力を有するやうになつた、『平家物語』にはそれに關する數多くの記錄が現はれてゐるが、今其の一例を示すならば、

堂衆の中、筒井の淨妙明秀は、褐の直垂に黑革威の鎧著て、五枚甲の緖をしめ、黑漆の太刀を帶き、二十四差たる黑ほろの矢負ひ、塗籠藤の弓に、好む白柄の大長刀取副て、橋の上にぞ進んだる、大音聲を揚て名のりけるは『日來は音にも聞きつらむ、今は目にも見給へ、三井寺には其隱れ無し、堂衆の中に筒井淨妙明秀とて、一人當千の兵ぞや、我と思はむ人々は寄合や、見參せむ』とて二十四差たる矢を差詰引詰散々に射る、矢庭に十二人射殺して、十一人に手負せたれば、箙に一つぞ殘たる、弓をばからりと投捨て、箙も解て捨てけり、つらぬき脫で跣に成り、橋の行桁をさら〳〵と走渡る、人は恐れて渡らねども、淨明坊が心地には、一條二條の大路とこそ振舞なれ、長刀で向ふ敵五人薙ふせ、六人に當る敵に逢て、長刀中より打折て捨てけり、其後太刀を拔て戰ふに、敵は大勢なり、蜘蛛手、角繩、十文字、蜻蛉返り、水車、八方透さず切たりけり。矢庭に八人切ふせ、九人に當る敵が甲の鉢に、餘に强う打當て、目貫の元よりちやうと折れ、人を拔け、

河へざぶと入にけり、憑む所は腰刀、偏へに死なんとぞ狂ける。

爰に乘圓房阿闍梨慶秀が召使ける一來法師と云ふ大力の剛の者在けり、續て後に戰ふが、行桁は狹し、側通べき樣はなし、淨妙房が甲の手さきに手を置て、『惡ふ候淨妙房』とて、肩をふんで跳り越てぞ戰ひける、一來法師打死してにけり、淨妙房は這々歸て、平等院の門の前なる芝の上に物具脫捨て、鎧に立たる矢目を數へたりければ六十三、裏搔く矢五所、され共大事の手ならねば、所々に灸治して、首からげ淨衣著て、弓折切り杖に突き、平あしたはき、阿彌陀佛申て、奈良の方へぞ罷ける。[2)]

屈強なる僧兵の武術修練の成果の現れは此の一例によつても亦遺憾なく示されて居るが、彼等は口に稱名を唱へ身に法衣を纏つては居れど、其の實に於ては猛り狂ふ武士であつて、柔順是れ事とする百姓とは懸け離れたるものであつた。別言すれば既に寺院社會が斯る專門的戰鬪員を必要とする時代となつたから、兵士としての性能を農民に求めんとしても、到底期待され得るものではなくなつた。斯くて農民は庄民として農耕を專一に努め、鍬取る外の術を知らざるものとならんとしつゝあるのである。而して武士の頭梁は其の配下に家の子を養ひ、一朝有事の際には之を引き具して戰場へ驅け出づる將としての自覺を有するやうになつた。然も此の家の子なる下級武士が平時鄕村に於て農業に從事しながら武藝を練磨することは依然たる狀態であつた。別言すれば、上級武士は全く農より離れても、下級武士は農民的性質を脫し得ないのであつた。德川時代の學者が此の事實を見て兵農一致の時代であると云つて居るのは特に注意すべきである。例へば太宰春臺は『日本は昔より唐の風に倣て、農と兵を分る法なれ

ども、古の武士と云ふは、當代の武士の如くには非ず、常に田舍に住で農業を務め、今の世の有德なる百姓の如し、鎌倉の三浦畠山の輩を、今の世の諸侯の如くならんと思ふは非也、其世に之を大名と稱せしは、在所に名田と云ふこと有て、名田を持たる者の中にて、家富み僮僕を多く蓄ふ者を大名と稱せしなり、今の世に國郡を領する諸侯を大名といふは、俗の談也、鎌倉の末に及び、元亨建武の間に、武家と稱せし新田、足利などの一族も、皆彼大名の類也、されば其世には、百姓といふ者皆武を務めし故に、軍に出るに及で、兵數甚多かりしなり。近世戰となりてより當代に至て、武家は武家、農人は農人と分れて、農人は一向に軍賦に入らず、僅に只人夫を出すのみなる故に、今の世には兵の出る數甚少し[3]』と云ひ、有澤武貞は享保二年八月に公刊せる「賀州御軍役私考」に於て『大軍役の起る處は農より出る、古來其制大概を解て委を不ㇾ見、中古以來士農漸分れて、猶其士田地を不ㇾ離、山川の地を領して軍役を勤る者農と共に戍、之により、人馬整事早し[4]』と云つて居り、在鄕の家の子郎黨は一面武士でありながら、他面農人であつたと云ふ點を指摘して居るのは正しいが、其の結論に至つては聊か誤謬に陷つて居る。卽ち近世の學者は中世の地域形態に於ける兵農雜居の事實を認識するに止まり、上級武士と農民との身分的分離の段階的樣相を無視してゐるのである。兵農分離に對する正確なる認識を得んとせば、先づ觀察の重點を此の時代に於ける武士と農民との身分的分裂に集中して其處に劃線を引くにあらざれば、歷史進化の眞相を把握することは出來ないのである。蓋し農より離れた武士に從屬するところの家の子郎黨が、平生農業に從事しつゝ兵士としての鍛練を怠らなかつたと云ふ事それ自體の中に階級分化の胎動が示されてゐるのである。

社會生長の過程に於ては社會自體の中に其が發展の爲の胚芽を藏し、幾多複雜多樣なる競合、醱酵、遊離、抱合の諸作用が起り、其の影響を受けて轉形と變質の一路を辿るものであるが、此等の現象を科學的に分析することによつてのみ初めて其の最も正しい認識に到達し得ると同じく、兵農分離史の論明に當つても亦常に之を複雜多樣なる發展過程の一節として理解することに努めねばならぬ。繰り返して云へば、後年に於ける兵農の完全なる分離―地域的分離―に到達する爲の端初的現象が此の頃に於ける兵農制度發展段階に一劃線を描いたものと見て不可ないのである。

尙玆に一應論辯を試み置かねばならぬことは、此の頃兵と農とが何故に斯くも頻りに身分的に分離して兵士が戰鬪の業を專掌せんとし、又は專掌し得るに至つたかに關する經濟的見解である。惟ふに此の頃に於ける農業技術は尙幼稚ではあつたけれども、然も前代より屢〻支那の農法を輸入すると共に、各地農村に於ける實驗家の農法を取り入れ應用したる結果、耕作技術次第に進步して農業生産力が餘裕を示すに至り、以て兵と農とが相別れ、農民層が其の生産物の一部を割きて支配層を養ひ得るに至つた事を認めねばならぬ。別言すれば、此の頃に於ける農業技術の發達により多分の餘剩を生み出し、此の餘剩を基礎として農より離れたる一部兵士が軍事に專心し得るに至つたと看做してよいのである。武士は既に庄園の實力的支持者となつたけれども、當時の武士は未だ精神修養をも、行儀作法をも習はず、其の氣品が粗野であり、生活樣式が奔放であつた。彼等は其れ故に社會支配の實力を失はんとする藤原氏からさへも往々にして侮蔑せられ、甚しきは無作法たるの故を以て面罵せらるゝことさへあつた。其

れにも拘らず、立脚の根幹を庄園の農民層に置く武士は其の前途に塞がるあらゆる政治的並社會的障碍を克服して躍進又躍進の一路を辿るのであつた。

註　(1) 奥州後三年記、上（新校群書類從、第十六卷、二七―二八頁）
(2) 平家物語、卷第四
(3) 太宰春臺、經濟錄卷七（日本經濟大典、第九卷、五八九―五九〇頁）
(4) 有澤武貞、賀州御軍役私考　日本經濟大典、第十卷、四一二頁）

## 第二節　庄園に於ける名主の生長

### (イ) 名主の性質並に名主と請作

名主とは庄園が既に一個の體制を備ふるに至りたる後、其の内部的組織として現はれたる大小の地主層に外ならぬ。平安朝中期の頃より現れ始めた此の名主が漸次其の數と勢とを增強し、庄園内の土地の殆んど全部が大か小かの名主によりて占められ、其れが庄官の直接支配地たる庄官給田と並びて庄内の土地所有形態上に支配的地位を占むるに至つたのは、平安朝も中葉以後の頃からである。惟ふに曾ては國司郡司の子弟が管内の空閑地を見立てゝ開墾を企て、其の庄園の庄官たらんとする傾向が見られたが、今や此の庄官支配下に於て庄官の一族郎黨又は庄園内の新有力者が庄官の許可を得て新田を開き、自作百姓又は地主となつて名主なる地主層を形成するに至つたのであ

る。尤も名田は開墾によるものばかりではなく、舊班田百姓が土地の持添をなして地主となつたものもあることを記憶せねばならぬが、何れにしても庄園が多數の名より成り立つに至つたのは事實である。今之を文獻により證明するならば、例へば保元の亂の起る直前、久安六年東大寺領水間御杣內檢帳によれば、

注進　水間御杣當年內檢帳丸目錄
　合水田四町四反佰捌拾步
除田一町二段
　神祭田一反　八幡宮田二反　庄堂田二反
　庄司田五反　職工田□反
定田三町二反百八十步　分米六斗五升　但升八合
助正名
　在添上郡四石原三反　野中三反　八賴山一反　八幡庄司田五反
　　已上一町二反
　定田一反　分米二升
國持名
　添上郡柴本二反　九中坊二反　十四宗持一反　栗□一反　八幡田二反　十六兔山西邊三反

已上九反

定田七反　分米一斗四升

快増名

添上郡一波多木三反六十歩　十六兎山二反小　十七坂本二反荒也　常荒二反　定田五反半　分米一斗一升

守永名

添上郡二大田五反　五葦原一反　十六兎山西一反　庄司田五反　神田一反

已上一町三反

定田五反　分米一斗

助貞名

添上郡二高田六反　十五大田栗西三反　職工田一反

已上一町

定田八段　分米一斗六升

國永名

添上郡三長谷三反　九中西一反十六兎山西二反　谷地一反　庄堂五反　定田五反　分米一斗

右注數代例内検帳注進如件

久安六年十一月二十八日

御使

御庄司[1]

とあつて、右水間杣なる一つの庄は一町内外の面積を有する六個の名から成立して居る事が證據立てられ、又仁安三年東大寺領高殿庄油作人日記によれば、此の庄は武元名、武貞名外二十八箇の名によつて構成せられて居り[2]、其の外治承三年醍醐寺領笠取西庄實檢取帳[3]、或は文治二年一乘院領池田庄丸帳[4]によれば、笠取西庄は二十箇の田堵名から成り、池田庄は十一箇の名から出來てゐることが立證されてゐる。

斯くて平安朝中期に發生した名主制度は其の後年を追うて發達し、遂に庄園の大部分が名主により占めらるゝに至つたのである。然らば此の名主と名田との關係はどういふ風であつたか、從來の學說にては開墾者が自己の名を負はしめた土地が名であつて、一帶の集團地を爲すかのやうに考へられてゐたが、實際に就て見るに、名が一箇所に纏つて部落を形成する場合は比較的少く、多くは一筆の土地が庄園内のあちこちに散在し居り、從つて一つの名が本書第二篇の特別研究中に見ゆる石見國那賀郡岡本氏所有の後野名の如くに最初から一人の名主によつて占有され、且つ持ち續けられた場合は寧ろ稀であつて、其の中には若干の開墾地と共に賣買其の他の事情により兼併せられた土地が交錯して一箇の名を成してゐるものが多かつたのである。而して耕作地の一部或は全部を失つた小百姓は勢ひ富裕なる附近名主の所有地の小作人とならざるを得ずして、茲に名主を主體とする作人（百姓）が現れ、名

主は此の作人から徵收する名主得分によつて生活するところの地主的性質を帶ぶるに至るのである。延慶三年九月の東寺領平野殿庄預所平光淸の重陳狀には

凡當國諸庄園之習、於二地上果役一者、地主名主事也半分、百姓半分、致二沙汰一者通例也[5]

とある。之に見ても名主は名主得分なる小作料を收むる地主であつたことが判る。併し此の場合に於ける地主は現今の地主と必ずしも同一でない。中田博士は此の場合の名主も亦庄園の本所に對して年貢課役を負擔する義務を負ふてゐたから、年貢負擔附名田の地主卽土地所有者であると定義せられてゐるが[6]、此の問題に就ては別に更めて後節に於て說明するであらう。

尙平安朝時代に於ては名田所有者を必ずしも名主と呼ばずに、一般百姓と竝べて「作手」と呼んでゐた例もあつた。例へば應德年度の頃、東寺領伊勢國川合莊に三町の名田を有する大神主權彌宜延能なる者の有する名主職を指して五代相傳の作手職と稱してゐる[7]。併し彌宜延能自身が名田耕作に從事した者でないことは無論であつて、應德二年には延能に隸屬する三十餘人の從類（小作人）が右名田の年貢未進催促の爲に遣された使者の制止をも肯かず、押して其の地に種子を重播し且つ押植したとの記事があることより見ても[8]、名主は農業に從はず、耕作は一に其の小作人たる作手をして經營せしめたものである事が窺はれるであらう。

治曆二年東大寺では伊賀國名張郡簗瀨鄕の荒蕪地の開發を丈部爲延なる者に命じたことがあるが、其の時の條件として開發後三年間年貢を免除し、四年目より年貢を徵收し、且つ段別一斗の加地子を地元の領家東南院に進納せ

しむる代償として、爲延の子孫に作手職を傳領せしむべしとのことが規定されてゐる。[9] 丈部氏は曾て名張郡司にも任ぜられたことのある地方の勢家であり、從つて作手職を充て行はれた丈部氏は自ら開發に從事したものでなく、他より百姓を招來し之を使役して開墾せしめたものであらう。[10] 故に此の場合の作手職は前に擧げた名田作手と同樣、其の下に耕作者を有する仲地主であつたことに注意すべきである。斯く子々孫々に相傳ふることを得た作手職は卽ち永作手（永小作人）であつて、年を經ると共に用益關係が固定化され、同時に其の名主の武士化傾向が濃厚となるに連れて此の永作手も亦名主へ上昇せんとする性質のものとなつた。其の一例として時代は少し降るが、貞治元年山城國乙訓郡下久世庄內に大江親綱なる者の有する永作手田があつたが、其の賣券狀の一節には『右件田地者、大江親綱相傳之名田也』と記してあり、[11] 此の場合に親綱は自己の永小作手田を名田と稱へて一般の所有地と同一視して怪しまなかつたのである。

名主が庄園の地主層として重きを成す頃には、全國の班田制は夙に崩壞して仕舞ひ、其の始めて庄園の起された時に班田農村から流入し來つた浮浪人も百年、二百年と經過して今や其の一部は武士となり、他の一部は家産を作つて名主卽ち地主の地位にまで進んで來たものがある。同時に元の班田を持ち續けた百姓も自己の居住地が庄園に編入せられてからは、其の土地の本來的持主卽ち名主となつたのである。斯して全國の農村は其の成立原因が開墾である場合でも、既墾地である場合でも、大小の名主が庄園の中堅となり、此の名主の下に小作人卽ち請作人の一群が附くことになつた。別言すれば、今や往年の庄園隆起の際に入地した請作人や班田百姓を先祖とする無數の名

主により農村の土地が所有せられ、其の下に小作人が附隨する社會となつたのである。

然らば斯る名田は如何にして耕作されたのであるか。建仁四年二月廿一日鎌倉幕府が信濃國の御家人中野能成に對して與へた下知狀によれば、同國中野鄕の名田拾町及び屋敷を能成の爲に安堵し、能成の所從等は其の田地と共に元々通り召使ふてよいことを記してある。[12] 此の場合能成なる名主が自己の隸屬民を使役して耕作した土地は所謂手作地であるが、斯る手作地は當時全體から見て其の割合極めて少く、一般の名田は請作卽ち小作に出されてあつたのである。例へば和泉國大鳥庄に關はる應長二年三月四日の田地注文斷片によれば、同地の吉貞名一町九反百四十歩は水合里、布施屋里、南原里、郡里、三井戶里と云ふやうに數筆宛に散在し、其のうち五反二百六十九歩が自作地と記されてある。[13] 之により見ても、名主の自作地が小作地の間に點々散在してゐたことは明かであつて、其の手餘り地が請作卽ち小作に出されてゐたことが立證される。此の名田の請作百姓は庄園の本所に對して年貢課役を負擔すると共に、名主には名主得分たる小作料を加地子の名稱を以て納めねばならなかつた。從つて彼等請作人（小作人）は本所年貢と名主得分の二重の取立てを受けねばならぬのであるが、此の本所年貢と名主得分の割合は名田設定當時の事情に應じて必ずしも一樣ではなかつた。而して開墾地に於ける名主の得分は、其の庄園の本所に對する年貢よりも多いのが普通であつた。而して當時請作人たる百姓より年貢を上納する手續としては、

（甲） 百姓より名主得分及び本所年貢を加算したものを先づ名主に差出し、名主が其の中より自己の得分を控除し其の殘餘を本所に進納する場合

（乙） 百姓より名主得分及び本所年貢を夫々の向きに對して直納する場合との二つがあつた。[14] 此の方法中、甲の場合が乙の場合よりも本質的であり、封建的土地所有に伴ふ普通の納付形態であつたであらうと思はれるのは、後年徳川時代迄も殘存して農村に行はれてゐた事實からしても其れが看取されるからである。[15] 併し何れにしても名主は本所に對し自己の小作人の年貢未進に對して責任を負はねばならなかつた。例へば東寺領矢野庄の眞藏名に於ては、百姓圓道なる者が死去した跡の年貢未進分一石七斗八升九合を、寺例に據り、同名主が直接責任者として代行辨濟すべしと命ぜられて居るが如き其れである。[16]

之を要するに、名主の發生原因としては班田百姓より延長したものもあつたであらうが、併し、人口增加に處する對策として逐年新田開發が行はれ、其の開發者を名主と呼ぶに至つたことが主要の起因である。名主にも大なると小なるとがあり、大なるは優に一部落を形成するに足り、小なるは僅に自己の生活を營むに過ぎざるものであつたであらう。而して一部落を成すに足る名主も實質上其の土地の所有者として實權を握りつゝも、上級支配者の管轄を受けねばならなかつたのであるから、中田博士の言へる如く彼等は一種の負擔附き土地所有者であつて、庄園武士の戰鬪力と財政的資源とは、一に此の名主層の經濟力により供給されたのである。唯茲に附言を要するは、此の頃の名主の上納物は小作料でもなければ、租稅でもない性質を帶んでゐたから、附擔附きの私有權として見ることが果して妥當であるか否かは疑問であつて、一概に論斷することの困難なことである。

註 (1) 東大寺文書、第四回採訪、四五

(2) 東大寺文書、第四回採訪、三八
(3) 醍醐雜事記卷二、三二頁
(4) 古文書纂四
(5) 東寺百合文書と一九―二二
(6) 中田薫、板倉氏新式目に就て（國家學會雜誌、第三十七卷第八號）
(7) 東寺百合文書な三二―三九
(8) 東寺百合文書せ一―一六。竝に竹内理三、平安朝に於ける東寺の經濟的研究（歷史地理、第六十七卷第三號）
(9) 三國地誌、卷之百六
(10) 竹内理三、莊園成熟期の東大寺領（社會經濟史學、第四卷第二號）
(11) 東寺百合文書よ四下―六
(12) 市川文書一
(13) 牧健二、攝關家の大番領と和泉國大馬庄（歷史と地理、第三十卷第二號）
(14) 今井林太郎、土地制度―後期（世界歷史大系、第十三卷A中世編所收、八五―八九頁參照）
(15) 小野武夫、德川時代の小作料徵收組織（土地經濟史考證收錄）
(16) 東寺百合文書ル三八―四七

## （ロ） 名主の武士化

斯の如く庄園本所に對して年貢進納の責任を負ふ名主は、他方自己名内竝に所屬の庄園に於ける治安の任務をも

連帯的に負擔させられてゐた。是れ聽て名主が武士化したければならぬ前提的狀勢である。例へば東寺領上久世庄の名主千松丸が康曆元年捧げた請文には『或は人の語を得、或は私曲を有し、事を左右に寄せて訴訟すべからず、歎き申すべき旨あれば隱かに子細を申入れ、本家の成敗を仰ぐべく、更に權門勢家に付して緣狀を申し成し、嗷訴に及ぶべからず、將又たとひ百姓等庄家の一揆と稱し、嗷々の群訴を致すと雖も、會て同心許容の議あるべからず』[1]とて、名主は既に王朝勢力の殘骸たる權門の力を恃まないと共に、百姓等が嗷訴を企てた場合、敢て其れに參加しないことを誓ふて、彼等の獨自的支配性を發揮せんことに努めて居る、卽ち『庄家のため公私につき違亂出來の時は、內外の秘策を廻らし、涯分の警固を致し、地下に牢籠のない樣計略を加ふべし』とて、一揆嗷訴等のあつた場合は、能ふ限りの手段を廻らして之を鎭壓する爲の積極策を自ら講ぜんとしてゐるのである。斯くて名主が消極的には獨自性を發揮し、積極的には庄園警固の任に當るに至つたと云ふことは、彼等が既に相當の武力を持つやうになつてゐたことを想像せしむるに充分である。現に弘安年間東寺領平野殿庄に於て年貢の對捍を企てた名主は其の背後に武力を持つてゐたやうであるが[2]、此の他名主が武力を備へてゐた事例を示す資料は極めて多く、現に元亨三年矢野庄例名方有光名の名主實長の如きは寺敵たる寺田法念の從類と合戰し、其の際「忠身」を致したといふ功績によつて名主に補せられてゐるのである[3]。而して名主が斯く武力を持ち得たのは、彼等が其の名田を家の子或は其の他の下人をして耕作せしめ、其の收益によつて生活する地主となつて勞苦を伴ふ農耕の業から解放せられたるによると共に、傍ら武術を修練する時間的餘裕を持ち得るに至つた事に胚胎する。蓋し自己の生活の爲に平生耕作に

專念する純農民には斯る餘力は期し得られない。故に武士階級に迄成長し得た庄園名主は、一面武士であると共に、他面地主であり、然も農村に住居しながら農業に從はないところの上層階級者であつた。之と同時に名主に隷屬する從類は農業に從ひつゝ、有事の日には武器を携へ名主に從ひ出陣する者であつた。藤原明衡の新猿樂記には『三君の夫出羽權介田中豐益は、偏へに農耕を以て業となし更に他の計ひなし、數町の戸主であり、大名の田堵である』と記されてあるが、右大名なる語の持つ內容は各時代により夫々異るけれども、大名なる語其ものは謂ふ所の名主に該當し、農村有力の武士を意味するのである。現に吾妻鏡には壽永三年三月源氏が平家追討に際し、土佐國大名に對して同心合力を求めた文書が載つてゐる、曰く『當國の大名並に御方有志の武士は、且つは參上を企て、且は同心合力して平家を追討すべきの旨を宣下せられた上は、鎌倉殿の仰せにより下知せしめるところ也、就中當時上洛中の御家人信恒をして下向せしめ、もとの如く安堵せしむべし、狼藉あるべからず、大名武士同心合力し、信恒を見放すべからずの狀件の如し、宜しく承知して違失すること勿れ[1]』と、次で其の戰鬪地域が九州方面に擴大するや、更に豐後國大名を味方に誘はんが爲め、元曆二年二月次の如き院廳の下文を出してゐる、曰く『右平家謀叛の黨類が四國の島の附近を往返し、朝憲をないがしろにし、鎭西の民多く烏合の群に入り、狼唳を企てゝゐる、然るに豐後國の軍兵等は堅く王法を守り、凶醜に與せず、遂に數船を整へ、官軍を迎へ九國の輩を服從せしむべきの由その聞えあり、殊に以て叡感す、いよ／＼銳兵をまし、かの徒を討滅せしむべし、各勳功に從ひ、申請に任せ恩賞あるべし、當國大名等宜しく承知し違越する勿れといふ、仰の所件の如し、故に下す[5]』云々と、此の場合土佐國及

び豐後國に於ける所謂大名は實は地主である。然も單たる地主ではなくして、武力を具へた名主であつたと云つてよい。又鎌倉の御家人澁谷武重なる者は其の先祖に就て『先祖重國號澁谷庄司者誠相摸國大名內也』[6]と云つてゐる。此の澁谷重國は澁谷庄の庄司として澁谷庄內に多くの名田を持ちたる大名であつた。因みに後世の大名小名は此の頃より稱へられ始めたのであつて、名田を僅かに所有するものが小名であり、多數所有するものが大名であつたから、大名と稱せられた名主は、其の下に永作手的性質を有する幾人かの名主を有してゐた譯である。

偖て斯くして名主が漸次武士へ上進すると共に彼等に隷屬する家子達は農業よりも寧ろ軍事的任務を主とする從士に轉化しつゝあた。然も此の種の從士は完全に農業から離脫する譯に行かず、平時若干の農耕に從ふものであつた[7]。治承四年平氏が自己の兵力を充實する爲に院宮や公卿の莊園から徵發した兵士は以上の如き性質を有する兵士卽ち武士化した名主と其の家子の群から成つてゐたの[8]である。

之を要するに庄園の名主が武士化したのは一面庄園の上層支配者たる本所や領家が自己の勢力維持の爲に經濟的實力を有する庄內の名主を利用せんとする所より起つたのである。何となれば名主は何れも土地を有し郎從を養つてゐた故、名主を利用するのが最も便利であつたからである。彼等名主も亦上命の儘に郎從を引き具して出陣する姿勢を取ることによつて其の位置を保ち、生命財產の安固を期し得るのであつた。庄園制度成熟期に於ける武士の經濟的基礎と兵制は實に此の無數有力なる名主の上に置かれてゐたのである。而して此の名主層を舊勢力たる本所領家の支配關係より引き離して鎌倉幕府直系の守護地頭の勢力下に收めようとするのが源賴朝の意圖であり、且つ

武士階級の横斷的結成運動の發足する基點であつた。

註 (1)東寺百合文書イ一—二四
(2)東寺百合文書ヨ十三—二一
(3)東寺百合文書み十六—二九
(4)吾妻鏡卷三、壽永三年三月一日條
(5)吾妻鏡卷四、元暦二年六月二十九日條
(6)吾妻鏡卷五十、弘長元年五月十三日條
(7)本章第四節參照
(8)玉葉、治承四年十二月十五日條

## (八)　鎌倉幕府と名主

武士化した名主の或ものは鎌倉幕府の成立と共に幕府の御家人となつたものもあるが[1]、他の一部分は依然非御家人として各地方に留まつたのである。而して幕府配下の御家人となつた名主等は、庄園内に土地を有する限り、其の元來領主たる本所に對して年貢課役を負擔する義務を有すると共に、幕府に對して御家人役を負擔すべき二重の義務を負ふた。從つて當時の名主は當に二段の被支配關係下に立つてゐた譯である。名主に對する支配權は元來本所に歸屬してゐたのであるから、名主が本所に對する年貢課役の怠慢其の他の不法行爲があつた場合には、本所は當然庄官の手を經て名主職の改替を行ふた。此の改替の場合、本所としては幕府の御家人に非ざるものを其の跡釜

に採用しようとしたのであるが、斯る本所の仕打は當然幕府の利害と相背馳し、幕府の物質的地盤を動揺せしむることになるから、幕府としては之を本所の自由裁量に任せて置く譯に行かなかつた。左れば寛元二年八月、幕府は御家人領が本所の進止自由に屬してゐる場合でも、御家人に著しい過失のない限り、本所は之を改替するを得ず、若し御家人に不都合があつて改替せられた場合でも、其の跡には必ず『御家人役勤仕之仁』卽ち御家人たる身分の者を以て補任すべしとのことを規定した[3]。而して一旦御家人領となつた名田は、任意に之を非御家人の手に移すことを認めなくなつた爲に、御家人たる名主の地位は非御家人たる名主よりも遙に强力なものとなつた。之よりして全國の名主は爭ふて御家人たらんことを欲するに至り、遂に地方庄園の下司、庄官でさへも名を御家人に假り、在來の領家の命令に對抗せんとするに至つたことが御成敗式目に見えて居る[4]。併し庄園の名主等が續々と幕府の御家人に編入せらるゝことは、幕府の勢力を庄園内に浸透させ、本所領家の統制力を薄弱ならしむるものであるから、本所領家は自己支配の庄官や名主が御家人化することを潔しとせず、彼等をして妄りに御家人になるまじとのことを請文もて誓約せしむるものもあつた。現に東寺領上久世庄の公文橋仲貞の請文には『當職供僧中より寺恩として補任を下されし上は、一事と雖も寺命に背き奉らず、奉公の忠勤を抽じ奉るべし、向後に於ては身を武家に容れ、御家人と號すべからず』と誓ひ[5]、又同庄の名主千松丸も其の請文に『寺命を伺はず、或は肩を武家に容れ、諸家奉公の號を募り、或は權門に屬し、養父養子の契約を致すべからず、偏に寺家の被官として忠勤を抽ずべし』[6]との一條を載せてゐる。斯の如く本所としての大寺院等は其の庄官と名主が鎌倉幕府と臣從關係を結ぶことを極力阻止し

ようとしたのであるが(7)、此の一事を以てしても當時集權政府としての幕府が鎌倉に創設されたとは云へ、其の集權的作用は尙ほ脆弱にして、元來の貴族名門を背景とする舊庄園系の勢力を一擧に抜くことが出來ずして、幕府の擁してゐた勢力は今日吾人の想像するやうに强大なものでなかつたことが想見されるのである。併し其れにも拘らず、幕府置く處の守護地頭を以てする地方勢力の糾合と統制は漸次其の功を奏しつゝあつた。

名主は庄園の本所領家に取りても、鎌倉幕府に取りても、其が存立の基礎を成すものであつて、全國の名主を其の翼下に收め得るか否かゞ天下を統一する實權を有するか否かに關することになつた。是れ名主が一面經濟的原因により他面には武士層として兵力を掌握するに至つたからである。殊に鎌倉幕府は庄園の名主を自己藥範中のものにすることが地方政治の目標であり、此の目標に向つて守護地頭なる地方官を創設し、之をして庄園の舊勢力たる本所領家を抑へて彼等と名主との關係を斷絶せしめんとしたのである。

註

(1)新見吉治、名主の研究（武家政治の研究所收、二七七頁―二七八頁）

(2)佐藤三郎、鎌倉幕府の土地政策（歷史學研究、第三卷第二號七―九頁參照）

(3)式目新遍追加（日本經濟大典、第一卷、四八六頁）

(4)御成敗式目（日本經濟大典、第一卷、四〇五頁）

(5)東寺百合文書マ三九―六十

(6)東寺百合文書イ一―二四

(7)今井林太郎、土地制度――後期（世界歷史大系、第十三卷中世編、一〇八頁―一一〇頁參照）

## (ニ) 名主武士化の經濟的意義

鎌倉時代以降の名主殊に大なる名主が何故に單なる地主としての生活に甘んぜず、武器を携へて兵士化したのであるか、惟ふに彼等が呼吸してゐた時代は封建制度が駸々たる勢を以て發展してゐた時代であるから、彼等は唯土地を自作し又は之を小作せしめて得分を收むることのみに滿足するを得ず、彼等の名譽慾と、物質慾を充分に滿足せしむるには銘々從士を養ひ、之を提げて上司に忠勤を抽んじ、其の庇護下に恩賞卽ち領地を受くることにより精神的又は物質的慾望を滿足し得る時代であつた。此の事は迥か降つて德川時代の中葉に於て封建制度の母體內に資本主義制度が擡頭し、農村の地主等が爭ふて土地を開墾し又は兼併せんとし、又城下の家中士が町人と結んで財貨を獲得せんとしたる處の風潮と比較して見れば、各時代々々の持つ社會的本質が其の時代人の心理に強く反映するものであることが理解せらるゝであらう。實に經濟、人を支配し、人、經濟を支配するの事實が、庄園名主の武士化過程にも克く現れて居るのである。

## (ホ) 名主の階層

名主が武士化したと云へば農村の地主が悉く武士化したもののやうに思ひ做すかも知れないが、實際に於ては必ずしも然らず、武士化した名主の外に小位の名主と中位の名主があり、此の小中地主は一面地主として、又は自ら農業に從事し、武士化した名主の庇護と其の制壓下に封建的なる農民生活をしてゐたのである。而して大なる名主の武士化したものは其の家に下人兼兵士を抱へてゐたけれども、純粹の農民たる小中地主は主として自分の勞力で

耕作し、其の手餘り地を小作せしむるのであつた。當時の農村人口の割合よりすれば此等小中位の地主が大部分を占め、武士化した大なる名主と其の下人は寧ろ小勢力であつたであらうと思はれる。別言すれば、此の數字的多數者たる小中名主の農業生産力に依據してこそ、當時の封建支配層は發展することが出來たのである。

## 第三節　庄園制度の集權化傾向

前代より進行し來つた兵農の身分的分離は鎌倉時代に至つて著しく發達し、愈々明確たる身分的分離體制へ進展する形勢となつた。

源頼朝によつて鎌倉幕府が開かるゝや、武士農民間の身分的分離の傾向は一層顯著たる狀勢を示し、武士以外の農民と商人は一括して凡下（ぼんげ）と呼ばれ、凡下は武士の身分に轉ずることを許されなくなつた。例へば北條氏が譜第の郎從たる伊豆國の住人幾人かを選んで侍階級に列せられんことを請ふたところ、將軍實朝は其の要請を斥け、若し斯る侍でない者を侍に取り立つるに於ては、後世彼等の子孫が土着の住人たる身分を忘れて御家人たらんことを望むやも測り難く『可レ招二後難一之因緣也』と云つて居り[1]、又『沙汰未練書』には御家人を規定して『御家人者往昔以來開發領主、賜二武家御下文一人事也』とあるのは、鎌倉幕府と直接の主從關係に立つ御家人は地主であると同時に武士の身分でなければならぬとの意味を示したものであるが、玆に云ふ地主が既に說明したる名主であることは云ふまでもない。此の方針に從ふて鎌倉幕府は其の權力を強化する爲に武藏國其の他關東地方の庄園に於ける譜第の御

家人たる庄官又は名主を遠國に出向せしめて守護又は地頭に補任した。卽ち『吾妻鏡』文治元年十一月二十八日の條に載する所の『補ニ任諸國平均守護地頭一、不レ論ニ權門勢家庄公一、可レ宛ニ課兵粮米一反別五升之由』[2] なる制度を實行したのであるが、同じく『吾妻鏡』文治元年十一月十二日の條には此の間の事情をよく說明して『前因幡守廣元申し云ふ、世已に澆季となり、梟惡なるもの時を得、天下反逆の輩更にあとをたゝず、然るに東海道の內に於ては御居所により靜謐ではあるが、地方に於ては奸濫定めて起るであらう、相鎭める爲めに每度東士を發遣せしめんとすれば人々の煩となる、此の次を以て諸國に御沙汰を交へ、每國衙庄園に守護地頭を補せられるならば、强ひて怖れるところはない、早く申請はしめ給ふべし[3]』と記載してゐる。斯く守護地頭を全國に配置したのは鎌倉幕府の權力を强化する手段であつたことは疑ふよしもないのであるが、其の結果守護は往年の國司の勢力に代り、地頭は庄園の本所領家を制壓する實力を與へられることになつた。別言すれば守護を以て王朝政權の餘勢を刈り除き、地頭を以て庄園の既成勢力を押へて以て武士階級の橫斷的結成を行ひ、鎌倉幕府治下の集權制度を確立せんとするのである。

先づ守護に就て見るに、最初其の職務は管內の御家人を統轄し、京都大番の召集を行ひ且つ謀叛人及び殺害人を檢斷すべき所謂大犯三箇條により限定されたところの治安警察的なる權能が與へられ、一種[4]地方警察官の如きもので、何等領主としての全權を認められたものではなかつた。然も守護に任命されるものは御家人中でも有力なものであり、其の多くは既述の如く武相地方の庄園に於ける源氏直系の人物から採用した。而して此等新任の地方官中には往々守護たると同時に地頭をも兼ぬるものがあつた。例へば淡路國太田文に

三原郡　國領
笑原保田六十町一反二百五十步
畠二十九町七反七十步
八木村鹽濱村八太村寺宮合六所
前地頭、前守護中務入道殿
新地頭當守護所　此內在廳列名
略之

とある如き其れであつて、右の守護中務入道なる者は守護たると同時に笑原保初め二三莊園の地頭を兼帶してゐた。斯る場合の守護は檢察糺彈の職務と共に兵粮米の徵收をするのであるから、其の勢力は極めて強大であつたに違ひない。而して限定せられた權能を與へられた守護は其の公認せられた兵馬の權を濫て不當に亂用し、荒政暴逆の數々を盡して只管に自己が經濟的並に政治的權力を伸張しようとするのであつた。彼等は其れが爲に種々たる手段を執つたが、特に注目すべきは幕府規定する處の所謂守護使不入の庄園に無斷侵入し、領民を責虐して所當を掠め取り、時の風雲に乘じては更に所在の庄園を押領するものさへあつた。既に早くも承久役の直後、河內國金剛寺領に守護所の武士が亂入して狼藉を働いた史實が見ゆる、左に示すは其の一例である。

仁相寺入道道助親王廳下文

入道（道助）二品親王廳下文、河內國金剛寺所司等可㆔早駿河次郎泰村下知狀令㆑停㆓止守護所使亂入狼藉㆒事

副下

泰村請文並下知狀等

右、守護所使動亂㆓入寺領㆒、致㆓狼藉煩㆒之由依㆓訴申㆒、被㆑觸㆓仰子細㆒之處、泰村下知狀如㆑此、任㆑狀、於㆑今者、早停㆓止彼等自由亂入㆒、寺家安堵、可㆑令㆑興㆓行恒例佛事㆒之狀、所㆑仰如㆑件、宜承知、依㆑件用㆑之、以下

承久四年正月　日

公文所大法師（花押）
院司威儀師（花押）
別當權少僧都
權少僧都（花押）
法　眼（花押）
法　眼（花押）
法　橋（花押）[6]

洵に承久役以後に至れば諸國に於ても守護亂暴の趨勢が頗る顯著となつた。現に『承久軍物語』には此のことを述べて『いにしへはこくし、りやうけといふばかりなりしを、この時にあたつて、くに〳〵にしゆごををき、郡鄕

に地とうをすえて、たへづひやうらう米をあてとらるゝあひだ、こくしはしゆごをそねみ、りやうけは地とうをあだとおもふ。[7]』と云ふ程であつたから、幕府に在りても彼等の驕暴を停止せしむる爲に絶えず禁令を下して居る。幕府最初の成文法たる「御成敗式目」には右大將家御時に定め置せられるところは大番催促、謀叛、殺害人（付夜討、强盜、山賊、海賊等）の檢斷である。然るに近年に至つては守護の手を以て郡郷に代官を分補し、公事を庄保に充て課し、國司に非ずして國務に干與し、地頭に非ずして地利を貪り、所行の企て甚以て無道たり、抑々重代御家人と雖も所帶を持たざる者は駈催すべからず、兼て又所々下司庄官以下が其の名を御家人にかり、國司領家の下知に對捍すると云ふが、斯る輩が守護所領の世話を勤めたいと望み申し出ても、一切駈催してはならぬ、早く右大將家の御時の例に任せ、大番役並に謀叛殺害人檢斷の外、守護の沙汰を停止せしむべし、若し此の式目に背き自餘の事に相交り、或は國司領家の訴訟により、或は地頭土民の愁鬱に就き、非法の至り顯然たる時は所帶の職を收め、穩便の輩を補すべし、又代官に至つては唯一人を定むべし[8]』と守護本來の權限を回顧して彼等の越權行爲を抑制せんとしてゐるのである。併し彼等の不法行爲は一片の法令を以て到底抑止し得べくもあらず、彼等は其の武力を强化する爲には往々城郭を築き、其處を根城として近郷に勢威を張らんとし、同時に本來庄園の支配者たる本所領家への年貢收納を請負ふと稱して所謂守護請所を設定し、進んで請地其ものを掠奪して自己の所領とし、逐次管内の庄官、名主等を自己配下に歸屬せしめて、全管内を完全なる一圓的領地制に發展せしめんとした。守護は啻に守護請制に於て庄園を侵蝕したるのみならず、他方半濟制度なる租税分割手段を經て幾多の庄園を併呑して行つたが、

半濟制に就ては別に後段に於て詳述することにし、玆には直ちに地頭の請所制に就て語るであらう。

地頭には承久以前に補せられた本補地頭と、承久亂の直後幕府に沒收せられた全國三千餘ケ所の庄園に補任せられた新補地頭とがある。地頭は其の新補たると本補たるとを問はず、其の任務とする所は庄園內に於ける年貢を名主百姓より徵收して、本所又は領家に引渡すと共に、幕府に兵糧米を進納することであつた。然るに地頭も追々武力を蓄へ、往々山砦を築くものさへ生じ、其の實力を恃み規定の年貢を領家と本所に引渡さずして不當に之を抑留し、爲に領家本所との間に年貢米未進に關する紛爭が絕えなかつた。其れ故、御成敗式目には諸國の地頭が年貢所當を抑留するを裁く爲に『右年貢抑留の由、本所の訴訟あり次第結解を遂げ、勘定を請くべし、若し年貢犯用のことがあれば員數に任せて之を辨償すべし、但し少分であれば早速沙汰すべし、過分であれば三ケ年中に辨濟すべし、猶ほ此の旨に背き難澁せば、所職を改めらるべし』[9] とて、年貢辨濟に關する規定をする必要を見た程である。惟ふに當時本所の名の下に廣大なる庄園を掩有するものは畿內其の他の地方に於ける寺院が主であり、彼等寺院が幕府に對して忠誠を盡してゐる間は之を彈壓する必要もないから、守護使不入の地として幕府の手に於て之を保護し、然も其の權力の過度に增大するを抑へんとする政策を怠らなかつた。御成敗式目に見ゆる立法精神は恐らく以上の趣意からであつたらう。左れど斯る制規は殆んど實行せられず、殊に農作物の不熟損亡を口實として年貢の滯納抑留が行はれたので、本所領家は此の種の紛爭を免れん爲に、不熟損亡の有無に拘らず、每年一定額の年貢を地頭に請負はせ、其の代り庄園の經營は一切地頭に委する方法を採つた。是れ所謂地頭請所の濫觴であつて[10]、地頭が庄園

を一圓的に支配するに至る契機である。既に早くも『吾妻鏡』文治二年七月二十八日の條に武藏國河肥庄の地頭請所に關する記錄が見えて居る如きも其の著例である、斯くて本所領家の得分は日に月に減少して地頭の利潤のみ增大するのであつた。而して地頭が年貢を請負ひ、其の請負ふたる年貢を正確に本所領家に進納すれば問題は起らぬが、實際は年貢を請負ふても該請地の年貢を本所領家に進納しなかつたので、本所領家に於ては年貢の收納が完全に行はれず、已むなく兩者の間に和與が成立して、下地の中分なるものが行はれた。[11] 下地中分とは本所領家と談判し土地其のものを双方に分割して一方を地頭の完全支配地とし、他方を本所領家の支配地とせんとするものである。下地中分の最も早い例は、石淸水八幡宮領出雲國安田庄であつて、同庄には承久の亂後新補地頭が入つて來たが、同地頭の非法行爲甚だしく遂に寛喜四年二月、右の安田庄を南北に二分し、南方を領家所領、北方を地頭の所領とし、夫々完全な一圓領地となしたのである。[12] 斯る中分の方法は鎌倉時代の中葉以後漸次各地の庄園に於て試みられ、長祿三年の『丹波國諸庄鄕保惣田數目錄帳』の如き最もよく其の事實を示してゐる。[13]

轉じて守護の强制する半濟制を以て進む所の土地侵略に就き述べんに、半濟制度とは最初室町幕府が軍費調達の目的を以て、觀應三年七月當年一作を限り、近江、美濃、尾張三ケ國の本所領の得分を折半して半分を本所得分、他の半分を幕府の兵糧として收納し、其の事務の一切を同地の守護に一任したのに始まるのである。[14] 其の後此の半濟制度の施行範圍は次第に擴大せられた。然も幕府に於ては斯の如きは全く一時的便法に過ぎないもので一般に及ぶべき性質のものではないとしたが、其れにも拘らず半濟制度は益々擴大せられ行きつゝあつた。即ち一たび半濟

制を許された守護は其の事由の消滅した後までも、尙本所の得分たる半濟分を本所に送付しない爲に、守護と本所との間に年貢半濟問題を繞つて紛爭が引き起された。仍つて室町幕府も應急手段を取らざるを得なくなり、應安元年六月禁裏仙洞御料所殿下渡領寺社一圓所領に於ては半濟制を停止すべしと命令した。左れど其は唯此の一ケ所に止り、其の他の諸國庄園の本所領に於ては勢の進む處遂に已むを得ず半濟制を認め、且つ下地を暫定的に中分して一方を守護の所領、他方を本所の所領として、兩者互に其の知行を全うせしむる事にした。斯くて最初年貢得分の折半を意味したる半濟も、今や現地其のものを折半することに迄進展したのである。而して此の半濟制度の實施は守護に一任されたから、其の政治的操作による權力の伸長は年と共に著しく、遂に守護は半濟地を自己の家來に分與し、管内の土地人民の支配權を一手に掌握することになつた。斯くて室町時代に於ける守護權力增大の狀態は

一、或は勳功の賞に募り、或は譜第の職と稱し、寺社本所領を押妨し、所々の地頭職を管領して之を軍士に預け置き、或は家人に充て行ふ、大犯三ケ條（付刈田狼藉、使節遵行）の外、所務以下のことに相綺ひ、地頭御家人の煩をなす事、公役對捍と號し、凶徒與同と稱し、左右なく所領を管領し、恥辱を與へ、牢籠に及ぶこと、論人當知行人の語を得て、下知遵行難澁のこと、訴論人の所領を分ち取り、國中の闕所を押領し、表裏の沙汰を構へ。

一、緣者の契約をなし、無理に味方と致すこと、請所と號し、名を他人にかり、本所寺社領主知行せしめ。

一、國司領家の年貢譴納と稱し、佛神用催促と號し、使者を所々に放ち入れ、民屋を追捕し。

一、兵粮並借用と號し、土民の財産を責め取ること、自身の所課を以て、一國の地頭御家人に分配し、

一、新關を構へ、津料と號し、山手河手を取り、旅人の煩をなす。[16]

と云はれる程になつた。

事茲に至れば、守護本來の權限が何であらうと、守護の管轄地一圓は事實上其の領國と何等異らないことになる。而して幕府直系の地頭は勿論のこと、庄園の舊勢力たる本所內の庄官や名主も次第に御家人化して本所と絕緣し、又守護不入の地たる寺社領も守護の制壓下に崩壞せしめられざるを得なくなつた。惟ふに寺社領たる本所を守護使不入としたのは、寺院は朝廷並に幕府の信仰によつて建立されたものであるから之を尊崇する意味に於て斯くなされたのである。然るに今や鎌倉幕府が治外法權的取扱を與へた此等の地域に對しても守護が越權して其の兵を進め、自分配下の代官を差遣して侵略の手を伸ばさんとするのであるから、山門の僧徒が躍り出でゝ、反撃手段に訴ふるのは當然である。後年彼の畿內地方に勢力を得たる織田信長と同地方巨大寺院との間に起つた戰爭の如きは、實に寺領庄園崩壞期に見られた著しい現象であつた。以上は實に守護地頭が一圓領地の大名にまで進展するに至る政治的飛躍の過程である。斯くして成立したる守護中の弱小なるものは强大なる守護の攻略に逢ふて次第に併合せられ行くのであつた。現に山名氏の如きは其の最盛時に於て十一箇國の守護を兼任し、其の勢力の强大なる足利幕府の右に出づる程であつて、殆んど獨立的地位を保有する有樣であつたが、斯る傾向を徹底的に押し進めたものは彼の應仁の大亂及び其れに續く無數の爭亂であつた。今此の頃各地方の守護により行はれたる領地併合の狀態を一

條兼良の『桃花蕊葉』によつて窺ふに、嵯峨禪惠院寺領因幡國鳥取吉方郷にては『山名被官請地也、亂世以後有名無實』とあり、光明峰寺領小鹽庄には、『爲二畠山一所二押領一、言語道斷次第也』とあり、攝津福原庄にては『領家職土貢者赤松請申時、爲二四百五十貫一、次第減少、當時香川預レ之』とあり、備後國坪生庄にては『山名被官人大田垣爲二代官一、其後平賀預二申之一、毎年三千五百疋、然而依二當國錯亂一、未二入手一也』とあり、越前國足羽御厨にては『代官朝倉美作入道請レ之、毎年土貢四百餘貫、應仁亂世以來、朝倉一向押二領之一、言語道斷也』と見えて居る。[17] 斯くして守護及其の被官人は元來守護不入地たる寺社領をも遠慮なく押領して漸次近世的な大名へと成り上り行くのであつた。

要するに、守護請又は地頭請により先づ守護が、次で地頭が、庄園の舊支配力を侵蝕し、更に守護は半濟制なる老狡手段により庄園の舊勢力を排して自己の權力を扶植したので、各地方共に庄園廢れて守護地頭による一圓領地制の發展する傾向が頗る濃厚となり、此の間地頭と地頭、地頭と守護又は守護と守護との權勢爭奪も所在に見られ、結局は守護が廣大なる領土を併有して近世的大名成立を急ぐ幹流をなすに至るのである。彼の九州の南端に雄飛し、德川時代に至り、其の總石高七十七萬八千石と稱せられ、幕府に取り一大敵國を形成するに至つた島津氏は、中世期には日向、大隅、薩摩三ケ國に於ける一個の守護であり、[8] 又大友、細川、赤松、畠山等々の諸大名も元は一國の守護であつたが、今や一箇國又は數箇國を管領する一圓支配の大名となつた。固より數多き守護中には戰國末期に於て陶汰せられて滅亡し終つたものもあるが、其れにしても近世的大名成立の傳統を語る主動的勢力が元々幕府任

命する處の守護又は地頭であつて、其他の所出によるものが比較的少なかつたことは、近世封建制度の完成に一劃線を描くものとして大なる意義を含むのである。斯くて成立せる諸大名は各其の彊域に於て獨立侯國を建設し、其處に最も封鎖的且つ排他的な政策を實行し、漸次日本全國を一圓とする封建制度の部分組織を形成することになるのであるが、此の大勢の指導的役割を帶びつゝ遂に最高潮の完成にまで漕ぎつけたものが織田氏であり、豐臣氏であり、德川氏であつた。

斯の如くして、最初守護が諸國に、地頭が庄園に布置せられ、此の兩者が追て越權を重ねて庄園の舊勢力たる本所領家の政治的並に經濟的實力を侵蝕し、進んで守護使不入の寺領を侵し遂に之をも併呑して一圓領地制を成立せしめたことが、軈て幕府の擁する中央集權を覆滅する原因となつたと共に、他方、强大なる地方分權的勢力の擡頭を誘致する結果となつたのである。併し何れにしても、無數零細の地域による庄園が最初先づ守護地頭の統制下に入りつゝ漸次陶汰を受け、遂に大名領地制へ移行したのは、換言すれば封建制度が次第により廣大なる地域制へ擴大せられて行つたのは、發展途上の封建機構が本來の小地域制より廣地域制へ進展せんとする時代的特色を語るものであつて、其の背後に於ける農村の經濟的幷に文化的機構の多樣化と、交換經濟の發達とが刺戟を與へたことによるのは云ふまでもない。卽ち庄園の支配層として發達した武士階級は其の被支配層たる農民の農業生產力に依據しつゝも、他方既に若干の發達を見せたる商業資本に依據し、其の物質的給與によつて生活し、活動し得るやうになつたものである事を看過してはならぬ。此等の事に兵農分離の形勢の發展した結果であると共に、軈て又兵と農

とが地域的分離體制へ向はんとする前提であり、其の加重力であつたと見てよいのである。

註

(1)吾妻鏡卷十八、承元三年十一月十四日條
(2)吾妻鏡卷五、文治元年十一月二十八日條
(3)吾妻鏡卷四、文治元年十一月十二日條
(4)吾妻鏡卷十五、正治元年十二月廿九日條、御成敗式目、第三條(新校群書類從第十七卷三五七頁)
(5)淡路國太田文(續群書類從、卷九百七十三)
(6)大日本古文書、家わけ第七、金剛寺文書(八三—八四頁)
(7)承久軍物語、卷第一(新校群書類從、第十六卷、三六頁)
(8)御成敗式目　第三條(前掲本三五七頁)
(9)御成敗式目　第五條(前掲本三五八頁)
(10)八代國治、國史叢說、一八四頁
　牧野信之助、莊園制の崩壞二四—二九頁。舟越康壽、請所の研究(社會經濟史學、第五卷第十一號)
(11)大日本古文書、家わけ第十、東寺文書一ノ九六一
(12)大日本古文書、家わけ第四、石淸水文書一ノ四〇一、一ノ四〇九
(13)丹後國田數目錄帳(改定史籍集覽、第廿七册)
(14)建武以來追加(新校群書類從、第十七卷三八七頁)
(15)建武以來追加(前掲本、三九〇頁)

(16) 建武以來追加（前掲本、三八六頁）
(17) 桃花蕊葉（改定史籍集覽、第廿七册）
(18) 小野武夫、鹿兒島藩の門割制度（土地經濟史考證、一一頁）

## 第四節　身分的分離の進行

### （イ）武士階級の强化と兵器及戰術

兵器と戰術に關しては別に專攻の士あり、又專門の書としては例へば有馬成甫氏の近著「北條氏長と其の兵學」の如き著述があるから、玆には唯武士階級の强化手段として發達したる兵器と戰術の一端に觸るゝに止まるであらう。

既に述べたるが如く、我氏族制時代に於ける兵器の構造と攻防の戰術は極めて幼稚であり、且つ戰鬪訓練の如きも僅かに平時の狩獵が其の用を兼ぬるの實狀であつたが、大化改新後に至り其の面目が一新せられ、後ち庄園の發達するに連れ各地方毎に戰鬪の技術が修練せらるゝことになつた。兵が農より離れて農民層の上に支配的組織を形成するに至るには、武士が其の實力を以て農民層を抑壓することを必要とするから、攻防具としての兵器、防禦設備としての城砦並に戰鬪法の上達が伴はねばならぬのであつた。此のうち城砦の事に就ては追て後章に於て述ぶることにし、玆には主として武器と戰術に就き略述するであらう。

新井白石は其の著書「本朝軍器考[1]」に於て兵器を旗幟類、金鼓類、節鉞類、弓矢類、弩砲類、火器類、矛槍類、刀劔類、甲冑類、鹵楯類、帷幕類、鞍轡類の十二種に分類してあるが、是は廣義の武器一切に就き分類したものであつて、實際上戰鬪に於て敵の死命を制するものは飛道具としての弓矢及び鐵砲、斬殺具としての矛槍及び刀劍類であつた。

飛道具としての弓矢は既に述べたる如く、早くも有史以前より狩獵具として用ひらるゝと同時に、武器としても使用せられ來つたが、庄園時代以降射術の技漸く發達し、敵を攻むるにも亦止つて守るにも、之を近接距離に引き附け、數間先きにて射止むるものを妙手とするに至つた。斯るは一面剛勇なる精神力を養ふと共に、他面技術其のものを平素より修練して始めて見らるゝものであつた。又攻擊具としての刀は最初は直刀卽ち劔が主なるものであつたが、後ち騎兵制度の發達するに連れて、馬上より敵を斬るの便利には刀身の反りたるものゝ方が操作上容易である爲に、反り刀が用ひらるゝことになつた。而して刀の使用は戰鬪者をして技術的修練をなさしめたと共に不退轉なる精神力を併せ有することを必要とした。然るに次項に述ぶるが如く鎌倉時代から騎兵の外に歩兵が重んぜられるやうになつて軍隊の組織に變化が起り、又元弘建武の頃から槍が盛んに用ひられ始め、歩兵をして之を使用せしむるに至り、降つて織田信長の頃には槍の丈け長く一丈八尺より二丈一尺餘のものが用ひらるゝに至つたとのことである。「本朝軍器考」にも『足利殿の代の末におよびて我國の軍制又あらたまりて、東國にこそ騎戰もありけれ、なべて世は歩戰を用ふるほどに、およそ軍功を論ずるに鎗まじふる事にその賞格を定むる事になりしかば、弓

矢打物とりての高名はあれどもなきに似たりき。かゝりし後は此物軍國の要器となりて、古の儀戈などいひし物のごとく、其人々の品位によりて、此物を執らしめ、その威儀とせらるゝ事にはなりたり[2]』とあり。前に記した射程が短距離となつた弓矢と共に敵に損害を與ふる主要の手段となつた。尤も此の間に在つて騎兵が依然として戰鬪力を發揮したには相違ないけれども、騎兵は敵兵の攻撃目標となり易き丈け、飛道具に對しては著しき弱點を有するのであつた。之に反し弓矢又は長槍を以てする歩兵の攻撃戰術は迅速に敵の死命を制する手段とせられた。彼の一番槍、二番槍の功名を爭ふ士風は實に此の頃より始まつたのである。

護身具としての甲冑類には著しい變化は見えなかつたが、併し鐵砲が天文前後に渡來してから若干の變化を見た、鐵砲渡來後は其の銃彈を防ぐ爲に甲冑の厚さを增さしめたものゝやうである。「本朝軍器考」に『應仁の亂より後世の人つねに甲冑を帶したりければ、冑小しきければ氣つまりて頭いたむ也とて、其制稍大きくなれり、武士の月代などの大きくなれるも此頃よりの事にてある也、かくて鐵砲といふ物出來て其彈丸のわづかも冑にふれぬれば、忽に頭さけ腦くだけゝれば、帽子鉢卷などして頭つゝみ、冑をも着くる程に、次第に大きくも厚くもなりたり[3]』とあるのが即ち其れであつて、天文年間に飛道具としての鐵砲が渡來してから其の影響が甲冑にまで及んだのである。

武士の戰鬪力は又城砦と城郭の發達により助長せらるゝのであつたが、城砦城郭に就いては別に後章に述ぶるから茲に省略するとのことを重ねて斷つて置く。

尙武器と戰術發達の裏に潛む軍學の發達をも看過してはならぬ。我國に軍學の輸入せられたのは恐らく彼の儒學が輸入せられたと殆んど時を同じうし、孫子の兵法書、大公望の六韜等が王朝の頃既に戰略の指南書として用ひられたであらうことは既に之を語つたが、武士階級間に於ける實驗的戰術が重んぜられ始めたのは平安朝末期からのやうである。

荻生徂徠が『我國の軍法は本は大江の儒家に傳つて匡房より八幡太郎に授けたる事なれば、儒者たる者も軍旅を知らずして不レ叶、武將たる人も文學なくては不レ叶事明かなり、淡海公の令の趣を考ふるには吾國の軍法は唐朝の軍法を傳たる事にて、當時諸家のいへるとは遙に別なる事なり(中略)、當代諸家の軍法といふものは戰國名將の下の物師の物語に本つきたるものなれども、師を立て人に教ふるより、問に答ふる爲に事を全備させんとて、多くは寛永の末より寛文の頃迄の人の増補したる物なり』と云つてゐるのは、當に我國に於ける軍學の發達を道破せるものであつて、軍法書なるものは多くは後年德川時代の所述に係るものであつて、之より先き既に源義家の如きが大江匡房に就きて軍學を學んだとは云ふものゝ、其の軍學なるものの內容は恐らくは孫子の兵學や、大公望の六韜三略の類であつたであらうと思はれる。

惟ふに、平安朝末期より鎌倉、足利時代に至る間に於ては武士は其の精魂を學問に打ち込む暇なく、多くは無學であり、唯其の天分の才能と機略を以て事に當るに過ぎぬのであるから、自ら軍書に親しむこと能はず、軍學としては儒者の講釋を聽くか、又は物師なる軍談師の軍物語を聽きて戰術の理論と實際を會得する程度のものであつた。

隨つて彼の「楠木武經」とか太田道灌の所說と云はるゝ「持資流軍法衍儀」等の兵書があつたとしても[5]、其れは上に引きたる徂徠の所說の如く德川時代になつてからの所述であつて、其れ以前の實戰に應用せられたものではない。併し既に早くより講述せられたる支那兵法書の所述が多少武家の間に利用せられ、其れに實戰の智識が織込まれて獨自の戰略戰術が發明せられたであらうことは否み難く、其の戰術實施の結果が軍談師たる物師により語られて武人間の戰術研究を助くるのであつた。

斯くて、武士は年と共に進步の一路を辿れる兵器と時代相應なる戰術の修得を以て其の推進力たらしめたから、支配階級としての實力は日に月に强盛となり、彼等と雜居する鄕村の農民は愈ゝ彼等の下に制壓せられざるを得ぬのであつた。

註
(1) 新井白石、本朝軍器考、序目（元文元年刊）
(2) 新井白石、本朝軍器考、卷七
(3) 新井白石、本朝軍器考、卷九
(4) 荻生徂徠、鈐錄、序
(5) 大森金五郞、中世の軍法書及水軍の書に就て（歷史地理、日本兵制史）

（ロ）農民の强制的武裝と驅使

武士の政治上並に社會上の勢力を培養する經濟的根源は依然として農民であるから、彼等は一方種々の手段を盡

して農民の生產力を利用せんことに努めたと共に、他方農民層の中より兵士を徵集して其の戰鬪力を補強する必要を見た。別言すれば、今や既に農業より離れたる武士は武力の基本たる兵員を單に從來の家の子郎黨のみに待つことが出來なくなり、新に普通農民より兵員を徵募し、之に若干の訓練を加へて戰場に引き出さねばならなくなつた。武士層が斯の如く農民より兵を募りて攻守力を增強せんとするに至れば、村里に殘留せる農民が一層彼等より壓迫せらるゝに至るは云ふまでもない。今其の一例として「醍醐雜事記」の一節を引くならば、其の卷第十一には、

一、寺家宿直兵士事（座主大僧正御房元―御時始三寶院守護也）

正月　牛原南庄、　二月　同　庄、
三月　牛原北庄、　四月　同　庄、
五月　河內庄、　六月　中夾庄、
七月　柏原庄、　八月　同　庄、
九月　曾禰庄、　十月　同　庄、
十一月（自朔日十五箇日中原北庄下司、自十六日十五箇日牛原南庄下司）
十二月（自朔日六箇日中夾下司　自七日八箇日柏原庄下司　自十七日七箇日大野木下司　自二十二日九箇日曾禰庄下司）

右兵士五人限ニ永代ニ可ニ勤仕ニ之狀所レ定如レ件[1]

とある。領主たる醍醐寺が每月自領莊園たる牛原庄外數個の庄から五人宛の兵士を徵して三寶院を守護せしめてゐ

るのであるが、斯くして本所たる寺院が其の庄園より農民を召集して「兵士」又は「宿直」にあてたといふ事は、武家化した寺院が庄内の農民を徴集して兵役に就かしめたことを端的に語るものである。而して右の兵士と云ひ、宿直と云ふも、實は雜兵程度のものであつたかも知れないが、併し、彼等が護衞勤務に堪ふる程度の武裝をしてゐたことは事實である。何となれば此の頃既に武士階級が兵士を農村より徵した事例は此の他にも少くないからである。卽ち時代は少し降るが、治承四年十二月平氏は伊豆に蹶起したる源頼朝を討伐する爲に京都の公卿及び諸國庄園に依頼して庄園内より兵士を徵集して居り[2]、又壽永二年六月源義仲が木曾より南下を企つるに際しても近江國諸庄園の兵士を募つて各地の要害を守護せしめた等々は[3]、武家が兵力充實の爲に庄園より農民を徵募したることを立證するものである。斯る農民召集制度は他の一般の大寺院に於ても見らるゝ傾向となつた。例へば正中二年三月「最勝光院注進寺院庄園年貢近年所濟分書等散狀事」によれば

一播摩國桑原庄六月兵士十人
一攝津國山邊庄三月兵士五人
一堺庄　　　九月兵士七人
一讃岐國志波庄十月兵士七十人
一筑前國三原庄七月兵士十人
一筑前國志比庄五月兵士七人

一出雲國大野庄十二月兵士十人
一近江國湯次庄正二兩日兵士十三人内正月十人二月三人
一檜物庄　　四月兵士十人
一遠江國原田庄八月兵士十人
一信濃國鹽田庄十一月兵士十人
一常陸國成田庄閏月兵士三人

とあり、各庄毎に兵士の數を列擧し、其の兵士の傍に何れも朱筆で木守と記入されてある所から推しても、[4] 彼等の任務が略何であつたかを察することが出來よう。又德治二年寺領庄園の筆頭たる高野山の諸衆評定置文によれば、不斷經會の警護の爲に、諸庄より農民を徵發して登山せしめ、不參の輩あれば其の所罰として食堂と禮堂の疊さしを課する旨が規定されてゐるが、[5] 徵集せられた農民が武具を携へて不斷經會の警護に任じてゐたことは正應二年同山諸衆の不斷經會に關する評定置文に『兵士之外、於二壇上一、大刀長刀狀可レ停二止之一[6]』とあるによつても一斑が窺はれる。更に又元弘三年高野山領志富田・相賀の兩庄園が根來寺の爲に押領せられた時、高野山側では諸莊の農兵數十人を駈催して、根來寺の下司等を擊退せしめた事も、[7] 等しく農民を強制的に武裝せしめた事例を示すものとしてよい。別言すれば、各寺領には前來既に農兵ならざる僧兵が蓄へられ、之を使つて自領を守り又は他領を侵しつゝあつたが、今や此の僧兵以外、更に自己庄園內の農民を驅り立てゝ戰陣に走らしむるやうになつたのである。

要するに庄園領主が兵士を農村より募りて其の攻守力を増強することによつて武士の政治的基礎愈々鞏固を加へ、農民に對する誅求と制壓が益々強化せられ行くのであつた。惟へば曾て庄園に私兵の起つた當時は、庄園に侵入した國衙領の浮浪人又は山門の僧兵等が主要兵力であつたが、今や時代は遷つて庄園の兵力を強化する手段として新に領内の農民を驅りて兵士となさんとするのである。而して斯く農民より徴集した兵士は、彼の後年の足輕に匹敵するものであつて、身分輕き農民が一時の急に應ずる爲に兵士となるの端は既に早くも此の頃より見られたのであつて「源平盛衰記」に散見する足輕の文字は此の事實の存在を語つてゐる。即ち「源平盛衰記」治承四年五月十四日高倉院夜討の條に『足がるども亂入してさがし奉れと下知す、下知に隨ひて下郎等亂入して狼藉不ㇾ斜』とある事や[8]、同じく「三井寺僉議」條中に『足輕二三百人法勝寺の北さまより三條河原祇園の邊までするりと迫て在家に火を放ち』云々とあることや[9]、又同じく「景高景時入城」の條、一の谷木戸に『梶原五百餘騎にて押寄するに、足輕四五十人腹巻着せ手楯つかせて鬨聲出して逆茂木引退け』云々とある如き、何れも農村より徴集したる歩兵が足輕の名の下に軍役に服した事實[10]を語るものである。斯くて庄園の農民中より兵を募るの風は爾來益盛んとなり、遂に足利時代の半頃より足輕は殆んど軍隊の主力を成すに至つたが、戰國時代に於ける足輕に就ては別に次章に於て詳説する筈である。

註　(1) 醍醐雜事記、卷第十一、四五八頁

(2) 山槐記、治承四年十二月十日、同十四日條、

(3)吉記、壽永二年六月十二日條
(4)東寺百合文書、十四―廿一
(5)大日本古文書、家わけ第一、高野山文書第八、第一七六五號
(6)大日本古文書、家わけ第一、高野山文書第八、第一七六三號
(7)高野春秋、十
(8)源平盛衰記十三、高倉宮信連戰事
(9)源平盛衰記十四、三井寺僉議
(10)源平盛衰記三十七、景高、景時入城

## (八) 武士と農民の對立の深化

武士と農民の對立深化の現象は守護地頭が近代的大小名へ進展する頃より最も顯著に現はれた。守護地頭は其の領土化せる鄕村内に多數の名主を包擁して郎黨となし、『いざ鎌倉』といふ場合には直ちに彼等を動員し得るやうに組織し、有力なる名主は今や武士としての本質を備ふるやうになつたけれども、此の名主――武士化せる名主――は耕作農民と相伍して村落に住居するのみであつて、農耕に從事するものでなかつた。若し武士化した名主が平時農業に專念してゐたならば、武士として必要なる修練が不可能であつたらうし、又彼等が平時農業に精勵してゐたならば、屢々突發する戰役每に耕地は荒廢して收穫擧らず、爲めに兵糧盡きて戰鬪を永續し得なかつたであらう。然るに實際上彼等名主は一面には武士として、他面には地主として鄕村に住居し、其の所有地をば所從の作手又は下

人をして耕作せしめ、其の收入を以て生活したから、戰鬪員としての任務を果し得たのである。而して名主と其の作人又は下人は主從の關係を以て繫がれ、一種の郎黨的集團をなしてゐたけれども、庄園の上層に在る地頭との間には益々懸隔が深まり行つた。何となれば、名主は前にも云つたやうに農民の武士化した者であつて、農民的氣風の強い階級であるけれども、地頭に至つては武家としての野心を達する爲め其の支配權を迅速に確立せんことを希ふものであつたから、勢ひ其の配下の百姓を責虐して顧みないことになるのである。卽ち平生農業專一に勤むる農民は僅かなる土地と屋敷を抱へて耕作に從ひつゝ、地頭の責虐を甘受しなければならなかつたのである。而して武士の責虐は彼等の直轄地たる給田の百姓に對してのみならず、下地中分をなしたる土地に對しても屢々暴虐を逞しくするのであつた。其の事は既に前節に於ても一應論じて置いたが、玆に別個の視角よりして地頭が農民を責虐し、農民之に堪え切れずして愁訴した事實を語つて見よう。建武元年八月、東寺領若狹國太良庄の百姓言上狀の第一條には[1]、『當御代官の御手作田畠は三町に及び、御耕作の間召使はれるところの百姓六百餘人也、古今かくの如く百姓等責め仕はるゝ事、全く以てこれなし、然る間百姓等爲すすべ方を失ひ、其のため百姓等の農業は作期に後れ、不熟となり、不便次第なり』とある。卽ち寺領庄園の地頭が其の管内農民に對する責虐を立證するものである。更に又他の一例としては同文書第七條に『城郭を構へると稱し、尫弱の百姓に對し早田より年貢米を責め取られる條堪え難き次第である。何のために堀を掘り、城郭を構へ、農業最中の百姓を毎日召寄せ、責め仕はれるのか、術なき次第である』と云ひ、續いて其の第十條及第十一條には、配下の農民等が其の責虐に堪え兼ねて『馬上免畠百姓名

の內、良嚴の名畠尻高の在家一宇を破壞せられ、城郭に造り進められる條、すべなき次第である。御領內在家を作り增すことは御領繁昌の源である。然るに是非なく押し壞される條、御領破壞のもとである。城郭の爲め、百姓等の家々片庇を壞取り城郭に誘ふべき由、御書下を成し下さると稱し、壞取るべき旨催促の條、未だかくの如き地頭御代官を見奉らず』と訴へて居る。卽ち地頭が農民から掠め取つた所當米を遣つて堀を穿つたり、城郭を構へたり、又農繁の眞最中に百姓を徵募して築城の勞役に服せしむるのみならず、城郭材料に使用する爲に恣に農民の家宅を壞し取つたと云ふのである。前にも說明したやうに、寺領は鎌倉幕府より守護使不入の地として守護の權限外に置かれたけれども、地頭は兵糧米徵收の爲に寺領にも之を配置したのである。然るに此の地頭の權力は年を經ると共に增長し、本所たる寺領支配權の及び兼ぬるに乘じて其の庄園を侵蝕せんとし、更に地頭は其の住居地の要害に築城して其處に蟠據しようとするに至つた。然も本所たる寺院の權力は旣に衰へたりとは云へ、尙本所としての名分は嚴存するのであるから、庄園農民は地頭の暴虐を列べ立てゝ本所に愁訴せんとするのであつた。卽ち庄民が本所なる舊勢力に倚つて自己の生命と財產を保護しようとするから、其處に本所と地頭との間に抗爭が起り又旣述の請所制度の如き狡猾手段が行はるゝことにもなるのである。蓋し鎌倉時代末期の頃に至れば地頭の實力伸張の結果、其の職權を不當に擴張して要地に山砦を構へ、其の周邊に多數の家の子郞黨を蓄へ、地頭と農民との利害は益々反することになつて兩者は互に相嫉視する情勢となり、相剋は年と共に募りつゝあつたが、併し上昇の一路を辿る地頭の前には武備なき農民の社會的竝に經濟的地位は益々低下する一方であつた。

註 (1)大日本古文書、家わけ第十、東寺文書第一卷、七〇九—七一三頁

### （二）農民の彈壓

守護が往年の國司に代り、地頭が在來の本所領家に代つて農民層を支配するに至つた事其れ自體が兵農分離史上に於ける劃期的現象である。之より先き武士化した名主が往々領主の命によつて仲間の百姓を苛責したことがないではないけれども、彼等は未だ支配者的暴君ではあり得なかつた。然るに今や身分的分離を遂げ得た武士層、殊に最高層に在る守護と地頭は戰鬪指揮者として所在の名主を率ゐつゝ農民を容赦なく彈壓することになつた。今此等の事情を明にする爲に有力なる一個の文書を引くであらう。

阿氏河庄上村百姓等言上狀

阿テ河ノ上村百姓ラツ(ン脫カ)、シテ言上

一フセタノコト、リヤウケノヲカタエ(年別)、フセシツメラレテ候ヲ、ソノウエニチトウノカタエ、マタ四百文フセラレ候ヌ、マタソノウエ(收納)ニ、トシヘチニ一タンニ二百文ノフセレウヲセメトラル(京)、コトタヘカタク候

一スナウノコト、イマ、テワ、百姓ユラツキ候ツレトモ、チトウノキヤウヨリ、アラツカイニ、シモノクモンシ郞ヲクタシテ、カハウ(苛法)セメ候エハ、タヘカタクシテ、セメトラレ候イヌ、

一ヲワタ(芋綿)ノコト、百姓トカウナシリ候ツレトモ、マコシ郞トノ、百姓ノイエニ、タシヨウノヒトワ、カケニンカレコレサヨ人ツカイヲ、ツカイツケテ、カハウニセメトラレ候ヘハ、タヘカタク候テ、セメトラレ候イヌ、

一ヲンサイモク(御材木)ノコト、アルイワチトウノキヤシヤウ、アルイワケカフトマウシテカクノコトクノ人夫ヲ、チトウノカタ

エセメツカワレ候ヘハ、ヲマヒマ(逃亡ノ跡麥蒔)候ワス候、ソノ、コリ、ワツカニモレノコリテ候人フ(夫)ヲ、サイモクノヤマイタシ(山出)エ、イテイタテ候エハ、テウマウノアトムキマケト候テ、ヲイモトシ候イヌ、ヲレラカコノムキマカヌモノナラハ、メコトモ(女小児)ヲイコメ、ミヽヲキリ、ハナヲソリ、カミヲキリテ、アマニナシテ、ナワホタシヲウチテ(在家一字)、サエナマント候ウテ、セメセンカウセラレ候アイタ、ヲンサイモクイヨ〳〵ヲソナワリ候イヌ、ソノウエ百姓ノサイケイチウ、チトウトノエコホチトリ候イヌ、

一スナウコト、レウヲ、チトウノカタエセメラレ候ヘハ、ヒクレ(日暮)候イヌ、トモカラノイテニ、ヤト(宿)ヲトリテ、トマテ候ヘハ、チトウノトノヒトヒヤウク(兵具)ヲソロエテ、百姓ノト、マリタルヤトエ、テマツ(手松)サ、ケテ、十月ノ廿一日ヨナカハカリハヤク、百姓ノクヒ(首)ヲキラントシ候コシチ(テカ)候、百姓ソレニヲ、キニオトロキサワキテ、十ハウエニケリ候テ、ワツカニイノチハカリワイキテ候、

一チトウノマコシ郎トノ、廿三人クソク(具足)シテ、百姓ノクサノイヲリニ、十月八日ヨリシテ、三日カアイタセメラレ候、マタ十月ノ十八日、二日アイタ、セメセンカウセラレ候、ソノアイタニ、クシウツカマツリ候コト、二百センマテソナヘ候コト、タヘカタク候、ソノホカニ、五人三人ノツカイワ、ヒマ候ワス、カクノコトキノクシウヲメシ候カウエニ、百姓クリカキ(栗柿)ヲ、トノヒトヲ、ヲイノケセ、ヲイノケセトラセテ、モカキシ(ウ脱カ)候コト、モノマサナク候ナリ、

一コノ四人ノ百姓ヲ、コリヤウ(御領)ニアント(安堵)スヘキソト、コチヤ候ヘトモ、マスマスニチトウトノコカミカケラレ候ヘハ、コリヤウニエアントセス候、コレラコリヤウニアントシテ候ワハ、百姓ミクシヲツカマツリ候トモ、イカ、ヨロコヒ候ワン、

一チトウノチヤウセチノウマカイノコト、ムレセイ(庵)候ヌコトニテ候ヘハ、百姓ラヲ、キナルナケキ候、

一カクノコトク、マコシ郎トノ、百姓ノイヲリニ、モノ、クヒウク(物具兵具)ヲソロエテ、フミイリフミイリ、百姓ヲトリコメ〳〵セタケラレ候ヘハ、イヨ〳〵百姓ウセ候ナンスル候、

一サメウシ(左女牛)ノツカミヤヨウトウト候テ、三貫文セン(錢)セメトラレ候コト、イマタセレナキ(先例)コトニテ候、
一十月廿五日ヨリ、チトウタラウマコシ郎上下卅五人、百姓ノモトニシキ井候テ、イロ〳〵ノモノヲセメトラサランカキリワ、ナン十日モタツマシト候テ、一日ニクリヤ三トツ、シ候コト、タエクラウハカクモ候ス、ソノウエウマノカイマクサ(飼馬草)、一日ニ一斗三升セメトリ候、ソノウエニ、マメアツキアワヒエトリカワル、コト、タエカタク候、
一コノウマノカイヲソクイル、トテ、カマクワナヘ、已上十五サラニムシチ(無質)ニトラレ候イヌ、
一ウスクマリタトナツケテ、タンヘチニ三百文ノセニセメトラレ候コト、センレイナキコトニ候アイタ、コトニ百姓スツナ(術)キコトニテ候、
コノテウ〳〵(條々)ノヒレイ(非例)ニテセメラレ候アイタ、百姓トコロニアントシタク候(カ脫カ)
ケンチカンネン(建治元年)十月廿八日

百姓ラカ上[1)]

高野山領庄園に於ける農民が地頭の非法を訴ふる上記の訴狀は、實に吾人の想像にも及ばない程の慘虐を包むものであるが、然も農民はかやうな苛歛誅求を受けても其れに對して強い反抗をなし得ず、涙を呑んで隱忍し、上命の儘に從順であらねばならなかつたのである。殊に彼等は點々分散して住居し、一地に集結するの便を與へられてゐなかつたので、斯くも自ら無統制となり、且つ無氣力であつたのである。

註　(1)大日本古文書、家わけ第一、高野山文書、第六卷、四八六—四九〇頁

### (ホ)　農民の反抗

倂し農民と雖過度に誅求せらるれば、遂に柔順を破つて抵抗することを辭せないのであつた。斯る事態は室町時代の所謂下剋上運動によりて明瞭となり、其れ迄忍從に忍從を重ねた農民も遂に武器を提げて守護地頭を前身とする領主又は寺院其のものと戰ふに至つた。寺院勢力とは云ふまでもなく寺領庄園の一圓領地化したもので、其の大なるは優に一大侯國を成してゐたのである。而して此等の諸勢力に抗爭したものが彼の土一揆及び一向一揆である。土一揆は正長元年に勃發したのを手始めとして、戰國末に至る百數十年間殆んど斷續的に繼起し、畿内地方の領主等を大に脅した。「大乘院日記目錄」には正長元年の土一揆に就て『九月□日、天下土民蜂起、號二德政一、令レ破二却酒屋土倉寺院雜一、物等恣取レ之、借錢等恣取レ之、官領成二敗之一、凡亡國之基不レ可レ過レ之、日本開白以來土民蜂起最初也』と云つてゐる。[1] 而して此等一揆の兵力は極めて強く、永享元年播磨に起つた土一揆は、守護赤松滿祐の軍隊を片端から擊破し『凡土民所□不レ可レ令三侍在二國中一』と號しつゝ[2]、武士層の擊滅を目標としてゐたのである。又文龜二年若狹に起つた土一揆は遂に守護武田元信父子を攻殺するに至つた。[3] 他方、宗教的色彩を帶びたる一向一揆は一般の土一揆よりも數倍の統制力と武力を擁し、現に越前、加賀に於て蜂起した一向一揆の如きは加賀の大名富樫氏を滅ぼし、越前の大名朝倉氏をも滅亡せしめた程强力なるものであつた。「朝倉始末記」に曰く、『斯て國中の一揆等、侍共の館へ押寄せ〳〵攻亡しける程に、皆誰か身の上にてや有んと思て、晝夜肝をけし胸をひやす形勢、武士とも前々は雀の上の如レ鷹、今は唯猫の下の如レ鼠にして、卒爾に聲をも立てず、昔の百姓下人は小袖を着、騎馬にて通れば、主人は襤褸を着て自身鑓をかたね、粮米を荷運て腰をためて步行く、去は賤か貴服をきる、是僭上

といふ、『僭上の無禮國の凶賊也と孔安國が誡めを不レ知けるこそうたてけれ』と。(4) 以て當時の農民が如何に其の支配者に對して反撃力を有してゐたかを推測するに足る。併し土一揆と云ひ、一向一揆と云ひ、何れも壓倒的氣勢を擧げたものには相違ないけれども、云はゞ線香花火の發火したやうなものであつて、社會推進力の幹流を成したる武士階級の勢力には到底敵對すべくもあらず、現に播磨に起りたる土一揆の如きは實は武士其ものを廢滅せしむることを目的としたりと云はれて居るけれども、固より當時斯の如きことが實現せらるゝ筈はなく、全國一帶の農民は完全に武士階級の被支配者とならざるを得ざる時代的運命に向つて馳走した。

註 (1) 大乘院日記目錄（續々群書類從、第三册、六四六頁）
(2) 薩戒記
(3) 實隆公記
(4) 朝倉始末記、卷七（改定史籍集覽、第六册、一二八頁）

## （へ）農民の失姓

斯くて兵と農との身分的分裂は、室町時代に入つて最も敏速に進行しつゝあつたが、遂には身分の表彰として服飾の制限幷に稱姓の禁止をなすに至つた。卽ち應安二年二月二十七日發布せる禁令の一節には、武士以外の者の服飾に關して

一、中間凡下輩、えぼしかけ、きぬごし、ひたゝれのきぬうら、同大口、刀のかへらぎ金銀、但めぬきを除事

を着用することを堅く禁止して居るが[1]、更に注目すべきは農民の苗字を稱ふることの禁止である。此の問題に就ては未だ確たる研究がなされてゐないやうであるけれども、吾人の接した史料によれば、少くとも室町中期には領主によつて之が法制化されたものと思はれる。「東寺百合文書」に收むる廿一日供僧評定引付、文明十五年三月十六日の條に曰く、『近年境内の地下人等、雅意に任せ、名字を名乘るの由、先代未聞の次第也、所詮は向後に於ては停止せられ、萬一承引せざる族に於ては堅く罪科に處すべき旨治定了んぬ[2]』と。之は農民が姓を失ひたることを法制化せるものであつて、兵農分離史研究上尤も注目すべき事實であるが、然も農民が既に之より早き時代に於て失姓してゐたであらうことは、上記の文書に彼等が恣に姓を名乘ることを指して『先代未聞之次第也』と力說してゐることによつても察知せらるゝのである。

註　(1) 建武以來追加（新校群書類從、第十七卷、三九一頁）
(2) 東寺百合文書、白河本、一五〇頁

（ト）　農民の不自由化

更に此の頃に至れば農民に對する居住移轉の禁止も見られ、其の生活の不自由さは益々加はり行くのであつた。「大内家壁書」には永享十一年「百姓逃散御定法之事」として『植木庄の寺庄本所領並に諸給分本領等の百姓或は土貢を拘得し、或は㗛訴逃散を企てんとすることは誡めざるべからず、所詮所望の輩は狼藉人を搦め取り、之を引渡すべき御定めの上は、聊かも悋惜の儀あるべからず、仍て執達件の如し[1]』と規定され、農民が領主に背きて移動

するを禁止して居る。斯る傾向は戰國末期に至るに從ひ益々顯著となるのである。

斯の如く土地に緊縛せられて移轉の自由を失つた農民は、更に武器を携帶することをも禁止せられた。其の最も徹底的に行はれたのは豐臣秀吉による天正十六年の刀狩であるが[2]、其の事は追て次の章に於て論ずるであらう。更に天正十九年に至り、秀吉は武士の身分たるものが町人又は百姓に轉ずることを禁ずると共に、百姓が商業や賃仕事に出ることも禁止した[3]。武士、農民及び商人が自由に其の身分と職業を替ふることの禁止は、是れ取りも直さず農民階級が組織的なる封建制下に入り行く過程としての現象である。固より斯る思想は既に古くより存在したのであるが、室町時代に至つて判然と文字の上に現はれ始めたのである。

註　(1)大内家壁書、(日本經濟大典、第一卷、七二五頁)
(2)大日本古文書、家わけ第十一、小早川家文書、一ノ五〇三號
(3)大日本古文書、家わけ第十一、小早川家文書、一ノ五〇四號

## 第五節　身分的分離進行期間に於ける武士の心理

### (封建制度發達期に於ける社會心理の檢討)

上來兵農の身分的分離の過程を或は政治史として、社會史として、又經濟史として論じ來つたが、玆に別個の觀察部面として社會心理的吟味を加ふる必要に迫つた。即ち、封建制度發達期に於ける武家の心理衝動が如何に外部

に作用し、如何に體現せられたかを再吟味すると共に、彼等が熾烈なる階級心によつて其の階級體制を强化して一門の繁榮を圖らんとせるにも拘らず、皇室に對し奉りては常に恭順の意を表し、連綿たる皇統其のものゝ尊嚴に對しては一指だも觸れんとせず、且つ觸れ得なかつた事實を諸他の心理現象と併せて論明するであらう。

（イ） 武士階級の内部的結合心理

庄園の武士は一方に王朝政權を排擊し、同時に彼等の快しとせざる貴族階級に接近したる皇族に對し奉りて暴逆を企らみつゝあつたが、斯る間に單位庄園内に於ては或は土地制度の上に、又は庄内人的要素の上に種々なる强化手段が施されてゐた。此の内部的結合運動の一手段として單位庄園内に於ては下級武士に對する土地の恩給が相次で行はれた。恩給とは若干町段の土地を農民と共に武人に給與し、此の恩給地より上る作德を以て武人の生活を支持せしめんとするのであるが、斯くして土地を得た武士は其處を領有して名主と呼ばれるのである。後には此等名主が後來の新領主より其の土地を安堵せられて忠勤を誓盟する場合もあつたが、何れにしても此等名主が相倚り相集つて中世農村武士層の中堅を形成し、此の恩給の爲に武士は主君の恩に感じて忠勤を抽んずることになる。日本武士道に於ける忠義思想は實に此の恩給地に基く「一所懸命」に原因するのであるが、此の恩給地を受けたる武士が下作人又は作手に之を充て行ふて小作せしむることは既に説明した通りである。

斯く單位庄園内に於ける武士層の縱斷的聯鎖と小作制度が緊密化するに連れて、庄園は押しも押されもせぬ鞏固なる經濟的並に政治的團結となり、此の單位庄園の上層領有者は其の勢に乘じて一層其の地位の安定を得ん爲め更

に大なる勢力に結び附かんとするのであつた。之と同時に當時僅かに取り殘されたる舊國衙領の地主（名主）も亦在來の地位を保たん爲め、其の所有地の得分を割きて庄園の領主に寄進せんとするのであつた。是れ所謂上分寄進であつて、各地に於ける群小の庄園が段々累加せられて大なる庄園へと結成せられ行く一面の徑路である。彼の平安朝の末期に東國地方の一勢力となりたる源氏に對し同地方に於ける無數名主が競ふて源家一門の支配下に屬したのは、斯る上分寄進の徑路によりてゞあつた。斯くして上は大總裁格たる名門の下に大小の庄園が從屬し、各庄園は其の所屬武士即ち名主に對して土地の恩給を行つたのである。此の恩給地を所有する武士は其の土地を作人――作手――に充行ふて小作せしめ、以て一面地主、他面武人たる生活を營むことによりて上下一貫したる庄園體制を具備するに至るのであるが、然も武士は尚依然として農村內に住居するのであるから、此の頃は兵農共に雜居する時代であつたと云つてよい。此の間武士層が種々の手段を弄して農民を酷使し且つ誅求し得るに至つたのは、此等農民が營々勞苦して生產を擧げ、之が爲め農耕より離れたる武士が支配者としての生活を營み得るに至つたからであるのと、軍事に專念する彼等武士の實力が克く耕作專門の農民を統御し得るに至つたからである。

（ロ）　王朝政權よりの離脫心理

兵が農より離脫せんとする處、延いて武士層をして王朝政權より離脫せんとするの心理を激化せしめ、王朝政權以外に政治的地步を築きて其處に武家獨自の社會を打立てんとし、種々の謀略により王朝勢力の擁護者たる貴族を排擊せんとする意思を動かすのであつた。彼の保元・平治の亂ありてより、武士は貴族の護衛兵たる建前から一躍

して貴族藤原氏の上に立ち、之を統制する地位に上昇する機會を與へられた。洵に保元・平治の役に於て武士階級は決定的勝利を博して、全國庄園上に中央集權力を掌握した。殊に平清盛は一門の政權を更に强化する爲に藤原氏に對する壓迫の手を緩めず、其の高壓手段として關白藤原氏所領の半分を强奪せんとする策謀を企てた。卽ち彼は其の女盛子を攝政藤原基實に嫁せしめ、後ち仁安元年基實薨ずるや、其の弟基房が代つて攝政となつたけれども、基實の遺領は基房に讓らしめずして盛子に讓らしめんとしたのである。玆に於て藤原氏と平氏との間に正面衝突を見るに至つたが、結局藤原氏遺領の半分は新攝政の基房に、殘り半分を盛子に讓らしむることにして事件は一先づ落着したが、藤原氏の所領は爲に俄然半減せられて一門轉落の非運が襲ひ懸るを覺えた。然るに後白河法皇は清盛の專橫を惡まれ、治承三年盛子の歿後、其の所領を盛子の子基通に傳領せしめずして沒收し、之を關白基房に總領せしめたので、此の處置に憤慨したる淸盛は其の年十一月福原より兵を率ゐて入京し、法皇を鳥羽殿に幽し奉ると共に、基房以下四十二人の官を免じ、直ちに基通を藤原氏の最高長者として推擧した。[1] 斯くて藤原氏の勢力は急落して平氏の下風に立たざるを得なくなつた。

其の後平氏滅びて源賴朝が鎌倉に幕府を創設するや、源氏は藤原氏に對し更に周到なる用意を以て壓迫の手を伸ばした。卽ち賴朝は文治元年義經の賴朝追討の宣旨奏請に反對したる藤原兼實に內覽の宣旨を與へられんことを請うて許され、次で平氏の傀儡であつた攝政基通を廢め、兼實をして之に代らしめ、此の兼實と提携して公卿側一體の統制を行つたので、[2] 藤原氏は之よりして完全に鎌倉幕府により制壓さるることになつた。

惟ふに平氏と源氏とは犬猿も啻ならざる間柄であつたが、此の兩者間の確執は武門興隆期に於ける內部的鬪爭であつて、集權勢力の獲得を狙ふ龍虎が互に相搏つの勢を語り、後ち彼等の何れかゞ庄園の上に集權的實力を把握するに至つてからは、其の手は直ちに轉じて舊勢力の殘骸たる藤原氏に向けられた。藤原氏領する所の全國庄園を其の手中に入るゝことによつて、武士階級統制の實を完全に擧ぐることが出來たのであるが、藤原氏が多年皇室の藩屏であつた丈け、皇室に及ぼしたる經濟的幷に心理的影響も亦甚大であつた。

註　(1)竹岡勝也、日本文化史、平安末期、六四―六五頁
(2)龍肅、日本文化史、鎌倉時代、二四頁

（八）　武士階級の橫斷的結合心理（守護地頭設置の再吟味）

庄園を內部的に結合せんとする武士の心理と共に見るべきものに橫斷的心理がある。既に中央集權力を握りたる武門が更に其の勢力を擴大して全國庄園を彼等の翼下に收めんとする心理の衝動が其れである。蓋し群小の庄園が自己の地位を保全せん爲めに先づ大なる庄園の庇護下に入り、其れが次第に累加せられて膨大し行くとしても、其の擴大性は一定地域に限られざるを得ず。源賴朝が多年東國地方に扶植した父祖の勢力を地盤として治承年中伊豆に蹶起し、軈て其の功成りて幕府を鎌倉に開き、後進んで源氏一門の勢力を全國に伸張せん爲に各國に守護を、庄園に地頭を配置したのは全く賴朝による政權の橫斷的擴張運動に外ならぬのであつた。蓋し平氏討滅事業の成功後賴朝は鎌倉に幕府を創設したけれども、各地方には庄園の舊勢力たる本所と領家があり、且つ平氏殘黨も幾分蠢動

し居りて幕府の統制は未だ決して鞏固であるとは云へなかつたが、此の統制强化の役割を擔つたものが實に新設の守護であり、地頭であつて何れも幕府の爪牙として治安維持と租税徴收の任に當つた。是れ固より守護地頭設置の獻策者たる大江廣元の政治的手腕によるのであつて、前にも既に引いたやうに吾妻鏡に『因幡前司廣元申レ之、世已屬二澆季一、梟惡者尤得レ秋也、天下有二反逆輩一之條、更不レ可二斷絶一、而於二東海道之内一者、依レ爲二御居所一雖レ令二靜謐一、奸濫定起二於他方一歟、爲レ相二鎭之一、毎度被レ發二遣東士一者、人之煩也、國費也、以二此次一諸國交二御沙汰一、毎二國衙庄園一被レ補二守護地頭一者、强不レ可レ有レ所レ怖、早可レ令二申請一云々』[1] と見えてゐることによりても其の動機が覗はるゝのである。斯くて頼朝は各地の庄園を横斷的に結合せしめて鎌倉幕府に屈從せしめんとするのであつたが、此の運動は併し承久年度に至り藤原氏の殘黨が皇室を戴きて行ふたる彼の討幕運動によりて衝撃を蒙るかに見えたが、結局幕府方が勝利を博して其の勢力を增强する結果を齎した。

註 (1)第四章第三節參照。

### (二) 武士の敬神思想

武士が敬神思想を抱懷したるは一面武士階級の精神的强化運動として觀るを要すると共に、他面彼等が國家的祭神を祀る神社を尊崇することにより、武家と皇室、並に農民と皇室とを間接的に結び付くる楔機となつたと云ふ觀點よりすべきである。

武士の敬神思想に就ては既に奥田眞啓氏が論ぜられ[1]、又西岡虎之助氏其他多くの學者の所説がある。[2] 武士の敬神

思想は先づ彼等が軍神として尊信したる八幡宮との關係から說き始めねばならぬ。曾て藤原氏の全盛時代に於ては、奈良の春日神社が藤原氏の氏神であつたが、武家勢力の一大飛躍を劃したる源氏の闘將源義家は熱心なる八幡宮の尊信者であつて、武家と神社との關係は實に義家と八幡宮との關係から起るのである。曾て彼の父源頼義は康平六年安倍貞任征伐に際し、密かに石清水八幡宮を鎌倉の由比鄕に勸請して祈願を籠め、後ち永保元年に至り義家も亦同神社に修復を加へた。其の後治承四年頼朝が鎌倉に入るや之を更に小林鄕の北山に移し、同年十月十六日には頼朝祈願の爲め始めて其處に長日勤行を執り行ふた。[3] 是れ幕府の最も崇敬したる鶴岡八幡宮の緣起である。爾來歷代の鎌倉武士概ね此の八幡宮を尊崇したのであるが、之より先き諸國の地方武士も土地の神社を氏神として尊崇したであらうことは想像するに難くないが、彼等は後ち源氏の御家人となるに連れ、別に八幡宮を氏神として尊崇するに至つたのである。玆に於てか地方武士に取つては在來の氏神と新祀の氏神とが別個の存在たるを示すに至つた譯である。而して此の八幡宮は單に源氏一門によつてのみならず、地方御家人の間にも尊信せらるゝのであつた。例へば畠山重忠の如きは頼朝の恩遇に報いんため、秩父郡上吉田村に鶴岡八幡を勸請して土地を寄進し鶴岡八幡の神事に倣つて流鏑馬放生會等を行ひ、只管に崇敬と忠誠を捧げたと云ふ。[4] 斯して鶴岡八幡宮は御家人統制の精神的な中核をなしてゐたと言つてもよいであらう。鶴岡八幡宮に次で幕府の崇敬した神社は伊豆の伊豆山權現、相模の箱根權現、伊豆の三島明神の三社であり、中にも前二社を特に崇めて二所と稱した。此等の諸社に對し幕府は戰爭の際は勿論のこと、其他大小の事變に面する度每に祈願を籠め、其の戰功を祈つたのである。惟ふに源頼朝の敬神思

想は既に壽永三年二月院司高階康經を經て奏上した四ケ條の意見書中に次の思想が含まれてゐることによつても知られる、曰く『我國は神國である、往古の神領は相違なく安堵せしめ、其の外に今度又新しく加へられるであらう、就中去る頃鹿島大明神の御上洛の風聞があつて後、賊徒は追討せられ、神戮は空しくなかつた、若し諸社の破壞顚倒するものあれば、功作の後御裁許を受けるべく、恒例の神事は式目を守り、懈怠なく勤行せしむべきである』と。[5]此の精神は永く幕府の敬神政策中に取り込まれ、貞永年間制定の御成敗式目にも其の第一に『神社を修理し、祭祀を專らにすべきこと』の一ケ條が設けられ『神は人の崇敬によつて其の威を增し、人は神の德によつて運を添ふるものである。其れ故恒例の祭祀は陵夷を致さず、從來の禮奠は怠慢せしむるなかれ、こゝにより關東分國並庄園に於ては地頭神主等其の趣を存じ、精誠を期すべし。兼ねて又有封社に至つては代々の符に任せ、小破の時は修理を加へ、大破の時は子細を言上して、それに應じて沙汰あるべし』[6]と規定して神社尊崇の義を明にしてゐる。

茲に注意して見なければならぬ點は、武家が斯く軍神としての八幡宮並に氏神としての土地神を尊信すると同時に、伊勢大神宮其他の國家的祭神に對する尊崇の念の篤かつたことである。蓋し武家が皇室關係の神社を尊信したる心理的傾向を見るに、彼等は元來幕府の勢力を堅持せん爲には本意なくも皇室の衰微を意に留めないと云ふ思想を抱きながらも、然も皇統の尊嚴は飽まで之を保たうとした心理と兩々相通ずるものがある。殊に國家的祭神崇敬の心理は封建社會の下層部たる農民間にも浸潤して祭神と農民とを知らず識らずの間に密着せしめ、以て間接的には農民と皇室とを結び附くる機運をも釀成せしめたことを看過してはならぬ。此の事は後年の明治維新に際し、各

地方に於ける神社の神官が先頭となつて勤王軍を組織し、朝廷の爲に奮戰したる事實と照合すれば、日本民族心理に一貫するところの思想流程たることが想見されるのである。

註 (1)奥田眞啓、武士の神社信仰と莊園制との關係（社會經濟史學、第七卷第十二號）
(2)西岡虎之助、王朝時代の武士の發達概觀（歴史地理、日本兵制史）
(3)吾妻鏡卷一、治承四年十月十二日
(4)渡邊世祐・八代國治、武藏武士、下篇第六章、二〇二頁
(5)吾妻鏡卷四、壽永三年二月二十五日
(6)御成敗式目第一條（新校群書類從、第十七卷、三五七頁）

（ホ）　武士と崇佛思想

武士と佛教とが如何に密接なる關係を有したかは、庄園隆起の主動力が佛教寺院であり、寺領庄園が全國庄園の大半を占めたこと、並に其の後各地方に興つた武家が氏寺として寺院の建立を企つるもの無數であつたこと等によりても知らるゝのであるが、茲には斯かる經濟上の形態に觸るゝことなく、専ら佛教の教義が如何に武士の内面生活に影響したかを語るであらう。

武士は本來戰爭を職務とし、其の勝敗は時の運に任せ、生命は常に危險にさらされてゐる。斯かる職務に從事する武士は常に生死を超越して行動すべき精神的據所を必要とするのであつた。武士が在來の氏寺を尊信したのは斯

かる精神的作用からであつたらうが、彼等は更に戰爭に際して佛に勝利を祈願すると共に、平生の信仰を以て修養に心掛けた。而して信仰的修養上に最も大なる力を持つたものは禪宗であつた。彼の『直指人心、見性成佛』と云ふ教理は武士の心理に最もよく共鳴するものであり、其の枯淡味は節儉を強調する武士の精神と一脈相通ずるものであつた。斯くして禪宗は武士の間に迎へられ、武士の支持によつて弘通した。禪宗が武士の心域を培養したことに就き尙ほ深く考察せねばならぬことは、舊貴族階級に結び付いてゐた舊教派が禪宗を壓迫し、其れが軈て舊貴族と對立的立場にある武士を憤激せしめて禪宗と結合するに至らしめたことである。禪宗の始祖たる榮西は京都に在る間南都北嶺側の彈壓に耐へかねてゐたが、正治年間遂に鎌倉に下り幕府の保護下に始めて其の教義を弘むることを得た。之よりして鎌倉幕府と禪宗との關係は極めて密接となり、北條時賴の如きは寶治元年態々道元を鎌倉に招いて其の菩薩戒を受け、更に同年末には道隆蘭溪を鎌倉に迎へ、彼をして武士社會に適切なる禪宗の弘通を圖らしむる爲に鎌倉山內に建長寺を創立せしめて其の開祖とした。斯く幕府によつて鎌倉に禪宗寺院が設けられたと云ふ事は武士の崇佛史上特に注意しなければならぬ點である。降つて北條時賴の子時宗は宋より無學祖元を聘し圓覺寺を開いて其の開祖としたが、此等幾多の禪僧が幕府の庇護のもとに武士の精神生活に如何に大なる感化を與へたか、殊に北條時宗が師事した祖元は曾て宋の能仁寺にあつて元兵の侵入を受け、將に斬られんとした際虛心平氣で『乾坤無地卓孤笻、喜得人空法亦空、珍重大元三尺劍、雷光影裏斬春風』の偈を唱へ、眼前の暴兵を退散せしめたと傳へられてゐる程剛膽な人であつた。膽かめの如しと言はれたる時宗の膽力が此の祖元によつて鍛錬せられたことは

否定出來ないのである。[1]

禪宗と共に當時の武士階級間に信仰を博した敎派に淨土宗がある。舊來の佛教は因果應報を說き、此の世に於ける殺生の罪は人をして往生を遂げしめぬのみならず、次の世に於て終生苦痛を蒙り、然も其の罪は子孫に迄及ぶと說くのであるが、殺生を常に事とする武士にとつては、殺人を罪惡なりと說く教理は彼等をして戰場に立たしめることに大きな不安と焦慮とを與へた。然るに新敎派の淨土宗に於ては此の世の如何なる惡事も阿彌陀佛の慈悲によつて救はれ、念佛稱名により往生を遂ぐる事が出來ると說くのである。[2] 斯る敎義は克く武士の不安と焦慮とを雲散せしむるものであつたから、爾來彼等の間には淨土宗に歸依するものが尠くないやうになつた。巷間周知の熊谷直實は建久三年、久下直光と其の所領を爭ひ幕府の審理に訴へたが、其の審理不公平なるを憤り、證據文書を前庭に投げ捨て、自ら髮を剪りて出家し、蓮生坊と稱し法然上人の弟子となつた。直實の道心は極めて固く『淨土にもこうのものとやさたすらん、にしにむかひてうしろみせねば』と詠歌したと言はれてゐる。彼は建久六年鎌倉に下つた時、賴朝に謁したが、彼は其の時先づ穢土を厭離し、淨土欣求の旨趣を申述べ、彌陀の功德を說き、同時に兵法の用意、武道の故實等を談じた。武勇萬人に勝れた昨日の直實、今は解脫して正覺を得たる蓮生坊として自己の實驗に基く心境を語る其の言や至り、其の理や盡し、並み居る諸將皆傾聽して感歎しないものはなかつたと云ふ。[3]

又宇都宮賴綱は一日自己の郎從多數を連れて武藏野を過ぎ、偶々蓮生坊に遇つたことがある、蓮生坊の曰く『いみじく大勢にておはするものかな、但いかに多くとも、無常の殺鬼はふせぎがたく侍らん、彌陀如來の本願にて念

佛する者をば惡道におとさずむかへとり給へば、一人當千のつはものになりまさりたるは、これ念佛なり、かまへて念佛したまへ』と說いたので、賴綱も信心を起し、承元二年法然の草庵を訪ねて剃髮し一向專修の行者となつたと云ふ。其の他武藏國の御家人甘糟太郎忠綱や、武藏國津戶の三郎爲守等の信仰談が「法然上人行狀繪圖」に載つてゐる。[4)]

以上を以て見ても、佛敎と武士の內面生活が如何に深い關係を有してゐたかゞ判るであらう。彼等は禪宗の敎義を信ずることによりて其の膽力を練り、淨土眞宗を信ずることによりて無數の敵人を殺害したる罪を亡ぼし、念佛稱名によりて之を免さるるものと信じ、其處に安心を得、立命して武士層强化の精神的手段となしたのである。

註 (1) 龍粛、日本文化史鎌倉時代、第七章
(2) 同上。
(3) 渡邊世祐・八代國治、武藏武士・下篇第八章、二五四—二五五頁
(4) 法然上人行狀繪圖、日本史(世界歷史大系十三卷A)第三篇第一章、四四八頁

## (へ) 對皇室心理

武門の勢力確立せられて皇室の藩屛たりし藤原氏が滅亡を告ぐると共に、賴朝は王朝文化より遠ざかる爲めに特に東國の一寒村鎌倉に幕府を開き、京都は單なる禁裏の所在地として存在せしむるに止め、一切の軍事財政の中心を鎌倉としたる爲に、京都府中に於ける公卿等の貧困は年と共に加はり、從つて自ら皇室の衰微を來し、往年の藤

源氏全盛時代に於ける繁榮と幸福は今や過去の夢と化し、往時を追懷するの念は禁裏にも漸く高まつて來た。斯る懷古思想は固より武士の容れ得べきところでなく、皇室側よりする武門倒壞の謀略が一たび表面に露呈するや、直ちに應急の措置を講じて大事を未然に防がんとするのであつた。彼の北條泰時が後鳥羽上皇を隱岐へ、土御門上皇を土佐へ、順德上皇を佐渡へ遷し奉りたるが如きは、何れも皇室の親政復興運動を快しとせずして大逆を犯したものであるが、武家は當時皇室に對して如何に思慮しつゝあつたか、或日明惠上人が北條泰時に對し承久の亂に就て所見を問ひ糺したところ、泰時は其れに答へて、忠ありて罪なき幕府を打たうと存じ給はるは全く朝廷の御過である、併し今官軍に抗するのは道理に背くから降參した方がよいと考へて其の旨を父の義時に勸むるところがあつた。之に對し父義時は『それは君の御政治が正しく國がよく治る時の事である、今の御代となりて國は亂れ民ところに安んぜず、上下萬人愁を抱かないものはない。然るに幕府の支配してゐる國々だけは少しも此の難にあはずして、萬民安穩の思をしてゐる、若し今幕府が亡びて朝廷の御政治が全國にゆきわたるならば、禍は國中に滿ち、人民は非常のなやみに陷るであらう。それ故に此の人民の爲めを思ふときは、勅命に順ひ奉ることは出來ない、又我等はたとひ勝利を得ても、別に皇族の中から天皇を御立てするつもりであるから、天照大神も、八幡大菩薩も何の御咎めもあるまい、君を害し奉らんとするのではない、君側の奸を除かんとするものである』と言つたとのことである。[1] 彼等は如何なる場合に於ても朝敵と呼ばるることを絕對に避けんとしたのである。現に泰時は承久役の眞最中感ずるところあつて、途中より引き返し、父なる義時に向ひ上皇御親征の時は如何すべきかとたづねたところ、義時は

暫しうち案じて『かしこくも問へるをのこかた、その事なり、まさに君の御輿に向ひて、弓を引くことはいかゞあらん、さばかりの時は、兜をぬぎ、弓のつるをきりて、偏にかしこまりを申て、身をまかせ奉るべし、さはあらで、君は都におはしましながら、軍兵をたまはせば、命をすて、千人が一人になるまでも戰ふべし』と答へたと云ふ。(2) 以上の記事は暴逆なる泰時父子でありながら、皇室に對し奉りては恭順の意を懐いてゐたことを立證するものである。

之より先き武家政治の基を開いた源頼朝は皇室に對しては極めて謹嚴な態度を以て臨み、源平役の眞最中元暦二年正月安徳天皇が平氏に擁せられて西海に赴かせらるるや、範頼に手紙を與へて安徳天皇を無事に迎へ申上ぐべきことを命じ『皇室の御事は今更いふ迄もないが絶對に尊崇し奉るべきで、背き奉れば必ず身を滅すにきまつてゐる、我源氏の一族木曾義仲が滅亡したのは梶井宮承仁法親王や、八條宮圓惠法親王を討ち奉つて冥加が盡きたからである、平家が今滅びようとしてゐるのは、三條高倉宮以仁王を討ち奉つたからである、それ故今度の戰にも決して皇室に御あやまちがない様にしなければならない』と懇篤に教訓してゐるのである。(3)

又後年足利尊氏が九州敗走の途中、播磨の赤松圓心に據つた際、赤松は尊氏に獻策して『凡そ合戰には旗を以て本とす、官軍は錦の御旗を先だつ、味方は之に對向する旗なき故に、朝敵に相似たり、所詮持明院殿は天子の正統にて御座あれば、先代滅亡以後定而叡慮心よくもあるべからず、急に院宣を申下されて、錦の御旗を先立らるべきなり』と勸めたので、尊氏は早速持明院殿の院宣を受くることにしたが、其の爲に尊氏の軍勢は頓に活氣を呈した

と云はれてゐる。[4] 斯の如きは、國民の間に潛在してゐた皇室崇敬の心理を武家が巧みに利用したものとも云ひ得べく、皇室尊崇の心理が武家社會の底流をなしてゐたことを如實に證明して居る。

註 (1) 明惠上人傳記
(2) 增鏡
(3) 吾妻鏡卷、元暦二年正月六日條
(4) 梅松論（新校群書類從、第十七卷、一二四―一二五頁）

×　×　×　　×　×　×

封建制度の隆興最盛期に於て、天下支配の實權を掌握したる武家が皇室に對し往々事を構へ奉りたるにも拘らず、克く皇室其のもの丶尊嚴を認得して皇統を汚さゞらんことに努めたことは實に驚異に値する日本社會史上の現象である。蓋し武士階級と雖、國民の傳統的心理を把握しなければ其の政治的願望を達することが出來ぬ。當時既に國民全體が皇室尊崇の心理を抱懷せることを知悉してゐたればこそ、彼等は其の凶手を皇統の連綿に觸る丶ことが出來なかつたのである。言ひ換ふれば、斯る日本民族心理の流れが此の頃よりして既に社會の上下に浸透し、其れが一門一統の利益のみを圖らんとせる武士階級の心理に反映して斯の如き措置を取らしめたのである。

# 第五章　室町時代に於ける兵農の地域的分離

## 第一節　身分的分離後に於ける兵農雜居の狀態

本節に於ては、身分的分離の發展途上に在りたる武士と農民とが、鎌倉時代より足利時代の半頃迄農村内に雜居する狀態を再應ながら觀察して、兵農分離史發展の經過を一層明瞭ならしむることにする。

武士は鎌倉時代以降に於ても依然として農村に住居し農民を支配するのであつた。彼等が農村に住居したる形式を見るに、庄官屋敷は庄園の主要部落たる町屋に圍まれて時代相應の家城を成してゐたが、地頭が入部した後は庄民は新に地頭なる別個の支配者を戴くことゝなり、此の新支配者たる地頭は追々丘陵の頂上又は山腹に地を相して砦を構へ、其の周圍に家の子郎黨等を集めて軍事的聚落を作るのであつた。地頭の勢力が斯く庄園の中心となるに至れば、自然的に發達した町屋の必要性は自ら失はれざるを得ない。而して地頭（並に守護）の山砦構築に就ては後節に於て更めて詳説するから玆には省略するが、何れにしても鎌倉時代より足利時代中葉頃までは身分的分離をなしたる武士が依然農村に住居する時代であつて、其の最高地位者たる守護は姑く別とするも、庄園内に地頭があり又庄官があり、此の兩者が武人であることは云ふまでもなく、更に其の下に武士化した多數の名主が見らるゝ有様となつたから、其の頃の農村社會は支配者たる武士と、被支配者たる農民とが縱の關係に於て雜居した點に時代

的特色が存在したのである。其の第一實例としては彼の鎌倉幕府創立直前武藏一帶に住居して所謂武藏武士と呼ばれたる秩父黨、野與黨、兒玉黨、丹黨、西黨等々何れも同地方に於ける庄官支配下の武士を擧げ得る[1]、彼等の中には多數の武士化したる名主並に名主に從屬する下人があり、又專ら農業を職とする多數の小名主も存在するのであつた。鎌倉幕府は關東地方の武士層の上に地頭を配置して關東御分國を形成したのである、關東分國とは鎌倉幕府直轄支配地のことで、幕府自ら守護の實權を行使する土地である。次に第二實例として信濃國の御家人中野能成の事を擧ぐるならば、彼は建仁四年二月廿一日鎌倉幕府より次の如き下知狀を與へられてゐる。

信濃國中野鄕內五郎能成屋敷名田等事、右名田拾町並當鄕居住屋敷所レ令二安堵一也、所從等事付レ田如レ元可レ被レ召仕、可レ令レ止二四郎妨一之狀、依二御下知一如レ件、

建仁四年二月廿一日　　遠江守　判[2]

之によると、能成は元來信濃國中野鄕に十町の名田を有し、彼の屋敷も亦其處にあり、所屬の從類をして耕作に當らしめてゐたのであるが、彼が幕府の御家人たることを誓ふた代償として此の財產と地位とを安堵せられたのである。而して右中野能成は平時幾人かの所從を養ふて所有田を耕作せしめ、戰時には彼等を率ゐて出陣したことが推察せらるゝ。第三實例としては肥後國御家人井芹秀重入道西向を擧げ得る、西向は元寇役の際、蒙古軍邀擊の衝に當るに際し、鎌倉幕府に對し出陣人員の注進狀を提出したが、其れによれば、

一　人勢弓箭仗乘馬事

西向年八十五、仍不レ能ニ歩行一

嫡子越前房永秀年六十五在弓箭兵仗

同子息彌五郎經房年三十八弓箭兵仗腹卷一領乘馬一疋

親類又二郎秀南年十九弓箭兵仗所從二人

一孫二郎(次)□秀年四十弓箭兵仗腹卷一領乘馬一疋所從一人

右任ニ御下知狀一可レ致ニ忠勤一也、仍注進言上如レ件

建治二年壬三月七日　　彌西向[3]

と見え、彼が肥後國農村に在住する所從を引き具して戰場に赴いたことが窺はれる。最後に第四例として薩摩國入來院塔原鄕地頭澁谷惟重の生活振りを擧げて見よう。嘉曆三年十二月澁谷惟重の遺領注進狀によれば、惟重は薩摩國塔原鄕に於て十八町七反半を領し、其の所領内には在家四十二戸と地頭屋敷一所が存在した。此の澁谷某は島津氏直屬の代官であつて、地頭と云つても鎌倉幕府直系の地頭とは其の性質を異にするものである。即ち彼は島津氏配下の家臣に過ぎないのであつて、其の屋敷には特に三反の水田が附屬し、赤崎宮内入道了禪、永吉仲入道觀勝、五郎入道西念なる百姓が居住してゐた[4]。此の三人は無論澁谷氏の家來であつて、右三反の田地を耕作するものである。而して此の三反の地を含んだ地頭屋敷の周圍には壕を繞らしてゐたものゝやうである。是れ當時の在鄕武士に見ゆる普通の住居形式であつて、此の事は嘉曆四年五月の澁谷惟重遺領注進狀に在家分として「一所地頭堀内上一

と記されてゐることによつても充分想像が出來る。[5] 而して斯る屋敷附屬の田畠が如何に經營せられたかを見るに、嘉曆三年十一月の澁谷氏注進狀には、

當正作分

玖段内　井尻一段　梅木三反
　　　　日方二段　樺日三反地頭屋敷付

と見えて居る。[6] 右地頭正作分とは地頭手作田のことで、地頭が前記自己の隸屬百姓三人を使役して耕作した田地である。澁谷氏は實は同地に於て九反步の正作田を持ち、其のうち三反步が從類の耕地として屋敷に附屬し、其の外郭に壕が繞らされ、屋敷内に居住する右百姓了禪、觀勝、西念の三人をして平時は正作田を耕作せしめ、戰時には彼等を連れて戰場に赴くのであつた。序ながら彼の島津藩に於ける外城制度は茲に記する地頭支配下の農村制度を其の儘德川時代に持ち越したものであつて、澁谷氏のやうな地頭が多數島津領内に存在し、其れが德川時代に至りても依然地頭と呼ばれ、藩内各地の城山の所在地に駐在し、其處を御假屋と呼び、其の管内には何町衆と呼ばれたる鄕士と德川時代に至つて新置せられた鄕士とが多數雜居して地頭の支配を受け、島津藩農村の特殊的存在を示してゐたのである。要するに中世薩藩の地頭は他地方の名主に相當し、其の後身が德川時代に於ける舊族鄕士であるけれども、德川時代になつてから藩内の地頭は一應鹿兒島城下に集中せしめ、此の城下士の中から駐在せしむることにした爲に、舊地頭は土着的性質を失ふて城下町よりの派遣員たる形となり、新置の地頭管内に配置せられた多數の鄕士が同藩特有の農兵となつた。外城の鄕士は斯くて德川時代に至つて一層强化せられ、著者の所謂特置鄕士

の一類型を成して德川時代の末期に及んだのである。以て中世より近世にに亘る間の鹿兒島藩に於ける地頭と鄕士制度の變遷を知るべきである。

以上例示の如き武士化した名主が何れも皆相當大きな屋敷を構へてゐた事は、著者の舊著「鄕士制度の研究」の口繪に示した江州に於ける一土豪の屋敷圖によつても明であるが、西岡虎之助氏も「近古に於ける土豪屋敷」の典型的なものとして近江國野州郡小田村の土豪高畠氏の屋敷の圖を擧げて其の說明を試みられてゐる。[7] 卽ち名主屋敷の周圍には土手が築かれ、其の土手には竹木が植ゑられ、土手を繞つて外側に壕が穿たれ、壕を以て圍まれた一劃內の土地が所謂「ほりのうち」であり、又土手によつて圍繞せられてゐる故に其の一地域內を土居とも稱し、何れも農兵たる名主と、其の土地を小作する農民が雜然住居しゐた狀態を示すものである。

尙蛇足ながら一應說明を附け加へて置かねばならぬことは、當時農村には上記の如き比較的大きな名主が發生してゐたと同時に、小名主が多數存在して等しく名主と呼ばれたことである。別言すれば、土地所有者は何れも名主と呼ばれたのであるから、名主は農村地主層の別名であつたと云ふべく、後年德川時代に至つて名田地主なる語が見ゆるのは其の後身である。而して兵と農とが地域的に分離する際には、武士化した名主は上層武士に從つて城下町に集中したが、其の他の中小名主卽ち中小地主階級は其の儘農村に留まることになるのである。

註 (1)渡邊世祐、八代國治、武藏武士、五〇―一四三頁

(2)市川文書一

(3)大日本古文書、家わけ、第四、石清水文書、第一卷、一九〇頁
(4)入來院文書、第七〇號甲
(5)入來院文書、第七〇號乙
(6)入來院文書、第七〇號甲
(7)西岡虎之助、近古に於ける土豪の屋敷（社會經濟史學、第三卷第五號）

## 第二節　地域的分離の徴候

序に前にも云つたことのあるやうに、社會組織上に一つの大きな變動の起るのは決して一時に起るにあらずして、永い間の漸變と徐化によつて集積せられ行くのである。今茲に語らんとする兵と農との地域的分離の如きも決して織田・豐臣兩時代に於て突如起りたるにあらずして、實は其れ以前より山砦の周圍に農兵が集められ、同時に庄園內の小都邑に兵士の住居するを禁ずる等の兵農分離政策が講ぜられつゝあつたのである。卽ち從て兵士を山砦の周邊に集中せしめたのは軍事的必要からであつたが、然も之を商業都市化させなかつた所に時代的要求が示されてゐる。別言すれば次で來るべき軍事的目的と商業的目的の爲に成立したる城下町への集中が起る前の現象として山砦周邊に兵士を集め、其處を據點として領內を固むる制度が取られたのである。今其の第一例として中國安藝の地頭小早川宣平を擧ぐるであらう、彼は南北朝の頃、曆應三年四月其の家臣に對して居館の周圍を離れて町屋に移り住

居するを禁じて居る。其れは町屋に居住すれば、居館附近の田地が荒廢するので、『且當座きとの事に御用を闕、若しいかなる事もあらん時は、御用に立かたし』との理由を以て家臣の町屋居住を嚴禁したのである。[1] 此の小早川氏は安藝國沼田庄本庄方の地頭職沼田小早川氏の一族であつて、沼田川下流左岸の沼田本鄕、舟木鄕、小坂鄕、安直鄕並に草井、大崎嶋中浦、同東浦、領家名、御名の諸鄕村を支配する地頭であつた。小早川氏の居館は本鄕内の山續きたる船木鄕堺に近き高山にあつたが、[2] 此の居館に對する前記の町屋が何處にあつたかは不明である。恐らく沼田川下流の平野にあつたものと考へられる。時代は少し降るが、永享五年の頃、小早川氏知行得分注文寫に安直鄕に本市があり、小坂鄕に新市があつたことが記され、沼田川の下流を挾んで右本市新市の兩市が並立してゐた事實からして、上記の町屋とは右本市乃至兩市であつたことが[3]想像せられる。又當時安直鄕であつたと推定される沼田川下流右岸の地には現在でも本市なる地名が存するから、恐らく現在までも其の名殘を留むるものであらう。而して小早川氏が其の家臣をして山砦の周邊を離れて安直鄕の町屋に移住することを禁じたのは商業資本の影響が武士層に及ぶを恐れたるによること〻、戰略上の意圖に基いたのであつて、山砦近くに兵員を集中し、いざ事ある際の急に備へん爲であつたことは云ふまでもない。家臣中には生活に便利な市場に移住せんことを欲したものがあつたであらうが、其れを領主が許さなかつたのである。小早川氏は此の外、文和二年四月、其の家臣をして町場住居の女と通婚することをも禁止してゐる。之は武士と町人との通婚によりて階級制の崩壞するを防止せんとするもので、別個の意味に於ける武士階級强化の手段として注目するに値する。[4] 卽ち彼の近世初期に德川氏が武士と百姓町人間

の通婚を制限して身分的固定を圖りたる政策の先驅として見るべきものである。次に第二例として文明十七年十二月二十六日の『大内家壁書』により大内家が武士集中を行ふたる事實を見るに、同文書には「一身暇日數之事」として

一、山口にある衆の内、少分限の仁は、一年に百ケ日身の暇を給はるべく定めらる、但し當用不時の儀は申請の旨に任せらるることは從來の通りである。然るに御暇を申上げずに内密に歸宅或は他行し、其れが上聞に達する時は十ケ日には一貫文の過怠を、百日には百貫文の過怠金を課せらる、若し此の御成敗を背かず難澁申立つるの族は、恩給の地を沒收せらるべし、

とあつて[5]、其の家臣を山口城下に集中せしめ、少分限の武士に對しては極りとして一年百ケ日の休暇を與ふることとし、若し密かに禁を犯して歸村し或は他行したるものあらば罪科に處することゝなして居る。之により見る時は、大内氏は既に軍事的方便の爲に農兵を山口城下に集中せしめてはゐたけれども、然も其の生活の本據は從前通り居村に置かしめ、其の土地よりの收入によりて生活せしめてゐたものゝ如く、未だ一切の家族、財產を引き揚げて城下生活をなさしめてゐたものではないやうである。武士を城下町に集中するに至る過渡的現象として注意するに値すると思ふ。更に第三例としては『朝倉敏景十七箇條』に

一當家疊館の外、必國中に城郭を構させらる間敷候。總て大身の輩をば、悉く一乘の谷へ引越さしめて、其鄕其村には只代官下司のみ可レ被二居置一事。[6]

とあつて、大身の武士をば悉く一乘の谷なる地點に集中せしめてゐることも地域的分離の先驅と見てよいと思ふ。

註

(1) 大日本古文書、家わけ、第十一、小早川文書、第一卷
(2) 今井林太郎、安藝國沼田莊に於ける市場禁制（歴史教育、第十一卷第九號）
(3) 今井林太郎、安藝國沼田莊の市場補考（歴史學研究、第七卷第三號）
(4) 大日本古文書、家わけ第十一、小早川家文書第一卷、五九一頁
今井林太郎、安藝沼田莊に於ける市場禁制（歴史教育、第一卷第九號）
(5) 大内家壁書（日本經濟大典、第一卷、七〇八頁）
(6) 朝倉敏景十七箇條（日本經濟大典、第一卷、六九四頁）

## 第三節　地域的分離の發展

時代は愈々進んで兵農の地域的分離を語る順序となつた。兵農の地域的分離の原因の一は足利時代末期に起りたる築城術の變化と戰術の進歩である。顧れば我國の幼稚なる城郭としては氏族制時代に於ける家城があると共に、野戰に於ては稻城や茨城があり、要塞としては邊要の地に柵の類が構築せられ、又河川の邊りには往々水城（みづき）が設けられたのであるが、其れより降つて平安朝末期の頃に至れば、庄園の本所たる諸大寺院が先づ城郭を構へて戰鬪の用に備へ始めた、例へば「平家物語」には、平家の軍勢と南都寺院軍との戰を述べ、寺院が構築したる城郭の模樣を敍して『平家は四萬餘騎を二手に分て、奈良坂、般若寺、二ケ所の城郭に押寄て、鬨をどつとつくる、大衆は皆歩立打物なり、官軍は馬にてかけまはしかけまはし、あそこゝに追懸〳〵指つめ引つめ散々に射ければ、防ぐ所

の大衆數を盡いて討れにけり、卯の刻に矢合して一日戰ひ暮す、夜に入て、奈良坂、般若寺、二ケ所の城郭共に破れぬ[1]」云々。即ち此の時代に至れば、庄園の一大根據地たる寺院が城郭化し、敵を防禦する爲の要塞として利用せられたのである。其の後時代を經るに從つて庄園の城郭は守護地頭等が大小名化する過程に於て益々發達し、各所に其の構築が見受けらるゝに至つた。而して此の時代の戰鬪法は專ら慓悍なる兵士の肉彈力による一人對一人又は數人對數人の戰であつて、集團戰鬪にまで進んでゐなかつたのである。然るに中世末期ポルトガル人より鐵砲を傳來されるに至つて、從來の戰略と戰術は根本的に變革を遂げねばならなくなつた。鐵砲の我國へ傳來した時代に就ては新井白石は天文の頃と說き、有坂氏は永正大永の頃、寧ろ應仁前後の頃からであるとしてゐるが、一般論としては天文十二年種子島渡來說が正しいであらう。而して火砲は天正四年ポルトガル人が豐後大友宗麟に獻じ「國崩」と命名し、今東京九段遊就館に保存せられてある被羅漢筒が其の起源であると云はれて居る[2]。築城術の變化は此の火藥火器の輸入に伴ふて起つた時代的樣相の一つである。

偖て、之より先き天險主義による築城に於ては、鎌倉幕府の地方官兼目附役たる守護地頭等が先づ險阻なる山腹や、敵の襲來を見透し得るやうな丘陵又は高臺に城砦を築き、又或る場合には自然の地形其のものを城郭と看做して工作を施した。例へば河內國に於ける楠氏の如きも南河內の一隅に據り、囊の底にも似たる東條川の流域を天然の城郭と賴み、其の全地域に亙つて數多の小城塞を配置した如きは甚だ巧妙なる築城術と云ふべきであるが、此の一大城郭地帶から見れば、彼の千早城の如きは後方連絡を圖る爲の、或は最後の據點を得ん爲の、一支城たるに過

ぎないのであつた。楠氏が克く南河内に蟠據して北軍を苦しむることが出來たのは、千早、赤坂の城郭が堅固であつたことが一原因であつたらうが、主なる原因は東條川なる流域を巧みに利用した爲である。又肥後の菊池氏は菊池川と合志川の流域、卽ち隈府附近の地を天然の城と看做し、其の地域内に多くの小城を散在せしめた。後世の人が菊池十八外城と稱したのが其れである。[3] かやうに一つの自然的城郭の内部に數多の小城が配置されたことが、其の頃に於ける自然的地形利用の築城術であつた。

然るに鐵砲の渡來により戰鬪が主として步兵密集部隊によりて行はるゝやうになると、軍を一箇所に集め置く必要に迫られ、從つて城郭の如きも各所に分散せしむるの不得策を感じ、人工的工作により兵を敏速に動員集中するのに便利なるやう築城することが必要となつた。殊に信長、秀吉の時代になつてから城郭は著しく壯麗なる威容を整へ、築城技術は著しく精巧となり、石垣の堅固なること、其の繞らせる水濠の深く且つ廣いこと、城櫓城門の造作が堅牢にして嚴重を極めたること、殊に天守閣が嶄然四隣を壓して雲際に聳えたること等は、同時代に於ける武家文化の一大偉觀であつたのみならず[4]、領主は自己の財源を補給する爲に、既に相當の發達を見せた商工業に着目し、自領内に散在せる商工業者を城下に集中せしめて積極的に其の保護と統制とを行つた。從つて城下町に圍繞せらるゝ城郭は軍事の中心であると同時に商工業の中心となつて經濟的性質をも多分に帶ぶるに至つた。斯くて城下町が成立した結果、領主は家の子郞黨を從來の如く鄕村又は城郭の近傍に散居せしむるを不得策とするに至り、同時に武士の生活手段としても城下に集中せんことを希ふやうになつた。彼の戰國時代に山陰の堅城と呼はれたる出

雲の富田城（今の島根縣能義郡廣瀬町字富田）を廢止して、新に宍道湖畔の要地に松江城を築きて其處に移つたが如き、時代は稍降るけれども兵と農との地域的分離の時代的傾向を語る顯著な事例と云つてよい。[5]

武士城下集中に最も努力したのは豐臣秀吉であつた。秀吉は天下統一の大業略成つて中央集權の實を擧ぐるや、間もなく諸國大名に對して國替を命じた。國替は旣に鎌倉時代の頃から屢々見受けられたが、其が最も統一的に然も一般的に行はるるに至つたのは秀吉以後である。國替は今日で云へば地方官の更迭の如きもので、一たび移封の命を受くるや、大名は家臣を引具して他國に轉ぜねばならぬのであつた。之に就き德川時代の學者大山重憲は說をなして『今天下一統、此風俗なるは、太閤秀吉諸大名に處替をせしめしより、其時知行所に居ては不便なりとて、皆々城下に集り居たりと承る』と云つてゐる。[6] 抑々大名は本質上旣に年貢徵收權者と化し去り居るもので、土地所有權者でないから、國替に際しては總ての家臣は其の主君に從ふて新任地に移轉せねばならぬ。之が爲め家臣等は鄕村に於て給地を與へられるよりも城下に住んで知行を受け、一定の切米を給せらるゝ方がより便利であるやうになつた。繰り返して云へば、秀吉の行ふたる諸侯の國替制度も亦兵農の地域的分離を促進せしめた一原因である。又一たび諸侯の統一政策が確立せられた上は、當時干戈が漸く治まつた後のことゝて、兵が農村に居れば其の煽動により何時土民が蜂起せずとも限らぬから、此の憂患を絕つ爲に秀吉は一方には武士をして鄕村を引き上げ城下に集中せしむると共に、他方には後章述ぶる所の刀狩を行ふて農民の兵器を携ふることを嚴禁したのである。

斯くて兵と農との地域的分離が武士の城下集中に伴ふて見られ始めたのは、云ふまでもなく封建社會の質的變化

が遂に最後的完成へ近づきつゝあつたことを意味するものである。然も兵と農とが地域的に分離すると云つても、其れが完成せらるゝに至るまでには、徐歩と漸進の一路を辿り、最初先づ山砦の周圍に農兵が集中し、次で近世的軍事都府が平原上に築造せらるゝに連れて此の城下町へ農兵が續々集中することになつたのであるから、其の間に經過した永い時間と其の質的變化の上に幾段階のあることを看却してはならない。

註 (1)平家物語、卷第五
(2)西澤勇志智、日本火術考一二頁
(3)大類伸、城郭之研究、六三―六四頁
(4)同上書、六六頁
(5)竝川榮四郎、富田城跡(國史敎育、第五卷、第二號)
(6)重憲筆記(日本經濟大典、第三十八卷)

## 第四節　足輕出現の時代的意義

既に前にも述べたやうに、鎌倉幕府の創業直前より足輕なるものが徵集せられて戰鬪の用に供せられたが、此の傾向は足利時代の中期に入るに隨つて益々明瞭となつた。卽ち永祿以後農民の間から兵を徵するの風が盛んとなり、足輕が諸國大名の軍隊制度に重きを成すに至つたのである。既に一圓領主化した大小名領の領主は敏速に自己の武備を固めて其の地盤を確保し又は隣國を侵さんことに專念する餘り、農民より兵を募らうとすやうになつた爲め、

農村に於ける傳統的階級制度の混亂を招き、農民にして武士を裝ふものが所在に見られ、殊に一介の野武士でも戰功次第では一躍して將領となり、一國の大名にまで進み得る時代となつたから、其の麾下たる兵士の如きも之を土民の中から召集するやうになつたことに不思議はなく、又之より外に途がなかつたとも云へるのである。例へば小田原北條氏が天正十五年武相地方の鄕村百姓に募兵を布告し

一、於二當鄕一不レ撰二侍以下一、自然御國御用之砌可レ被二召仕一者撰出、其名可レ記事、但三人

一、此道具弓、鑓、鐵砲三樣之內何成共存分次第、但鑓は竹柄にても木柄にても二間より短は無用に候、然者雖二權門被官一、不レ致二國役一者、或商人或細工人類、十五七十を限而可レ記之事

一、脇ざし類々、ひら／＼武士めくやうに可レ致二仕度一事（下略）[1)]

と云つて居る如き其の一例であつて、諸國大名が其の軍事的勢力を强化する手段として農村より兵を徵募する風潮は此の一例からしても判るのである。

足輕が農村より募集せらるゝやうになつたと云ふことゝ、足利時代の土一揆竝に一向一揆運動とは互に氣脈の相通ずるものがある。既に述べたやうに、足利時代の半頃、殊に應仁亂の頃より下剋上の風起り、農民武裝して土倉酒屋等の豪商幷に寺社を襲ふて放火掠奪を事にするに至つたと云ふ事其れ自體が農村より兵を募集する必要と共に素地が與へられたものと解される。斯る狀勢下に於て一方には農村に土民兵が起り、他面には正規軍として足輕が徵募せられたのである。而して當時正規軍に編入せられたる足輕と、土民兵に過ぎざる一揆の徒とが實質上殆んど

同様のものであつたことは花見朔已氏が「私をして推測せしむれば、應仁文明の亂以來、上下の疲弊は漸次深酷を極めた當然の結果として、此等傭兵たる足輕に對する給料の支拂に窮する處から、傭主たる將師は彼等に對して寧ろ罪もない社寺富豪等に向つて勝手に掠奪をなさしめ、以て支拂不納の罪を之によつて辨償せしめんとした」[2]とて大乘院雜事記の『足輕共自他罷出向べし、可レ加二扶持一粮米等不レ可レ有レ之間、如二京都一打破亂入事可二許可一之間云々』の一節を引いて說破して居られるのは洵に克く其の眞相を穿つてゐる。

農民が足輕として應募したる場合、彼等に對して相當の訓練を施せば兎も角、然らざる場合には素質は極めて劣惡なるものとならざるを得なかつた。左れば當時の識者中時世を歎き兵の精銳を希ふの士は此の種足輕制度に對して痛烈なる批評を加へた。例へば「樵談治要」には『昔より天下の亂るゝことは侍れど、足がると云ふことは舊記等にもしるさゞる名目也、平家のかぶろと云ふことをこそ、めづらしきためしに申侍れ、此たびはじめて出來たる足かるは超過したる惡黨なり、其故は洛中洛外の諸社、諸寺五山十刹、公家門跡の滅亡はかれらが所行なり、かたきのたて籠りたらん所におきては力なし、さもなき所々を打やぶり、或は火をかけ、財產をみさくる事はひとへにひる强盜と云ふべし、かゝるためしは先代未聞のこと也、是はしかしながら武藝のすたるゝ所にかゝる事は出來たり、名有侍のたゝかふべき所を彼等にぬきゝせたるがゆへなるべし、左れば隨分の人の足輕の一矢に命をとして當座の恥辱のみならず、末代までの瑕瑾を殘せるたぐひも有とぞ聞えし、いづれも主のなきものはあるべからず、向後もかゝることあらば各々主々にかけられて糺明すべし、又土民商人たらば在地におほせ付られて罪科あるべき

制禁をおかれば、千に一もやむ事や侍るべき、さもこそ下剋上の世ならめ、外國の聞えも耻づべき事成るべし[3]』と痛歎したる一節が見え、又「兵家受用集」には『足輕と云者は備諸兵の先に進む者なれば、恐怖の心多し、故に第一には彼を物疑なきやうに其氣を奪ひ、能く克く勢を含ませて次に地形の得失を辨へ知て懸引を不レ令レ成ば必ず過ちあるべし、此故に其理を察し下々に氣をつかひ、其變をなす事は足輕大將の第一なり、足輕と云者は象棋の駒に例へれば、步兵の如し(中略)、古今足輕を使ふ法三品あり、鐵砲、弓、長柄の三種也(中略)、凡そ足輕と云者は百姓町人の類より出で、中より下の者多し、故に義を思ふ事薄し、依レ之敵合近くしていぶせき時は、をくれ心出來易くして、何と下知すれども進み難し、此故に其氣を察して之を遣ふことと功者たるべし[4]』と語つてゐる。武士が領主に對し一所懸命の士として一命を棄つるを吝またかつた根本武士道の流れは、足輕階級の心理には浸透し來らず、彼等は到底烏合の衆たる素質より脫け得なかつたのである。

併しながら足輕の悉くを必ずしも無賴無秩序の雜兵とのみ解するは當らず、中には調教訓練を受けて精銳を誇るものがないではなかつた。例へば應仁の亂に於ける東陣の細川勝元の軍に『精銳の徒三百餘人あり、足輕と號し甲を被らず、戈を取らず、只一劒を持、敵軍に突入し[5]』云々と云つて居る如き其れであつて、足輕も訓練の如何によつては一廉の軍隊となり得たのである。

足輕の軍隊的組織は上に足輕大將があり、其の下に弓鐵砲等の武器を携へたるものが附くやうに編成された。「武家職官考」に『足輕大將、非レ古、足利氏末、起レ於二大名諸家一、掌下總二管弓鐵砲足輕同心一指中揮之上、故稱二先手

弓鐵砲頭、持弓鐵砲頭、物頭ニ之類、皆此職也、且諸家所レ定雖レ不レ一、使ニ騎馬同心附衛ニ則略同、而分ニ管弓同心鐵砲同心ニ亦稱ニ弓大將鐵砲大將ニ、而足輕同心、雖レ有ニ弓鐵砲二隊ニ、鐵砲爲レ主（中略）、而盛ニ於天文ニ、古無ニ足輕大將稱ニ、蓋由レ於レ此』[6] とあることによつても其の一端が窺はれる。而して玆に云ふ足輕大將の中には足輕全隊を指揮するものと、携帶武器の種類に應じ分隊を組織し、其の分隊長たる弓大將、鐵砲大將と云ふ類のものとの區別があつた。一般には足輕大將と云ふも、物頭と云ふも同樣の意味に解せらるゝことが多かつたが、其の本質により區別すれば、足輕大將とは足輕の戰時編成の隊長、物頭とは其が平時編成の名稱と解してよいのである。

足輕は前にも云つたやうに、多く農村の無產者又は都邑の無宿者を驅り集めて編成したものであるけれども、其の訓練さへ行き届けば一廉の軍隊を作り得ること前顯應仁の亂の細川勝元麾下の足輕の如くに精銳となり得たのであるが、併し多くの場合は其の統率に困難を伴ひ、士氣亦甚だ振はないのであつた。

足輕の軍事的素質が優秀であり得なかつたにも不拘、足輕が年と共に軍隊の重要部分を構成するに至つたので、農村の細民にして之に應募するものが次第に增加するを見た。[7] 當時農村社會に於ける階層狀態は他の節下に於て說明したやうに既に地主層たる大・中・小の名主があり、其のうち大なる名主は一鄕を支配する武士として從士を養ひ、平時は居村に於て農民的生活を營みつゝ、一朝事ある際には從士を引具して出陣することになつてゐたのであるが、領主によりては往々にして此等中小名主をも武裝せしめて驅使せんとするのであつた。彼の薩摩の外城に於ける一町衆、二町衆など呼ばれたる鄕士[8]、並に土佐國長曾我部氏の領內に於ける一領具足等が其れである。[9] 此等は

今日吾人が入手し得る戰國時代に於ける農村中小地主の全面的武裝事例の典型的なるものであつて、前章に語りたる農民の强制的武裝の事實とも聯關し、中小地主を基礎として武士層の强化が行はれた事の一面を語るものであるが、斯く中小地主層が武裝したことゝ相並んで其の下層より足輕の出現した事をも看過してはならぬのである。蓋し其の頃既に農村には相當多數の零細農民があり、居村に留り生活せんとせば地主の家に往いて下人に住み込むか、又は其の土地を小作して隷農的生活に甘んじなければならぬ。斯る際に領主が兵士募集令を出して驅り集めたものが足輕である。農村出身の足輕が形式丈けでも武士の列に加へられ、最少限度の生活を保障せらるゝことは當時の彼等としては最も歡迎する所であつたであらう。足輕は其れ故に兵農の地域的分離に於て一脈の役割を果したものと云つてよい。彼の武士化したる名主の大部分が上級武人に從ふて城下に集中したる際、下層農民の一部も亦足輕として城下に集中したと云ふことは、足利時代末期に於ける農村社會の分解作用の一面を語るものであつた。繰り返して云へば、足利時代の中期以後下層農民の一部は名主の下人又は小作人（作手）として田舍に殘り、他の一部分は足輕として城下に行き、以て當時農村より城下に移住した名主の武士化した者と共に城下町の武士團を形成して、在鄕農民層とは別個の地域的存在たるを示すに至つたのである。

註　(1) 新編武藏風土記稿、久良岐郡卷八、永田村の條、百姓彦兵衞所藏文書
(2) 花見朔巳、室町時代の解體期と足輕の研究（歷史地理、日本兵制史）
(3) 一條兼良、樵談治要（日本經濟大典、第一卷、六四七頁）

(4)兵家受用集五（古事類苑、兵事部六、二四六頁）
(5)碧山日錄五、應仁二年六月五日條（史籍集覽第二五卷）
(6)水本成美、武家職官考、卷上、九
(7)甲陽軍鑑品第十七（甲斐叢書第四卷一七四頁）に武田信玄公御代惣人數中

御旗本足輕　八八四人
惣御家中足輕　五四八九人
合　計　六三七三人

をあげてゐる。
(8)小野武夫、鄕士制度の硏究、七四頁
(9)土居淸良、淸良記（日本經濟大典、第三卷、四七八頁）
入交好脩、土佐藩政草創期と鄕士制度の沿革（早稻田商學、第十二卷第三、四號）

## 第五節　兵農分離完成期の一現象としての刀狩

刀狩りは兵農分離完成期に於ける一つの時代的表徵である。曾て王朝時代の農民が社會的矛盾の苦痛に堪え兼ね鄕里を去りて浮浪人となり、或は凶器を携へて强盜化し、國衙を襲ひ、官吏を殺害し、良民を苦めたことがあつたが、今や降つて中世末期に及び足利氏治下の社會紀綱紊れ、諸國に兵亂絕えず、土一揆又は一向一揆等の形を取つて農民蜂起し、寺院又は諸大名との戰爭が頻々として見らるゝやうになつた。卽ち足利時代特有の百姓一揆が此の

頃屢々蜂起するを見たのである。例へば寛正二年九月十一日には、『洛邊の土一揆蜂起し在々所々の社領並に富人の家屋へ亂れ入り或は殺害し或は放火して財寶を奪ひ取つた』事實があり。(1) 又文明十二年に京都に起つた土一揆は、東寺に屯集し、倉庫を破り、財貨を掠奪し、七闕に放火して破壞し、遂に幕府をして德政を發布せしめた。(2) 其の他此の種の暴動事例は枚擧に遑がない程であるが、農民が武器を擁してかやうに氣荒く反抗することは時の支配者に取つて一大脅威であるから、農民の抵抗力を弱化する爲にも、亦沒收したる武器を兵士に給して自己の武力を整備する爲にも、農民所持の武器を沒收することが必要であつたのである。

茲に於て柴田勝家は先づ天正六年に加賀に於て刀狩を行つたのであるが、(3) 然も之を最も徹底せしめたのは豐臣秀吉の武器徵收令であつた。彼は天正十六年七月、諸國に向つて刀狩りの令を下し、農民の兵器を携ふるを嚴禁し、耕作を專一に努むべしと命じた、其の令文に曰く、

條々

一諸國百姓等刀、ワキサシ、弓、鐵砲其外武具の類所持候事固く令停止候、其子細者、不入道具相蓄へ、年貢所當を難澁せしめ、一揆を企、自然給人に對し非儀の働をなす族、勿論御成敗あるべし、然ば其所の田畑令不作知行ついゑに成候間、其國主給人代官等をして右武具悉皆取あつめ可致進上事

一右取置かるべき刀、ワキサシ、ツイエにさせらるべき儀にあらず、今度大佛御建立候釘、カスガイに被仰付べし、然ば今世は不及申、來世迄も百姓相たすかる儀に候事

一百姓は農具を持ち耕作を專にし候へば、子孫に迄長久に候、百姓あわれみを以、如レ此被ニ仰出一候、是國土安全萬民快樂の基也、異國にては唐堯の其かみ、天下を令ニ鎭撫一寶劍利刀を農具に用候も、本朝にてはためしあるべからず、此旨を守り、能其趣を存知、百姓は農業に精を入るべき事

右通り急度可レ致ニ進上一不レ可ニ油斷一候也[4]

天正十六年七月　　　　御朱印

禁制の理由たるや、百姓は農耕專一でさへあれば、子孫長久、國土安全であり、從つて武具の如きは百姓に取りては不用物であると云ふのであつて、表面的政策としては頗る巧妙に見えたのであるが、然も其の劈頭に於ては百姓が武具を携へて居れば年貢所當を難澁し、一揆不穩の行動を起す虞があるから帶刀を禁ずると說いて、其の表現の形式は頗る露骨であつた。恐らく此の露骨なる理由が眞の理由であつたであらう。而して第二條には沒收したる武具は決して無用にすべきでなく、此の度大佛建立の用に供する上は今世は申すに及ばず、未來々世までも百姓が助かる云々と云つて煽て居るのは、百姓の無智に乘じたる懷柔策であることは云ふまでもない。元來宗教は愚者之を信じ、智者は笑ひ、政治家は之を利用すると云ふ格言を、稀世の大政治家豐臣秀吉は巧みに實踐してゐるのである。而して此の武具は實は大佛建立の材料に使用せられたのでなくて、其の一部否な大部分は他に押置して有事の用に備へたのであつた。貝原益軒が『朝野雜載』に此のことを述べて『大坂伏見の雨城の忍びかへしにぞなされける』と云つて居るのは蓋し事實であらう。[5]

斯くて秀吉の刀狩りは兵農分離運動の最高的段階への躍進を示す表徴であつて、奈良朝末期より其の歷史的動向を展開し來れる此の運動が、秀吉の時代に至り最も純粹の形を以て一劃線を描いたのである。

註　(1)應仁前記、卷上（改定史籍集覽、第三冊、一四頁）
(2)中村吉治、應仁文明年間の土一揆と德政（史學雜誌、第四十五編第七號、三五―五四頁）
(3)中村吉治、近世初期に於ける農民の統制（史學雜誌、第四十一編第三號、六〇頁、註三）
(4)大日本古文書、家わけ第十一、小早川文書第一卷、五〇三號）
(5)貝原益軒、朝野雜載（貝原益軒全集、第八卷）

## 第六節　地域的分離成立の必然性

兵農の地域的分離とは要するに封建制度が最後的完成の第一段に入つたことを語るのであつて、其の此處に至るまでの社會的、經濟的並に軍事的必然性が然かせしめたのである。

曾て五百年前、平安朝中期の頃より身分的分離をなし始めたる彼等は年代の經過すると共に農業生產層たる農民を下積にして支配層たらんことに努めつゝあつたが、其の間に農業生產力は漸次發達し、農民の上に立つ武士階級の財政的組織が緊密化して非生產層化した武士が此の農民層から養はるゝに至つたと同時に、武士は軍事を專門に習練し、且つ自己階級を強化する爲に中央集權化を圖ると共に、神佛兩教の信仰により精神修養を重ねて押しも押

されもせぬ政治的支配の位置にまで躍進し來つた。言葉を換へて云へば、彼等の擁する政權と武權とを以てすれば有形無形のあらゆるものを獲得し得ることゝなつたので、今や兩者は地域的分離を急ぎつゝ、兵農分離の最後的完成期へ近づかんとしつゝあるのである。卽ち多年在鄕生活を續けたる彼等は其の厄介にして面倒なる農村的纏綿より脫離して軍事上並に經濟上より都合よき條件を具備した城下町へ移住せんことを希求するのであつた。然も彼等は武權を離れては社會的存在を許されざるものであつたから、城下集中に際しても軍略作戰の企圖を忘れ得るものではなかつた。卽ち鐵砲が全國到る所の城下に普及すると共に、足輕其の他の歩兵部隊が增大され、曾て軍隊の重要部分を爲したる騎兵の如き、今や却つて其の數を減じ、數千數萬の歩卒が大筒小筒を操り、其の威力克く敵の大軍を擊破するを得ることになつたので、廣濶なる平原上の四通八達したる要地が選まれ、其處に城郭をが構へて駐屯することが最よく作戰企圖に合することになり、以て兵と農との地域的分離は益々促進せられざるを得ざるに至つた。併し又彼等と雖、經濟を離れては存在し得るものでないから、彼等が農村を離るゝに際しては彼等に經濟的支持を與ふる爲の代行機關設置の必要を見た。此の機關こそは彼の村々に置かれたる庄屋であり、名主であつたが、此の庄屋と名主とを通して百姓より貢租を徵收し、此の貢租が城下町に運搬せられて武士の家庭に消費せられ、又は其の一部分が當時漸く發達したる貨幣經濟の支配を受けて錢貨と交換せられ、武士の消費部面を助くるのであつた。

斯る軍事的並に經濟的必然性に促されて織田・豐臣兩時代より德川時代に至る間に在鄕の武士は最寄の城下に集

中し始め、德川氏が一國一城制を樹立する頃迄には槪ね此の地域的分離を終了したのであるが、然も此の兵農分離が最高度の社會體制として整備せらるる迄には尙若干の時日を要するのであつた。

然も亦翻つて惟ふに、斯る社會的變動の起つた際に、假りに何等かの事情により後年に見たる如き資本主義制度が發達し、農村に住居しつゝも其處に資本主義的組織下に農業を經營して利益を擧げ、其の蓄財によりて一鄕一村に幅を利かせ、武士生活以上の得分と、社會的勢力と、榮譽とを贏ち得る世になり得たならば、武士は決して居村を去らなかつたであらう、城下生活に赴かなかつたであらう。彼等が土着生活に甘んぜずして續々城下へ集り、其の跡の農民をば單なる租稅の納付者として、又下賤なる土百姓として蔑視することを當然のやうに考へ始めたのは、當時早期資本主義制度は現はれてゐても、未だ其の萠芽期に屬し、武士階級の特權を以てすれば豪農富商の財產も之を掠め得られ、あらゆる慾望が劍の力によりて獲得し得らるゝ時代であつたからである。此の事は農村に殘留したる舊族鄕士や中小地主等が爾來三百年を經たる明治維新の際に、其の時代的主潮たる資本主義制度の眞只中に進入し、其の擁する土地資本を以て明治新社會層に優位を占むるに至つたことゝ竝べ見れば、其の間に通ずる時代的意義が多分に酌み取らるゝであらう。

## 第七節　農兵退去後に於ける小農群の性質

農兵は農村を離去して城下町に集中し、又細農の一部分も足輕として城下町に吸收せらるゝことになつたが、當

時在鄕の農兵中には故らに城下に集中せず、依然農村に踏み止りて農民生活を繼續するものが若干あつた。殊に鄕村點々の地に其の居を構へたる名主に此の種のものが多く、世は武士城下集中の大勢となつても自らは依然として其の居村に安住せんことを希求するのであつた。吾人は此の種殘留農兵を指して德川時代の舊族鄕士と稱ふるのである。其の實例は本書第二篇に收めたる特別研究により實證的に示されてゐるのであるが、更に他の事例を引くならば、彼の新編武藏風土記並に相摸風土記に記載する所の小田原北條氏麾下の農兵が農村に殘留し、德川時代に至つては單なる舊家として記載せられ居る數の頗る多いことが注目を惹くのである。[1] 又彼の豐前國宇佐郡内に於ける所謂三十六地頭が天正十七年、豐臣秀吉に投降したる黑田長政に歸順し、其の時同地方の地頭(武士化したる名主)は悉く一介の農民に歸して長政の弟黑田兵庫頭に臣從するに至つた如きも亦其の適例であらう。[2] 更に又戰場に於て一敗地に塗れ、失意の極、身を容るゝに所なく、少數の部下を從へて深山幽谷に遁入し、其所に新居を構へて新田を開き、由緒ある其の家格を持ち續くるものもあつたのである。斯る多種多樣の舊族鄕士は單に戰國時代に其の起源を發するものばかりでなく、中には遠く王朝時代の前九年の役や後三年の役や、源平の亂や、又は南北朝の爭亂などに敗北し、其の志を失ふて歸農したるものも相當あつた。此等の事實は舊拙著「鄕士制度の研究」に說明して置いた[3]から其れを參照せられたい。

以上の如き徑路を經て農村に居殘ることになりたる鄕士は後ち德川氏により一應農民階級に編入せられたけれども、固より一般農民とは異る性質のものであるから、德川氏が天下の大權を掌握するに至るや、農民懷柔策として

舊族鄕士を重要視し、彼等は實は農民にして農民にあらざるものであるから、鄭重に待遇し、托するに大庄屋又は代官の任を以てせよとしたのである。

以上論ずる所により、中世より近世に渡る過程に於て我農村社會には一大階級的變化が誘はれ、大部分の兵士は相前後して城下に集中し、其の跡の農村には各自の選擇により殘留したる武士と、領主敗北の爲に已むなく山間僻地に遁入して新居を構へた者と、更に農兵退去の跡に殘された中小名主即ち中小地主と、此等大中小地主の手餘り地を耕作する小作人と、又鄕士に隷屬して被官、名子、下作人等と呼はれた者が互に相伍して住居してゐたことが判るであらう。今以上說明したる中世末期の農民各層を記憶に便する爲め列記して見れば、

（イ）鄕士（舊農兵の殘留して土着せる者）

（ロ）中小地主（在來の自由民的中小名主）

（ハ）前記各種地主の手餘り地を借耕する小作人

（ニ）農村殘留の鄕士に隷屬して、他の中小地主又は小作農階級よりも身分低く、名子被官等と稱へられた者

以上四種の農民を全國に亙り數字的に調査して其の割合を見出すか如きは資料乏少なる今日、到底不可能の事に屬するけれども、之を大體より云へば（ロ）の中小地主が最大多數を占め、（ハ）の小作人其次に位し、（イ）の鄕士及び（ニ）の鄕士隷屬の細民は其の數寧ろ僅少にして、他の中小地主及び小作人數の支配的たるには比較すべく

もないのであつた。

讀者若し上記事實の證據を摑まんとせば、彼の太閤檢地として知られたる天正、文祿年間の檢地に使用せられたる水帳や、慶長、元和頃に行はれたる各藩の水帳を一覽せよ。此等の檢地帳面に載せられたる百姓の持地を各百姓毎に集計して見れば、其の多數は一町內外の所有者であつて、一戶の百姓が十數町步又は數十町步を有するが如きは殆んど見受けられないであらう。尤も若干點々の村には特殊的存在たる舊族鄕士が相當の土地を有してゐたけれども、其は何れも直上納とて直接其の筋に年貢を上納する家柄であつたから、此等の土地は檢地の目的物とせられず、從つて檢地帳にも記入せられない場合もあつたから、姑く之を除外するがよいとしても、農村の數字的大勢力を成した中小地主階級が其の居村に留り、新置の名主庄屋治下に於て小農群を形成するものであつた事が明かに看取せらるゝのである。

然らば斯くして中世末期より德川時代初頭に持ち越された農村の土地所有權は如何。先づ地主層に於ける舊族鄕士並に中小地主の所有權に就て見るに、農村に土着生活を續けた舊族鄕士の有する土地の大部分が德川時代に至つて「名」又は「名田」の呼稱を帶びつゝ私有地とされたことは本書第二篇に收むる出雲名族の田部家並に石見名族の岡本家が、戰功により授與せられた「名田」を爾來今日まで持ち續け居る事例に徵しても知り得るであらう。

次に中小地主は農村に經濟的獨立の地位を保ちて領主の財政的並に軍事的基礎を成すものであつた。別言すれば、彼等中小地主はし農兵たる名主より其の居村に於て政治的支配を受くる以外、何者にも隷屬せざる農民層であつた

のである。以上の如く見來れば、中世末期より德川時代初期に至る頃の農民土地所有權は土着したる農兵及び中小地主の手中に屬し、此の土地所有者を客體として後ちの德川幕府も、各藩も、其の年貢徵收權を行使することが出來たのである。而して德川氏は舊族郷士を懷柔しつゝ寧ろ之を政治的に利用し、財政收入の基礎としては中小地主に重點を置いたのである。幕府が寛永二十年三月家光の時代に於て彼の有名なる土地永代賣買禁止法を實施し、我國をして殆んど典型的なる小農國としての形態を具ふるに至らしめたのは、中世遺存の中小地主保護政策を更に發展せしめんとしたものであつて、啻に日本兵農史上に於ける劃期的土地政策であるばかりでなく、我農村社會が典型的なる中小地主國の形態を具ふるに至つた契機を明示するものとして注目するに値する。蓋し中世末期に於ける中小農群出現の事實を吟味することなくしては、近世期土地制度の分化現象の樣相は理解され難いのである。

註 (1)日本地誌大系、新編武藏風土記並に相模風土記を見よ、
(2)尾立維考、宇佐郡地頭傳記、二〇頁
(3)小野武夫、「郷士制度の研究」中の舊族郷士參照
(4)德川百箇條の地方行政の項に「遠國在々、農家一樣たりと雖、其村其所々に古來由緒ある長たるものあり、平百姓と同じくして同じからず、古來の者を撰びて守役に宛つべし、下位に居り、上を凌かしむべからず云々」(德川禁令考第一帙七九頁)とある。

# 第六章　江戸時代に於ける城下武士

## 第一節　地域的分離の最後的完成

既に中世末期より大々的に行はれたる武士の城下集中政策は德川時代に入つて一層强化されたが、今其の過程を考へ見るに、彼の參覲交代制度の如きは地域的分離を促進せしめたる側面の刺戟である。固より此の制度は諸侯が地方に權力を伸張して幕府に叛旗を飜すことを未然に防止せんとする意圖に基づくものであつたことは云ふまでもないが、然も之によつて武士と農民との地域的分離を一層固定化したものであることを看過してはならぬ。參覲交代制度は一朝にして實現せられたものでなく、慶長元和を經て其の體制次第に整備せられ、寬永十九年に至つて遂に其の大成を見るに至つたのであるが[1]、其の具體的內容は本章の直接に關せざる所なるが故に省略することにする。何れにしても此の制度の爲に諸侯は一定の家臣を江戸竝に鄕藩に住居せしめて政務並に雜用に服せしめ、且つ彼等は其の家臣と共に一定期間は江戸に在府し、妻子は人質として江戸に住ましめ、自らは政務を見る爲に屢々鄕藩に歸還するのであつた。斯くして都府としての江戸は人口增加し益々繁華になつたと同時に、地方諸藩の城下町も亦領內農村との交換經濟市場として年と共に發達し、武士と農民との經濟的對立は此の爲に一層著しくならざるを得なかつた。斯るは固より中世末期の社會狀勢が此の頃に至り著しく發展したる結果には相違ないが、併し又此の時

代の最も著しき經濟的特色を示すものであつたと見てよいのである。

德川家康が將軍職に就任して以來、全國を通じ原則として一藩一城の法則を立て、在來の小城は之を廢止せしむることにしたから、諸藩の城下町は時勢の進運に伴ふて著しき發達を示すに至つた。近代的築城術によりて造營された城郭は、蜒蜿として其の城地の周圍を繞り、圍むに二重又は三重の濠を以てし、白壁黑瓦の大天守閣は巍然として天空に聳え、其の周圍に置かれたる井然たる市街と共に軍事的並に商業的都府の美觀と特質を備へ、各藩領主の威嚴は其の人的要素たる幾多の家臣と共に、優に領內の人民を慴服せしむるに至つたのである。之を中世の頃、各地の守護や地頭が近傍の天險を利用して簡單に築城したる山砦の類に比すれば、其の軍事的形質と觀望の點に於て當に雲泥の差あるを見たのである。斯の如く城下町は軍事的並に商業的都府として日に月に發達に向ひつゝあつたから、德川幕府も亦此の潮流に棹さして進むの外なかつた。即ち武士階級を社會の最上層に置き、之を國々の城下に集中せしめ、武士の下には在鄉の百姓と在城下の工商民を配し、武士は消費者として徒食せしめ、農は專ら原始生產者であり、工商は物資の加工又は仲繼の任務に當ることにしたから、武士は一に農と工商の物質的支持によりて生活するに至つたのである。即ち遠き昔に起されたる兵農分離が今や截然たる地域的規範にまで昂揚するに至つた結果、幕府及び各藩は鄉村の農民を督勵して農業生產力を發展せしむると共に、家中士の生活を緊縮せしめ、又原則として武士と町人とは農村に住居するを禁止するの必要を見たのである。農民を鄉村に引き留め、商人の其處に住居するを禁じたのは、當時の社會が必要とする物資の生產者は農民であつて、商工の徒は單に財貨を交易又

は變質するものに過ぎぬと考へられたからであつて、彼等の存在は武士階級より輕視せられ、商人は清廉を旨とすべき武人の風尙を害するものと看做され、以て素朴堅實を旨とする農村地域内に彼等を交へまじとしたるによるのである。若し夫れ武士の農村住居を禁じたる理由たるや、一には彼等を平時城下町に居住せしめて訓練を與へ、文武の道に熟せしめて以て治者たる實力と品位を保たしめんが爲であつたけれども、他には又社會の優者たる武士を村落に在住せしむることにすれば、今や全く抵抗力のない農民を酷使すべきことあるを恐れたるにもよるのである。かやうに社會經濟の消費者たる武士及び町人は城下に集中し、農民は鄕村に散居して耕作に從ひつゝ父子相襲ひて土地に緊縛せられ、其の間轉職することの自由ならざるは勿論、居を移すことの自由さへも認められず、營々として農業生産に從はねばならなくなつたのが、兵農の地域的分離が完成されたる後の社會形態であつた。

武士の城下集中後に於ける農村の社會狀態を見るに、村民は遠く數百年來、武士と名主の抑制下に農奴の如き生活を營み來つたが、今や武士並に武士化した名主が鄕村を去つて城下に住居することになつたから、農村に對する直接的壓迫は取り除かれたけれども、其の代り村の鎭めとしての主長を失つた爲め、農民統制力は之よりして自ら弛緩せざるを得ざるに至つた。德川時代に至り無數の百姓一揆が起つて幕府と藩主とは其の鎭壓に忙殺せられ、殊に新田村落に於て小作爭議が頻發するを見るに至つたのは、農村統制力の微弱化を立證するものである。此の間彼の鹿兒島藩に於て殆んど百姓一揆らしきものゝ勃發を見なかつたのは、同藩の農村を外城の鄕士によつて鎭護した結果である。

左りながら、以上の如き兵と農との地域的分離も頓て又新たなる社會關係の變化により更改されねばならなくなつた、例へば農民が城下に出稼して市民と化することや、鄕村の富家が金穀獻上により鄕士化するに至つたこと等は、實に兵農分離體制に對する新なる脅威的新現象であつたが、此の問題は追て後章に詳論する。

註　(1) 本庄榮治郞、經濟史硏究、三一九頁

## 第二節　身分的關係の固定化

武士の身分的關係は德川時代に入りて全く固定化した。少くとも元祿、享保頃までに其れが完全に固定化せられたのは、德川治下の制度施設が其れに順應する丈けのものになつた爲である。卽ち武士は百姓町人の上に其の地位を占むるに至つたばかりでなく、苟くも武士と名のつくものならば身分低き足輕中間でさへも僅かばかりの俸祿を加へた百姓町人に對して切捨御免の特權が與へられたのである。[1] 町人のことは姑く措いて問はずとするも、百姓の如きは當に牛馬に等しき地位に置かれた。其の最も典型化された法制は慶安御觸書であつて、武士、農民、町人等は其の身分に從つて職業を世襲し、他の一切の職業に轉ずることを許されなくなつた。斯く身分制度を固定化することは當時の治者に取つて最も必要であつたが故に、其の頃の御用學者は各種の論著に於て盛んに此の事を稱揚し宣傳した。「昇平夜話」の著者は『百姓は飢寒に困窮せぬ樣に養ふべし、豐なるに過れば農事を厭ひ、業を易る者多し、困窮すれば離散す、東照宮上意に鄕村の百姓共は死たぬ樣にと合點致し、收納申付樣にとの上意は每年御代

官衆支配所へ御暇賜る節、仰出されしと云へり[2]』と云ひ、「地方落穗集」の著者は『井の水、程よく汲む時は一つの井にて田家を潤すべし、是卽ち汲に猶豫ある時は水生ずる故なり、然る時は萬代も盡る事なし、火急に汲立つれば水勢忽ちに涸れ、泥混じて水の勢を失ふ、百姓の年貢を納るもまた如ㇾ斯する時は百姓ㇾ不痛、萬年も盡る事なく、子孫其業を失はず[3]』との學說を述べ立てゝゐる。「民間省要」には百姓が牛馬に等しいことを率直に述べて『百姓と云物、牛馬にひとしく、辛き政に重き賦稅をかけられ、ひどき課役をあてらるゝといへど、更に云事ならず、是が爲に身代を潰し、妻子を賣り、或は疵を蒙り、命を失ふ事限りなしといへど、不斷罵詈打擲に逢ふて生を過す、いか樣の非道をしても、官人となれば、一俵の米を取つても君風に誇り、民へ出ては能く百姓を睨むに、かゝむのみ也、其外の輩の官人は、多くは民間の卑賤より出て民間を攻る、是豆を煑て、豆の豆からをたくかごとく皆爾なり、縱ば牛馬に重荷を負ふせて打たゝき、つまづけば猶怒て大鞭し、この畜生めと罵るが如し、言事なく泣く事なし、百姓相同じ[4]』と。更に甚だしかつたのは小作人であつて、同書には『つら〳〵小作人の身の上を思ひやりて見るに、手作しての樣子にては、さりとはあわぬことゝしられたるに、年々能くは定め通に地主へ米を遣すことかと、田地持の人々心の內に思ひ乍ら、あなかしこ此事色に出すなと心にこめて居たるのみ也[5]』と述べ立て、生きて居るのを寧ろ不思議だと怪しんでゐる。

斯の如き時代であるから、社會生活の一切が其の所屬する身分によつて規制されることは云ふまでもない。寛文八年三月十四日の令には、農民の衣服、食物其の他を定めて、『農夫の衣服前制を守り、里正は妻子共に絹、木綿・

其他の農民は布、木綿の外着すべからず。袷、帯等にも絹、紬を用べからず、里正、衆農、男女ともに紫紅の色染べからず、其他の色かたなしに染べし、農夫の食料常に雜穀を用ひ、みだりに米を食ふべからず、里正、衆農ともに轎に乘る事停禁たるべし、勸進能、相撲、操戲等すべて觀物の類一切とゞめ置べからず、神事、祭禮、法事あるは婚禮、すべての嘉儀に至るまで、農家にふさはしからぬ奢侈なすべからず、この條令かたく守るべきむね、里正常に査檢し、曉諭すべし、違背のものは、里正、五人組よりその他の奉行、代官にうつたへ出べし、もしかくし置、あらはれなば、里正等をはじめ、曲事に處せらるべし[6]』と令してゐる。又少し遡つて寛永二十年三月十一日の「土民仕置覺」の御書付の一節には

一庄屋總百姓共、自今以後、不レ應二其身一家作不レ可レ仕、但町屋之儀は地頭代官之差圖を請可レ仕事

一百姓之衣類、此以前より如二御法度一庄屋は妻子共絹布木綿、脇百姓ハ布木綿計可レ着レ之、以外ハえり、帶等ニも致申間敷事、

一庄屋總百姓共ニ衣類紫紅梅に染間敷候、以外者其色成共かたなし染可レ着事

一百姓之食物常々雜穀を用へし、米ハ猥ニ不レ食様ニ可二申付一事

一在々所々ニ溫飩、切麥、素麵、蕎麥、切饅頭、豆腐以下五穀之費ニ成候間商賣無用之事[7]　略

と云つて居り、佐賀の鍋島藩の如きも農民の絹物着用を嚴禁し、歌舞音樂を禁止し、且つ文字通りの鞭打を以て勞働を強制してゐた[8]。

更に當時の武士と他の身分の者とを區劃する一表現たる苗字及び帶刀も從來の節度に從ひ武士以外の者には全くの法度であつた。享和元年七月の御觸書には

百姓町人共苗字帶刀の儀に付觸書

百姓町人名字相名乘並帶刀致候儀、其所之領主地頭より差免候儀者格別、用向等相違迚御領所者勿論、他領之者共迄猥ニ苗字を名乘らせ帶刀いたさせ候儀ハ有レ之間敷事ニ候間、堅可レ爲ニ無用一候、

七月。

とて、苗字帶刀を禁止してゐる。併し此の禁制は既に享保年間に其の違背者を見出してゐたことは後節に述ぶる通りである。由來、農民が苗字を稱ふることの禁制は既に前章に說いた如く室町時代には明に其れが法制化されて苗字は農民に特殊な裝飾となつて居り、又帶刀の禁止も既述の如く天正年間に秀吉が全國的の刀狩りを實行して以來、農民の遵守せねばならぬ掟となり、士と農の身分的固定化は此の邊からも看取せられ、德川時代に頻發したる百姓一揆が刀劍を用ひず、專ら手製の竹槍を武器として蜂起したのも亦此等の事情によるのであつた。

士農身分の固定化は、封建制度が最後的段階に達し、最も簡明なる形態を取つて現はれたものである。其處に見ゆる諸々の現象は、成熟期封建社會の所產であり、其の各々が時代相應に典型化され來つたものである。武士は百姓の上に位し、農民之に次ぎ、商工の輩は其の下に立ち、然も此等のものは永久に祖法を墨守して他に轉ずるを得ず、如何に天分を有する者でも、其の固定したる身分の爲に萎縮して才能を發揮することが出來ない。かやうな身

分制度の固定化は、取りも直さず徳川幕府存立の一要件であり、同時に崩壞の一要因でもあつた。王朝時代中葉頃より發展し來つた封建制度は、元祿、享保頃に至つて其の最高段階に達し、此の時代以降は寧ろ幾多の矛盾と破綻が顯著に曝露され、次で沒落の過程を辿ることになつたのである。其の根本的起動力が社會内部に展開し來つた生產力、殊に前期商業資本制度擡頭の爲に辛烈なる刺戟を蒙りつゝあつたことを看過してはならぬ。

註
(1)本庄榮治郎、日本社會經濟史、三五三頁、
(2)高野泰助、昇平夜話、附錄（日本經濟大典、第十四卷、四九三頁）
(3)地方落穗集卷一（日本經濟大典、第二十四卷、五頁）
(4)田中邱隅、民間省要、上編卷二（日本經濟大典、第五卷、六四頁）
(5)同上書上編卷二（前掲書五七頁）
(6)嚴有院殿御實記、卷三十六、德川實紀第五篇（新蒱國史大系、第四十二卷、一〇頁）
(7)日本財政經濟史料、第二卷、九一九頁、
(8)小野武夫、舊佐賀藩の均田制度、六〇頁、
(9)德川禁令考、後聚第一帙、二七四頁

## 第三節　完成期封建時代に於ける武士の性質

城下に集中した各階級の武士は其の在鄉の折に使役した下人を引具し來つて之を家來とし又は中間としたのであ

るが、城下移住後彼等武士の蒙つた生活變化中最も著しきものは其の環境が農村的でなくなつたことである。今や彼等の住居は天守閣下の街區整然たる家中町に軒を並べ、一切を擧げて都市人となり、見る目聞く耳、皆是れ都市文明の色であり、否でないものはなく、都人士的心理の增長は武士の胸中に日に月に募りつゝあつた。

武士の心理的變化の第一は其の物質的生活が領土經濟に負へることの自覺を薄くしたことである。彼等が曾て農村に在住したる時代には日夕農民と相接し、其の勞耕の實狀を親しく目擊したるが故に、農民に對する態度も自ら謙抑を伴ひ、隨つて上級領主へ民政上の獻策を爲すにも重農的內容ある數々の意見が提示せられたのであるが、今や彼等は眼以て農民を見ず、耳以て農村の實情を聽き得ないことになつたから、其の思ふ所、其の口にする所が自ら非農村的となり、一切萬事が農民生活とは頗る遠いものとなつた。德川時代の後半期に見られたる諸侯の粃政や、藩吏の責虐やは詮する處封建社會に於ける斯る家中士の精神的變化から來てゐるのである。彼の水戶烈公が農人形に事寄せて重民的思想を鼓吹したるが如きは、當時多くの家中士が動もすれば、領土經濟に於ける農民層の重要性を忘れんとするを誡めて其の反省を促したるものに外ならぬ[1]。而して上司の粃政と虐行に對して蜂起したる彼の無數の百姓一揆の如き武士が、農村に對する統制力を失つた結果であると共に、家中士の農村生活實狀認識の不足に基くものと見てよいのであつた。

心理的變化の第二は城下士が貴族化を慾求する傾向であつて、彼等は曾て平安朝末期、武士隆興期に於ては其の生活樣式粗暴なるの故に、又氣品劣俗なるの理由を以て、舊勢力の藤原氏より輕蔑せられたのであつたが、爾來五

百年の年月を閲する間に彼等も亦一群の貴族層たらんことを慾求し、今や其の生活態度及び思想傾向に於て、月卿雲客にも似たらん程に變り行かんとするのである。即ち彼等は今や規範化せられたる支配社會に安居し、其の統制力により農商工を壓迫し得るに至つたから、其の家庭に於ても、支配階級に有り勝ちの優美と典雅が嗜好せられ、其の趣味が軈て建築様式や衣服調度や器什の末にまで反映し、遂には武士には過ぎたる華美僑奢の生活なりとて識者に批難せらるゝに至る、況んや生花、茶湯の末技に淫する者に至ては痛烈に批難の聲を蒙らざるを得なかつた。

武士の城下集中は斯くして軍事上には戰闘員としての素質を低下し、支配者としては其の智見を狹隘ならしめ且つ日常生活に於ても風教上否しからざるを見るに至つたので、當時の心ある學者は何とかして往年の武士在郷時代に於けるが如き質實剛健の美風を回復せんものと思慮を練るものが續出するに至つた。彼の熊澤蕃山外幾多諸學者の武士歸農論の如き此の思想傾向を示すものである。併し斯の如き議論は當時の單なる尙古派經濟學者の咏歎に過ぎずして、既に日本全土を一體とする集權的封建制度が江戸を中心として普遍化し、同時に各地方には一藩を地域とする集權制度が城府中心に行はれ、其の間に貨幣商品經濟制度が浸透し、德川幕府も、地方藩主も、此の新時代の經濟組織中に捲き込まれ、否な幕府も各藩も此の時代的潮流に棹し進むことによつてのみ其の財政經濟を彌縫し得る時代となつたから、時代的變質を解せざる經濟學者等が農兵一致の昔——兵農の地域的雜居時代の昔——に復歸せしめんとしても、其れは到底行はるべきものでなかつた。尤も德川時代の諸藩中若干の城下武士を農村に出して土地を與へ、耕作に從事せしめたものがないではないが、其れは決して彼等經濟學者の所說に聽從したる結果に

あらずして、貧乏士の一時的救濟策によるのであつた。[2] 斯くて一部經濟學者等が武士歸農論を唱へたるにも拘らず、一たび城下に集中したる武士は農村の百姓に對して威たけだかであり、戰鬪員としては賴むに足らず、其行儀みやびやかにして、貴族的姿態を濃厚に帶ぶる一群の文化層となつた。

兵學の如きも德川時代に至りて一應の發達を見せた。殊に寬永、寬文の頃より兵法書が多數刊行せられたが、此等の兵學は當時漸く增加した浪人武士等が諸侯に抱へらるべき資格の藝能として重んぜらるゝ有樣となつた。隨筆「鹽尻」の一節に『我國今日軍法者と云者多し、四五十年前の軍者は大概兵器の製法を教へ、軍員の人賦を說く、其後は源平の戰、太平記の軍物語などして、少しく己が見た評をつけ愚俗を教へける、一變して楠流、甲州流、越後流なんど、門派を以て互に勝劣を論じ、再變して或は孫吳が書によりて說をなし、或は聖賢の語を假り軍法は平生の受用なりとのゝしる、其身は良奴の如く、權威にへつらひ、專名利を釣るなかだちになすのみ[3]』と云つたやうな狀態となり、兵學は畢竟浪人が仕官する一方便として利用せられ、其の實用より遠ざかつたのは、德川時代の社會が漸く變質して封建的ならざる社會的諸要素を其の中に孕むに至つたからである。

次に武家社會を統制したる學問思想の傾向を見るに、今や德川氏を中心とする集權政府が完成せられた上は、如何にすればよく之を支持し、且つ之を緊密化し得るかゞ德川氏の專念する所であり、又列藩諸侯をして競つて其の意を迎へしむる所となつたから、學問思想の如きも體制化せられた此の封建制度を强化する爲の手段として利用せられたのである。左れば彼の既成社會を肯定し舊勢力の追隨に專らならしめんとせし朱子學の如き幕府が好んで其

の發達を希望したものであつて、林羅山其の他の官學者を指導的地位に立たせて幕府の御用を勤めしめんとするのであつた。之に反して封建社會組織矛盾のを口にし、殊に德川氏布く所の諸政策を批判するが如きは、如何なる學者、如何なる思想家にも許されず、其の間偶々王陽明學派の如き進歩的學派の擡頭せるものがないではなかつたけれども、其は單に學を學として講ずる場合にのみ許され、其の筆、其の口が一たび既成社會の批判に亘るが如きものある場合には、斷乎として膺懲の手を伸ばすのであつた。王陽明學派の巨擘熊澤蕃山の如き、又大鹽中齋の如き其の思想と學風は一代を歴するに足るものがあつたけれども、彼等は陽明學の據つて企圖する進取濶達の道を說き又は之を實行するの故を以て、其の晩年を不遇又は悲慘の裡に終へざるを得なかつた。況んや其の他群小の陽明學隨從者に於てをや。乍併、斯る思想對策は思惟客體たる社會の姿勢が安定を保つ間にのみ效果を發揮し得るのであつて、封建社會内に於ける經濟的、階級的矛盾が愈〻激化するに連れて、既成勢力を本位とする斯る指導方針は到底無力化し行かざるを得なかつた。

集權制度維持の爲に取られた實際上の政策としては或は武家法度の發布があり、諸國巡檢制度があり、密偵制度並に、諸侯に對する公儀普請の申附けなどがあつた。此等の諸政策と指導方針とが相倚り相助けて城下集中後に於ける武士社會の統一を緊密化せしめたのであるが、其れにも拘らず、德川封建社會の體内よりは内部的相剋の諸原因が看取せられ、否な實際に其れが人目に觸るゝに至つた。

要するに彼等武士は其の閑寂なりし村里を棄てゝ殷賑なる城下町に集中し、其處に於て都市生活に浸りたる爲に、

彼等は日常思惟の世界より純朴の農民を逸し、以て往年庄園隆興期に際し、彼等の祖先が京畿に跳梁する藤原氏を見て文弱の貴族輩何するものぞと罵り去りたる其の意氣と剛勇とは今や全く忘れ果てたるもの丶如く、怠惰因循に流るゝこと年久うして、生活費愈〻嵩み、限られたる僅かの收入によりては到底之を償ふ能はずして、身は封建社會の支配層にありながら、其の經濟的實質に於ては新興勢力たる豪農富商の前に平身低頭して其の財的助成を請はざるべからざる憫むべき地位へ轉落せんとするを見たが、其の詳細なる史的分析は後節に讓ることにする。

註 (1)大井徵翁、農人形の研究

(2)小野武夫、鄕士制度の研究、四〇頁

(3)鹽尻、十四(日本隨筆大成、第三期、第九卷)

(4)井上哲次郎著「日本陽明學派の哲學」並に高瀨武次郎著「日本の陽明學」を見よ、兩著共に德川時代の陽明學を克く究明す、井上博士の著書殊に精し

## 第四節 封建制度崩壞の徵候——兵農分離體制の動搖——

最高の發展段階に到達した封建制度も、德川時代の中葉頃から種々なる形態を採つて崩壞の一路を辿るに至つた。吾人の解する所によれば、日本封建制の崩壞期は凡そ元祿享保頃を以て其の序幕に入つたものと思はれる。其が根本的起動力の一つは封建機構内に貨幣經濟が侵入することにより、領地經濟に立脚する上層機構が一大衝擊を蒙る

に至つたことである。此の爲に先づ武士階級の窮乏を招來した。卽ち幕府の財政の如きも寛文年度より次第に收支の均衡を失ひ、元祿度には其の破綻が明かに曝露せられ、旗本の窮迫の如きはより早くから訴へられてゐた。[1]更に各藩例へば備前岡山藩に就て見るに、旣に寛文九年七月の布令には、借銀嵩み京にて借銀する者の多きを記し、正保三年十二月並に承應元年十二月の記錄には京銀借用希望者多くして其の處置に困却したことが推察せらるゝ。卽ち慶安二年正月、老中より組頭への傳命には、『近年御家侍共手前不成に付御救可レ被レ成と被二思召一種々被二仰付一候へとも其驗無レ之候』と歎いて、不如意なる財政家計の遣り繰りの跡を記してゐる。[2]寛永十七年正月十三日の「武家掟之事」によれば、『各進退不レ辨之由今度達二高聞一、是以前御旗本衆中身上不レ成旨達二御聞一、應二分限一以來進退相續候趣にと被二思召一、知行御加增被レ下、其以後も被レ爲レ加二御介抱一候處、今度諸番衆中並諸役人等に至迄、不勝手之由再三被レ及二聞召一、御不審被二思召一候[3]』とあるが、下級武士の窮乏せる事實は決して『御不審』たことではなかつたのである。

荻生徂徠は享保年間の著述「政談」に於て諸侯の財政窮乏を述べて『當時は大方儉約をもすべき樣無くなりて、家中へ物成を渡さぬ類多し、其儉約をすべき樣なき仔細を詮議するに、大名の格と云物に支て、今は右にて手を詰たる樣に成て、儉約をすべき樣無なりたり[4]』と云ひ、又「寶曆隨筆」の著者は『今の天下治平なりと雖も只戰爭のなきのみなり、今の天下は困窮貧乏の亂國なり、德川氏はまだ左樣にもなきが、天下の大名は下々に至るまで、苦しまぬはなきかと聞ゆ[5]』とまで極論してゐる。

茲に於てか、幕府及各藩は種々なる方途を講じて其の財政窮乏に善處せねばならぬのであつたが、其の爲には色色な手段が採られた。先づ第一は町人よりの借金である。文政年間の述作にかゝる「獨考論」には其のことを述べて『近世の貴人多く町人の金を借りて年中を賄ひ、其の利子をおびたゞしう出させ給ふにより、貴人はます〳〵窮し、町人はいよ〳〵富めり、貴賤上下金あらそひに息もつきあへず、心の亂れそめしより、武家は既に金あらそひにうち負けて、借財の爲には金主の虜となりたり[6]』と云つて居り、又「町人考見錄」には大名貸の事を述べて『大名がしの商ひは博奕の如くにて、始め少々宛の損を見切らず、夫が種となりて元を動さんと、終に又かしては損亡となり潰れる也、偖大名の金借り役人留守居抔は、夫をお鳥にいひなし、世話にいふ鼠のあぶらげとやらにて、終にわなにかゝり大損いたし申候、然らばこの借貸は止み可レ申事なるに、博奕をうつものは、はじめより負んとてかかるものは一人も無レ之、又町人へかし候へば大金は廻り難し、其上町人身上さし支へる時は少々の分散を請取申候て、相手は跡方もなくなり申候ゆへ、金銀持ても可致樣なくて、大名かしをはじめる也、扨その大名貸の金銀、約束の通取引有之候へば、此上もなき手廻しにて、人數はかゝり不申、帳面一冊にて天秤一挺あると埒明き、誠に正眞の寐て居て金儲けとは此事也、古語の如く一得あれば一失ありとて、左樣にうまき事は大なる尻が來るものなり[7]』とある。けれども斯の如きは未だ輕微な方であつて、甚だしいのになると武士は町人から侮辱を蒙りつゝも猶且つ平身低頭して借錢せんとするものが續出するに至つた。一書に『豪富の町人金銀の力をもて諸侯を苦め、官吏を指揮すること可レ憎の甚き也。されど面に顯れざるわざなれば知人なし。大坂の町人諸侯の用達をして、其仲間

相談し締貸をすること一也。そは用達町人に一人借金を返さゞる諸侯あれば、例の仲間相談して外人は絶て用達せざれば、金方の役人又々せんかたなく舊の用達に詑入、贈物を費し古借を割振し、機嫌をとり笑顏をつくる心中さこそ無念ならめ、しかれども主君のためなれば、武士道も捨て町人の太鼓持をすることになれり」とあるが如きは其の一例であらう。

財政經濟窮乏の結果として家中社會に現はれたる現象中最も著しきものは武家二三男の浪人化と、武家身分の賣却慣習である。武家の收入が知行制度に改まつてから、毎年極りきつた切米を藩庫より受け、其れのみにて生活しなければならないやうになつたから、武家の二男、三男は自ら生家を離れて或は學問修業を勵み、又は兵法劍術を學んで新に仕官の口を求めねばならなかつた。而して此の二三男の窮乏緩和手段として羽前の米澤藩の如きは藩士の二三男を農村に放ち、土地を與へ耕作又は養蠶を經營せしめて鄕士となしたが、仕官の途もなければ、農業經營の手段をも與へられざる場合には、浪人となりて諸國を流浪し、農村に入つて往々乞食にも等しき生活をさへするに至つた。德川末期の討幕運動に猛進した鬪士が此等浪人階級の一群を温床として發生した處に大きな時代的意義があるのである。

更に又家中士の生活が窮乏を告ぐるに至つた爲め、諸侯に於ては持參金付の養子を迎へ、又下層武士に在つては其の士籍株を賣買するやうになつた。町人は此の手段によつて武士の身分を取得し得たが、之は彼の獻金獻穀により苗字帶刀を許された鄕士とは別個の手段によつて准武士階級に成り上つた者である。「世事見聞錄」には其のこ

とを述べて『扨又御家人の類、番代と唱へて、株の賣買相當の直段ありて、金銀を以、譲り引をいたす事なり。是又人物を構はず、御家人の家來、御代官の手代など、如何なる事にや福有を得て、大金銀を出して、一家の番頭を譲り受、又は倍の財寶を餘多貯へて、譜代の主人に暇を乞、一旦浪人と成りし上、御家人の株を買もあり、或は筋目なき町人の子供、又は高利の金銀を貸して、非道に利を貪り取たる族、或は座頭の子供、其外遠國のもの在所にて悪事をなし、其所に住居なり兼、親を捨て江戸へ出たるもあり、又領主地頭の咎あるも有べきか、或は坊主の法戒を破つて、還俗したるも有べし、持戒の僧の子もあらんか、末々に至つては、ゑた非人の類の交りたるも計りかたし。是れ人物に拘らず、金銀の沙汰にのみ成故なり[9]』とある。嚴格なりし身分の障壁は、此の方面からも日に月に崩壊し行くのであつた。

更に苗字帯刀は武士と庶民とを區別する最も重要なる表徴であつたが、之も旣に德川中期から弛緩しつゝあつた。享保六年閏七月の布令の第一條には『百姓之子供を始、諸親類之内輕き侍奉公に出し、其後在所に引込候而も其儘刀差候族も有之由相聞候、自今以後、如レ此之類在所に歸居候はゞ、先主より少々合力など受候とも、刀差候儀は停止候、若詮議怠においては名主曲事たるべき事[10]』とありて、武家の住込奉公より歸りたる百姓の子息が帯刀してゐた事實を物語つてゐる。而して先きに述べたやうな原因によつて經濟的窮乏に陷つた武士は百姓町人から物質的給付を受け、其の代償として苗字帯刀の特權を許すに至つた。「世事見聞錄」に、『右體當世貸借の事流行して、武家は多く借財の道に身上を奪取られ、近來大家も小家も困窮大方ならず、或は人を減し、馬を渡し、或は以前十

人使ひしは五人になり、馬を繋ぎしは止めにいたし、又は借米などと號して、家來の宛行を減し、又は日賄の扶持方をも渡し兼、或は取續き出來兼るとて武家の規矩をも辨へざる領分の百姓、又は由緒もなき町人抔を賴みて、家の内外を見せ聞せて年分暮方の宛行を請け、諸事彼ものゝ作略に預り、或は領分知行の内、物持の百姓などへ用金を無心し、或は用立、上ケ金の多少に隨ひ褒美の高下を付け、或は紋付の服を吳、又は切米扶持方など與へ、又は苗字帶刀を免し、又は格式を授けなどする事なり』[11]とあるのは、士族株の賣買と共に、苗字帶刀特許の方面より身分制度が崩れ、兵農分離の體制が日に月に壞滅しつゝあることを立證するものである。卽ち士族株の賣買は武士町人間に於ける身分の相對取引であり、獻金鄕士制度は上司より行はるゝ公法的身分賣却制度であるが、斯ることの行はるゝ半面には、民間の裕福者が金穀を提供してまでも武士の階級に列せんとする名譽慾が手傳つてゐたことを看逃してはならない。

次に農民の住居移轉禁止制の崩れ行く狀態を見るに、農民は居村に束縛せられて「世事見聞錄」の著者が『薩摩、肥前、阿波、土佐など殊の外嚴制なり、紀州は望みの通り他所に出せども、何迄も遁さず、子孫迄も繫き置なり、非道なり、加州、仙臺は年季を定めて出し、年季中歸らざれば出奔の格によるなり、加州などは別て苛政なる由にて彼の領内の土民は背延び兼て大に意卑く、悉く陰氣にして勇氣更になし、又仙臺の人も虛僞多く悉く短慮なり、他所へ人を出さゞる程の事たれば、都て國政の苛き事是を以て知るべし、窮民は他所へ稼ぎに出るか、又は廻國其外非人乞食と成て他所へ出て、露命をつなぐ外なし、然るに右等の國々は其凌ぎ出來兼る故、屈死するもの多

しと聞く、一體右體の國禁は亂世の頃の風儀ならん（中略）、左もなく土地に堪へ兼難儀は更に構はず、無體に動事を禁ぜしむるは非道なり、是究民を縛り置て締殺すなり』[12]と云へるが如き狀態であつたが、之により觀ても農民は旣に農村內のみにては生活し難く、城下町其他の市街へ進出して生活せんとしたるもの丶如く、現に天明七年植崎八九郎の上書には『近來百姓共農業の本意を捨、奢に長じ、少し有餘のものは、耕作を召仕の男女に任せ、自分は美服を着し、遊興を事とし、江戶表へ一度出候得ば繁華へ心を奪れ、彌惡道へ落入、亦小百姓の中にも耕作を疎き事と心得、多くは出度心持に相成、女子抔は親心にても兎角江戶を見せ度、江戶へ奉公に差出せば、其當座は故鄕忘がたく泣きかなしめども、次第に江戶の風俗に染、後には已が故鄕を見下し、見樣見眞似に各江戶へ出したがり、江戶の風俗を見ては田舍を疎み候もの多く成行、民の本業すたれ、おのづから、粒米不足に成申候。自由自在に江戶へ出居候事になり候得者、江戶は諸國の掃溜と云傳へ、江戶表次第に人增繁昌を添候樣見え候得共、本すたれ末にはしり、喰人多く耕人少く、土地荒れ路ふさがり、安危の基第一大切の儀奉ㇾ存候』[13]とある程である。幕府及び諸侯は管內の生產政策上斯る農民の都市進出を阻止すべく絕えず種々なる對策を講じたが、然も一方租稅の誅求により、他方饑饉襲來によつて窮乏化した農村內では容易に生活し得られず、如何に幕府が法制によつて之を禁止せんとしても、其れは到底至難であつた。

註 (1) 土屋喬雄、一般武士團の經濟的衰頽と變質（史學雜誌、第四十二編、第一號一二頁）
(2) 黑正巖、德川初期に於ける武士階級の窮乏（經濟史硏究、第十六號、三頁）

(3) 日本財政經濟史料、第三卷、八二二—八二三頁
(4) 日本經濟叢書、第三卷、四〇四頁
(5) 莅戸太華、寶暦隨筆（日本經濟大典、第五十二卷、一〇一頁）
(6) 新燕石十種、（國書刊行會本、第二卷、三四九頁）
(7) 三井高房、町人考見錄上、（日本經濟叢書、第十五卷、五五頁）
(8) 松屋筆記（國書刊行會本、第二卷、三一四頁）
(9) 世事見聞錄、卷之一（近世社會經濟叢書、第一卷、二三頁）
(10) 德川禁令考、後聚第一帙、二七三頁
(11) 世事見聞錄、卷之一（前揭書一一頁）
町人鄕士に就ては、松好貞夫「土佐藩の町人鄕士に就て」（經濟史研究、第五號、揭載論文）参照
(12) 世事見聞錄　卷之二（前揭書八二頁）
(13) 日本經濟叢書、第十二卷、三八四頁

# 第七章　江戸時代の郷士制度

## 第一節　新郷士出現の必然性

德川時代に於ける新郷士と云ふても、其の中には中世より遺存せる郷士が新に時代的意義を帶ぶるに至つたものと、德川時代に至つて新に出現したる郷士とがあつて、其の各々の出現の動機の異るに從つて形態必ずしも一樣でないのである。蓋し德川時代の舊族郷士中には上代の國造、縣主などが大化改新後郡司や郷長などに轉身した者の後裔や（第一）、曾て庄官や名主であつたものゝ子孫や（第二）、中世の武士にして山村に僻居し德川時代末期まで存續せるものや（第三）、一藩が特に防備の爲に武士を郷村に居住せしめたものや（第四）、德川時代に至り町人又は百姓にして金穀を獻上して其の身分を得たものや（第五）、幕府が内亂又は邊防の爲に特に農民を徵集し武士の身分を與へたものや（第六）、貧窮武士救濟の爲に彼等を農村に放ち之に郷士の身分を與へたるもの（第七）、等々が存在したのであるが[1]、今吾人の最大關心事とするものは右のうち第五乃至第六の郷士である。而して各種郷士中、第一類型の郷士は單に歴史的蓋然性を推察せしむるに止りて、適確なる史實の據りて徵證すべきものを見出し難く[2]、第二乃至第三の郷士に至つては彼等は當時郷村に住んではゐたけれども、彼等自身は其の身分が本來武士であり且つ近世末期兵農の地域的分離が進行したる際其の過程に流入せずして依然農村に止りつゝ武士の自覺を失はなかつ

たものである。第四の場合は元來城下武士であつた者を農村に出して鄕士に取り立てたるものであつて武士たることに變りなく、唯在鄕者となりたることに於て城下士と異るのみであり、第五類型の鄕士は德川時代の中葉以後の封建的身分關係の崩壞過程に生じたもので、封建制度其ものゝ變質と引き離しては其の理念を把握すべからざるものであつて、兵農分離史上頗る重要性を帶ぶるものである。卽ち百姓にして金穀を獻納して、鄕士に列せられた者は實質上農民でありながら、其の身分を武士階級に列せられたのである。此の種獻穀や獻金による鄕士は必ずしも農民に限らず、彼等の中には其の經營する營利事業により貨幣を蓄積して產を積み、之を獻上して鄕士格を取得した町人もあつた。是れ所謂町人鄕士と稱せらるゝものであつて、鄕士制度史論の途上に運び出すには稍緣遠い感がないではないが、等しく德川時代の資本主義制度發達に伴ふて起り來つたものであるから、鄕士制度の中に入れて考察しても不可ないのである。併し此の種獻金獻穀鄕士は其れが農村所出にせよ、町人所出にせよ、元來庶民の分際にある者が物財を獻納して武士の身分を認められたものであるから、弊害の見るべきものゝ少くなかつたことは夙に藤田東湖の指摘したる處である。[3] 次に第六類型の鄕士の事例としては水戶及び江戶幕府の採用したる農兵制度が最よく世に知られて居るが、之は藩財政の窮乏によつて武士の人數が減少した場合か、又は幕府の對外事情又は內地動亂の防備に促されて農兵より徵募したもので、之も亦幕末に於ける兵農分離體制終熄の事實を端的に物語るものである。最後の第七種類の鄕士たるや、之も亦藩財政の窮乏によつて家臣に俸祿を完全に給與し得ず、止むなく其の補給政策として若干の藩士に未墾地を拓かしめて歸農を勸め、其處に永住せしめつゝ武士の身分を認めたも

のであつて、土佐、肥前、羽前、肥後の諸藩に於て採られた政策である。

以上擧げたる各種の鄕士は一面農民でありながら、他面武士の待遇を許されつゝ農村生活を營みたるものであつて、何れも德川初期以來身分的にも、地域的にも、完全に分離され來つたところの武士と農民が德川末期の時代的波濤に搖り動され、今や兩々相混淆して農村社會の質的大變化を導くに至つたものである。是れ取りも直さず封建社會が今や沒落期に入り、武士階級が其の獨自的權威を維持し得ざるに至つたことを立證するものである。

要するに日本の封建制度は德川時代の中葉に至つて一大轉換期に入り、諸々の矛盾を其の內に孕み、其の變質狀態が武士と農民の身分制度に逸く反映して兩者の身分的幷に地域的分離體制の頹廢となつて顯はれ、曾て住居移轉不自由にして、農耕專一であつた農民をして今や却つて都市の奉公人又は商工業者たらしめ、他方富裕なる町人豪農等が獻穀獻金して武士の身分を取得し、又農村より兵士を徵募し或は又窮乏武士を農村に出して土着せしむる等等の諸政策によつて、町人と百姓とを身分的にも地域的にも接觸混淆せしむることが行はれて、兵農分離體制は愈有名無實となり、其が終末への早瀨に押し流さるゝのであつた。

斯く德川時代の鄕士中には中世遺存の農兵の家柄を受け繼ぐものがあると共に、德川時代の持つ社會的特質に胚胎するものがあつたが、其の中でも第五の登用鄕士と第六の新規徵募の農兵制度は封建制度末期の特徵を最もよく顯現するものであるから、此の二者に就きては更に次節に於て更めて詳論するであらう。

註 (1) 舊拙著の「鄕士制度の研究」に於ては德川時代の鄕士を本質上より分析して

鄉士
- 戰鬪員たる鄉士
  - 特選鄉士
  - 救濟鄉士
- 非戰鬪員たる鄉士
  - 舊族鄉士
  - 登用鄉士

として置いたが、今本章に擧げたる第一乃至第三の鄉士は右分類の舊族鄉士の內容に匹敵し、第四及び第六の鄉士は特選鄉士を語り、第五の鄉士は登用鄉士であり、第七の鄉士は救濟鄉士を示すものである。

(2)例へば笹川種郎著、「兒玉黨」は武藏國兒玉郡に於ける武藏七黨の由來を上代の國造時代より敍述せんと努めてゐる良著であるけれども、唯同地方の狀態を大體推測し得る程度のもので、上代氏族の家系を具體的に記述してないから、結局上代氏族の時代的連綿に觸るゝことが出來ない。

(3)小野武夫、「鄉士制度の研究」一四〇頁

## 第二節　新鄉士制度の帶ぶる時代的特徵

前節德川時代の各種鄉士中、登用鄉士と農兵徵募制度とが封建末期現象としての特徵を最よく現はし居る旨を述べたが、此の二者に就ては更に一段の强調を加ふる必要を見るが故に、玆に別節を設けて詳說する。

(イ)　時代的特徵としての登用鄉士

元々一介の庶民たる農民又は町人の身分者が、金穀上納又は公共事業に對する功績によつて准武士たる待遇を受

くるのであるから、武士の身分に登りたりとは云へ、彼等には武士の自覺もなければ、軍事の心得もなく、隨つて一朝事あるに際しては何等軍用に立たないものであつた。此の點は彼の特置鄕士や救濟鄕士やが皆一通りの武術と軍法を學び、又は一家相傳の兵法により多少なりとも軍役を果し得たるとは著しく異るものであつた。而して此の登用鄕士も一鄕中の信望者より拔擢したものであるならば、其の面目を充分に發揮して弊害を曝露することはなかつたであらうが、其の然らざる場合には屢々鄕村社會の協調を破り、甚しきは家名を汚し其の身を亡ぼすことさへあるのであつた。例へば德川幕府の直轄地たる豐後の日田に於ては郡代窪田次郎右衞門なる者が文久三年幕府の命により赴任したが、彼は幕府の權柄を笠に着て陰險剛愎、肚裏一片の雅量さへ持たぬ人であつた。當時天下の大勢は漸く定まり幕府の形骸は尙存在してゐて實際は風前の燈火の如き形勢下にあつたことをも知らず、彼は我儘の限りを盡し苟くも自己の意に充たぬものは忠直の良吏も之を黜け、阿諛迎合して己に媚ぶるものは人を選ばず寵用したのである。彼は管下の富裕者から金錢を徵し、金貳百兩出せば苗字を許すとか、千兩出せば苗字と共に帶刀を許すとかしたのであるが、遂には僅に四五百兩出せば帶刀御免とて武士の地位を賣つた。隨つて彼の下に於ては賄賂公行し、然も彼は其の不法を糊塗して治績を自負し傍若無人に振舞つたので、人民何れも眉を顰め、橫暴を憎み、權柄の自負右衞門とまで綽名してゐたと云ふが[1]、斯る暴吏より不法に取り立てられたる鄕士の素質が如何に劣惡であつたかは推察するに難くない。併しながら、數多き全國の登用鄕士中には殊勝の心懸けのものがあり、鄕士として苗字帶刀御免を受くるは固より名譽とする所であるけれども、其の待遇が子孫にまで及べは、却つて子孫驕奢の

心を生じて一家滅亡の原因となるべきにより、我一代を限り其の待遇を蒙らんとて其の旨を藩主に願出づるのであつた。例へば羽後の佐竹藩本城村に於ける源之丞なる者の先祖は曾て陸中南部氏の藩士であつたが、故ありて同地に亡命し來り、歸農して肝煎役を勤めてゐたが、寛政三年一村の指揮宜しき故を以て、藩主より其の賞として苗字帶刀を免許された。其の時源之丞考ふるやう、自分の先代は武を棄てゝ農民となる、然るに我に至り帶刀するは先祖に孝ならざるものと思ふ、且又帶刀したならば子孫の者は奢侈の心を生ずるであらう、乍去、藩命は默止することが出來ないから、自分の一生涯丈けならば苗字帶刀御免を請けても宜しき旨を願出でて藩主より許可を受け、自分一代丈け苗字帶刀を御免せられ生涯二人扶持を贈られたと云ふ[2]。

要するに登用鄕士は幕府又は藩財政窮乏を緩和せん爲に行はれたる一種の賣官制度であつて、地方自治に功勞ありたるによると云ふのは寧ろ表面的理由であつた。而して苗字帶刀を御免せられたる本人が准武士としての修養なく、又一村の龜鑑たるべき自信なき場合に於ては却つて村民怨嗟の的となり、一家亡滅の原因となるのであつたから、賢明なる登用鄕士は一代限り其の待遇を享受して子孫に繼承せしめざるの用意に出でたのである。

註　(1)小野精一、御許騷動記、七―八頁
　　(2)郡邑記抜抄（羽後國北秋田郡の部）

### （ロ）　時代的特徵としての農兵徵募制度

次に幕末の時代的特徵として論議すべきは庶民層より兵を募りて彼等を戰線に立たしめ、又は彼等をして軍の雜

役に從はしめた事である。此の農兵徵募制度は德川時代の鄕士制度の分類に從へば登用鄕士制度に屬するけれども、然も其の出現の動機に於ては多分に封建制度崩壞期特有の新時代的意義を有する兵農一致制、卽ち明治維新後の國民皆兵制の先驅的形態であつたと云ひ得るのである。

由來武士階級は彼等の把持する實力を以て內は自己階級の破壞をたくらむ異分子（浪人）を驅逐し、外は外寇に對して防備に努むべき使命を帶ぶるものであつたが、封建制度が發達して其の最高潮に達した元祿の頃から、元々戰鬪員たりし彼等武士の大部分は身心共に貴族化し、官僚化して、社會秩序を維持する爲の實力を失ひ、却つて其の身分の遙に劣りたる與力同心等により社會秩序が維持せらるゝ狀態となり[1]、更に又幕末邊海多事なるに際しても、旗下又は城下士等の力を以てしては到底攘夷の責務を果すことが出來ないやうになつたから[2]、新に農民中より兵を募り、之に訓練を與へて戰線に立たしめなければならぬことになつたのである。

農兵は幕府が其の天領內に於て募集したるものばかりでなく、水戶藩、土佐藩其の諸藩に於ても大に募集せられた。表面上は武士階級より徵募したと云つてゐたけれども、事實は農村より徵集したものが多かつた、例へば德川氏は江戶の旗本より兵を募つたことがあつたが、其の事實は天領の農村より徵募したと云はれてゐる[3]。而して幕末に至り兵を農村より募つた例の少くなかつたことは、左記明治初頭書出しの「藩制一覽」に見ゆる各藩の農兵數に徵しても明瞭である。

新谷藩　農兵隊　二小隊百人餘

大野藩　農兵　四十八人
米澤藩　管內屯田兵　小田郷、鮎貝村、荒砥村、中山村、椋野目村、各一小隊ツヽ、但兵員不同
吉見藩　農兵　四十五人
高崎藩　農兵　三百六十二人
龍野藩　農兵　百七十二人
田原藩　農卒隊　一小隊　但一小隊五十人ツヽ
龍岡藩　農兵　二十二人　夫卒半小隊
高岡藩　雜卒　七十人　但農籍
土浦藩　農兵　三小隊
淺尾藩　農兵　六十四人

斯くて幕府に於ても、各藩に於ても、對外並に對內事情に卽應する爲に兵を農村より募集する必要に迫られたが、然も其の必要を最も切實に感ぜしめたものは海外事情の切迫であつた。卽ち歐米諸國の壓迫と干渉は幕府並に各藩をして兵力を增强するの必要を痛感せしめて、農兵募集となつたのである。勝海舟の幕府軍制改正に對する意見書にも同樣の考が現はれて居る、曰く

外交の事一たび起るに及では、固より一府一藩の力を以て四邊を扞禦すべきに非ず、必ずや國の民一致同心

其全力を擧げて之に應ぜざる可らず、是兵制の舊に依るを得ずして一變せざる可らざるの氣運と云ふ可く、然るに今兵制を革るの必要を感ずと雖も奈何せん從前の制度に在ては全國一致の事は到底望む可らず、唯一時の募兵あるも其費用殆ど支ふ可らざるものあり、而して從前の制を致さんには彼の所謂武士なる者は虛位座食して全く無用に屬せんとす、於是半高上納の令ありと雖も怨聲沸騰、之が處置をなすこと極て難し、況や其募兵なるものは多くは市儈遊手の徒にして、徒に資給を貪り一時を糊口の爲めにするに過ぎず、亦之が將領たる者も概ね都邑紈袴子弟にして、富貴に成長し、筋骨孱弱平時其調練なる者を見るに、徒に形似を摸擬し外面を粧飾するのみ、此輩をして一朝生死の硝烟彈雨の中に爭はしむ、抑亦難しと云ふべし、凡兵は其輕くして巧ならんより寧ろ樸にして拙なるに若かず、是れ古今地着の兵に倚ふ所なる歟。[4]

斯くて各地方に亙り農兵募集が盛に行はれ始めたが、其の募集方法は係りの役人を農村に派遣し村村の庄屋名主に交渉せしめて村內農民の屈强者を選拔徵集するのであつた。例へば嘉永二年五月、江川太郎左衞門は其の頃屢々伊豆海岸を窺ひつゝあつた夷狄船を打攘ふ爲に『(前略)我豆州韮山屋敷最寄支配所村々百姓共の內、人物相選農隙見計、砲術は勿論武術の稽古爲仕置、右體非常出張仕候節召連候へば、其場に臨駈引も仕易く、制法の一端にも罷成、萬一の節一廉の御用にも相立可申哉(下略)』云々の建議を幕府に致し[5]、幕府は江川の建白書に對して卽刻認可することをせず、其の事の是非に就き熟慮を重ねつゝあつたが、遂に文久三年に至つて之を認可することになつたのである。現に武藏國北多摩郡田無村には文久三年十一月江川代官の手代が出張し、附近重立の名主に農兵募集の事

を申渡し、勘定所より小筒五百挺、胴亂其の他の下附をなし、應募したる農兵は韮山と江戸新錢座の屋敷に集めて教練せしめたる如き[6]、又既に前にも引きたる豐後日田の郡代窪田次郎右衞門は文久三年に幕府の任命を受けて同地に赴任したが、彼は前に云つたやうに決して良吏として數ふべき人物ではなかつたけれども然も幕府に取つては兎に角忠勤の士であり、慶應二年豐前四日市と豐後日田町の近傍より門閥の家柄に育つた子弟を徵集して農兵とし、其の管内に反幕黨の起らぬやう、且つは其の頃長州藩が頻りに幕府に反抗して九州迄も手を伸し來つたので、長兵侵入に備へる意味で農兵を創設した。四日市に於ては始めは殺手隊と稱し五十餘人を養成し、每日擊劍の稽古並に兵隊訓練を洋式を以て施し、漸次擴張して三百人となり、青、黃、赤、白、黑の五隊に結成し、其の古參の優秀なるものを隊長に任じ、其の詰所をば敎英館と稱した。日田の郡代は元來幕府より兵權を與へられてはゐなかつたが窪田は此の時自己の專斷によりて反幕運動防壓の爪牙として農兵制度を起したのである。此の農兵は幕府の長州征伐に際し長州勢を邀擊する爲に小倉まで出陣したが、小倉藩士が敗北して退却しつゝあつたので實戰に參加せず引き返したと云ふ[7]。然も彼等農兵は平素より軍事的調練を經ざる所謂烏合の衆に過ぎざるものであつたから、實際戰鬪の用には餘り役立たなかつたらしい。何となれば彼等は既に遠き以前から農耕に專念し、農業より外に藝なき民となり終つてゐたから、今俄かに彼等を驅り立てゝ兵士に徵集しても其の儘では戰鬪の用に立たぬと共に、彼等を兵士に徵集したる後、全く農業を忘却するやうにては農兵の實を失ふことになるから、農耕の業より離れしめないやうにする必要を感じて、特に其の點に注意を拂つた。卽ち一旦兵籍に編入した後は彼等に調練を加へて戰鬪の術

に馴れしむると共に、兵營を離れて歸村したる後は從來通り農業に精勵せよと訓示したのは何處までも農兵としての性質を保たしめようとした政策の現れである。左れば彼の慶應元年五月歩兵組への申渡には『農は四民の元、士は四民の長と云へり、扨其方共事四民の元たる身分に生れ、かりそめならず御軍役の人數に加り、四民の長たるべき末に連り候事、その身の冥加なる事を能々心得、今此御時節を以て先祖代々により凡三百年の間、太平之御恩澤を蒙りたる萬が一をも御報可申上候』[8] とあるが如き其の一端を窺はしむるものである。

以上は要するに德川幕府が從來養ひ來つた麾下の武力のみにては外寇に對しても、內亂に對しても、到底其の力及ばざるに至つたから、農村より兵を徵して戰鬪員たらしめんとしたものである。此の種の農兵制度は前にも一言したやうに、其の性質上一種の鄕士たることに相違はないけれども、其の時代的意義よりすれば明治初頭の國民皆兵制度が既に早くも德川末期の社會內に胎動しつゝあつたことを示すものと見てよいのである。

註 (1)小栗上野介、兵制改革意見書（勝海舟、陸軍歷史卷二十一）
(2)大山敷太郎、幕末に於る農兵論の擡頭（經濟史研究、第十八卷五十六號）
藤井甚太郎維新前後の農兵（歷史地理、日本兵制史）
(3)澁澤榮一、雨夜譚、（靑淵先生六十年史、第一卷、一四三—一五七頁）
(4)勝海舟、陸軍歷史卷二十三、五〇頁
(5)矢田七太郎、幕末の偉人江川担庵、七五頁（江川太郎左衞門、農兵之儀申上候書付、嘉永二年五月）
(6)東京府民政資料、八八頁

(7)小野精一、御許騷動記、九頁
(8)勝海舟、陸軍歴史卷二十三

## 第三節　鄕士の生活形態

偖て兵と農との地域的分離完成し、農村は農民の住む所にして、城下町は武士の住む所と規定せられたる後に於て尙且つ農ともつかず、兵ともつかざる鄕士なるものが農村に存在したとは云ふものゝ、此の時代に於ける鄕士の生活は前代の農兵生活とは其の形態と意義に於て著しく異るものがあつた。此の時代の鄕士たる舊族鄕士、特置鄕士、救濟鄕士、登用鄕士は銘々其の形質を異にしてゐるけれども、然も何れも當時漸く擡頭し來つた資本主義制度と縫合する點に於て相通ずるものがあつた。卽ち彼等の或者は鑛山業を營みて巨利を占め、又は他地方と物資の交換を行ふて利益を占め、又は小作料徵收を目的として新田開發を企て、廣大なる地面の所有者となるもの等があつたのである。

德川時代の社會體內には旣に封建制度が本來持ち傳へたる要素と、次の時代の建設に要する新因子とが相並存し且つ相競合して一種の不安と激情とが其の間に豫感せらるゝ時代であつたが、然も前代の社會慣習たる門閥を重んずるの感情が尙潛在し、農村に在りても曾て中世期の頃に何々城主の麾下であつたとか、又は何々氏の配下であつたとか云ふ傳統は其の家產の豐なると相俟ち、一鄕一村の信用を繫ぐに足るのもであつたから、各種の鄕士中特に

舊族郷士の如きは其の居村附近に於て土地を買占め、又は農工商に關する企業を運營し、其の功を成し遂ぐべき諸諸の便宜と條件が與へられてゐた。

獻金郷士中往々鑛山業を營み其の利益の一部を獻上して登用せられたものもあつたが、此の種の郷士は姑く別とするも、諸他の郷士は多くは小作料並に貸金利子の收入により生活するものであつた。而して此等の郷士中、自ら手を下して農業を經營するものがないではなかつたけれども、大部分が不耕作地主であつたのは、同時代に既に多分の發達を示した資本主義制度が農村社會に浸入し來てゐたことを語るものである。

斯くて郷士は農村の地主並に城下町の豪商と相並んで早期資本主義層の上部に位置を占むるものであつたから、幕府と各藩は彼等に對して財政經濟上の援助を求めざるを得なかつた。蓋し幕府並に各藩は依然として領地經濟の上に立脚し、財政收入の基礎を耕作農民の貢租に置いてゐたけれども、然も其の財政々策の一翼を資本主義制度の上に托せざるを得なくなり、城下の町人や、農村の郷士や地主やに財物の獻納を命じ、其の報償として苗字帶刀御免を認めざるを得ざる時代的必要にまで押し詰められてゐたのである。

一言すべきは、既に其の家柄が前代農兵の所出であり、德川家康より特に優遇すべく令達せられ居るに拘らず、特に獻穀獻金するにあらざれば郷士となり得ず、獻穀獻金行はれて始めて郷士の資格を認められた其の理由如何と云ふに、德川時代の初頭以來全國の諸侯中一二を除く外は、悉く其の土地に緣なき新藩主が入部し來り、何れも自家從來の部下を擁してゐて、其の入部地に土着し居る舊族郷士の輩は新藩主に取りては全くあかの他人であり外樣

であるから、自ら進んで彼等を重要視する心境にはなり得なかつたのである。此の間に在りて若し舊族郷士が其の財力を提げて新藩主に面從するに於ては、其處に始めて親密なる關係が新藩主との間に生れ、藩主より進んで苗字帶刀御免の特典が許されるのであつた。此の事は本書第二篇の兵農史論攷に收めたる陸中の豐間根郷士、出雲の田部、糸原、櫻井郷士、石見の岡本郷士等が江戸時代に辿り來つた徑路に徴して見ても證明さるゝのである。

郷士たる彼等は、其の舊族郷士たるにせよ、特置郷士たるにせよ、救濟郷士たるにせよ、登用郷士たるにせよ、其の居村に在る間は最高の社會的地位者であつた。卽ち其の村に庄屋があり、名主があつても、郷士は庄屋名主の上位にあり、村の集會に於ても最上席に座する特權を有した。又租税納入に際しても、郷士は其の租税を村役宅たる庄屋名主方へ運搬するに及ばず、通例直上納(ちきじやうなう)と稱して直接藩の收納所に携行すればよいのであつた。是れ取りも直さず彼等の社會的地位が最上位に在る所から來るものであつて、租税の如き敢て身分低き庄屋や名主の手を經るを要せずとせられたるに由るのである。然れ共斯の如きは唯農村に在る間丈けであつて、一たび城下の家中士と並び立てば、郷士輩の頭は上らず、其の地位は一段下らざるを得ないのであつた。

斯くて彼等郷士は農村に於ては其の家歴の新古を問はず、一般農民とは著しく懸け離れたる高位の家柄である上に、多くは土地資本又は貨幣資産を擁し、且つ藩廳役人とは終始往來を絶やさゞる有識者であるから、其の間に智見自ら備はり、一郷一村の鎭めとして、又屢々溜池の築造、道路の修繕、灌漑排水溝の築造等を企畫して功績を樹つるものが少くなかつた。併し又數ある郷士中には其の許されたる特權を笠に着て郷村住民に對し横柄に構へ、又

小作料、貸金の利子取立てを苛酷に行ふて一揆暴動の原因をなすものさへも少くなかつた。元來德川時代の百姓一揆に對しては庄屋名主は百姓側の代表者として藩主に強訴するものもあつたけれども、又中には却つて近鄕の百姓より怨敵視せられ、暴徒打毀の目的とせらるゝこともあつたが、斯る際村役人ならざる鄕士は多く農民襲擊の標的とせられ、又自ら進んで上司の爪牙となり暴徒鎭壓の役にも當つた。是れ鄕士は其の身分が武士であつた丈け農村騷擾の際には概ね藩主側に加擔せざるを得なかつたからである。彼の外城制度を以て固められたる鹿兒島藩の農村に百姓一揆の起り得る餘地の少かつたのは此の邊の事情によるのである。

要するに德川時代特有の社會的意義を有する鄕士の一部は中世期農兵と史的連綿性の相通ずるものがあるけれども、彼等鄕士は多少なりとも早期資本主義制度の影響を蒙らないものはなかつた。別言すれば、中世農兵と同樣の語を以て表現せらるゝ德川時代の鄕士（農兵）中には同時代に發達したる資本主義制度と縫合し居るものが少くなかつたのである。

## 第四節　鄕士制度の崩壞

世は未だ封建制度の支配下に在つて武士階級が最上の位置に座せるに拘らず、武士の體面にも係はるべき、否な武士の統制力を失墜せしむべき賣官制度に匹敵する登用鄕士の如き制度が採用せられたと云ふことや、更に又武士支配力の減退を意味する農兵募集制度の如きが見られたと云ふことは、封建制度其のものが漸く崩壞の端を開いた

ことを物語るものであつた。固より我封建制度崩壞の原因としては彼の幕末の思想運動たる勤王論の擡頭並に海外諸國の壓迫に對する國民的聯合運動など擧ぐべきものが多くあるけれども、本書構想の關する限り、上記の二事實を以て我封建制度崩壞の最大原因と看做してよいと思ふ。蓋し、明治維新は王政復古の號令下に實現せられたとは云へ、歷史進化の法則より見れば、資本主義革命たりしことに相違なく、末期封建制度の特徵の半面を現はせる鄕士制度の如きも亦此の潮流に押されて自ら崩壞し行くのであつた。

明治維新成立の際には舊族鄕士も、特置鄕士も、救濟鄕士も、登用鄕士も半面唯心的なる、他面唯物的なる衝動に刺戟せられて明治新社會へと急進した。而して維新の際唯心的衝動に刺戟せられて動きたる鄕士の例としては文久度に於ける大和の十津川鄕士を擧ぐることが出來る。十津川鄕士は南北朝の昔、十津川の溪谷に遁入して五百年間隱棲生活を續けた由緖深き舊族であるが、彼等は幕府崩壞の徵候顯然たるを見るや、逸く京都の中山卿其の他と連絡して幕府討伐の師を起し、其の第一線に躍り出でた。蓋し、公卿は本來皇室の藩屛であるから、公卿と聯絡を取ることは勤王運動を成功に導く最上策と信じたのであるが、其の最も典型的なるものが十津川鄕士であつた。十津川鄕士中に在りても橋本若狹、藤井織之助、野崎主計の如きは何れも其の祖先が南朝の忠臣であつたと云ふ一家相傳の自覺に基きて文久三年に蹶起したのである。[1]

諸他の鄕士は資本主義革命を起動力として封建社會より脫却せんことを念とするものであつた。惟ふに當時の鄕士は衰亡期封建社會の前途を見透す丈けの識見は有してゐても、眞に社會變革の豫兆を把握するには更に彼等より

以上の識見と力倆を有する志士の指導を受けねばならなかつた。然も志士等は何れも赤貧洗ふが如き貧困者であつたから、勢ひ田舎の有産者であり、且つ一郷の識者たる郷士の支援を受くる必要を見たのである。卽ち志士等一たび地方に旅行して、郷士に接するや、郷士は既に幕府又は藩主から苗字帯刀御免の身分的待遇を受けてはゐても、半面には絶えざる經濟的誅求の苦痛を感じ居るものであつたから、遠來志士の勤王討伐論に心動きて反封建思想湧然として起り、進んで物資を供給し又は自ら第一線に躍り出でて勤王運動の發展を助くるのであつた。此等の事實に就ては著者が別に論考を試みてあるから其れを參照せられたい[2]。

斯くて維新大變革の際物資供給に於て又は實力行使に於て、一臂の勞を吝まなかつた郷士は大政一新完成後に於ける當然の歸結として、明治資本主義組織に編入せられて農村の地主層を形成するに至つたのである。卽ち昨の郷士今や明治新社會の地主として又は金融資本家として政治的幷に經濟的優越の地歩を或は村に或は町に占むるに至つたのである。繰り返して云へば、明治新社會は其の經濟的部面に於ても、政治的部面に於ても、總て是れ資本主義的に編組せられたのであつたから、舊郷士等は其の傳統と財力を以て維新後の新社會に乘り移り、其處に於て種種の名譽職を與へられ、有志家本位の社會體制建設に寄與したのであるが、其の中には町村役場吏員や、小學校教員や、巡査等に職を求むるものも少くなかつた[3]。中世末期に城下町へ集中せず、依然農村に踏み止つて農民生活を續け來つた郷士等が、今や明治維新に際し、城下の家中士等が一齊に沒落し行くを尻目に見て、一路時代的躍進を遂げたのは、近世日本農村社會史上に於ける最も目覺ましき現象である。

註

(1)の一　橋本若狭、初の名は藤馬、後若狭と改む、大和宇智郡瀧村の郷士益田某の第四子なり、萬延元年丹生神社神職橋本信政の嗣となり、姓を橋本と改む、夙に勤王の志あり、文久三年大和の義兵起るや、同志の士中井元定等と之に投じ所々に轉戰す、鷲屋口の戰に奮鬪敵の圍を破り、京師に逃れ、平岡鳩平と會し倶に三河に走り、後ち又京師に出で翌年冬大阪にありたる時、幕吏に捕へられ、慶應元年七月遂に獄中に斬られたり、時に年四十四、維新の後正五位に追贈せらる。（梶屋信平 幕末勤王天誅組烈士戰誌、五三頁）

(1)の二　藤井織之助、大和國吉野郡十津川の郷士なり、文久癸亥中山忠光卿の義擧に從ひ盡すこと多し、慶應丁卯の冬、鷲尾隆聚の高野山に兵を擧ぐるや軍監兼隊長と爲れり、王政維新後北越に從軍し、長岡城追撃の際、敵丸に中り重傷し、其癒ゆべからざるを知り自刃す、明治三十一年七月四日特旨を以て正五位を贈らる。（梶屋信平 幕末勤王天誅組烈士戰誌、二二七頁）

(1)の三　野崎主計、大和國吉野郡十津川の郷士なり、勤王の志厚く國事に奔走せり、文久三年吉村寅太郎等忠光卿を擁し義擧の時之に加はり、後義軍敗れたる時、十津川郷の爲に身を犠牲とし、同郷を救ひたる人なり。明治二十四年十二月十七日正五位を追贈せらる。

和歌

大君につかへぞまつる其日より
　わが身ありとは思はざりけり
打つ人もうたるゝ人も心せよ
　同じみくにの御たみなりせば　（梶屋信平 幕末勤王天誅組烈士戰誌、二一六頁）

(2) 小野武夫、百姓一揆乎勤王軍乎（「農村社會史論講」收錄）

(3) 長井政太郎、上杉藩の鄕士聚落の研究(山形縣鄕土研究會鄕土研究叢書第六卷、九八頁)。尙本書は米澤藩の鄕士制度を根本的に研究したものであつて、同藩の本制度に關する研究としては代表的なものである。

# 第八章　近代的國民皆兵制の成立

## 第一節　徵兵令制定の動機

明治維新の變革と共に封建的身分制度に基く武士階級は一朝にして廢滅を告ぐるに至つたのであるが、武門階級の廢頽と共に新に必要を感ずるに至つたものは國軍の編成卽ち徵兵令を實施して新集權國家の兵制を建つることであつた。同令の發せらるゝに先ち明治二年の頃兵部卿大村益次郎は逸くも世襲的兵士の缺陷を看破し、士族の常職を解き其の佩刀を禁じ、進んで全國民より兵を徵するの必要を主張したが、同年九月遂に凶刄に斃れて彼の素志は挫折した。其の後山縣有朋は長州奇兵隊の軍監に任じ、其の兵隊中に農兵ありて戰鬪上侮るべからざるものあるを見、明治二年自ら歐洲を巡歷し普佛兩國の軍制の整備せる事實を見て啓發せられ、國民皆兵制による軍備充實の必要切なるを感じたが、彼は明治三年八月歸朝して兵部少輔となり、大村の遺志を踏襲し、陸軍々制を定め、明治三年十一月徵兵規則を作り、各道府縣藩より士庶を問はず强壯者を選み一萬石に就き五人宛の壯丁を大阪兵部省に差出さしめて先づ之を畿內五ケ國に實施した。是れ維新後初期の徵兵令であつて事は豫期に反するものがあつたけれども、兵制沿革上大に注目すべきものであつた。後ち明治四年十二月、兵部少輔川村純義は西鄕從道と連名して徵兵令による常備・豫備軍編成の急務を主唱して山縣の素志貫徹を助くるものがあつたが、翌五年山縣は陸軍大輔と

なり、特に西周等を派遣して獨逸兵制を調査譯述せしめ、之に基きて徴兵令案を起草し、宮本信順、曾我祐準等と討議を重ね、遂に愈〻成案を得て明治五年の徴兵令發布にまで漕ぎ附けたのである。[1] 尤も此の間に於て山田顯義の如きは、明治四年軍制調査の爲め歐洲を巡歴し歸りて兵部大丞となつたが、彼の意見は原則として徴兵令の實施を認むるも、其れに先ち一般軍事教練に要する幹部養成の爲に士官及び下士官養成所を設け、然る後之を實施すべしと云ふにありて、畢竟徴兵令實施の尙早論者であつたが[2]、結局彼の意見は採用せられず、卽行論者の意見勝を制して明治五年の徴兵令となつて現れた。然らば當時率先して徴兵令の實施を唱へた山縣有朋の論旨は如何なるものであつたか、彼の建議に曰く[3]、

兵は國を守り民を護するの要なり。而して我邦從前の法之れを士卒の常機とし、更に文武の別ある無し。今文職武官其の途を異にし士卒の常職を廢し、別に撰任して之れを養ふ、亦た兵制の一變たり。故に其の沿革と其の時宜とを計り現場の方法と將來目的とする所とを考定せざるべからず。

謹んで按ずるに兵部卽今の目途は內に在り、將來の目途は外に在り、然も詳かに之れを論ずれば內外猶一の如し。未だ始より分別すべからず、何となれば外に備ふるの目途既に立ち其措置宜しきを得ば、內事は憂ふるに足らず、誠に天下現今の兵備を論ぜんに所謂親兵は其の實聖體を保護し、禁闕を守護するに過ぎず、四管鎭臺の兵總て二十餘大隊、是れ內國を鎭壓するの具にして、外に備ふる所以に非ず。海軍の如きは數隻の戰艦も未だ盡く完備するに至らず。是れ亦た果して外に備ふるに足らんや、抑〻復古以來制度日に新に月に

就み遂に當今郡縣の眞治に歸し、天下の藩兵を解き天下の兵器を收め、海内の形勢始めて一變す、是の時に當りて豈宜しく速に廟議を定め外に備ふるの目途を確定せざるべけんや。

兵部の議其の一に曰く、內地の守備を設く、其の目二つあり、曰く常備兵、曰く豫備兵。夫れ常備兵を置く各國衆寡同じからず、就中魯西亞最も衆く米利堅最も寡し、其の故何ぞや、各國政體皆同じきこと能はず、和蘭、白耳義の如きは蕞爾たる小國なり。大國の間に介まり其の輕侮凌駕を免れんと欲し日夜孜々勉勵守備怠らず、故に其の土地人口皇國三分の一に過ぎざるも尙能く常備を置くこと四五萬を下らず、今我朝を以て之を考ふるに彼れ唯だ兵事のみ之れを主とし、他の事務に於て敢て顧みざるもの丶如し。然れども其國凡百の事並び行ふて廢せざるものは其の故他にあらず、目途既に立つて措置其の宜しきを得れば也。常に常備の設けは方今第一の急務、一日も猶豫すべからず、宜しく府縣地方大小廣狹に應じ勇敢健壯の丁男を撰び、之れに教ふるに洋式陣法を以てし、練磨習熟せしめ以て臨機の用に供すべし。所謂豫備兵は常に隊閫中に在らず、平時は放つて家に歸らしめ事ある日調發差遣するものなり。歐洲各國此の兵あらざるなし。而して普漏西最も衆く、全國の男子皆兵事を知らざるなし、其の近歲佛蘭西と構兵し大勝を得るもの、蓋し豫備兵の力多きに居る。今皇國其の制を定め、全國の男子生れて二十歲に至り、身體強壯、家に故障無く兵役に充てしむべきもの士庶を論ぜず、之れを隊伍に編束し期年を經、更番して衆に歸るを許すべし。然るときは全國一夫として兵ならざる無く人民の住む所として守備あらざる無し、斯の如くにして、而して守備の設け始めて

具はると云ふべし。

其の二に曰く、沿海の防禦を定む。卽ち戰艦を造る也、海岸砲臺を築く也中略

其の三に曰く、海陸兩軍の資本を造る。其の目三つあり、曰く兵學寮、曰く造兵司、曰く武庫司中略

或は曰く今の時兵部の事固より急なり、然れども廟堂上より之を觀れば其の他百般施設の途極めて廣く決して天下の財力を盡して兵部の一省に資する能はず。何となれば天下の事日に開け月に化し百年並び興る。故に兵部一歩を進むときは他も亦一歩を進めざるを得ず、共に進み共に起り、天下始めて爲す可き也と。是れ大に其の本を知らざるの論なり。兵部の議素より天下百般の事務を止め、全國の租入を攫取するの謂ひにあらず。凡そ時に緩急あり、事に先後あり、廟堂の上に座するもの古に稽へ今を度り其の終始輕重を詳かにせずんばあるべからず。中略今や魯國セバストポールの盟約を破り益々南進せんとす。此時に當り常備精兵を備へ、無數の豫備兵を設け、戰艦を造り、砲臺を築き將士を育し器械彈藥を製造貯蓄するに至ては、國家實に其の費用に勝ふべからずと雖ども、是れ必要の大事止めんと欲して止むべからず、備へざらんと欲すとも一日も備へざるべからざるものなり。今日四海萬國皆然らざるなし。況んや北門の强敵日に迫らんとするの秋に於てをや、若し夫れ施設の方法養兵造艦其他一切の計算に至ては後日を待ち詳悉上陳せん、是れ兵部當今の方法なり、卽ち將來の目途なり、謹んで議す。

辛未十二月二十四日

兵部大輔　山縣有朋
兵部少輔　川村純義
兵部少輔　西鄕從道

歐洲兵制の整備せるを目擊して日本に國民皆兵制による國軍編成の急務なるを痛感した彼は一日も早く徵兵令を實施して、兵を全國民殊に全國農村の壯丁より徵し、以て國內の騷亂に對しては勿論、海外列國の覗覦に備へしめんとしたのである。斯して山縣有朋は我近代的國民皆兵制の生みの母であり、又育ての父とも云はるべき功勞者であつた。

註 (1) 山縣有朋、徵兵制度及自治制度確立の沿革（明治憲政經濟史論、三八六―三九七頁）
(2) 山田顯義建白書（明治文化全集、第二十三卷、一五―二四頁）
(3) 公爵山縣有朋傳、第二卷一八二―一八七頁

## 第二節　徵兵令の實施

徵兵令が全國に實施せられたのは明治五年であつたけれども、其の之を行ふ前には種々なる方面よりして同令實施の障碍となるべき種々の惰性的舊慣習や法制が殘つてゐたから先づ之を除去せねばならなかつた。仍て明治新政府は逸く農民に對する苗字禁止令の廢止や、蓄髮俗の廢止や、異階級間の通婚禁止法の廢止や、四民職業上の制限

法やの廢止を實行した。是れ實に封建制度崩壞後の明治初頭にあつては不可缺の政策である。此等の舊慣習は何れも中世以降封建制度の生成期に發達した習俗であるから、一齊に之が廢止を見たのは時代轉歩の促す處で、當然の歸結と云はねばならぬ。今其の事實を具體的に説明するならば、明治三年九月十九日太政官布告第六百八號を以て『自今平民苗字差許候事』[1]と令し、數百年に亙り武士と四民とを區別する爲に禁じ來つた苗字を之より一般に使用せしめた。又同年十一月十三日の太政官布告第八百二十六號を以て舊來の兵農分離を改めて新に國民皆兵制を立つる趣旨を宣べ[2]、翌四年四月十八日の同布告第百十九號にては平民の乘馬を許し[3]、同年八月九日の同布告第三百九十八號にては『散髮、制服、略服、脱刀共可レ爲二勝手一事』[4]と述べ、同月二十三日の同布告第四百三十七號は『華族より平民に至る迄、互婚姻被二差許一候條、雙方願に不レ及、其時々戸長へ可二屆出一事』[5]と令した。謂ゆる高貴なる身分の者と平民との間に於ける階級的懸絶は茲に於て根本的に撤廢せられたのである。次で同年十二月十八日の太政官布告第六百五十四號を以て國民は農工商其の他如何なる職業を營むも全く自由であることを述べ『華士族卒在官の外、自今農工商の職業相營候被二差許一候事』[6]と令して、身分による職業の世襲制度を崩壞せしめ、以て新なる四民平等の上に立ち兵を徵集することにしたから、之によつて新徵兵令實施の用意が整備せられ、其の素地が與へられた譯である。

此のやうに舊來の身分的諸制度を逐次切り崩し來つた新政府は遂に明治五年に至つて徵兵令を發布し、名實共に具りたる國民皆兵制の號令を宣布した。封建的社會關係の一大支柱であつた兵農分離體制は遂に茲に最後的に而し

て最も完全に崩壞して、新體制による兵制の樹立を見るに至つたのである。卽ち同年十一月二十八日の太政官布告第三百七十九號に曰く

今般全國募兵ノ儀、別紙ノ通リ被ニ仰出ー徵兵令被ニ相定ー候條各、御趣旨ヲ奉戴シ末々ニ至ル迄不レ洩樣布達可レ致總シテ細大ノ事件ハ陸軍海軍兩省ヘ打合可レ申此旨相達候事

但徵兵令及徵募期限ハ追テ可ニ相達ー事（別紙）

詔書寫

朕惟ルニ、古昔郡縣ノ制全國ノ丁壯ヲ募リ軍團ヲ設ケ以テ國家ヲ保護ス、固ヨリ兵農ノ分ナシ、中世以降兵權武門ニ歸シ兵農始メテ分レ、遂ニ封建ノ治ヲ成ス、戊辰ノ一新ハ實ニ二千有餘年來ノ一大變革ナリ、此際ニ當リ、海陸兵制モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セサルヘカラス、今本邦古昔ノ制ニ基キ、海外各國ノ式ヲ斟酌シ、全國募兵ノ法ヲ設ケ、國家保護ノ基ヲ立ント欲ス、汝百官有司厚ク　朕カ意ヲ體シ、普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ。

明治五年壬申十一月二十八日

徵兵告諭

我朝上古ノ制海內擧ケテ兵ナラザルハナシ、有事ノ日　天子之カ元帥トナリ丁壯兵役ニ堪ユル者ヲ募リ以テ

不服ヲ征ス、役ヲ解キ家ニ歸レハ農タリ工タリ又商賈タリ、固ヨリ後世ノ雙刀ヲ帶ヒ武士ト稱シ、抗顏座食シ、甚シキニ至テハ人ヲ殺シ官其罪ヲ問ハサル者ノ如キニ非ズ、抑神武天皇珍彥ヲ以テ葛城ノ國造トナセシヨリ、爾後軍團ヲ設ケ衞士防人ノ制ヲ定メ、神龜天平ノ際ニ至リ六府二鎭ノ設ケ始テ備ル、保元平治以後朝綱頽弛、兵權遂ニ武門ノ手ニ墜テ、國ハ封建ノ勢ヲ爲シ、人ハ兵農ノ別ヲナス、降テ後世ニ至リ名分全ク泯沒シ、其弊勝テ言フ可カラス、然ルニ大政維新列藩版圖ヲ奉還シ、辛未ノ歲ニ及ヒ遠ク郡縣ノ古ニ復ス、世襲座食ノ士ハ其祿ヲ減シ、刀劍ヲ脫スルヲ許シ、四民漸ク自由ノ權ヲ得セシメントス、是レ上下ヲ平均シ、人種ヲ齊一ニスル道ニシテ、卽チ兵農ヲ合一スル基ナリ、是ニ於テ士ハ從前ノ士ニ非ス、民ハ從前ノ民ニアラス、均シク皇國一般ノ民ニシテ國ニ報スルノ道モ固ヨリ其別ナカルヘシ、凡ソ天地ノ間一事一物トシテ稅アラサルハナシ、以テ國用ニ充ツ、然ラハ則チ人タルモノ固ヨリ心力ヲ盡シ國ニ報ゼザルベカラス、西人之ヲ稱シテ血稅トス、其生血ヲ以テ國ニ報スルノ謂ナリ、且ツ國家ニ災害アレハ人々其災害ノ一分ヲ受サルヲ得ス、其故ニ人々心力ヲ盡シ國家ノ災害ヲ防クハ則チ自己ノ災害ヲ防クノ基タルヲ知ルヘシ、苟モ國アレハ則チ兵備アリ、兵備アレハ則チ人々其役ニ就カサルヲ得ス、是ニ由テ之ヲ觀レハ、民兵ノ法タル固ヨリ天然ノ理ニシテ、偶然作爲ノ法ニ非ス、然リ而シテ其制ノ如キハ古今ヲ斟酌シ時ト宜トヲ制セサルヘカラス、西洋諸國數百年來研究實踐以テ兵制ヲ定ム、故ヲ以テ其法極メテ精密ナリ、然レ𪜈政體地理ノ異ナル悉ク之ヲ用フ可カラス、故ニ其長スル所ヲ取リ、古昔ノ軍制ヲ補ヒ、海陸二軍ヲ備ヘ、全國四民男兒二十歲ニ至ル者

ハ盡ク兵籍ニ編入シ、以テ緩急ノ用ニ備フヘシ、郷長里正厚ク此御趣意ヲ奉シ、徵兵令ニ依リ民庶ヲ說諭シ、國家保護ノ大本ヲ知ラシムヘキモノ也。

明治五年壬申十一月二十八日[7]

右徵兵令の宣言たるや、其の文字の堂々たる、以て維新政府の意氣の存する所を察知すべきである。而して右の文言中に『血稅』なる文字ある爲に、全國各地に血稅騷動と云ふ百姓一揆が勃發するを見た。其の事は此處に詳述すべき限りでないから省略するが、一揆の表面的理由は壯丁の生血を搾取して外人に賣り、其の代金を以て國債償却に充當する等と誤解したものらしい。當時各地方に於ける徒黨の熾んなること恰も德川時代の百姓一揆と同然であつて、諸般の政策實施は勿論維新政府の國民皆兵制を實施する上の一大障壁であつたが、此等の一揆は其の後間もなく鎭定せられた[8]。今左に徵兵令の實施に反對して起りたる暴動の發生年月と發生地名を示す[9]。

明治六年三月一二日　度會縣牟婁郡神門村
同　六年四月一九日　福岡縣怡土郡
同　六年五月二二日　大分縣玖珠郡山下村外數村
同　六年五月二六日　北條縣美作國
同　六年六月一九日　鳥取縣會見郡
同　六年六月一九日　島根縣神門楯縫能義三郡

同　六年六月二五日　廣島縣御調郡因ノ島
同　六年六月二七日　名東縣豐田三野鵜足阿野多度那河諸郡
同　六年六月二八日　長崎縣松浦郡
同　六年六月　愛媛縣宇和周布桑村三郡
同　六年七月四日　白川縣天草郡崎津村
同　六年七月二三日　京都府何鹿郡村々
同　七年九月一〇日　秋田縣平鹿郡阿氣村外六村
同　七年一二月七日　高知縣幡多郡川登村

徵兵令が愈〻實施せられたのは明治六年からであつたが、斯くして成立した國民皆兵制の素質に對しては當時未だ一般平民を輕蔑するの風があつて信賴薄く、平民より出でたるものを土百姓兵隊と嘲り、到底實地戰場にて物の用に立つものでないと罵るものがあつた。又陸軍一部の守舊派も之に贊同して農民兵は所詮土民兵で、國軍の大任に當るに堪へ難いと憂ふるものさへあつた[10]。又明治六年度の徵兵は安政元年寅年生れの壯丁である爲め、之を寅兵と唱へ、其の頃勃發した征韓論に結び附け、寅兵を驅つて朝鮮の野に戰はせんとするかなどの流説を以て人民を迷はしたので、徵兵を忌避する者多く出て、一時甚だ不評且つ不成績であるかに見えたが、此の種の誤解は併し其の後間もなく解消した。

註
(1) 法令全書、明治三年、三五九頁
(2) 同　上、　　五〇四―五〇六頁
(3) 同　上、明治四年、一五六頁
(4) 同　上、　　二一六―三一七頁
(5) 同　上、　　三三四頁
(6) 同　上、　　四四七頁
(7) 同　上、明治五年、五三二―四三三頁
(8) 小野武夫編、「維新農民蜂起譚」
(9) 土屋喬雄・小野直雄、明治初年農民騒擾録附録第二、年表
(10) 押上森藏、兵制改革の大略と兵器の沿革（歴史地理、日本兵制史）

## 第三節　屯田兵制度の意義

明治初期の徴兵令實施と共に注意すべきものは北海道に創置せられたる屯田兵制度である。北海道は徳川時代の蝦夷であつて、明治當初、道内の人口頗る稀少にして開拓の餘地甚だ多き爲め、明治新政府は黒田清隆を開拓使次官に任命して開拓の事に當らしめたが、屯田兵は一面軍事的、他面經濟的目的の爲に起されたのである。而して此の制度の軍事的目的たるや之により北門の鎭護に當らしめんとしたのであつて、其の歴史的先例としては王朝時代

の防人并に陸奥の鎭兵があり、德川時代に於ては武藏八王子の千人同心も其の形式上一種の屯田兵と見てよいものであつたが、北海道屯田兵制度は此等國史上に於ける邊要防備制度によく類似してゐる。明治八年始めて屯田兵村が札幌附近の琴似村に起され、其れより漸次擴大せられ道内點々の地に多數の屯田兵村の成立を見るに至つたが、屯田兵は一方に於ては開拓と農業に從事し、他方に於ては軍事教練をなさねばならず、隨つて二重の負擔を帶び、農業上の能率を低下すると共に軍事上の要求にも應じ兼ぬる事情があつたが、其れにも拘らず、屯田兵村に於ては其の家族の者が克く戸主たる屯田兵を助けて農業に精勵したるを以て、農耕の業も概ね順調に進展し、同時に軍事教練も亦着々其の效果を擧げ、現に西南戰役には北海道屯田兵を肥薩地方に出動せしめて顯著なる功績を擧げて居る。[1] 其の後明治二十七・八年の戰役には臨時第七師團の編成あり、屯田兵を以て動員する處があつたが、東京に於て出征待命中五月に復員下令あり、翌六月には臨時編成第七師團は復員が下つて解散を了した。[2] 越えて明治二十九年には第七師團を新に旭川に創置し、同時に全道に徵兵令を布き新設師團の整備を急ぐこととなり、第七師團長には舊屯田兵司令官として令名ありたる永山武四郎を擧げた。永山は明治十八年少將に任して屯田兵本部長となり、一意屯田兵村の建設に努め、身を以て兵員を指導したるを以て信望厚く、明治二十年歐米の軍制を視察したが、露國のコサツク兵が屯田兵制度により其の勇武を稱へらるゝを見て、北海道に於ける同制度擴充の必要なるを痛感したとのことである。歸朝後彼は一時北海道長官をも兼ねた事があつたが、旭川に第七師團が新設せられてからは一方に於て新設師團の整備を圖ると共に、他方屯田兵制度の整理に留意し、明治三十七年九月遂に屯田兵條例は廢止

せられた。斯くして此の特殊なる兵農一致制度は其の存續期間三十年にして終末を告げたのである。卽ち耕作しつつ兵事を勤むる兵農兼帶の制度を廢止して全道の農商工民の子弟より壯丁を徵募して兵士となさんとするのであつて、彼の明治五年の徵兵制度が三十年後にして始めて北海道に實施せられた譯である。

此の間に於ける屯田兵村の總成績を數字上より概觀するに、明治八年琴似村入地以來三十二年天鹽國士別、劍淵屯田兵村設置に至る迄二十五年間、其が試驗時代の間は屯田兵の募集員數も少數に止まつたが、明治二十二年以後に至れば每年五百戶內外を移住せしめたので、其の員數も激增して總計七千三百三十七戶、三萬九千九百十一人に達し、之を北海道移住者の總戶數に對すれば五・三分、總人口に對すれば七・二分の比率を示し、又之を族籍上より云へば士族は十三ヶ兵村で二千九百五戶、平民は二十四ヶ兵村で四千四百三十二戶を示してゐる[3)]。之により見ても屯田兵村の構成分子の一部分が舊士族であり、他の部分が農民であつたことが判るであらう。

屯田兵制度を廢止した理由は前にも一言したやうに、屯田兵をして一方農業を營ましめつゝ他方兵事に精勵せしむることは結局其の兩立の不可能なることが判つたからである。又明治二十九年頃に至れば全道の總人口五十萬に達し、壯丁數六千人に上りて徵兵令の實施を敢て困難とせざるに至つたのと、處女地開發の事業は最早屯田兵なる特殊的勞營者を必要とせざるに至り、又憲法發布以來一般國民に開濶自由の生活が許されたるに拘らず、屯田兵制度の下では其の家族に至るまで日夕の自由が束縛されて時代の進步と一致せざるものあるを見るに至つたので、之に代るものとして徵兵令が實施せられたのである。卽ち耕作しつゝ兵事を兼帶する屯田兵制度は新時代の要求とし

て廢止せられざるを得ざるに至つたのである。[4]

之を要するに、明治八年創設、明治三十七年に廢止せられた屯田兵制度は國史上に於ける邊要地防備制度と其の意義相通し、然も當面の目的として北門の防備と開拓を兼ねしめたのである。屯田兵の出身には二様の類型があり、其の第一類型は農民にして屯田兵に應募したるもの、第二類型は舊士族にして應募したるものであり、此の兩類型により編成せられた屯田兵は其れ故に農より兵へ、兵より農への兩道程を經て北海道農村の開拓先驅者となつた譯であるが[5]、拓殖事業の進捗と、道内文化の發達と、自治制度の完備するに連れて、屯田兵なる特殊制度よりも、寧ろ徵兵令を實施し新設師團を以て之に代らしむることを、より適當とするに至つたのである。

註 (1) 新撰北海道史、第二卷、三七七頁

(2) 北海道廳、北海道屯田兵制度、附錄沿革表三六頁

(3) 新撰北海道史、第四卷、一〇一八頁

(4) 同上書 一〇一七頁

(5) 森谷秀亮 北海道屯田兵制の概觀(歷史地理、日本兵制史)

## 第四節 國民皆兵制の發展

偖て既述の如き曲折を經て成立した國民皆兵制の其の後に於ける成績を見るに、概ね克く其の軍事的目的を達し

たものゝ如く、曾て一部の人々に危虞せられたやうに農村出身の兵士多きの故を以て、士氣が振はないと云ふやうなことは見られなくなつた。新徵兵令によりて募集せられた兵士の軍事的價値の試練せらるゝ機會は其の後頻々として起つた。即ち新令により召集せられた兵士は彼の佐賀の亂、萩の亂、西南の役等に出動して夫々相當の功績を現はしたから、新徵兵令の效果の著大なることが實質的に立證せられたのである。而して新徵兵令による兵士は職業的區分よりすれば必ずしも農村出身者のみでなく、徵募せられた兵士中には商人、官吏、工業家の子弟も相當に加つてゐた。併し、兵員の數より云へば農村出身の壯丁が大部分を占め、且つ農村出身の壯丁が其の體質の强健なることに於て、士氣の旺盛なる點に於て、壓倒的優勢を示してゐたことは爭はれない。又此の農村出身兵士の中には舊鄕士出身者並に一般地主の子弟が混つてゐたと共に、自作農や小作農の子弟もあると云ふ有樣であつた。然も維新後の政治、經濟、法律のあらゆる部面に資本主義的空氣が浸潤し行きたる其の影響を受けて徵兵制度も亦自ら資本主義的ならざるを得なかつた。例へば徵兵令實施前の壯兵募集制度に於て代人料の納附を認め、適齡者が代人料三百七十圓を納むるに於ては兵役を免除するとした如き其れである。又後年に創設せられた一年志願兵制度に於ても志願者をして一定の納金をなさしむる規程を伴ひたる如き、一見資本主義制度にかぶれたる嫌がないではなかつたけれども、之は併し軍事上の目的よりして特に一定教育ある壯丁を簡拔訓練して豫備の將校を養成せんとする以外何等の目的を含むものではなかつたのである。唯明治新社會のあらゆる部分が封建制度の崩壞後を受けて資本主義的に編組せられ、加ふるに明治初頭には陸軍の兵營が鎭臺の名を以て呼ばれ、其の目的が主として兵亂を鎭壓

し、內地社會の秩序を維持するにありたる事を顧みる時、明治維新後の新軍制は一面國防の大任に當ると共に、他方新興資本主義社會の支柱たる任務を課せられたるものであるとのことを、將來の史家が或は指摘するかも知れない。併し日本國初以來の兵制が概ね一氏族乃至一武門の爪牙として組織されありたるを、維新後に至り國民的軍團制に改編し、之をして內亂の鎭壓に備へしむるよりも、寧ろ國防の任務に就かしむることになしたのは、最も顯著なる兵制上の變革であつたと云ひ得るであらう。

# 結　論

以上日本兵農發達史の爲に筆を驅ること十數萬言に及んだが、今や是までに説明し、論述したる所を綜合概觀して、上下三千年を貫く日本兵農史の主流數條を捉へて解明するの順序となつた。

主流として擧ぐべきものゝ第一は兵農史發展の各段階に於ける文化的樣相である。上代氏族制下の部民兵は氏族團體なる共同生活體を軍事的に支持し經濟的に發展せしむる爲の闘士であり、同時に最も典型的なる自然經濟の營爲者であつた。彼等は自ら營み自ら生活しつゝ練武して有事の日には族長の命に從ふて戰闘に從事するものであつた。而して彼等が平生營爲する職業は農業が主であつても、其の傍ら若干の手工業や狩獵に從事するものであつたから、其の段階よりして未だ兵農一致の時代に達してゐたとは見られない。兵農一致たり得るまでには彼等の農業技術が今一歩發達し、主として農業のみにより生活し得る時代に入らねばならなかつたのである。此の事は次の段階たる王朝集權下の軍團制時代に至つても尙前代の綜合的村落經濟が遺習として殘り、班田制度に於ける口分田の班給は一見專ら農業生産力の上に立ちたるものゝ如く見ゆるけれども、然も之は法制史的觀察に重きを置き過ぎた結論であつて、農村經濟の本質に於ては多分に未だ前代の遺習を藏してゐたものと思はれる。此の遺習と大化改新の諸制度とが反噬し、扞格する處より折角打ち樹てられたる大化改新も追て自己崩壊作用を起し、前代の自然經濟

へ復歸せんとするのであつた。而して其の次に來つた庄園制度が其の體制を整へ始めた頃から庄園內部に名主制度が起り、新田開發により又は舊來の班田農民が土地の持添をなすことによりて、或は大なる又は中位の又は小なる地主が生れ、其の何れもが名主の稱を以て呼ばれるに至つたのは庄園制度が大に緊密化した事實を語るものである。而して此の名主中の大なるものが武備を整へて武士化するに至つて庄園は茲に愈〻外部的抵抗力を增强し、王朝政權への抗抵に於ても、他庄園との抗爭に於ても、重要なる役割を帶ぶることになつた。實に此の名主の簇生こそは庄園制度の隆起途上に於て最も注目さるべき部面であつて、封建制度發展の一大推進力をなすものであつた。再言すれば、庄園內に名主の稱を帶ぶる無數の地主が發生し、其の上層部が武士化して庄園を保護し、諸他の中小名主は此の武士化した名主に率ゐられつゝ其の各々が占むる階層に於て庄園の政治的幷に經濟的發展を助くることになつたのである。此等上層名主の一部が後年に至つて或は守護に、又は地頭に拔擢せらるゝに至つたことは封建制度發達期に於ける名主の躍進性を最もよく語るものである。次に名主が斯る發展を始むる頃より庄園の舊支配勢力たる本所領家等が鎌倉幕府設置するところの守護地頭によつて其の勢力を殺がれ始めたのは、庄園制度が改變せられて集權的封建制度へ進み行く過程を語るものであつた。彼の自然經濟への復元、氏族制度への後退に過ぎざるかのやうに見えた庄園制度の上にも、今や中央集權制度が樹立され、此の集權力を以て全國大小の庄園を統一しようとするに至つて庄園の舊支配者は一大脅威を受け、遂に幕府に直屬する守護地頭の前に屈服しなければならなくなり、庄園の文化的中心は此の頃より守護地頭の下に集中せらるることゝなつた。併し幕府創立より約二百年の年月を經

て始めて斯る現象が愈々顯著となるに至つたのである。即ち室町時代の中期より守護と地頭とが守護請、地頭請、半濟、下地中分等々の過渡的手段を以て庄園の經濟的并に人的支配を一手に掌握せんとするに至つて、元來幕府より一定の權限をしか與へられてゐなかつた守護と地頭は其の形質を一變して近世的大名制へ進轉し來つたのである。無論近世大名成立の一支脈としては布衣の野武士より身を起したるものがないではなかつたけれども、守護地頭を前身とする大小名が其の數に於て支配的であつた。斯る間に平安朝中期より身分的分離をなし來つた彼等武士は戰略的并に經濟的理由よりして其の蟠居する丘陵の城砦を棄てて平原に出で、其處に築城して軍事的并に商業的都市を打ち建つるに及んで、愈々兵と農との地域的分離をなし始め、武士化した名主の大部分は城下町に集中することになり、其の一部の者は農村に殘留し、武士化せざる他の多くの名主は依然として悉く農村に止り鄉村社會の中樞を形成することになつたのである。斯くて日本文化の中心が一に此の城下町に集つた頃より、武士社會の體内には幾多矛楯の要素を孕み、追て沒落の機運へ導かるゝことになつたと云ふのが江戶時代社會の示す樣相であつた。而して武士社會が愈々崩壞に瀕するや、封建制度本來の物質的并に精神的文化の流程は一齊に其の發展を停止し、遂に大轉廻を演じて明治維新に逢着したのである。其の跡に生れた新資本主義社會を背景とする明治兵制の樹立に際しては、西洋諸國の兵制を採用するに急なる餘り、新兵制の建設に必要ならざる舊文化は之を弊履の如く打ち棄てて顧みなかつたが、然も其の下より新日本發展の運命を擔ふ國民皆兵制度が一層大きな足取りを以て生成せられ行くのであつた。

第二の主流として擧ぐべきものは、我兵農史は一方に物質的起動力により發展したと共に、他方には精神力により修練せられ、所謂物心兩様の基礎の上に立つて發展したことである。卽ち農業生産力の增進によりて武士が農民層より物資の給養を得て財的に强化されたと共に、他方佛敎、殊に禪宗が武士の心膽を鍛錬するに效果があつたことが認められ、同時に淨土眞宗も亦庶民の間に信仰を博した敎派であつた丈け、武士の間に逸く普及し、血腥き戰場に於て數々の殺生を敢てしたる武人の罪業も念佛稱名によりて解消すると云ふ平易簡明なる敎義は彼等をして最も身輕く出陣せしむるに至つた。更に又武家が其の守護神を尊崇することにより戰鬪的意識を昻揚し、此の信念により彼等をして一難又一難を加ふる每に不退轉の氣象を養はしめた如きも、精神的推進力の主要なるものであつた。

第三の主流は日本兵農史發達の過程は一面鬪爭史であると共に他面融合史であることである。卽ち氏族制度時代は姑く別とするも、大化改新後當分の間は兵と農とが一致して平靜を保つてゐたが、王朝時代に軍團制度弛廢し、代つて私兵制度が庄園隆起の楨幹として重要視せらるるに至つて、世は益々封建的社會組織へと進み行くのであつた。此の發展作用は啻に農村生産層に依據して爲されたるのみならず、王朝政權を圍繞するあらゆる政治經濟機構を彼等の翼下に收めんとするのであつたから、其處に舊勢力と新勢力との間に絕えざる相剋と抗爭が目擊せられたのである。次に鎌倉幕府創立後既に身分的分離をなしたる兵と農とが農村に雜居しつゝ、概ね安定を保ち得たのは、武士階級により成就せられた集權制下の社會が平靜を維持し得た事實を語り、降つて德川時代に於ける所謂太平三

百年は鎌倉時代の頃に出發した封建制度生成の運動が最後的に完成した結果であると云つてよい。斯くて日本兵農史は一面闘爭史であると共に平和狀勢への發展史である。別言すれは、闘爭史に隨伴したる平和の歴史が兵農制度成立史であると共に、兵農分離發展史である。而して闘爭狀態より平和狀態へ、平和狀態より闘爭狀態へと流轉するに要したる其の時間の永きは三百年、短きも百年、五十年を要したるを思ふ時、由來社會の變質と轉形は一朝一夕に行はるゝものにあらずして、徐歩漸進の一路を辿るゝものであることが、悠遠なる社會史哲學として吾人の眼前に展顯し來るのである。

第四の主流は日本兵農史と皇室との關係である。惟へば曾て大化改新下に兵農一致の制度が樹立せられ、其の後庄園の軍事的擁護者となつた武士は既存の王朝政權を圍繞するあらゆる政治的並に經濟的機構を其の掌中に收めんとして抗爭を繼續することが相當永き年月に及んだ。此の抗爭渦中に躍つた武門の中には往々皇室に累を及ぼし奉るものがないではなかつたけれども、然も皇室尊崇の意識は武門の心底深く潛み、敢て連綿たる皇統其ものに手を觸れんとせず、時の主上に對しては概ね恭順の意を表しつゝ唯彼等が所謂君側の奸を除く手段として若干の皇族を遠島其の他の手段に訴へたことは武家制度發達史上に於ける汚點たるには無論相違ないけれども、然も事は唯時の主上を政權の中樞より遠ざけ奉り、武門の發達に都合よき他の皇族を奉戴して銘々の繁榮を圖らんとしたまでゝある。卽ち兵馬の實權を握る彼等と雖、皇室を尊重し其の稜威を藉るにあらざれば時代民衆の支援を得ることが出來なかつた處に、日本民族史に特異なる悠久性が示されてゐるのである。更に又封建制度成立後、伊勢大神宮其の他

の國家的祭神が啻に武家により尊崇せられたばかりでなく、一般庶民間の尊崇を博したのは我皇統が連綿の一路を辿り續けたことゝ相並んで、日本國民の持つ綿々たる國家的思想潜流の一面を語るものと云ふべきである。

第五の主流は中世期に其の萠芽を發した名主中、德川時代から今日までも繼續する家柄の持つ重要性である。王朝の頃より發達を始めた名主の大なるものは年と共に武士化したが、此等武士化した名主の大部は、兵農が地域的分離をなした中世の末頃に於て城下町に集中したけれども、一部のものは居村に留まつて地主生活を續け、德川時代に入りては舊族鄕士としての待遇を受け、降つて明治維新後には資本主義組織中に轉入して農村社會に重きを成すに至つたのであつて、其の家系の永きは一千年、短くとも數百年を數ふるものが多きを占めて居る。此の種の地主は其の家格が歴史的特殊性を帶べる丈け、其の數は決して多しとしないけれども、其の由緒ある家柄の故を以て克く鄕村社會に尊敬せられ、地方開發の功勞者として、又農村文化の核心として輿望を荷ひ來つてゐる。日本農村社會史の眞骨頭に觸るゝ手段は一にして足らないけれども、此の中世名主の部分的遺存たる舊族鄕士の沿革を探ることによりて其の目的の一斑を達することが出來るのである。加之、此等の家に傳はれる其の恒産と、其の穩和なる社會觀と、其の質實なる生活態度とは傳統を誇る其の家系と相竢つて全鄕尊敬の的となり、且つ其の指導者として仰がれ來つてゐる。左れば此の由緒ある名族が時折々に襲ひ來る經濟恐慌や社會異變に影響せらるゝことなく、幾久しく農村社會に存在せらるべきことは、啻に日本農民史學徒の希求する所のみではないのである。

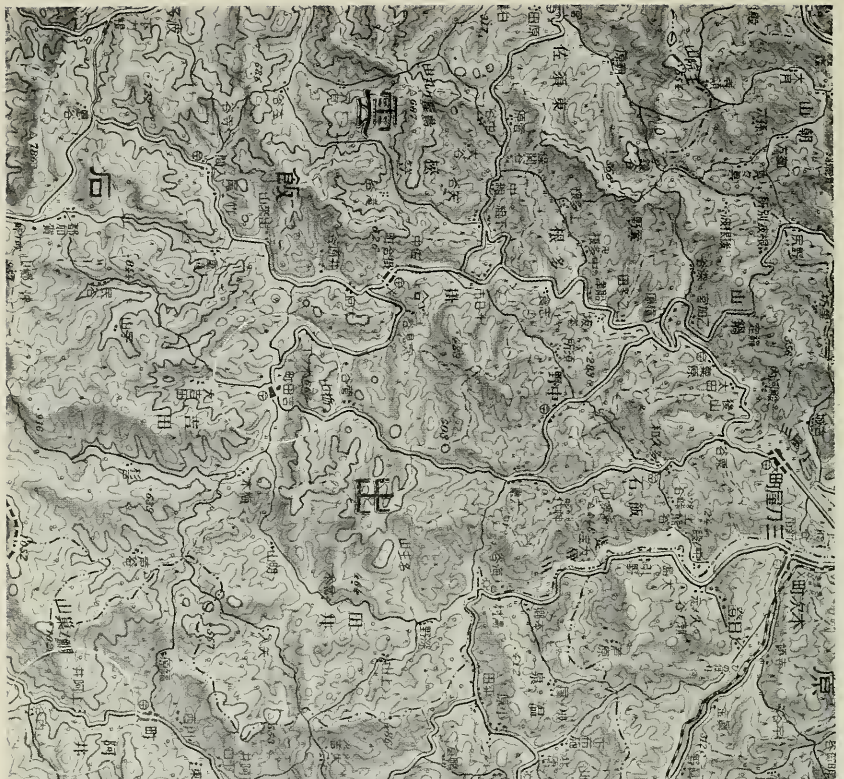
第六の主流としては武人の階級道德たる武士道を擧げ得る。武士道は最初庄園隆起に際し領主が農民中の屈強者

又は既に戰鬪員となれる兵士に土地を恩給し、此の物的給與に對する感恩の情思が奉公の士として表示されたことに起因するけれども、其の後年月を經る間に、或は神道により、佛教により、又は儒教により修練せられて華麗なる階級道德にまで昂揚せられたのである。殊に前段にも一言したやうに、守護神を戴くことにより其の戰鬪意識が數十倍に增强せられ、又佛教は初め入相の鐘の音が傳ふる哀々切々の響と共に諸行無常の厭世感を抱かしむるものがあつたけれども、後ち諸宗派が分れて各々其の教義を主張し、殊に禪宗と淨土眞宗の起るに隨ひ、前者は卽身成佛の指導理念もて克く百難に堪え得るの膽力を養ひ、淨土眞宗は武士をして戰爭に避け難き殺生の自責觀念を霧消せしむる上に效果を奏した。斯る精神的鍛錬を積むことにより彼等は事ある日には克く其の身を鴻毛の輕きに比して力戰勇鬪したのである。更に又彼等は後ちには經學を學び、藝道に觸れて各種の生活部面に其れが取り入れられ武辨一途を行く彼等に多彩多邊的なる生活內容を與ふるに至つた。而して德川時代の初期、兵農の地域的分離が完成し、武士と庶民との身分的關係が固定するに至るや、幕府は大に朱子學を奬勵し、之により一たび固定化したる社會の秩序を維持し、且つ强化せんことに努めて其の效を奏した。斯くて德川時代に至り武士は最高の貴族群と化し、階級的にも、地域的にも、日本文化の荷擔者となり、あらゆる文化的要素は武士社會により吸收せられ、此等武士の持つ權威と學問と藝術とは全社會の文化水準を語るものとなり、以て最初は武勇のみを專一としたる武士道も德川時代に至れば却つて其が文弱の半面を露顯するに至つた。斯る間に完成期封建社會の客觀性を攻究し心卽理の指導概念によりて現前の社會を批判せんとする王陽明學派の如きは、當時の武士社會と相容れざるものとなつた。

此のやうにして武門社會に規範を與へた武士道も最初は物質的基點より出發しながらも、神佛兩教により强化せられ、後ち儒教への傾倒によつて一層純化せられたのであるが、然も斯る徑路を辿つた武士道は結局何處までも武士階級の內部的道德であつて、廣汎なる人道主義に立脚するものではなく、其の忠義、奉公、寬仁、俠勇の思想は被支配階級の農民に對しては全く灌注せられず、否な却つて戰慄すべき誅求となり、虐使となり、彈壓となるを見た。又明治維新に際しては世は尊王の氣勢漲溢するにも拘らず、一部の藩主と一部の志士を除けば武士層全體は概ね大勢順應の線上を右往左往し、何等積極的に一君治下の四民社會を實現すべきことを力唱するものでなかつた。是れ即ち武士道は何處までも單なる階級道德であつて、全日本發展昂揚の精神的原動力としての道德を形作るものでなかつた證據である。然も其の後明治初年に至り、新日本の軍隊敎育に往時の武士道精神が取り入れられて其の成績の大に見るべきものがあつたのは、既に廢滅したる武士社會より武士道丈けを切り離して新軍隊に接種し生長せしめたものに過ぎぬ。即ち舊武士社會を上下に聯ねたる忠義思想が維新後に於ては一君に奉ずる全國民の忠義觀念に置換せられて熱烈なる國民道德の幹道を形成したものであることを牢記すべきである。之を要するに、明治維新後の軍隊組織其のものは全く歐洲軍制の摸倣に過ぎなかつたけれども、其が建軍の根本理念と兵隊敎育の精神的源泉は純粹なる祖國產であつたのである。即ち往年の武士道は其の背後の階級が崩壞を告ぐると共に職能を果し終つたけれども、更に新なる土壤の上に蒔き直されて再び其處に特異の色彩と芳香を放ち、過ぎし武士道の精華にも增したる絢爛の美を誇ることになつたのである。

最後に以上諸主流に沿ひつゝ日本兵農史を通觀し來つた吾人は、最後の重要論點として日本兵農史は結局何を教ふるかに言及するであらう。日本兵農史の發達過程に於ては如何なる時の支配者も其の時代の農民層の援助を受け、又は之を操縱し得る間にのみ其が存在を許され、其の一たび農民層より游離するに於ては其の脚下より忽ち階級崩壞の第一歩が踏み出さるゝのであつた。日夕犂鋤を手にする農民は目に一丁の文字なく、弓矢取る術を全く知らざるものであつても、其の質朴の氣風と困苦欠乏に堪ゆる強健の體質とは、あらゆる時代の上級層より戰鬪員として囑望せられ、募兵の目標とせられたのである。斯くして農村は常に兵士養成の溫床であり、召募の貯水池であつて、農民より兵士を徵募することによつてのみ上層支配者の軍事的命脈が保たれ、一國一門の進歩と發展が期し得らるるのであつた。言ひ換ふれば、氏族制度時代に於ても、王朝政權時代に於ても、庄園時代に於ても、亦封建制度時代に於ても、農より出づる兵士が各時代社會の支柱であり、又兵を農民より徵募し得る間に於てのみ氏族制度が榮え、王朝政權が支持せられ、庄園制度が與り、封建制度が發達し、全日本國家が躍進するのであつた。

# 第二篇　兵農史論攷



絲原氏の現在の居村（島根縣仁多郡八川村大字八川）、櫻井氏の現在の居村（同縣同郡阿井村大字上阿井）及び田部氏の現在の居村（同縣飯石郡吉田村）近傍の圖

（二十萬分ノ一地形圖）

# 第一論攷　出雲の三名族

## (田部家、絲原家及び櫻井家に就て)

### 緒言

本研究の爲め、余は山陰地方に前後兩度の旅行を試みた。第一回は大正十四年であつて、其年鳥取島根及び山口三縣下に亙りて概括的調査を行ひ、第二回の旅行は昭和二年十月に爲し、研究主題の採訪地域たる出雲國仁多及び飯石の兩郡に往き、仁多郡にては絲原武太郎氏の宅に一夜、飯石郡にては田部長右衛門氏の宅に二夜宿泊して親しく史料の閲覽を請ひ、且つ終日詳細なる說明を聽いた。其際櫻井三郎右衛門氏をば仁多郡阿井村に訪ふ積りであつたが、當主櫻井氏は其頃生憎在宅せられなかつた。併し其後同家よりの通信及び態々送り越されたる文書及び寫眞により、往訪の機を逸した遺憾を償ふことを得たのは幸であつた。之より先き當時農林省小作官小林平左衛門氏は同氏が曾て島根縣廳奉職中に得られたる資料並に農林省に勤務するに至りて集められたる資料を貸與せられ、又當時の島根縣小作官梅原千松氏は本研究の繼續中、始終斡旋の勞を執られ、又島根縣農會が種々の便宜を圖られたこと、殊に同會技師安部憲吉氏及び技手岡本善久氏に對して深く感謝する。岡本氏が同縣出身の故を以て、仁多郡、飯石郡地方の旅行に東道の勞を執られたのは調査の進行を助くること至大であつた。又飯石郡の郷土史家堀江國藏

氏が田部家逗留中二日間に亙り古文書の謄寫を助勢せられたる其の勞を感謝する。

斯くて此の研究が不充分ながら今其の成稿を告げて世に公けにせられ得るに至つたのは、實に田部、絲原、櫻井三家が其の珍藏に係る記錄の隔意爲き閲覽及び屢々なる通信並に余を促して同地方經濟史を闡明すべく奬勵せられたる篤志に負ふところ至大である。三家の如き地方名門の士が學問研究より他意無き余の心事を諒とし、家傳の祕庫を開きて祖宗數百年の歷史に溯るを得しめたればこそ、此小篇が成稿するに至つたのである。

今日、農民史調査の爲め地方舊家を訪ひて見出し得る資料は、多く德川時代後半期のものであつて、其れより時代を溯るに隨つて次第に少く、殊に中世期のものは之を求め得ること稀である。よしやあつても其は寧ろ政治又は戰爭に關するものであつて、民間の社會經濟生活に觸るゝものは殆んど見る能はざる有樣である。斯の如く時代の古きに從つて資料の乏しき理由たるや、中世期の農村は文字敎育の進步殆んど見るべき無く、百姓の文字を扱ふことの尠かつたことに因るのであらうが、其れにも增して資料乏少の原因を成すものは我木造の民家を襲ふ彼の屢々なる火災である。現に田部家に於ても德川時代の中期に於て全燒し、現在の住宅は當時の假宅を其儘使用し居る有樣である。此の他久永い年月の間に屢々住居移轉の行はれたことも原因の一つであらう。田部家に於ても、櫻井家に於ても、絲原家に於ても、皆一度は屋敷替をせられて居るから、其れ以前の資料は當時極めて重要なりと思はれたもの丈けが僅に保存せられ居るに過ぎぬ。然も其の極めて重要なりと思料せられたる資料さへも經濟史資料としては緣遠いものの多いことは、一に古今に於ける世情の相違によるのである。

惟ふに數百年に亙る一家の出來事を歷史として保存せんとせば、其の家に特に記錄係り又は編纂課の如きものが無ければならぬが、斯の如きは皇室又は一藩の事業としてならば兎も角、民家の事業としては到底望まるべきでない。唯一部の舊家中幸に其の家に尙古趣味を有する人が出たならば、其の當主の留意により既往の變遷を記錄に取りて子孫に傳ふることも出來るであらう。田部家が明治十五年に譜第使用人の家系を取調べて家史を編纂せられたる如き、又絲原家が最近「絲原家歷代略歷」を編纂せられたる如きは其の好き例である。

（引用一）

惟レ我家系圖及ヒ親戚血脈ノ統譜抄錄尙ホ未タ全カラス、由之、今回悉ク詳ニ之ヲ更訂編序シテ儼然タル永世ノ龜鑑ヲ就シテ、親戚主從ノ信義ヲ通セシメンコトヲ欲望ス、乃左條尋問スル所ヲ書出スヘシ。

第一條　其方共祖父何某等主人何殿ニ勤使シタル役名何々任免年號干支月日及ヒ轉役等詳細記載スヘシ。

第二條　褒賞ニ與リタルモノハ其賞詞書ノ寫謄或ハ本書無キモノハ其旨詳ニ記載スヘシ。

第三條　各家系所持ノモノハ之ヲ差出スヘシ。

明治十五壬午年十二月三十日　田部長右衞門

田部周重

惣手代中

頭　書

一、總手代中系圖書出相成度事

一、手代中何之度入勤本年迄年數何程相勤
右年數ノ內家元ニテ何役何年或ハケ所方ニテ下手代何年、鑪鍛冶屋支配何年相勤候段書出相成度尙亦是迄賞典有之候者ハ
御主家ヨリ御下附相成候御書附進達相成度事
附タリ御身分ハ何代目ニ當候哉書出ノ事
一、右勤方年數之內何代前ノ御相續御主君時代ゟ御當代迄相勤都合何十何年ト申儀書出相成度事
右ハ御主君深ク御考量被爲在度御見合御入用ニ付乃別紙御書附之通御談相成及回達候間御名前下ヘ御承知之段御記入早々
御順達御最留ゟ御手元ヘ御返却可被成候也

明治十五年壬午十二月三十日　　田部番頭　三名

山根房右衞門殿　（以下二十九名略）

猶々本書之件舊正月迄ニ書出相成度事　（田部家所藏）

注意せねばならぬことは、斯くして得たる家史は主として其の家の光輝ある沿革及び歷代當主の經營苦辛の跡を子孫に語り敎へて一門の永續に資せんとするものであるから、其の地方の一般社會經濟史としての資料は別個の方面に求むるを要することである。故に此の研究中に於ても、各家保存に係る資料の外、仁多郡誌、飯石郡誌を始め其の他の地方誌史類を參考することにする。

此處に出雲名族として三家を選び論述することにするけれども、出雲全國には此の三家以外に名族として數ふべ

き家柄が少くない、蓋し曾て名族たりし者、今は全く沒落したるあり、又沒落しないまでも、家運が甚しく傾ける者などがあるが、玆には三家を同地方に於ける代表的なものとして選んだ次第である。

本研究の根本資料は三家所藏のものに據るけれども、余が採訪後に發表せられたる論著卽ち結城次郎、磯貝勇氏共著「中國地方に於ける砂鐵製煉法の史的研究」幷に原傳氏の「松江藩に於ける義田制度」、「松江藩の田租法と「輪こ」などがあるから、此等は本篇所要の個所に引用して、學者の參考に便するであらう。

## 一、概說

研究主題の一たる田部家は今は飯石郡吉田村大字吉田町に在るが、其の舊屋敷は同村木の下西に在つた。櫻井家は仁多郡阿井村大字上阿井の石畑に在るが、其の古屋敷は同村大字呑谷に在つた。絲原家は同縣八川村大字大谷、雨川に在るが、其の古屋敷は同郡大馬木村字湯の迫にあつた。斯く主題たる三家は其の古屋敷及現住所共に飯石・仁田の兩郡內に散在してゐるが、兩郡は出雲の南部に位し、山陽道の備後境に接壤してゐる。郡內連峰重疊、山高くして谷深く、今では馬車自動車が通ずるけれども、往時は交通不便、松江の城下に至る十數里の間は徒步の外は馬背又は駕籠に乘るより外に途が無かつた。併し、山嶮しく、溪流深く流るゝより兩郡至る處風光の美に富んで居る。又三家の致富と最も關係深き砂鐵の含量多く、且つ木材其の他の林產物豐富にして郡內住民に對する天然の惠澤豐なるものがある。而して此の兩郡が北は日本海岸より距ること遠く、南は瀨戶內海方面より入り來ること困難

なりし故に、近世初期迄は人跡未到の地域多く、處女の林、沃饒の地にして空しく荒廢に委せらるゝものが多かつたから、中世末期の社會變動期に際して其の志を得ざる敗將の家臣や、浪々の武士が隱棲して自家中心の鄕戸を作り、子孫の爲に產を起すには適當なる地域であつた。斯く飯石・仁多の兩郡は其の地勢頗る相似たるより、松江藩の一儒者は當時此の兩郡を指して「夫婦郡」とさへ稱へて居つた。斯る地文、人文の中に生長したる田部・櫻井・絲原の三家が相互に酷似せる政治的、社會的、經濟的經過を辿つて今日に及んで居るのは寧ろ自然であり、且つ相互に於ける文化史的意義の深いものがある。

此の研究の目的は右三家の政治的並に經濟的沿革を闡明し、之により同地農村社會史の根幹に觸れようとするのであるけれども、其の之を一層明にする爲には出雲一圓の政治史を背景としたる飯石・仁多兩郡の鄕村制度を概觀する必要がある。

田部家及び櫻井家は中世武家の所出であり、絲原家も適確なる徵證史料には缺けて居るけれども、尼子の勇將山中氏と同族であるとのことであるから、三家は等しく中世より近世に至る時期に武より農に歸した家柄のやうである。其のうち田部・絲原兩家は中世末期に中國地方に覇を稱へた尼子毛利兩氏の興廢と深い關係があり、櫻井家は中央勢力たりし豐臣氏及び安藝の城主たりし福島家と深い關係があつた。更に詳說すれば、田部家は備後國部山に於ける地頭の後身たる周藤家の家臣として最初は尼子氏の爲に、後には毛利家の爲に戰鬪に從ひ、又絲原氏は尼子の家臣山中氏の下に於て戰つたと云ふから、田部氏と絲原氏とは紛ふ方なき中國所出の武家の家柄である。然るに

獨り櫻井氏のみは畿內地方より安藝の廣島に來り、其れより北上して遂に出雲山中に入り居を占むるに至つた外來の武家である。

乍左、三家は最初の間こそ其の所出を異にするけれども、德川時代に至り出雲の領主堀尾京極の二氏を經、次で寛永十五年松平氏が代つて入部してからは、何れも松江藩の一領民として藩の財政を援助し、且つ鄕村開發の爲に其の力を致すことになつた。

松江藩は其の本領を表領と裏領に別つ。表領は松江藩の直轄地であつて、裏領は其の支藩である。之を仁多・飯石兩郡に就て云へば、仁多は全部表領にして、飯石郡の一部は表領に屬し一部は裏領たる廣瀨藩に屬し、田部家の住所たる吉田村は表領であつた。松江藩廳には一藩政治の中樞を握る當職の家老があり、其の下に用人格があり、其の下に郡奉行があり、何れも城下在住の重役である。在鄕の藩吏としては表領に在つては代官の下に下郡(しもこほり)があり、其の下に與頭(くみがしら)を置く。村々には庄屋及び年寄があり、町には目代と年寄が置かれてあつた。五人組制度は此の藩に於ては村と町とを通じて一般に履行せられたやうである。下郡及び與頭は主として郡の政治に關與し郡役人と稱へられ、庄屋及年寄は專ら村治に任ずるもので、村役人と稱へられた。此の外宗旨庄屋なるものがあり、出雲全國を通じ十人を算し、主として人別改の役に任じて居つたが、之も別個の郡役人である。而して此等の郡役人及び村役人の政治的並に社會的地位と、田部・櫻井・絲原三家の地位とは如何なる關係にあつたかと云ふに、三家は代々其の藩主に對する財政上の援助並に鄕村開發に任じたる功勞により帶刀を許されて下郡格、小算用格等の役儀にも任

じ、且つ又庶民の分際としては破格なる藩主謁見の禮をも許された身分であつたから、其の政治上の地位が村役人の上に在つたことは無論である。殊に三家が其の家に使役する山内者の戸籍を支配し得る特權や、彼等を駕御する爲に特に刑事裁判の權利をも認められてあつたこと等は、一種の治外法權を認められたものとも考へられ、中世に於ける庄園領主に髣髴たる觀が無いではなかつた。斯くて三家は鄕村に在りては松江藩主に直屬し、村の庄屋は遙に三家の下位に在つたことを知るべきである。併し三家は斯る顯要の身分を認められたけれども實際に藩政に當つたのでは無く、單に社會的表彰としての優遇を蒙つたものに過ぎぬ。

此の地方に於ては村内水田の小區劃を「輪」と稱へて居る。例へば仁多郡舊佐白村に松竹輪と八代輪があり、上三所村に二番輪、三番輪、四番輪があり、前布施村に佐々木輪、原田輪があり、上布施村に川本輪、石橋輪、水の手輪があり、馬馳村に馬場縄手輪、大久保田輪、後谷輪があり、八代村中村には御藏脇輪、奥金原輪、宇治輪、清水迫輪、松の前輪、橋詰輪があり、絲原氏の居村たる八川村には宮の迫輪、金川輪、半田輪、落合輪、宮の前輪、天神輪等がある。而して「輪」は啻に古田に附けられた名稱であるばかりでなく、新に開墾した場所の地名にも亦「輪」を附くることがあつた。絲原家第十一代の當主絲原權造氏は文久二年に馬木村大字大馬木大原の原野を拓き一區四町歩に餘る良田を開墾したが、其の時松江藩主は絲原氏の功勞を賞して「大德輪」と稱ふることを許したと云ふ。此の地方特有なる田制の一端として見るべし。

其後原傳氏の調査によれば、輪は水田に關する區分の名稱であつて部落の名稱でないから、部落名と一致する場合もあり、

又然らざる場合もある。而して輪は水田のみにあつて輪の内に畑を含むことはなく、又畑のみで輪を形成することもない。松江藩が税收上の便利の爲に置かれたもので、租税は輪を基準として徵收せられたのであると云ふ。詳細は原傳氏「松江藩經濟史の研究」一六四―七八頁參照。

要するに田部・櫻井・絲原の三家は德川時代に於ては村落在住の一庶民でありながら、一方には藩主に直屬する形式に於て其の統治に服しつゝ村役人の上に座して權勢を張り、一郡主宰者竝の格を以て優遇せられた家柄である。

## 二、名族由來

田部・櫻井・絲原の三家を中心としたる出雲地方の社會經濟史を調査せんとするのであるから、單に三家の家史其もの丈けでは問題をなさない。乍左、研究の出發點を三家の沿革に求めんとする以上は、一應三家が辿つた四百年の變遷を略述する必要がある。三家の沿革に如何なる差等があるかを知ることにより、三家を中心としたる同地方社會經濟史研究の端緒が求め得らるゝのである。

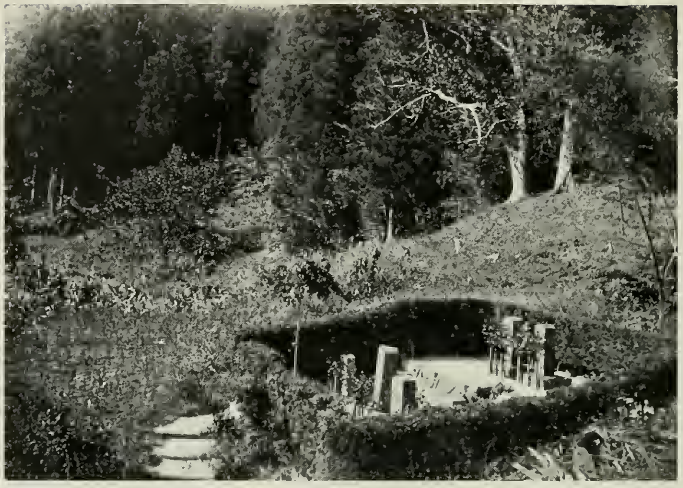
### (イ) 田部家沿革

田部家の沿革を敍するには之を武家としての田部家と、民間業家としての田部家との兩方面より觀察するを便なりとする。記錄の示す處によれば、田部家の遠祖は紀州熊野庄田邊族の別派であるとのことであるが、田部氏遠祖の起源に就ては紀州田邊族說の外、尙參考すべきものが少くない。卽ち同地方に「反邊」の地名の存することと延

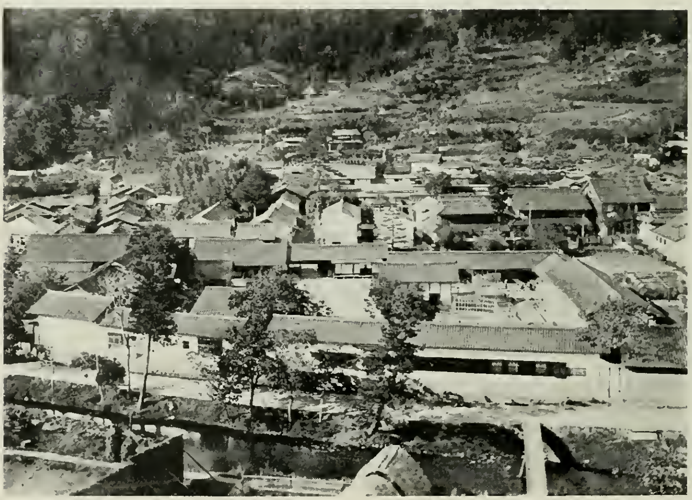
喜式の神名式中、出雲國飯石郡の神社五座中には「多倍神社」が擧つてゐて、今の田部氏との間に聯通あるを思はしめ、又天平十一年出雲國大税賑給歴名帳には「田部依女」の文字あり、更に又飯石郡地方には遠い昔から田部氏を稱ふるものが可なり多い處から見れば、同郡內に於ける田部族の由來は相當に古いやうである。此の相當に古い由緒を持つ土着の田部族が後に述ぶるやうに、備後から移住して來た田部氏と如何なる關係があり、又其れが果して遙に古い前に紀州の田邊族から分派したものであるか否かは、後日の考證に待たねばならぬ。

文治年中、源賴朝が諸國に地頭職を配置し、備中、備前、備後の三國に十六人の地頭職を補した時、其の一人として周藤通資なるものを備後國惠蘇郡蔀山に補した。田部氏は此の周藤家の家臣である。後ち周藤氏は足利時代の末期には山陰に覇を稱へた尼子氏方となつたが、毛利氏が禮を厚うして周藤氏を招きたる爲め尼子氏から離れて毛利氏に參じた。今其の次第を辿り見るに、田部氏が今の飯石郡吉田村に其の居を定めたのは遙か以前の文永年中であつて、主君周藤氏の住める蔀山から此處に移住し、近鄉を打從へて名主になつてゐたが、其の後裔某が足利時代の寬正元年に至り、鐵師としての生活を營み始めたのであるとのことであれば、鎌倉時代の初期、備後地頭の一家臣として此地に住んでゐた田部氏は、村落の一產業人であつたことが判る。然るに其の後戰亂の世となり、尼子毛利の兩氏相搏つの時代となり、前記蔀山の地頭周藤景通の一家臣田部隼人正なる者が或年吉田村に住んでゐた田部氏を同族の故を以て懇ろに招請したる爲め、田部氏は其の招きに應じ一族を連れて蔀山に赴き周藤氏に勤仕することになつた。卽ち田部氏は此の時家業の砂鐵採集業を抛ち、弓矢を執つて周藤家の郞黨となり、征戰に從ふて其の

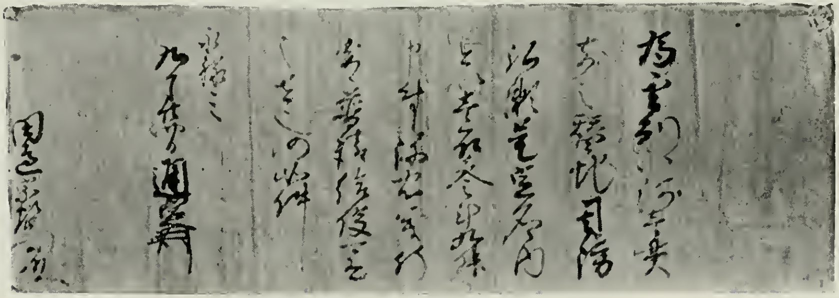
田部家舊屋敷（飯石郡吉田町字木ノ下西）の一部

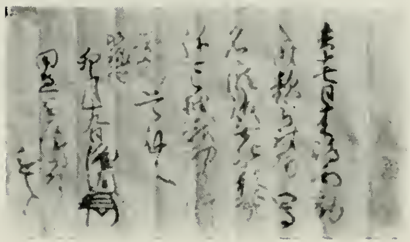


現今の田部家



永祿年間田邊宗右衛門に對する毛利氏の感狀





勇名を近郷に轟かしむることになつた。斯く田部氏の住居は夙に吉田村に在り、偶々前記の一親族から招かれて周藤家に走せ參じたのであるから、周藤家にとつては田部氏は戻り新參であり、同家としても再び舊主君の爲に喜んで弓矢を執ることになつた譯である。

其の後永祿三年には田部家の當主田部宗左衛門は周藤氏から恩給地一部の交換を命ぜられて居る。

（引用二）

爲雲州八河壹貫前之替地周防弘瀨是定名之内を以壹石三斗九升申付候、彌忠義肝要候、普請給役可有之者也仍如件

永祿三
九月二十四日　　通定判

田邊宗左衛門尉殿

（田部家所藏）

尚田部氏は其の後に於ても周藤氏の下にありて屢々力戰勇闘し、主君周藤氏より感狀を與へられた。

（引用三）

去十七日來島面勤之時、敵被討捕候御高名之段誠無比類次第候、彌可被抽戰功事肝要候、恐々謹言

永祿四
卯月十九日　　降通判

田部宗左衛門尉殿

進之候

（田部家所藏）

今度來島表勤の時高名無比類候、彌可被抽忠功事肝要候　謹言

永祿四
卯月十九日　　通定　判

田邊宗左衛門尉殿

（田部家所藏）

以上の如く屢々戰功があつたので、周藤氏は永祿六年其の恩賞として宗左衛門に對し懸合鄕（今の掛合村）坂本村の內を新に增給した。

（引用四）

爲新給雲州懸合坂本村之內を以壹貫前申付候、但段錢城普請此外諸役等如前々可勤候、彌可抽忠功事可爲肝要者也、仍一行如件

永祿六
六月二十八日　　通定　判

田部宗左衛門殿

（田部家所藏）

斯の如く田部氏は中世末期戰亂の際、武人として勇名を轟かせ、其の主將周藤氏より度々感狀を受け、同時に土地の恩給を受けて居るのであるが、主將周藤氏の家運は其の後順調ならず、同家繼承者の一人が驕奢であつた爲め、毛利輝元より居城の部山を沒收せられ、同時に田部宗左衛門も亦天正九年六十三歲を以て戰死を遂げた。かうして

田部氏が主君を失ひ、家長の宗左衛門又戰死した以上は、最早其の志を武事に絶ちて村落に歸るより外に途なく、宗左衛門の子原右衛門の代に至り、亡父の遺訓に從ふて再び吉田村に歸住し、其處に再び一介の庶民として家傳の鑛山業に從事することになつた。

惟ふに戰國の頃は各地に守護地頭等の山砦散在し、其の戰闘員は平生麓の村落に住居しながら、變に應じて出陣する所謂農兵制度の下に在り、田部氏の主將周藤氏の如き、遠く鎌倉時代に補任せられたる地頭職が其儘砦山に居着きて領主と化し、小城廓に據つて近隣に支配の手を延ばしつつ、他方には守護たる尼子氏に屬し、又は毛利家に款を通じて其の地位を保つてゐたのであるが、此の周藤家の一家臣にして農兵たる田部氏が征戰に從ひ軍功を立てて屢々感狀を受け、又は土地を恩給せられ、遂に其の武運目出たからざるに至るや武器を棄てゝ村落に歸住したのは未だ兵農全く分れず、平生は村落の一土豪として生活しつゝ、事あれば干戈を執つて戰場に臨むと云ふ社會狀態であつたことを如實に示してゐる。

吉田村に歸住してから後は田部氏は專ら砂鐵製造に從事し、傍ら新田の開墾及び林業をも經營したのであるが、當時此の地方は未だ人烟稀少にして、然も鑛山業に勞働力を要すること割合に多く、諸國より漂浪人が職を求めて集り來つたが、其の中には武士の流浪したものも混り、又中には山賊強盜の類も混つて居つたと云ふ。最初田部家が歸住したる場所は今の飯石郡吉田村字木の下西であつたが、後ち元祿の頃今の吉田町に轉居した。木の下西から吉田町までは約十町の距離しかないが、元の住所は其の地勢迫りて狹隘である爲め、今の位置に轉じたのである。

木の下西には今は唯祖先の墓石が淋しく風雨に晒されて居る。田部家の屋號は最初「西」と云はれ、後ち「綿屋」と改められたが、「西」なる屋號は此の最初の住居地たる木の下西から來て居ると云ふ。

因みに、田部姓の部の字は第八代目迄は遠祖の出身地たる紀州田邊の邊字を用ひて居つたとのことであるが、後ち故ありて今の部の字に改めたと云ふ。

（ロ）　櫻井家沿革

仁多郡阿井村の櫻井家の沿革も亦之を武家時代と庶民時代とに分つて觀るを便なりとする、同家が中世より近世初期に跨り武人として生活したる期間は之を武家時代とし、此の地に土着して農村生活に入りたる以後は庶民時代である。

櫻井家の先祖は彼の武勇の士として民間に知られたる塙團右衛門であつて、櫻井姓は其の後に至り名乘つたものである。即ち塙團右衛門直之（第一代）――櫻井直胤（第二代）（以上を武家時代とする）。直望（第三代）――直壽（第四代）――利吉（第五代）――苗清（第六代）――紀重（第七代）――修民（第八代）――直昇（第九代）――直達（第十代）――直養（第十一代）（以上を庶民時代とする）。

武家時代に於ける櫻井家は概ね不運なる武士生活を以て終始して居る。先祖と稱せらるゝ塙團右衛門は尾張國羽栗の人であつて、幼名を直次と云ひ、十八歳の時始めて清洲に至り織田信長に仕へたが、酒癖ある爲め信長に追はれ、加藤嘉明に仕へた。秀吉征韓の役には嘉明に從ひ渡韓し戰功があつたが、慶長五年關ケ原役には小早川秀秋の



塙團右衛門の遺品（櫻井家所藏）

現今の櫻井家



下に戰ひ、後ち松平忠吉に仕へた。忠吉の歿後は福島正則に仕へたが、嘉明の抗議に逢ひ再び正則より離れて剃髮し、一時は佛門に身を寄せた。慶長十九年大坂冬の役起るや參戰して功を建て、其の翌元和元年、大坂夏の役に於て遂に戰歿したが、其の墓は和泉國日根郡樫井村に在ると云ふ。斯の如く櫻井家の元祖は武士であつて、中世より近世へ移る過渡時代に、織田信長、加藤嘉明、小早川秀秋、松平忠吉、福島正則へと轉仕し、其の間朝鮮にも渡つて或は得意、或は失意の生活を辿つたのであるが、其の子の直胤は福島正則が德川氏より廣島に封ぜられた時、其の家臣として西下し、元和五年正則の民政暴虐なるの故を以て德川氏より其の所領を沒收せられた時、遂に浪人となり、一時は安藝の可部に居をトして居つたが、後ち備後の高野山に隱れ、同所に於て砂鐵採集事業を始めた。是れ塙家が武器を棄てゝ村落に土着し、庶民としての生活を營むに至りたる最初である。櫻井家の屋號を可部屋と云ふのは此頃の住居地たる安藝の可部町に由來すると云ふ。

塙家が此の時より何故に櫻井姓を稱するに至つたかと云ふに、元祖塙團右衞門の妻が越前福井家の家臣櫻井氏の女であつた爲め、櫻井姓を稱するに至つたのであると云ふ。蓋し、當時福島氏が除封せられた跡には淺野氏が入部したから、新藩主淺野氏の下に住みながら福島氏の家臣たる塙姓を稱ふるを憚りありとし、遂に母方の櫻井姓を名乘ることにしたのであらう。何れにしても最初武士として轉戰したる塙家が武器を棄てて村落に歸住したのは塙家に取つて著しい異變であつた。併し一說によれば直胤は備後の高野山に蟄居しながら再び時機を見て身を起さんとする下心があつたさうであるが、德川氏の治世となつてから平和打續き、淺野氏も爾來三百年間廣島城主として存

續した程であるから、直胤再起の望は達せらるべくもあらず、遂に承應元年六月高野山に於て病歿した。之よりして櫻井家は高野山地方に於ける一個の庶民として其の舊き家系を重んぜらるゝ家柄となつた。

斯く武人であつた直胤は亡命して一庶民に墮ちたが、其の子の直望は櫻井家第三代として殖産の業に力を注ぐことになつたから、曾て武士として失脚したる櫻井家も、之より村落の經濟人として產を積むことになるのである。

第三代の櫻井直望は正保元年高野山より出雲國仁多郡阿井村呑谷に移住した。移住の動機は此の地方の土質が砂鐵を含み、且つ其土地廣くして農林業の經營上大に有望であつた爲であるが、然も其の最初に居を卜したる呑谷も久しからずして不便を感じ、後ち同村石畑に居を移して今日に及んで居る。

（八）　絲原家沿革

仁多郡八川村絲原家の先祖の所出が武家なるや否やに就ては史實の徴すべきもの無きも、種々の方面より類推すれば同家も等しく武家所出であるやうに思はれる。蓋し江戶時代の初期は戰國の餘習尙去らず、各地方とも藩主の移封が屢々行はれた際であつたから、此の地の如き深山幽谷に入りて居を構へたものが普通の平百姓の身分で無かつたことは明である。記錄の示す處によれば、絲原家の元祖善右衞門なる人が備後（備後の何地なるか不詳）より出雲仁多郡大馬木村字湯の迫に移住し、此の地に於て砂鐵採集業を開始したとのことであるが、善右衞門なる人が尋常凡庸の人にあらずして、相當の智見と經略の才を備へて居つたことは想像するに難くない。現に絲原家歷代略歷にも「其本性は源氏、山陰の麒麟兒山中鹿之助と其族を同じうすると云ふ」とある位であつて、詳細なる文獻と

絲原家の舊屋敷 仁多郡馬木村大字馬木字湯の迫 の一部



しては據るべきものはないにしても、同家の先祖が智勇を具へたる武門より出て居ることは推察するに難くない。

絲原家歴代の家系は善右衞門――善左衞門（第一代）――宗右衞門（第二代）――吉兵衞（第三代）――善右衞門（第四代）――德右衞門（第五代）――勘右衞門（第六代）――右三郎（第七代）――四郎左衞門（第八代）――忠三郎（第九代）――德右衞門（第十代）――權造（第十一代）――武太郎（第十二代）であるが、初代の善右衞門は備後に住み、其子の善左衞門に至り始めて此地に移住したのであるから、絲原家に於ては此の善左衞門を以て開祖と看做して居る。善左衞門が仁多郡大馬木村の湯の迫に定住したのは寛永元年で、同十年には既に同村大原鐵山に於て製鐵業を始めて居るが、其後元祿二年に至り松江藩主が仁多郡內に於て五ケ所の酒屋を公許したる際、絲原家も其れに加つて酒藏を所持してゐたとのことであれば、一時酒造業をも營んでゐたことが知れる。

斯く開祖の善左衞門が寛永年中備後から始めて出雲に移住し來つた地點は、前記大馬木村の湯の迫であつたが、湯の迫に居住すること百六十餘年、寛政年間に至り今の八川村大字雨川に假住し、後ち同部落に定住して今日に及んで居る。湯の迫より雨川に移住したのは地勢上砂鐵採集と製錬作業の便利なる爲であつたが、舊宅地たる湯の迫から此の雨川までは約二里程あつて、湯の迫には今は唯絲原家先祖の墓地を殘すのみである。凡そ家居新營の條件としては、其の土着者に對して充分なる生活資料を供するものがなくてはならぬ。絲原氏が最初湯の迫に居を定めたのは、湯の迫附近が當時同家の事業經營上、又生活方便上、最も有利であつたからであつたが、其の後段々製鐵業や農林業に關する地勢の關係を顧慮して雨川に移住することになつたのである。絲原家の屋號を「湯の迫」と稱

するのは先住地の湯の迫に因むのである。

## 三、三家と經濟

田部・櫻井・絲原三家の先祖が最初出雲山中に隱れた當時に其の生活資源として着目したものは廣大なる林野と土中に包含せらるゝ砂鐵であつた。然も砂鐵を採集して之を熔鑛するには多量の木炭を必要とする。故に砂鐵の採集と山林とは離れ難い關係下にあつた。又木炭材料としての山林を伐り、其の跡を開墾して農業を興すには少からざる小作人を要する。又三家の經濟に最も關係深くして、學術的究明を要するものは三家の土地所有權の起源と、三家經濟の運營に與つて力ありたる鐵山勞働者と、冶金に於ける使用人である。今左に此等の勞働部面に就て說明を試みる。

(イ)　三家と土地所有權

田部家、櫻井家及び絲原家が現に何程の土地を所有せらるゝかは余の知る處でないが、然も其の山林原野及耕地を通じて莫大なる面積に及び、此の廣き土地內に於て三家は永年の間製鐵及び農林業を經營し來つたのである。而して三家所有地の主なるものは山林であつて、山又山、谷又谷と連り、殆んど郡鄕を擧げて其の所有に屬する有樣で、今日其の山林面積を丈量せんとするも其の作業容易ならず、僅に鐵砲を放ち、音響の達する距離を單位として丈量するより外に途なしと云はるゝに見ても、其の一端を知るべきである。明治十六年の頃、近江彥根の詩人岡本

黄石なる人、田部家を來訪して滯溜したる際一詩を賦し、

山陰八州之名族二十餘代、食天祿方三十里之彊内幾千人、畜蔵養育宛似諸侯、有素封別成一廓、依山麓圍村百戸在其中、明治癸未之春我來淹滯凡數旬、一々見聞驚其盛。

と謳つて居るが、斯るは獨り田部家に對してのみならず、他の櫻井家及び絲原家に於ても亦同樣である。以て如何に其の所有地が廣く、事業の規模が大きかつたかを知るべきである。殊に田部家が今日も尙ほ家產管理の爲め邸内の舊算用場を保存し、其の中に田地方、畜產方、計算方(會計部)、山方(山林部)、調度方及び納戶方の六部を設けてあるのは、其の役名の呼び方と云ひ、職制の仕組と云ひ、恰も藩制時代に於ける諸侯の勘定所を思はしむるものがあるのである。

三家の所有地中には無論明治に至つて買得したものが多數あるのであるが、然も其の土地の若干は原始的起源によつて所有に歸したものもあるやうである。此等の事實を語る根本史料の徴考すべきものはないけれども、田部家にては既述の如く其の祖先の一人が勸められて文永年中備後の蔀山から吉田村に移住し『其近鄉を倂有して鄉長となれり』との記事(飯石郡誌三六九頁)があり、此の占有地が其の後引き續き田部家の所有であつたか否かは今日に於ては之を探る由はないけれども、祖先の一人が武力的方法によつて土地を占有したる事實の片鱗として見ることが出來る。櫻井家に於ては最初其の製鐵を備後路を通して輸出して居つたのを松江方面より輸出すべく松江藩主よりの勸告によつて其の命に服したが、其の際藩主は『其の伐採せし山林、開墾せし田畑を悉く櫻井氏の有となせ

り（島根縣仁多郡誌六五五頁）とのことである。又絲原家に於ては斯る事情を語る文獻に接し得ないけれども、同家に於ても恐らく同樣の徑路の下に其の山林を取得したものであらうと思はれる。

年代の上より見れば文永年間は今より約六百五十年前の鎌倉時代であるが、其の頃に於ける中國地方の深山が總て無主の幽谷であり、縱令人家があつたにしても甚だ稀少であつたことは云ふ迄も無い。故に當時多少武藝の心得あり、且つ氏姓の優れたものが其の地に入つて勢威を張れば、其の附近の鄕村が自己の所領に歸することは困難で無かつたであらう。之は啻に中國地方の山間に於てばかりで無く、到る處の深山幽谷に於て見ることの出來た當時の實情である（拙著「鄕士制度の研究」參照）。又藩有地中未だ曾て私有の事實無き山林原野を地元の豪農に交付して其の經營に委したのは一面に於ては此の經營により藩庫の增收を圖らんとする方便であつたらうが、鄕村開發政策も亦加はつてゐたのである。今日田部家の所有地中には祖先が曾て永祿年中に主君周藤通定から恩給せられた土地があり、同家が其の居を吉田村に定めたのは此の恩給地が其處にあつたが爲であるとのことも（飯石郡誌三七一頁）同家土地所有權の起源を語る別個の材料である。乍去、三家の所有地全部が必ずしも斯る起源によるもののみとは云はれない。此の種の恩給地は既揭古文書の記述にも見ゆる通り、其の面積は比較的僅少であるから、其れ以前より所有してゐた面積が相當にあつたと共に、明治時代になつて買得したものも亦多數あるのである。

然も斯く廣大なる所有地內に生活する百姓は其の住居地周圍の荒地が地主の所有地とは知りながら、往々無主の土地なるかの如き考を以て開墾を企て、其れを地主より發見せられ、所有權の確保が地主より新に行はれて、小作

料の納入を命ぜられたことも屢々あつた。

（引用五の一）　松笠村御鐵山之内瀧の尻家の空いし頭にて山畑開立候に付及懸合取置候書付左之通

尊家様御支配御鐵山之内松笠村瀧の尻家の空いし頭にて近年畑貳畝歩辻開立作付致居候處、此度同所上之平にて刈山仕候を御鍛治屋所より御見當り御差留被成候に付、長者原惣右衛門殿を以段々御斷申上候處、刈山之儀は以後相愼候はゞ御了簡可被成候へども、右開畑貳畝歩辻の分は乍僅も年貢等差出し候はゞ是迄の通り爲作可被下旨御懸合被成候得共、年貢差出し候儀は御受不申旨申出候に付、各様御見分被下候處、全御鐵山内に相違無御座候に付、當年蒔付有之候作物不殘御引上け以後作付は不相成旨御懸合被成甚當惑仕候、全私の了簡違右様不埒之申出仕候段奉恐入候、仍而御差圖通り御年貢差出し可申上段右惣右衛門殿を以御斷申上候處、御承知被下置難有奉存候、然上は當年より御年貢として米壹升宛毎年無間違差出し可申上候爲後年證人相立議定一札入置申上所仍而如件

嘉永二酉八月

瀧　尻

本人　伴　兵　衛

長者原

證人　惣　右　衛　門

田部様田地方

所　右　衛　門　様

政　　平　様

瀧谷御鍛治屋御支配

武　三　郎　様　（田部家所藏）

（引用五の二）　多根村深山谷御鐵山裾東平に而加喰田村傳九郎下作淺五郎と申者貳十ケ年餘以前開畑いたし候を山守竹次手前に而其儘差置候處、右淺五郎儀傳九郎と及爭論下作相止、貴方持分見越と申所へ轉宅いたし候に付、右開畑先年開立候有形申出、貴方より傳九郎方へ及懸合候得共、年古き開立候畑之儀新古を見譯難決様、古田に付爭議に相成、村役人取扱を以貴方より金子壹兩出し、土地は貴方分に相定候書付左の通

書入申上一札之事

一、多根村深山谷御鐵山裾東平に而開畑壹ケ所有之候處、右土地爭論に相成此度村役人衆御取扱を以て土地は貴方様に相納め何角御見込みの場を以て金壹兩受取互に相濟候儀その取扱に右金子慥に受取申上候、然上者右之土地往々貴方様可被成御支配候、此事子孫に至迄少しも申分無御座候、爲後日一札仍如件

嘉永二酉三月

加喰田村　傳　九　郎

多根村
證人　覺　兵　衞

田部長右衞門様

前書之通相違無御座候以上

酉　三　月

庄屋　與　右　衞　門
年寄　嘉　太　郎
年寄　仲　　　助

（田部家所藏）

斯く地主所有地内に於て百姓が新田を開發したことが露見すれば、地主の手代が村の庄屋と相談して其の曲直を正さうとするので、三家と百姓との間には土地關係を繞つて屢々論爭が見られた。

### （ロ） 三家の計理

田部・櫻井・絲原三家が德川時代の初期以來出雲南部の勢家として又富豪として其の聲名を謳はれたのは實に其の經營に係る砂鐵採集の利益ありたることと、之に附隨して行はれた山林經營と農耕業の收益である。然るに此等の事業は咸な三家の算用場に勤むる手代以下の人手によつて勞營せられたものであるから、各家の下に使はれた山内勞働者、炭燒人夫並に小作人の生活一斑を知り置く必要がある。卽ち其の家產を管理する爲には其の邸内に特に算用場（又は勘定場）なる事務所を設け、其處に十數人又は數十人の係りを置く必要があり、現に田部家に在りては既記の如く今尙ほ往年の職制を踏襲して居る有様であるが、德川時代に在りては他の二家も亦略ぼ同様の職制を設けてあつた。其の職制中の主座にあるものは手代であるが、手代は概ね譜第勤務であつて、特に無能者の出でざる限り、代々勤務するを例とした。手代が其の業務に精勵すると否とは一家の興廢に關するものであり、又手代の中には永年の間に多少の產を成して、藩主に寸志金を上納し、藩主は其の篤志を嘉賞する意味と、忠僕褒賞の意味とに於て、右等の手代に對して屢々表彰を行ふた。

（引用六） 絲原傳右衞門手代

忠四郎

右數十年來召遣萬端打任せ候由の處、格別打込、實叮相勤諸事殿り合筋等に力を入候故、其方身上向き厚く相成就而は度々寸志錢差出、就中、他所向ヽ懸合等大塊之事に而色々差縺事も有之由之處、右手代程能取拔急度目當の者より相聞候に付、類外の譯を以生涯不綿合羽差免之

嘉永六巳二月十四日

右之通被仰付候間御書付の趣其方に可申談旨之候條、得其意可申渡候以上

巳二月十四日　園山惣七

絲原德右衞門殿

（絲原家所藏）

斯くて一家の計理は專ら算用場勤務の手代及び其の監督下に在る係員によつて行はれたのであるが、此の算用場は文字通りの事務所であつて、現場の作業は主家より遠く離れた所謂山内の鑪者や、山子や、諸處に散居する下作人（小作人）によつて營まるゝのであつた。

（八）　砂鐵採集及び製鐵

三家共に永年の間其の家業として鐵山業を經營し、其の爲に家產が增大したのであるから、三家と製鐵業とは之を分離して觀ることを許さぬ。此の地方の砂鐵採集業が果して何年頃に創始せられたものであるかは明瞭で無いが、遠く神代の頃より旣に採集せられたと云はれて居る。「鐵山秘書」と名づくる書には金屋子神と稱する女神により

て傳へられたと記されてあるが、此の金屋子神の祭文に『金屋子神は高天原より播磨國志相郡（今の岩鍋と云ふ地點）に降り、吾は是れ金を作る者金屋子神と云ひ、磐を以て鍋を作り給ふ、是を以て彼地を岩鍋と云ふ。其後白鷺に乗り西國に赴き、出雲國能義郡の奥比田に着き、火の高殿を建て、炭と粉鐵を集め吹給へば、鐵の湧くこと限りなし』（仁多郡誌三九八頁）とあり、現に能義郡の比田村には此の神を祠る神社があるとのことである。又此の神社の分身は各地に勸請せられてあり、絲原家の現邸内にも亦田部家の古屋敷の所在地なる木の下西にも、金屋子神が祀られて居り、余が田部氏と同道して右古屋敷を見分したる際、同神社の話をも親しく聞いた。

蓋し砂鐵は土砂と共に堆積せられてあるのであるから、原始人によりて發見せらるゝことも容易であつたらう。卽ち原始人が砂鐵を含んでゐる原野に於て焚火をなし、其の火底の砂鐵が熔解して一種の鍋を作り、其れを取り上げて見て不審を起し、其れより彼等が山中に穴を穿つて砂鐵を掘り、其れを水中に流し、比重の差によつて砂鐵を精選して鐵を作るが如きは、未開時代に於ても自ら會得せらるゝ處であらねばならぬ。金屋子神の祭文に『磐を以て鍋を作り』且つ其の最初の採集地を「岩鍋」と稱したとあるのは、砂鐵採集の起源を面白く語つて居るものと思はれる。現に仁多郡地方の口碑に於ても砂鐵の發見は其の始め山林中に焚き火をなし、其の火底の砂鐵が熔解して凝固したるに始まつたと云ふやうなことが傳へられて居る。採集の方法は鎌倉時代以前にあつては諸他の鑛物を掘ると同じく竪に穴を掘りて砂鐵を取り出し、之を「野」と稱する土地を凹く掘りたる箇所に集め、木炭にて其の上を覆ひ、其の火力にて熔解せしめたのであるが、鑪（たたら）を設くる至つたのは文永年度以降の事である（仁多郡誌四〇〇

頁)。近年に於ける採集法は先づ鐵分を含む山の尾根に近傍の溪流から水を引き、其の水流の力により土砂と鐵粉とを洗ひ落す仕掛けとする。若し近傍に水の無い時は往々遠方の小川から水を導き來ることもある。水は成るべく、山の上部から注ぐを便利とする。若し其の土質が堅い時は鶴嘴を以て掘り崩し、之を水中に投じて下流に至らしめ、堰を設けて之を受け、洗鑛場に排出し、其れより洗桶と稱する小舟形の桶に注げば、重き砂鐵は其の底に沈澱し、輕き土砂は外に流出する。

水流を利用して土沙と鐵粉とを選別したる後、其の鐵粉を搔き集めて製鐵に着手するのであるが、此の砂鐵を熔解せしむる爲の熔鑛爐を「たゝら」と云ふ。火力は總て木炭を用ふるのであるから、製鐵業と木炭製造とは竝行しなければならぬ。蓋し此の出雲山中に砂鐵採集業が起り其れが數百年の間繼續して行はれたのは一に砂鐵其ものゝ埋藏あるによるは勿論であるけれども、他方に於ては砂鐵選別に缺くべからざる溪流が自由に利用せられ得たことゝ、熔鑛爐の燃料たる木炭が豐富に製造せられたことに歸せねばならぬ。斯く豐富なる砂鐵と廣大なる森林と、其の間を流るゝ溪流が竝存したことが、出雲山中に於ける此の特殊工業を永く持續せしめ、且つ三家の家產を增さしめた所以である。

仁多・飯石兩郡の砂鐵採集と製鐵の事業に從つたものは三家以外に尙數軒あるにはあつたけれども、田部・櫻井・絲原家が其の代表者として松江藩より代々鐵師頭取を命ぜられたのである。

(引用七)　其許儀鐵師頭取申付候條、御用向念入可被相勤候　以上

戌七月十二日

田部長右衛門殿　　村田幾右衛門

（田部家所藏）

（引用八）　其方儀鐵師頭取申付候條御用念入可相勤候　以上

安永六酉三月十九日

大馬木村　　今村作右衛門

四郎左衛門殿

（絲原家所藏）

製鐵の積出は櫻井家では最初備後路を經て大阪表に向けてゐたが、其れは徳川時代初期のことであつて、藩主松平氏が入部してからは悉く松江に輸送し、中の海の商阜安來港から上方筋へ輸送せられた。今日民間に謳はるゝ歌謡に

安來千軒名の出た所
社日櫻や十神（とかみ）山
十神山から沖見れば
いづくの船やら知らねども
せみのもとまで帆をまいて

鐵積んでのぼる

と云ふのがあるのは、往時出雲南部地方の製鐵が安來から大阪方面に積み出された實況を謳つたものである。

(附註)　中國地方に於ける砂鐵の沿革に就ては前にも引いて置いたやうに昭和六年結城次郎、磯貝勇兩氏共著で「中國地方に於ける砂鐵製練法の史的研究」なる克明なる研究が發表せられて居る、兩氏は中國地方に於ける砂鐵製練法の沿革を第一期(紀元前五四〇頃より天日槍の渡來まで)、第二期(天日槍の渡來より紀元九四五年卓素來朝まで、千數百年)、第三期(卓素來朝より應永の變革まで一千百有餘年間)、第四期(應永の變革より大正中期の絶滅期まで約五百年)とせられてある、詳細は同書參照のこと。

(三)　山内の勞働經濟

砂鐵を水流の力により押し流し、下流に於て其の鐵粉を捕へ、鑪に入れて熔解せしめ、之を商品に仕出す作業は山内の「かぢやもの」及び「たゝらもの」によつて行はるゝのであるから、先づ此の主家と勞働者との關係から說明に入らねばならぬ。勞働者たる「かぢやもの」及び「たゝらもの」を總稱して山内者と云ふのであるが、山内者とは平常鐵穴場と呼ばるゝ山内の製鐵作業所に居るからである。山内者を其の作業の性質により分類して熔鑛鑪の作業をなすものと、吹分け後の製鐵作業に從ふものとに區別してある。熔鑛作業の重立人を村下と云ふ。村下は譜第の工長であつて數名居り、製鐵の技に熟達し、山内者からは「村下樣」と崇められてゐたけれども、主家の方より見れば譜第の下人である。此の外炭坂、番子、炭焚と云ふのがある。炭坂と炭焚は炭を取扱ふもの、番子は鑪の鞴

を踏むものである。次に鐵の製錬に從事するものには大工、左下（さげ）、手子（てこ）、吹差等の職人が居つた、何れも譜第で、主家とは隷屬關係にある。

尙季節的勞働者のことに就いて一言するが、砂鐵は水流を利用して土砂を洗滌して採取するのであるから、下流の方には自ら濁水の溜る處が出來、稻作に害を及ぼすことになるから、概ね水田に灌漑を要しない秋の彼岸より春の彼岸迄の間に之を行ふ。此の期間の從業者としては石見の邑智郡あたりから出稼に來るものが多いと云ふ。

今此等の製鐵と製炭に從事した譜第の職人幷に販賣人とが主家に對する關係を圖示すれば、

- 主人
  - 番頭
    - 手代
    - 鑪場手代
      - 鐵穴頭
        - 鐵穴師
        - ……
        - ……
        - ……
      - 山配
      - 村下
      - 炭坂
      - 番子
      - 炭焚
      - 鐵打（鋼造）
      - 山子（木炭燒）
      - 馬方（運搬）

- 鍛冶屋手代
  - 大工
  - 左下
  - 手子（向打）
  - 吹差
  - 手廻
  - 山子
  - 馬方
- 松江支店手代（製品の運搬及販賣）
- 大阪支店手代（同　前）

（以上）煉鐵製造

右圖を以て示したる勤勞者は、其の身分が譜第の使用人に過ぎないから、主人よりは常に呼び捨にせられて居つたが、山内にあつては村下は他の勞働者から尊敬せられ、何れも村下の命を奉じて日々の業務に當らねばならなかつた。村下が山内者より如何に尊敬せられたかは山内にて謳ふ鑪歌（たたらうた）に

千駄萬駄の金吹き出して
　村下（むらげ）様とも云はれたい
村下様とてどなたのことか
　行けば鑪の左手に

と云ふのがあるのに徴しても其の一端が知れるであらう。

山内者には他地方より流浪し來つた者や、武士の落人等が混つて居り、隨つて其の氣性荒々しく、素行の修まらざるものもあつたが、此等山内者の取締りの爲に松江藩主が三家に對して宗門人別改及び刑事裁判の特權を與へてゐたことは別項に說明する通りである。山内者に對する給與は現金と現物とである。現品と云つても、米が主なるものであつて、野菜は住宅の周圍の土地を耕作して自給させるのであつた。

同じく山内者と云つても山子と稱せらるゝ炭燒は山内及び村中點々の地に家居を營み、田畑を小作し、比較的自由な生活をするものであつたが、製鐵に從事する鑪者（たたらもの）は棟割長屋に住み、代々職工の生活をするものであるから、最も世襲的特質を帶ぶるものであつた。

山内者は一般百姓よりも其の身分低しとせられた、隨て一般の百姓は山内者と婚を通ぜず、山内者同志に於て結婚するを常例とした。斯る身分關係があるから、山内者は直接主人に對して交渉する等のことは一切許されず、總て村下に申告し、村下より手代を通じて主人に言上すると云ふ順序を取らねばならなかつた。

（ホ）　小作經濟

三家により行はるゝ經濟制度中、農地經營法としての小作經濟は砂鐵業に於ける勞働經濟とは、其の性質が著しく異つて居る。鐵山の經營に就ては藩廳はあらゆる保護手段を講じて、或は藩有林の無償交付をなし、又砂鐵事業に必要なる限り司法權の一部をも認め、其他種々なる庇護を與へたのであるが、小作制度に就ては稍趣を異にし、却つて小作人を保護せんとしたる跡が見ゆる。嘉永四年に藩廳が郡役人に發した左の小作保護に關する觸書の如き

は此の事實を語るものである。

高持百姓を始め下作共耕作出精いたし、追々田地成立候に隨ひ、地元より理不盡に懸を上け、或は田地賣買の節懸上け不實を仕出し候族も有之、果者下作共令困窮、作變るケ所も有之趣相聞候所、必竟は地元之損失勿論、御國損も不少歎者布次第に候、今後理不盡に懸を上け又は賣買之節不義の取計ひ致間敷勿論、下作共も懸り作を以渡世を營む事に候得者、實意を以地元と念ニ和シ、田地成立候樣可盡精力候、萬一不實之仕形有之に於ては、當人は申に不及、村役人共嚴敷咎可申付候、此段人別へ不洩精々可申渡候　以上

嘉永四年亥三月二十日　小川太郎右衛門

郡役人宛　（田部家所藏）

右により見ても、三家は一般地主と等しく小作に關しては藩廳より相當の制裁を受け居つたことが知れる。

出雲南部地方の小作經濟に於て特に注目を惹くものは其の小作目的物が單に農地のみにあらずして、農地の外に山林、原野、家屋、農具、家具、肥料、家畜等が含まれ、且つ小作人に對して作食を與ふることさへあつたことである。之を當地方の土語にて株下作と云ふ、株下作は卽ち株小作にて、農家一戸の農業經營に必要なる限りは農地以外の物件を小作の目的に包含せしめて居るのである。株下作は出雲一圓及び石見地方を通じて行はるゝ慣行であるが、其の起因に就ては後の綜合論に於て説明するであらう。何れにしても株下作は此の地方特有の小作慣習である。然も此の地方に於ける小作制度の總てが株下作であるのではなく、普通の形態を有する小作慣習も亦尠らず存

在する。普通の小作は此の地方に於て「切り掛け」と云ふ。切り掛けとは田地丈けを切り離して小作に掛けると云ふ意味である。併し、田部・櫻井・絲原三家の小作は殆んど全部が株下作制度によつて居る。株下作制度の如何なるものであるかは地主小作の間に取り交はされた小作證文の形式によつても解明される。

（引用九の一） 田畑懸受申證文之事

田　中

一、田反九畝拾五歩

石〇六二一　懸米貳俵貳斗五升

外に種米七升

笹田上ヘ

一、田反壹反八畝六歩

十二七七一　懸米六俵五升

外に種米壹斗三升

前下タ

一、田反壹反五畝三歩

十一三九五　懸米四俵貳斗

外に種米壹斗壹升

貳斗蒔

一、田反貳反拾貳歩

十一五　懸米六俵五升

外に種米壹斗三升五合

大田下方

一、田反貳反三畝三歩

十三九　懸米八俵

外に種米壹斗五升五合

一、田反六反六畝九歩

懸米貳拾七俵壹斗五升

外に種米六斗

叶田瀧之上

一、畑反三畝拾貳歩

懸米六升

笹田新道下タ

一、同三畝九歩
　　懸米貳斗四升
前下毛宇根へ上ル坂下
一、同八畝貳拾七歩
　　懸米一俵貳斗
前屋敷
一、同壹畝拾五歩
　　懸米壹斗五升
　　　内五升引方
同　所
一、同壹反三畝歩
　　懸米貳俵
　　　内壹斗屋敷引
同所屋敷
一、同壹畝拾五歩
　　懸米壹斗五升
貳斗蒔上へ
一、同貳畝拾貳歩
　　懸米壹斗五升
大田下モノ上へ
一、同壹畝拾八歩
　　懸米七升
笹田家ノ下モ
一、同六畝歩
　　懸米一俵一斗五升
古城山之畑
一、同三畝拾八歩
　　懸米一斗
前山畑
一、同五畝拾五歩
叶田新田
一、同
　　懸米四升
　　懸米〆七俵貳斗一升
　　　内壹斗五升引方
懸米合三拾四俵三斗六升

一、米貳俵　　　　作食借用仕候
　　此利一斗六升
一、種米　六斗
一、居家　一軒　但しあたご迄
　　戸　五枚
　　障子五枚
一、雪隱　一軒　　　但し下桶
一、壙　三拾六荷
一、登橋九ッ七ッ
一、搗臼から臼
一、竿　三十一本
一、はで木　三拾五本
一、錢　六貫文　牛代
　〆

右之田畑當子納より五ヶ年切懸受申上候處實正明白に御座候、然る上は壙手入等格別出精作方仕、御年貢は不及申作食元利毎年十一月二十日切速に皆納可仕候、萬一本人不埒仕候はゝ受人方へ引受無滯相辨ひ拂出可申上候、萬一此上とも聊之儀不埒も御座候はゝ、貸取折檻人を以如何樣にも御掛引可被成候得共、其節一言御斷不申出、急度御勘定可仕候、且下作相聞候節は右付渡の品員數取揃速に差返し可申上候、爲後日田畑懸り證文仍如件

笹田下作
本人　爲七
嘉永五年　右畑
子二月　受人　爲市
叶田
受人　夫藏

田部田地方
御支配　所右衞門殿
政平殿

（田部家所藏）

（引用九の二）　耕地小作掛受證文

仁多郡小馬本村木尻谷
一、田反別三反九畝二十七步

此掛米參石壹斗九升貳合
立家の下も道上
一、田反別貳畝貳拾四歩
此掛米壹斗九升六合
立鐵穴尻
一、田反別壹反七畝二十四歩
此掛米壹石壹斗五升七合
立本郷屋尻
一、田反別四畝二十七歩
此掛米參斗壹升八合
同家の上
一、田反別參畝六歩
此掛米九升六合
同家の前
一、田反別六畝拾八歩
此掛米三斗八升四合
同浅草谷尻
一、田反別五反二十八歩



此掛米四石七升五合
同鐵穴尻
一、畑反別
此掛米壹斗也
同木屋たるに
一、田反別貳畝壹歩
此掛米は秋熟を御見分の上相定之約定
同
一、田壹畝貳歩
此田開墾地にて秋熟を御見分の上にて相定の約定
右附屬物件
一、田方種籾貳石六斗八升四合
一、草山反別壹町歩
一、架奥貳拾間分
一、壤七拾荷
一、本家壹棟　此桁五間五分　此梁三間歩

但造作は和し物に御座候

右之地所小作掛り受申候處實正也、然る上は前書小作掛米毎年十一月二十日過に御指定の場所へ肴込又皆納可仕候若、本人掛米未納せし時は保證人より辨納可仕候且貴殿御都合に依り何時御解約に相成候とも、毫も異議不申上付屬物件を相添速に返納可仕候其際未納有之候とも、私共より卽納可仕後日の爲本書差入置候也

仁多郡小馬木村
本人　貞藏
同
保證人　善六

（櫻井家所藏）

小作人を呼ぶに下作人の語を以てし、其の小作慣習を株下作と稱する程に地主と小作人との間に於ける懸隔は甚しく、恰も領主と領民との如き關係に在つた。株下作制度に於ける小作人は農業經營に要する諸々の物品を貸附けられ、生活を保障せらるゝ代り拘束を受くることが尠くない。蓋し普通の切り掛け小作に在りては田畑は地主の所有であつても、住宅は小作人自身の物であるから、土地の賃借關係以外、地主に對して屈服するを要しないけれども、株下作制度に在つては耕地の外日常用品が總て地主の所有物であるから、一旦地主の意に逆ふて小作地より放逐せられんか、彼等下作人は直に其の日より生活に窮せねばならぬことになる。三家の株下作人が其の土地を離れて生活することの困難なる事情を見るに、地主所有の土地面積が非常に廣大であつて、地主の所有地以外近鄕には土地が無く、小作人は地主の所有地を耕すにあらざれば家族を扶養するを得ないからである。故に彼等が小作料を滯納するとか又は地主の怒りを買ふが如きことでもあれば、忽ち地主より放逐せられて一旦は村離れをするけれども、間もなく歸り來り、其の窮狀を地主に哀訴して再び元の小作人に復歸するのが例であつた。

（引用十の一）　誤り入申上一札之事

一、私儀年來尊家様御用地懸り受作方仕渡世相營儀御懇情難有仕合奉存候、然處近來私風儀不宜、其上御差圖を相背候取扱仕候に付、此度御暇被仰付、御尤千萬思召之段重々奉恐入候、早速何れに成とも家内一統立退、下作家明渡不申上而は不相濟儀に御座候處、只今更に行先手當も無御座、何共大勢之家内引連當惑至極仕候、依而宮中村尾崎文之助並に懸合村新屋敷清太郎兩人立入、以來私身上萬々受合可申上候間此度の儀御宥免被置候樣厚く御願申上候處、御宥難被成儀に御座候得共、格別の御惠を以是迄之通於世田屋下作再勤被仰付、御憐愍之御程重々難有仕合奉存候、然上は今後對尊家樣、毛頭不實之取扱不仕、萬端心底立直し實に相勤萬々御差圖に隨ひ可申上候、萬一思召に不相叶候取扱も御座候はゞ、急度御取引可被成候とも申分無御座、何時にても居家明渡可申上候、且前段之通以來受合人より萬端急度爲相愼可申上候、此上にも聊不埒之取扱も御座候はゝ、受合人より幾重にも筋道相立懸引仕尊家樣へは少しも御面倒筋懸申間敷候、爲後年誤一札受入證人加判を以差上置申所仍而如件

弘化五申正月

三阪世田屋下作
本人　太三郎
懸合村新屋敷
受人　清太郎
宮中村尾崎
受人　文之助

吉田町鑄懸屋

證人　紋兵衛

田部様
田地方
所右衛門様
政　平様
中作橋詰
孫四郎様

（田部家所藏）

（引用十の二）　請合申上一札之事

一、私儀去る亥納迄數年來尊家様御所持鍛冶屋谷御田地下作仕候處、追々御年貢引負候故御暇被下、尤千萬重々奉恐入候、右に付外へ轉宅仕居候處、原分田地作人代りに相成何卒私原株下作に再勤仕度御願申上候處、受人等相立手堅譯に仕候はゞ願通御聞入も可被成下旨に付、則此度より請人相立再勤御願申上候處御聞屆被下難有仕合奉存候、當時難澁の私に御座候得者田地僅計作方仕、追々は餘分作方仕候様に願可申上候間、時に模様を以御懸け被下置候様奉願候、右様當時僅計作方仕度追々には餘分作方仕度譯に付、年々同様無御座に付、田地御懸米等此書付を破り不申上候得共、尊家様御帳面前を以御作法之通年々速に上納可仕候、若本人不埒仕候はゞ請人より相辨無滯拂出可申上候、萬一此上にも異議申出候はゞ御目差之方、賃取催促を以如何様にも御折檻御取扱可被成候、其節一言御斷申出間敷候、尙又尊家様御思召に不相叶、凡て下作相止候節は下作家付諸道具御差圖に從ひ差返可申上候、爲後日受合一札仍而如件

嘉永六丑正月　　原下作

本人　儀右衛門㊞

受人　猶十㊞

田部田地方

所右衛門殿

御支配

政平殿

（田部家所藏）

（引用十の二）　請合申上一札之事

原より五松入

一、田反壹反三畝歩　掛米貳俵壹斗壹升

鑪谷半右衛門入

一、田反壹反四畝拾貳歩　掛米三俵一斗六升八合

（中略）

右者私儀去る亥納迄數年來尊家樣御所持鍛冶屋谷御田地下作仕候處、大暦之御年貢引負候故、御暇被下御尤千萬に奉存候、右に付外へ轉宅仕居候處、其後丑年原分田地作人代りに相成、何卒私原株下作に再勤仕度御願申上候處、受人等相定手堅譯に仕候はゞ願通御聞入も可被成候旨に付、則受人相定再勤御願申上候處御聞屆被下難有仕合、是迄取續罷在候處、近年心得違仕、御目當薄く御思召、其上御田地は追々作り落し、尙又私へ御懸渡之新開等は他向きへ又懸杯致是、數々の不埒仕候に付而は、去冬御暇被下御尤千萬再應之儀に而如何御斷可申上樣無御座重々奉恐入候、然處右樣相成候而者、心故とは乍申、當時老人子供大勢之家内引連、必至難澁差懸渡世之營も出來不仕、仍與合（組合）中並親類之者共を以再應御斷

申上候得共前文之次第容易に御聞屆難被下候處、格別之御憐愍を以、御聞濟、暫時御試可被下旨重々難有仕合、引續前之田畑懸り受申處實證明白に御座候、然上は壌手入等格別出精仕、御年貢は不及申上、新田見取究米並に作食元利共毎年十一月二十日切皆納可仕候、若本人不埒仕候はゞ受人方より相辨急度御勘定可仕候、萬一此上にも聊不埒儀も御座候はゞ、御日差之方貸取催促を以如何樣にも稠敷御折檻御取扱可被成候、譯立候迄は證人引受御差圖之賃錢日々相渡可申上、扨又此上とも思召に不相叶、下作相止候節は前書持渡り物等取揃差返可申候、假令下作相止候而も此證文御所持中は、右御年貢引負居、受判之筋に相違無御座候、爲後日請合一札仍如件

安政五年四月

三阪原

本人　磯右衛門㊞

一㕝

受人　長　作㊞

田部田地方

御支配　祐助殿

太助殿

（田部家所藏）

地主は一方には小作人に對し威を以て臨むと共に小作人としての風儀を紊した時（小作料不拂を意味す）は、其の土地より小作人を放逐することを敢てしたのである。併し地主は又一方には小作人を保護することもあつた。例へば小作人が何かの理由により村中の百姓から村八分にせられた場合杯には、地主は其の小作人の爲に村一統に對

して詫狀を入れて交際の繼續を請ふたことさへあつた。是は其の小作人が地主に泣き付き、取り成しを依賴した結果であることは云ふ迄も無いが、兩者は內部的には隸屬的關係を有しながら、外部に對しては郞黨的に固く繋がれてゐたことを語つて居る。

（引用十一） 相渡申一札之事

一、私方小作其村淸藏儀色々不如法之儀も御座候に付、受判組にも御入難被成、依而は小作差替呉候樣追々御申出被成候趣、御尤承知致候、右に付小作人段々及語談候得共、思召者更無之、依而淸藏へは私共より及利解尙又同人身上之儀は其村にて小作は私共受合可申候間、御和合被成遣候樣御願申入候處御承知被遣忝存候、然上は淸藏儀に就ては如何樣之難澁出來候而も、此方へ取受村方組合中へ少しも御難澁懸申間敷候間、此段御安心可被遣候、爲後念一札渡仕申所仍而如件

嘉永四年　　　　　　　　　　　　田部田地方

亥二月　　　　　　　　　　　　　政　平

　　　　　　　　　　　　　　　　所右衞門［田地方印］

五人組頭　孫右衞門殿

右の谷上組

組　合　御中

（田部家所藏）

又地主は前顯の小作證文（引用九の一參照）中にも見ゆる如く、場合によつては小作人の飯用として作食を與へ、又農業資金として金錢を前貸することもあつたのである。

要するに三家の所有地は頗る廣くして其の所有地内に住む小作人は概ね株下作制度により耕作し、宛も領主の下の領民たるかの如き關係を以て農業に從事し、其の間地主は小作人に對し或は恩を以て、或は威を以て臨んだのである。

（へ）　地主と柴草

此の地方の農業に在りても、肥料自給の爲め原野に自生する野草を刈取つて綠肥に使用せねばならぬと共に、薪炭料としての林樹及び、建築用としての材木を必要とするのであつた。而して三家の農業は專ら株下作制度によつてゐたから、其の小作地中には腰林と稱する若干の林野を含んでゐたけれども、實際は其れのみでは足らないので、斯る場合には小作人は附近の林野に入りて草を刈り取り又は樹木を伐採するのであつた。三家は小作人をして單に下草を刈り取ることを許し、又は自家用材として其れが必要な場合には地主に挨拶して承諾を經さへすれば無代にて之を採集することを許したが、無斷にて伐採するとか、又は伐採して之を他人に販賣する等のことがあれば、地主は相當の制裁を加ふるか、又は謝罪狀を提出せしめて其の將來を誡めた。

小作人の農業經營上綠肥採集地としての原野が必要であることは、文久年度の文書中に在る『第一御用地之捘山、且又御鐵山之根元の樹木何れも大切の儀兩方立行不申而は不相成』との文言が其の事情を克く語つて居る。地主の持地以外に耕地を見出し得ざる小作人に在りては、其の戸數が增加し、薪材不足するに連れて、地主所有の原野に入り込み採集するより他に途がなかつたのである。

（引用十二）　私儀當夏以來貴家樣御持分下迫に而大切之用木杉木八本盜伐仕、自分腰林に取越隱置き、中作權太郎殿御見當り被成、御不審之旨、內々御懸合御諭も被成下候得共、有形之白狀も不仕に付、貴家樣へ御屆被成、既に表向御取調被成度之處、左樣相成候而は不埒仕、私は不及申上に、組合衆中へも如何樣之難澁出來可申も難計、勿論年來作り懸之田畑御引上げ被成候眼前之儀、左樣相成候而は必至立行不申、依而上土井忠次殿中作權太郎殿兩人相賴厚御斷申上候處、格別之御含を以御內濟被成下重々難有仕合奉存候、然上は以後右樣之不埒決而仕間敷候、且盜取候杉木八本中作權太郎方着渡當り料として錢八貫文並隱置候松木御見當り被成候分御內濟被下候迄日數九十日辻番賃之內米一斗五升此度相納、何も事濟被成下、家內一統安心仕候、爲後日證人加判證一札仍而如件

明治元

辰八月

本人　京　兵衞

本人作　柳　右衞門

下上井

證人　權　太郎

上土井

證人　忠　次

田地方御支配

太　助　殿

爲　市　殿

（田部家所藏）

## 四　三家と松江藩

三家が若し普通の民家であつたならば、年貢上納其の他公邊に對する諸般の義務は總て村の庄屋を通して勤め、藩廳よりの達や賞罰も亦同じく村役人を通して行はれたであらうが、三家は其の村に在つては准武士として待遇せられ、其の富力又優に一藩の財政を援助するに堪へ得たから、政治向に於ては鄕村役人の上位に立ち、社會的には一藩の名門、鄕村の勢家として認められたのである。從つて三家は平生松江藩廳と交渉する機會が屢々あり、其の智見を練ることも出來たから、其の財產の點より見ても、人物の點より見ても、近鄕には三家の右に出づるものがなかつたのである。此の間の事情を說明する爲、玆に三家が松江藩廳に對し財政的援助を爲したる事實と、幕末に於て幕府援助の爲め出動したる事、並に藩廳が三家に對する積極的並に消極的保護と身分上の優遇とに就て語るであらう。

### (イ)　三家の藩財政に對する援助

田部氏、櫻井氏及び絲原氏共に其の先祖は武邊の出であつたけれども、近世の初に至り仕へた主君が滅亡すると共に何れも其の志を武事に絕ち、村落に落ち着きて鐵山業及び農林業を經營するに至つたが、出雲南部の山谷に其の居を定めてより後は、事業の盛衰は屢々あつたけれども、次第に其の家產を增大して近鄕に比類無き富豪となり、藩主の覺えも目出度く、始終藩の爲に財政的奉仕を爲すことになつた。

三家が藩主に對して爲したる財政上の援助として擧ぐべきものは其の屢々なる特別税卽ち寸志金の上納である。蓋し松江藩も他の列藩に於けると等しく、幕末に近づくに隨つて大に財政上の困難に陷つたが、其の度毎に三家はよく御無心を申付けられて居る。尤も無心と言つても藩より表向に納付せよと言ふにあらずして、多くは寸志金上納を申出でしめ、其れを藩主が嘉納する形式を取つたのである。

（引用十三の一）　此度

御公役に付金千二百兩寸志上納仕度分願之趣申達候處、神妙の申出御受納可被成分に候間可被得其意候　以上

九月廿三日　　藤　軍　八

　　間　宮　台　之　助

　　林　原　豐　八　郞

田部長右衞門殿

（田部家所藏）

（引用十三の二）　此度

御公役ニ付銀拾貳貫匁寸志上納仕度旨願之趣申達候處、御聞屆の旨被仰渡候條此段可有承知候　以上

七月二日　　井　上　善　右　衞　門

可部屋

　源　兵　衞　殿

（櫻井家所藏）

寸志金に次ぎて三家が特に藩庫に對して致した經濟的奉仕制度に義田制度なるものがあつた。義田とは松江藩が

財政窮乏を救ふ爲に新設したる制度である。其の方法たるや、藩内の高持百姓をして一時に相當金穀を獻納せしめ、其の代りに當人の持ち高に對して義田の民たることを申付けて貢租を免ずるのである。義田制度に於ても寸志金の場合と同じく先づ高持百姓より義田の民たらんことを願出でしめ、其れに對して藩より一定地の石高を限り義田の民たるべしと云ふ指令を下すことになつて居つた。義田制度は寛延、寶曆、明和の三回に行はれたが、此處に引用する文書は寛延、寶曆の兩年度のものである。

（引用十四の一）　覺

飯石郡吉田町
田部長右衛門

田高百石
内

| | |
|---|---|
| 三拾五石 | 吉田村 |
| 貳石 | 民谷村 |
| 拾五石 | 中野村 |
| 六石 | 神代村 |
| 六石 | 多久和村 |
| 八石 | 深野村 |
| 貳石 | 宮中村 |
| 四石 | 朝原村 |

拾　五　石　　　掛　合　村
四　　石　　　、松　笠　村
六　　石　　　多　根　村

右者依願可爲義田之民候、仍右之通免許地申付者也

寛延元戊辰年閏十月九日　　小田切半三郎　判

（田部家所藏）

仁多郡大馬木村
吉　三　郎

（引用十四の二）　覺

田　拾　石

右者依願可爲義田之民候仍右之通免許地申付候也

寛延元戊辰年閏拾月九日　　小田切半三郎　判

（絲原家所藏）

覺

錢貳千貫匁也

右者義田御禮錢御自分身前之分上納慥請取申候　以上

寶暦十三未正月　　高原祖五郎
　　　　　　　　　岸田清右衛門

長谷川金兵衛
村上喜一郎
常　平方

（田部家所藏）

田部長右衞門殿

（備考）松江藩の義田制度に就ては原傳氏により昭和九年發行の「松江藩經濟史研究」一一二五頁に詳述されてある、委しくは同書參照のこと。

此の外三家は藩主に對しては絶えず珍品佳什を獻納したもの丶やうである。今其の實例を一つ引くならば、藩主松平公が曾て田部家に臨御せられたことがあり、其の際藩主は同家の床の間に掛けありたる永雲の鷹の繪を一覽して頗る興に入らせられた。之を見たる從者の一人は田部家の主人に對し、彼の双幅對の掛軸は頗る殿樣の御氣に召したる模樣なるに付き、献上方を願出でられては如何と耳打ちす。其れを聞きたる主人は已むなく承知し、宿泊中の藩主に畫幅を献上致し度く願出で、其れを嘉納されたと云ふ。之は田部氏の先考が現當主田部氏に親しく語り傳へたと云はれる話であるが、同家には今尙此の話に關する文獻が殘つて居る。

（引用十五）　一筆申入候然者鷹之繪

永雲筆

寶山院樣　養法院樣

御讚有之二幅對御懸物並鷹之繪直庵筆三幅對御懸物獻上仕度旨則入

御覧候處一段之首尾ニ候　恐々謹言

二月

小川隼太　光眞判
神谷國藏　富□判
米田庄右衛門　要専判
内海佐次　嘉豊判
奈倉軍左衛門　友信判
竹内有兵衛　助信判

田部長右衛門殿

（田部家所藏）

絲原氏の居村たる仁多郡八川村は古來牛の名産地として知られ、八川牛の名は徳川時代に於ても近隣に聞えて居つたが、同家は又特に馬匹を愛したから、藩主は屢々其の乗馬を同家に預けて保育を依頼し、又同家所産の馬に良馬があれば、之を藩主に献上して其の乗用に供へたこともある。

（引用十六の一）

仁多郡大馬木村

絲原德右衞門

右此度御召馬村雲栗毛川入養生之爲御預け相成候處格別大切に取扱方々致心配候趣に相聞候仍譽遣

十二月六日

右之通被仰渡候條御書付之趣可得其意候　以上

未十二月六日

雨森甚太夫

絲原德右衞門殿

（引用十六の二）　其方儀先達而御馬獻上致候に付金順々丸付御鞍一背被下置候條可得其意候　以上

安政七申閏三月廿三日

富永湊

絲原德右衞門殿

（絲原家所藏）

斯の如く三家は普通の貢租以外絕えず寸志金の名に於て、又は義田の制度に於て、或は珍品佳什、馬匹の献上等によつて藩主の意を迎へたのであるが、惟ふに三家の如き舊家が巨富を擁しながら、敢て藩主より「取り潰し」の厄にも會はず、却つて種々の便宜を藩主より與へられたのは、斯る經濟的奉仕を絕えず藩主に致した報償であつたと見てもよいのである。

（ロ）藩よりの保護

（A）**積極的保護**　田部・櫻井・絲原の三家に對して松江藩は常に種々の方面に於て積極的保護を加へたが、此は

此の三家を特に保護せざるべからざる必要があつたと云ふよりも、寧ろ藩の財政策として製鐵事業を振興するの必要に迫られ、其れが延て三家に對する保護となつて現れたのである。元來砂鐵事業は藩の特許制度の下に置かれ、藩より鐵師の免許ある者でなければ經營する事を許されなかつた。故に鐵師にして運上銀を未納するとか、又は藩庫に對する義務を怠れば、鐵師の免許を取消されたのである。而して鐵師を免許する以上は藩より其れに對して相當の保護を加へねばならぬ。先づ三家の事業に對する保護より云へば、藩廳勝手方の令達により貢租米の一部を三家に貸附けて鐵山鑛夫の食料に充てしめ、之を後年無利息にて返納せしめたことがある。而して製鐵品は既記の如く大阪方面に輸出するので、大阪商人に利を占めらるることが多いから、之を避くる爲め藩の直營事業の如くに裝はしめ、其の製鐵は『藩御趣向鋼』と稱し、製鐵品は概ね藩吏の手により賣却することにし、其の賣上金の內より先に藩が貸付けたる米代を差引いたのであると云ふ。又製鐵經營の爲には年々多量の木炭を必要とする、木炭は山子をして山林を伐採して燒かしむるのであるが、藩に於ては特に其の便宜を圖り、仁多郡及び飯石郡の廣大たる森林を三家の伐採に委し、其の地盤をも三家の所有と認め、木材を伐採したる跡の原野の開墾をも許した。惟ふに德川時代に至りても此の地方は人口稀薄であつたから、其の地に在住する資本家の手を藉るにあらざれば土地の開發が困難であつたから、斯る便宜を與へたのであらう。

次に鐵山師としての三家には特に藩主より山內使用人の宗門人別改め並に刑罰褒賞の權利を許されてあつた。之は封建制度の下に於ては非常なる權法である。元來田部氏櫻井氏及び絲原氏は一藩屈指の豪家ではあつても、其の

身分は元來民籍に在るのに、藩の公法的制度たる戸籍調査及び賞罰の特權までも認めたのは、其の山内に入り來る人達の中に浮浪の徒あり、甚しきは强盜殺傷をも犯すものがあつたから、之を統御し制裁する爲に斯る權法を必要としたのであらう。當時宗門改は村々の庄屋又は名主の管掌する處であつたが、之を私人たる鐵師に認めたのは非常の特例である。而して斯る特權を藩が私人に許したのは、幕府集權下の列藩の制度が漸く完備し、斯る特權を私人に許しても何等顧慮するを要せざる程に藩制の基礎が確立せられたからである。

（引用十七の一）　宗門放手形之事

利左衞門姉りよ　歳四拾七

右之者在所伯州日野郡下阿毘緣（あびれ）村宗旨法華宗同村解脫寺旦那にて年々下阿毘緣村宗門御改帳付紛無御座候、然處此度仁多郡上阿井村鐵方鍛冶屋者孫市妻に成引越參申候、同人方に參り而は宗旨眞宗同郡横田村善德寺旦那に罷成度由、則解脫寺より善德寺宛宗旨放狀取添進申候處、然上は來辰宗門御改より阿井村鐵方鍛冶屋增人に御書出可被成候、自今以後此方何の構無御座候、爲後日宗門放手形仍如件

安政二年卯月

伯州日野郡下阿毘緣村

年寄　九　平㊞

年寄　仁左衞門㊞

庄屋　政　藏㊞

雲州仁多郡上阿井村

鐵方鍛冶屋主

櫻井源兵衛殿

前書の通り慥於相申候處相違無御座候 以上

宗旨庄屋

木下方右衛門

（櫻井家所藏）

下郡嘉兵 殿

（引用十七の二） 御願申上御事

伯州日野郡上阿毘緣村利左衛門姉りよ歳四拾七宗旨法華宗同村解脫寺旦那に而年々下阿毘緣村宗門御改帳付紛無御座候、然處此度仁多郡上阿井村鐵方鍛冶屋者孫市妻に成引越參度と願申候に付、段々吟味仕候處人柄實可成者に而農人の増に相成候間、願之通對爲仰被下候樣奉願候、御許容被仰付候はゞ、解脫寺より仁多郡横田村眞宗善德寺宛宗旨放狀並彼地役人より宗門放證文取揃増人願差上可申候、此段宜敷被仰上可被下候 以上

安政二卯十月

上阿井村鍛冶屋主

櫻井源兵衛

下郡嘉兵衛殿

右の通願出候間取次差上申候願之通被爲仰付可被下候 以上

卯十月

下郡嘉兵衛

市川虎市樣

（櫻井家所藏）

(B) **消極的保護** 鄉村の富豪たる三家に對する消極的保護としては弘化嘉永年中に藩主が田部家に對して「上支配」即ち同家の家督一切を一應藩に引き上げ、更に之を田部家に貸し附くる形式を以て經營させたことを擧げねばならぬ。

世に盛衰あり、人の一生に浮沈ある如く、一家の中に在りても永い年月の間には異變の起ることを免れぬ。田部家に在りては嘉永年中、事業の經營宜しきを得ずして非常なる困窮に陷り、其の家産動もすれば散逸し、鐵山業も繼續し難き狀態に立ち至らんとしたので、當時の田部家の主人豐房氏は其の家産全部及び製鐵事業一切の取り上げを藩に請ひ、田部家に對して之を貸し附くる名義を以て事業を繼續させたことがある。蓋し田部家は山陰第一の名族と云はれ、且つ鐵山業の利を以て藩の財政上に貢献することが至大であるのに、其の事業の經營宜しきを得ずして「家名取崩」のことありては同地方農村の爲に不幸であるばかりで無く、一藩の爲にも不利であるから斯の如き場合には一家の財産及び營業權を藩に引き上げ、田部家には毎年之を貸し附くる建前で經營せしめ、又家督相續人に就ても干渉し、此等の手段によつて田部家の沒落を防ぎ、且つ債權者の追及を免れしめようとしたのである。

田部家所藏の記錄によれば此の「上支配」の場合に於ても先づ田部家より其の家督を上支配とせられたき旨を藩廳に願出で、之に對し藩廳より指令をなしたのである。之と同時に田部家自身に於ても一層事業經營方針を引き締め、其の手代及び山内者に對して嚴重な訓戒を與へた。

(引用十八の一) 弘化四未年御支配向豪仰候御書付

長右衛門儀は御國內に而格別之家柄に大層之諸家督等所持罷在候者に候處、往々家名取崩し候樣之事とも出來候而は以之外之儀、依而厚御含を以、此度同人願出之通り、諸家督悉皆上に御引上げ被仰付、每歲御貸渡被成遣候、御末代目貿之御免被押置、家業向上之鐵山の名目に被成遣、長右衛門に支配被仰付候事に候處、同人義は古來より鐵產業を以取續候家筋兼而相續人心得方第一家業に精力を盡し、往々鐵山永久之筋格別力を入、取引可致段勿論之事に候、若又以後より心得違のもの出來、勝手向取崩或は身持放埒等之儀有之節は、相續人御差替、倅二男三男又は男子無之候はゞ、一類の中と申もの歟御目當に相成候もの〻、相續鐵山支配可被仰付候間、其節は頭手代親類共より及吟味可願出候、御糺之上、御取計可被成遣候間、此等之筋、長右衛門に與得御論置可有之候

一、諸事懸引之儀、御勝手方郡方に伺合可申候、尤勝手向手操等之儀は是迄之通御勝手方へ相懸り、土地に懸候願引類兩役所たるべく、尤右土地に懸候諸願等は長右衛門より郡役人共に及示合、連印を以郡奉行直當可致候、且又鐵山產業向に差閊之儀出來候而は家名相續之道に可相懸段勿論之事に候、諸事差閊之儀有之候節は長右衛門より郡役人に示諸懸引におよび可然事に候間、郡役人共懸り合之心得を以、諸事實意示合精々力添取引可致候、是等之筋長右衛門且つ郡役人に與得御申談可有之候

但鐵穴方且鐵師頭取口判取來候願引ものは是迄同樣口判可申受勿論之事に候

右格別之譯を以前書之通被仰渡候條諸書付之趣得其意、且郡役人共えは別紙を以申談候條萬々及示合可令取引候　以上

未二月十八日　　市　川　虎　市

田部長右衛門殿　　（田部家所藏）

（引用十八の二）　諸家督家業向

上御支配に願出、蒙御聞屆候根元は寬政之度、身代に餘り候及高借に偏に

上御主法入を以家名取續候得共、素より業家之事故業體盛衰は無據次第、依之何卒家名萬代不朽之計らひにいたし遣たく、猶又追々末世に至り人氣あしく山境等自然と御法を犯し小才の工みより一村を動し及差縺　上に奉備御苦勞、剩咎人等出來候向も可有之、元來鐵山産業之儀は御國産之重なる業向、且は山郡永續之御仕向、旁々古代より厚き御主意を以御立被爲置末代不窮也、産業彼是世々の成行を考量いたし見候處、當家之儀は悉皆上御仕向に隨ひ不申而は相續相成かたく、深く慮り有而御支配向に蒙仰候儀に候得ば、相續人並目的手代とも忽緒に相心得候儀曾而不相成事に候

一、倩々先年難澁に陷り候成行を相考見候處、家政分限益々增長に至り、業體不差引に臨み候而も種々工面を相働き、當分之遺操而已にて世上を繕ひ候故、終には高借に及び、先祖より持傳候田畑等不少賣拂候段はかねて相續人目的手代ともの心得方よろしからず故之儀と被存、歎しき次第に候、併世々業體盛衰は無據次第に候得共、萬々一家業不差引借財に至り候向も有之義候はゞ、手はやく勘定向等取調、有形手筋御役所へ伺出、御主法入に被仰付候樣可取扱肝要之事に候、畢竟當家は自他國へも相響き候業家に而、世上萬々手廣之成行に押移居候得は、殿(しま)り合杯と申場に至り候而も、自分一己之力にては人氣合等相治かたく、偏に上之蒙ニおかけ聲ニ不申而は萬々主法向行屆不申事に候

一、上御支配向に蒙仰候家に候得ば、諸家督賣買は勿論、質入又は受判等相續人に印形勝手に取扱候儀堅く不相成事に候、左候時は全家督に相かかり候借財出來可申道理無之、譬不差引に臨み候而も御公物返上而已之御主法向に候得ば、年數不相立內、御主法相つらぬき可申、いつ迄も永續之計らひに候、若し時之相續人上を掠め、策略を以印形勝手に取扱候向も有之、萬一及露顯候時は、以之外之儀家名に相かかり候場も難計大切至極之事に候得ば、兼而能々可相心得事に候

一、御書附表に被仰渡候通、代々相續人之儀は急度日當無之而は不相成儀に候得は、時之相續人兄弟有之候とも、二男三男之內、隨分目當に可相成もの壹人は相續人子供出來候迄相當之場を以、撫育いたし置可然候

一、家業向手廣に相續罷在候に付、自他國とも多端之掛合に而、趣により

公邊におよび候樣の儀も出來可申、且は數ヶ所之鑪鍛冶屋又は家元においても多勢之人別召抱居る間には心得違ひの族も有之、御法を犯し候樣の儀も可有之候哉、彼是時宜によつては相續人目當て支配人とも自然と上に對し不相濟成行に至り候事もはかりがたく、是亦悉皆機變之計ひに候得共、御仕向により候而は家名に相掛り候向も計りかたく、萬一左樣之場にも相臨み候はゞ、御支配家に候得ば相續人目的手代とも支配向不行屆之筋のみに相至り、全家は上御支配之筋を相貫き、譬如何體之儀有之候とも、越度は相續人頭支配人ともえ引受家名に不相掛樣、可取計肝要之事に候

右當家爲永續前書之通御支配向に願出蒙御聞屆を候條、代々相續人は勿論目當の手代とも能々相心得家名不取崩樣萬代不易之計ひ可爲肝要もの也

嘉永三　　　豐房

（田部家所藏）

（引用十八の二）　當家之儀は御國内同職も有之候儀に候得共、外迄業家とは異り、土臺家督へ附屬の職業に付ては手代中連綿として古老のもの數代相傳候事顯然たり、左候得者、業體懸引心得方銘々自身之支配筋に相心得番頭職のものは第一家の補佐興廢定理の工夫重要の事、就中勘定向都て詰方點檢を旨と致し、時の相續人自然と驕我儘の向も有之時は、家政第一の勘定向を根元とし、則　上より被仰渡候御支配向之御主意を以及諫言、其節不得止家政に相懸り候次第も有之候はゞ、無據手筋御役所へ伺出、御主意に隨ひ精々家政之規矩不取亂、上を重じ、輕意の取計ひ堅不仕樣差配肝要之事に候、其外引受支配人共に於ては業體出精向は勿論、實意に打廻り、勤方相勵有之度、畢竟業體之規模は勘定中浮に專ら有之儀に候得ば、是等の處は諸ヶ所出目銀等取調出精向甲乙及點檢、勤功相顯候ものは譽遣すべく、中には惰弱之勤方不殿り合之族も有之候者は、譬舊臣たりとも、其筋取糺禮により、急度可申附、左候時は數代之勤功取失ひ歎敷次第、時の相續人へ取候ても不本意之事に候得ば、兼ね〴〵諸事相愼、厚精力を盡し候儀肝要之事に候、且是迄の勤功不輕人別有之候に付、夫々

目銀等書出及點檢に候筋も有之候得共、是又不容易儀、則勤功之人柄は連綿と勤向相傳不絶支配向行屆候儀に候得は略之

補

當家之義は產業を以相續罷在候に付ては普代相傳り候ものゝ內相選家政爲取捌候儀に候處、畢竟家務根元は業體に有之事にて、鐵山繁榮之道筋相開け不申ては相續にも相掛り候義に候得ば、兼ね〴〵相續人心魂相碎き產業巧者のもの相選頭支配申附、若年手代とも仕入方不爲致候ては自然と家職根元を取失ひ、終には御鐵山御支配向にも相掛り候譯出來可致も難計、誠に以大切至極の儀に候、然處是迄家風成行を相考見候處、普代相傳候臣族にて行屆難節は新參雇入試みに召遣ひ候內、可成に業向目當に可相成見込候得ば、數年不相立內にも辨理を以金銀受拂等相任せ間もなく壹ケ所支配申付候向も有之候に付、自然と心得方等閑に相成、家職根元を失ひ、剩行狀等不行屆無據暇等遣し候もの間々有之、相續人は勿論、頭支配人とも支配向不行屆故の儀と甚以歎ヶ敷次第に被存候、且鐵山家業根元の基倩々考量致し見候處、餘之商體とは異り、萬國へ相用ひ候格別之御國產、米錢を元として人別稼方永續之御仕向に候得ば第一分限質素相愼、艱難を基とし、いつ迄も不變之產業故、古代より鑪鍛冶屋下小家、家廻り等職人杯不用、何にも有之儘、誠に古風之補裡に候得は、是等之處深く考量有之度、肝要之事に候、然處大勢家臣とも召遣ひ候儀出精之詮無之ては仕入方難行屆依之此度改て家務番當職相任候ものは年數勤勞相改其外地方鑪鍛冶屋支配向之義は、夫々引受之場を以年々出目銀等左に相記出精向點檢の上譽可遣、就中忠節相勵候ものは格別に相撰相續人より深く考量に及び夫々譽可遣者也

嘉永三戌五月　豐房

編之

附——

今般改て頭支配三人に取究候儀は家督へ附屬之産業故古代之通壹人にて行屆難く畢竟家亡之取引等閑之場より自然と支配心得方相絶若輩之場より心得違のもの出來可致、且勤方出精規範見込も難附、依之春秋の内壹度宛惣ケ所手當として、手を譯差向取調べ爲致可事　（田部家所藏）

以上は專ら松江藩主と田部氏に關するものであるが、斯く其の家名を相續し難き場合に立ち至つた時は、藩主は債權者の追及を防止する爲め、藩に請ふて一家の財産及び營業權を上支配に願はしめ、其の願を容れて新に其の家に貸與する形式を取つたのである。三家が始祖以來數百年の永き間出雲山中の富豪として其の名を謳はれたのは、一方に於て藩主より斯る保護政策の施されたことによるのである。

（八）　身分上の優遇

藩は田部・櫻井・絲原三家が藩主に對して或は寸志金の上納をなし、義田の奉仕をなし、又珍品佳什を献納すると共に、地方公益の爲にも盡す處が多かつたので、之を嘉賞する趣旨よりして種々なる優遇を三家に對してたした。蓋し松江藩が領内の有志や村役人に對して行ふ身分上の褒賞は、一、生涯合羽御免　二、生涯階具御免　三、倅階具御免　四、代々階具合羽御免　五、生涯苗字帶刀御免　六、代々苗字帶刀御免　七、生涯下郡格　八、代々下郡格　九、小算用格の九等に分たれてあつたが（飯石郡誌四七〇頁）、田部家、櫻井家及び絲原家は代々此等の等級の一或は二以上の優遇に浴して居る。

（引用十九の一）　覺

仁多郡大馬木村
吉　三　郎

右家業精出質素倹約を相守不變御公役之節は寸志銀差出之神妙之事に候條生涯階具木綿合羽差免之　以上

(絲原家所藏)

(引用十九の二)　覺

一、兼而家事取治方宜敷、家業體に力入候趣に付帶刀上に
御紋拜領被
仰付候儀冥加之事に候得者、召仕のもの末迄も輕々敷不相心得、以後は就中家格之規矩を糺し、上下之差別猶嚴重一段候、
且家事竝業用取捌方之儀月々式日に而も相定、目當のもの等へ及相談取扱度候事

三　月　六　日

(田部家所藏)

(引用十九の三)　覺

仁多郡大馬木村
絲　原　德　右　衞　門

右其方儀兼々行狀宜敷質素節倹相守、家業手廣之懸引に候處、精出し猶又新開畑田成を始め惡田取立等に力を入、所々往還筋不絶心を以て普請人馬之通行自由に相成、諸人之難澁を救、差纏事業有之候得者、不益をも不厭穩に取治め、萬端抽諸人、實意にて取引候付、人別氣受も宜敷趣相聞、奇特之事に候仍生涯帶刀差免之
右之通被仰渡候處、其方儀は數々有功にて各帶刀をも差免可致譯に候得共、樣々の趣殊勝の儀に付、代々十郡下郡上座に被仰付候、然處格別之奇特に而尙又此度右之通被御付候條御書付之趣可得其意候、本式立候節は格別、平常は帶刀心次第

にいたし候ても不苦旨に候　以上

安政四巳八月十四日

絲原德右衞門殿

（絲原家所藏）

（引用十九の四）　覺

飯石郡吉田町

田部長右衞門

右是迄數度寸志銀差出し、尙又島根郡三保關において鯨組相立候に付格別之寸志申出當代に至り不少寸志銀差出候且又所持之道具類も度々差上之候段彼是神妙事に候依之代々十郡下郡上座に申付之

二月廿八日

右之通代々十郡下郡上座に被仰付旨被仰渡候條御書付之趣可被得其意候　以上

申二月廿八日

石川丈右衞門

田部長右衞門殿

其許儀今度格別之勤功に付而子孫に及候重き御稱美蒙仰候段無難有可被存候、畢竟右は身上向も諸人に抽候儀其上悴五右衞門も諸事堅固に相聞え候に付、鄕中役人之頭に被差置候而も可然ものと被思召候而右の通被仰付候儀にも可有之候哉、就中手柄之事に候、然處右樣之譯に候へば、萬一子孫に至候而も心得違いたし、身上持崩し又は諸人之上席に備候而不相應之人物等有之候はゝ、其節は如何可有之候哉勿論上之思召は難計事に候間、申迄は無之候得共、子孫代々不相更諸事相愼、堅固に相續いたし候樣有之度存候此段心付候事故申述之候

（田部家所藏）

（引用十九の五）

仁 多 郡

下 郡　四 郎 左 衛 門

右仁多郡之儀は年來難郡に付、百姓共米借物差重難澁至極の處、村役人並頭百姓共に深切に申諭候に付、村役人共力を合せ取扱候故、百姓耕作に打込み相働候樣に相成、其上北原村大井關所望之儀をも彼是令心配萬事實意之令取扱候故、永續之筋も相立候段格別精出し候故之儀、神妙之事に候、仍生涯下郡格に申付之

右之通其方儀神妙之事に付而生涯下郡格に被仰付候條御書付の趣得其意難有可奉存候、猶又以來共隨分念心配、相勤可有之候　以上

安政六丙二月十日　岩 佐 文 左 衛 門

下郡　四 郎 左 衛 門 殿

（絲原家所藏）

（引用十九の六）　覺

飯石郡吉田町

田 部 長 右 衛 門

右其方儀耕作は勿論家業體に力を入質素儉約家事之取締り宜敷、追々身體手厚にいたし候段、神妙之事候、仍代々帶刀生涯小算用格申付

（年代不明　田部家所藏）

（引用十九の七）

仁多郡雨川村

絲 原 德 右 衛 門

右其方儀家業體は勿論、耕作に志厚、新開畑田成等設、別而大馬木村は廣大之場所開立御高增に相成其外所々地直出精候

段、且又此度又々御馬差上不絶御用途をも相勤、尙年々米代嚴重致上納兼而郡中に仕向方も宜敷段相聞、彼是諸人に抽殊勝之事に候、仍而別段の譯を以、格式御徒席申付、猶又悴武太郎小算用格申付之

明治二巳二月二日

右之通被仰渡候條、御書付之趣可被得其意候　以上

巳二月二日　國府久馬花　押

絲原德右衞門殿

（絲原家所藏）

右の如く合羽御免、階具御免、下郡格、小算用格に登用する等の優遇を與へた上にも、松江藩主は參覲交代又は大社參拜に際しては早飛脚を以て其の日時を三家に通知し、沿道所定の場所（多くは津田村）にて藩主に御目見えすることを許した。蓋し封建君侯が領內在鄕の一庶民に謁見を仰付くるが如きは當時としては破格の優詫であつたのである。而して此の御目見えの場合、三家の主人が同席する場合には、主席が田部氏、次席が櫻井氏、三席が絲原氏と云ふやうに豫め藩廳より席次が定められてあつた。

（引用二十の一）

於乍漿日御崎　御社參之節於宍道町外御目見席田部長右衞門次座に櫻井傳一郎罷出候間、同人次座へ其方罷出候可申談者に候條可得貴意候　以上

嘉永二年九月二日　小川祖右衞門

絲原德右衞門殿

（絲原家所藏）

(引用二十の二)　殿様來る十六日

御城着被爲遊旨に付其方儀於津田村山本權市次座外人別

上席に而

御目見被仰付、前々日十四日迄に令出府早速御役所へ可相屆候　以上

五月八日　　國府久馬花押

田部長右衞門殿

追加手札令懷中可罷出候、且故障之儀有之不罷出候はゞ其段も前々日迄に可申出候　以上

別紙被申入候節、是迄は飛脚之ものへ祝儀被遣候事と相聞候處、此度より小屋飛脚を以被申入候間以來其祝儀等被相止度

以上

五月八日　　河野榮藏

　　　　　　西村重平

田部長右衞門殿

(田部家所藏)

茲に特記すべきは、斯の如く藩廳の行ふ種々なる身分上の優遇は概ね田部家・櫻井家・絲原家たる其の家に對して施すものにあらずして、多くは其の人一代に對してするのである。故に同一の家に在りても父は下郡格を仰付けられ、其の子は帶刀御免を許さるる等、其の代の變る每に沙汰せらるるものであつた。之は藩主が鄕村の富豪に對して絕えず忠勤を盡さしめん爲であつて、若し一度優遇を與へて其れが永續するやうでは鄕村富豪に對する睨みが利かなくなるからである。其れ故に三家には同樣の優遇沙汰書が今も多數に保存されてある。

惟ふに徳川時代に至つて我國封建制度の組織が漸く成熟し、其の財政は領内百姓より收納する外、商業及び特殊工業（例へば製鐵業）の利益を民間より徴して命脈を維持し、又武門階級の有する社會的裝飾及び名譽は一切之を庶民に禁じ置き、其の間特殊の功績又は金穀を上納したるものに限りて之を許すことにしてあつたから、富豪は武士の待遇と名譽を得ん爲に進んで金穀を献納し、之に對し武士専有の社會的名譽を藩主より特許するのであつた。語を換へて云へば、法禁による社會的名譽と、額に汗して得たる財物交換が行はるゝことにより、封建支配者の生活が支へられ、同時に封建治下に於ける庶民階級の名譽慾が滿足されたのである。

（二）　三家の出動

元來田部・櫻井・絲原の三家は武家所出を以て村落に住み、徳川時代の初頭には舊族の郷士として其の家を興したものであるが、其の後事業の經營により家産が増大したのと、多數の山内者を使用してゐたことにより、幕末天下の物情騷然たる頃に至れば、三家共に此の山内者に武具を持たせ、又は軍夫に仕立て、徳川氏の親藩たる松江藩の命に從ふて出陣することになつた。元治元年徳川幕府が長州征討を企つるや、松平氏は幕命により長州征討に向つたが、其の時三家は種々の軍用を勤め、殊に櫻井家の如きは住宅の周圍に防戰準備の爲に防壁及び鹿砦を造ることを許されたと云ふ。斯くて久しく農村の富豪として生活し來つた三家が幕末に至り一種の農兵として勤務に服することになつたのは、徳川末期の社會變動の餘波が三家に波及したものとして見るべきである。

（引用二十一の一）　其元に先達而口屋固め被仰付候付而者、一方之御備にも相當り候儀に付、異變之節具足着用被差免度旨申

達候處、具足者格々之定めも有之候得共、格別御目當之ものに付、兜袖佩楯丈け相除可致着用、尤兜代りに陣笠半首等相用ひ候儀不苦分に候條、此段相心得時々係候はば指揮に隨ひ可被盡粉骨候　以上

子九月九日　　　　村田幾右衛門

田部長右衛門殿

追加本文陣笠半首共塗色等者勝手次第好に任せ取用ひ候様可申談旨に候　以上

右添書

一筆致啓上候、異變之節着服之儀に付奉行中ゟ別帋之通被申入候處、貴様之儀者舊家相傳候兜も可有之哉、追々功も有之候はば、着用被差免候様相成候間、左様御承知可被成候、此段可申進分に付、如斯御座候以上

子九月九日　　　　成瀬長平

田部長右衛門殿

（田部家所藏）

（引用二十一の二）其方儀先達而は尚又寸志申出、當節不穩時勢付而は武器類相嗜置非常之節兼而抱置候もの共召連御用筋相勤度段申出之、神妙之事に候、時宜寄、速に人數繰出し指揮に隨ひ可盡粉骨もの也

久三亥年十二月　　文左衛門　花押

筑後　在江戸無判

權太夫　花押

修禮　同

千助　同

能登　同

田部長右衛門殿

（田部家所藏）

（引用二十一の二）　覺

仁多郡雨川村
絲原德右衛門

右其方儀長征一條に付ては異變之節口屋竝要地固め等兼而申付置候處、鐵砲拜借備相達置、尙去六月石州に御人數押出の節、手代共に山子差添遣し數日骨折候段相聞奇特之事に付仍爲褒美遣之

慶應三卯四月九日

右之通被仰被候條御書付之趣可被得貴意候　以上

卯四月九日

瀧波與右衛門

絲原德右衛門殿

（絲原家所藏）

斯くて三家は幕末に近づくに從ひ其の家格愈々高きを加へ、幕末の長州征討に際しては幕府の親藩たる藩主の命に應じて軍役を勤め、一意忠勤の意を表しつゝ、以て昔取つた杵づかを再び取つて、一時的ながら農兵の昔に立ち歸つたのである。

## 五、維新後の三家

德川時代に於て一郷の名門たり、又藩内屈指の富豪であつた三家は明治維新の際諸制の改革と共に如何なる變遷

を蒙つたか、明治維新と共に諸藩の版籍は奉還せられ、次で廢藩置縣行はれ、藩知事は上京を命ぜられて東京に永住することゝなると同時に、舊家臣は其の俸祿に離れ、公債を與へられて士族に編入せられたが、昨日迄農村の准武士として帶刀御免、御目見え、下郡格、小算用格等を以て遇せられた家柄も維新の變革と共に准武士たるの資格を失墜したのである。當時松江の民政廳では特に准士族席なるものを設け、田部・櫻井・絲原家に對しては特に准士族を以て待遇した。

（引用二十二の一）

是迄數度寸志金等差出其上兼而家業向令盡力候に付今般出格之譯を以等級五等列下準士族席申付候事

田部長右衞門

三月十四日

政　　廳㊞

（田部家所藏）

（引用二十二の二）　御自分儀準士族席に被仰付候付而以來身分之儀者施令可爲分に候間可被得其意候　以上

三月十七日

民　政　局㊞

絲　原　權　造

（田部家所藏）

（引用二十二の三）

是迄數度寸志金等差出其上兼而家業向令盡力候に付今般出格之譯を以而等級五等列下準士族席申付候事

明治四年三月十四日

（絲原家所藏）

明治初頭に於ける舊鄕士等が士族籍に對する考へ方には二通りあつたやうである、一つは只管に舊慣に泥みつゝ

士族に列せられんことを願つたもの、二には幕末の士族生活の慘めさを熟知し、士族を輕蔑するの傾向あり、從つて明治初年の屬族決定に際しても進んで平民籍に入つたものが其れである。此の間に在りて三家は准士族としての待遇を受けたが、併し之は三家に取つては左程光榮あるものでは無かつた。何となれば、明治時代に於ける三家活動の原動力は德川時代から持ち傳へた其の財力と傳統的權勢が然らしめたのであつて、之あるが爲に三家はあらゆる名譽職を帶び、屢々中央政府及び地方廳より表彰せられ、又多額納税者として貴族院にも列し、以て出雲屈指の名門として其の聲望を謳はれつゝ今日にまで及んで居るのである。

## 結　言

以上數節に亘り、出雲南部の三名族を中心とする社會經濟史の各部面に就き説明し來つたが、今上來述ぶる處を取り纏めて綜合的評論を試みるであらう。

一、今日現存する地方の舊家中には其の先祖が遠く藤原氏に溯るとか、又平家より出づるとかの證據として其の家に傳はる系譜を重視する風があるけれども、此等の系譜中には德川時代に於て特に製作したるものがあり、よしや製作したる形跡なしとするも夢の如き單なる系譜の連續は史料としては何等の意味を持たないのである。然るに茲に題材として選みたる田部・櫻井・絲原の三家は永祿以降約四百年に亘る其の家の歷史を明かに傳へ、各家と藩主竝に地方社會との間に複雜なる交渉を保ちつゝ明治時代を經て今日まで繼續し居ることは、農村社會の中樞體た

る地主の歴史的研究に對し有力なる資料を供給するものと云はねばならぬ。

二、田部・櫻井・絲原の三家は仁多及び飯石の二郡に散在するけれども、各家の沿革は互に類似して居る。殊に田部家の祖が尼子毛利の對立時代に於て征戰を專にしたことがあり、櫻井家の先祖は民間の講談に其の勇名を傳へられたる塙團右衛門の後裔であり、唯絲原家の開祖に就ては武邊所出の確證無きも、其の家に傳ふる口碑及び同家が最初其地に土着したる前後の狀況より判斷すれば、必ずや中世末期に於ける山陰地方の武士の流れであることは疑ふ餘地なきを思はしむる。蓋し中世末期の頃足利、織田、豐臣、德川と中央覇權の推移が順次に行はれたる際、幾百幾十の守護地頭竝に其の家臣が朝に仆れ夕に亡び、其の間智勇共に具はり、且つ好運なるものが躍進して後年の藩主となり、又は國老國宰の重位に用ひられ、武運拙くして敗北するか、又は其の主を失つた者は一家斷絶するか、又は土地を離れて深山幽谷に隱れ、其處に家運を挽回しなければならぬのであつた。併し當時其の家を再興するにしても、武士として再興するにあらずして、德川幕府統卒下の庶民として家を興すのであつた。近世末期に出雲山中の幽谷に新居を構へて家產增大し、遂に一鄉の名門となりたる田部・櫻井・絲原の三家は斯る社會大變動期所產の名族である。

三、田部・櫻井・絲原の三家が武人の所出である以上は其の家に苗字のあることは云ふ迄もないが、然も苗字あるに拘らず田部家が「綿屋」を名乘り、櫻井家が「可部屋」を名乘り、絲原家が「湯の迫」を名乘りたるは何故なるか、元來屋號は同姓の多い地方にて家々を區別するために用ゐられたものであつて、山陰地方には特に此の慣習

が一般に行はれたのである。

四、田部家の遠き先祖の出身地に就ては紀州田邊族說其の他があるが、後ち邊を改めて部の字となし、又櫻井家は最初は塙姓を稱して居つたが後ち櫻井姓に改稱し、絲原氏は最初糸の字を用ひて居づたが明治維新の際絲の字に變へたとのことである。而して櫻井家が塙姓を廢したのは故らに祖先の勇名を蔽ひ、後年の藩主に對する忠順の意を表明したのであるらしいが、田部家や、絲原家の姓字改正は家運の隆興に伴ひ當時の戶主の嗜好によつて行はれたものゝやうである。

五、田部氏も、櫻井氏も、亦絲原氏も出雲に入國してから皆一度づゝ屋敷替をして居る。卽ち田部氏は吉田村木の下西から今の吉田町へ、櫻井家は上阿井村呑谷から今の石畑へ、絲原家は大馬木村湯の迫から今の八川村雨川へ轉居して居るが、其の轉居の動機は砂鐵採集の便宜を得んとする爲でもあつたが、地勢狹隘にして聚落の生成が困難なる爲でもあつた。最初三家が出雲の山谷に入つて上記の古屋敷に土着したのも、當時其の地が生活資源を得るのに最も便利であつたからであるが、後ち其の居を轉じて現住地に屋敷を構へたのも亦より良き生活手段を求めんが爲であつた。

六、德川時代に於ける大地主が其の所有地を如何にして獲得したかを知るは日本の土地所有權發達史上極めて必要のことであるが、主題となり居る三家の土地の中には代價を拂ふことなくして所有に歸した土地があるやうに記錄の上に殘つて居る。卽ち田部家に於ては其祖先が文永年間に吉田村地方を伐り隨へて鄕長（實は名主）となつた

のであると云はれ、又其の後の一祖先は戰功によつて吉田村に一貫前の土地を恩給せられたとのことが古文書に見え、更に櫻井家に在つては曾て藩主より殖産奬勵の趣旨により藩有林を無償附與せられたりとのことであるが、惟ふに他の田部、絲原二家に對しても櫻井家と同樣に土地を給與したことであらう。三家今日の廣大たる林野は恐らく藩制時代に於て事業振興の爲に松江藩より交附せられたものが大部分であらうと思ふが、此の土地所有起源に關し若干の論辯を試みなければならぬことは、社會經濟上の事實は總て其の時代を背景として觀なければならぬことである。卽ち曾て田部家の遠祖が吉田村の名主となつたのは鎌倉時代であつて、其の頃に於ける此地方の山谷が殆んど無主の境域に近きものであつたことは推察するに難からず。又其の後尼子、毛利兩氏爭覇の頃に於て、田部家の一先祖が其の軍功により土地を恩給せられた事は當時の事情よりして當然にあり得べかりしことである。而して當時若し田部家の武運が目出度く打續いて何處かの城下町に赴き家中士となつたならば、此の恩給地の上に「天祿を喰む」ことなくして止つたであらう。然るに其の後歸農して吉田村に土着した爲に、先の恩給地が其儘私有地となつたのである。又後年に至り藩が三家の砂鐵採集及び農林業を奬勵する爲に藩有林を無償交付したと云ふ事も、當時殆んど捨てゝ顧られざる出雲南部の幽谷を開發するには三家の如き資本家と其の經驗に待つにあらざれば成就し難き狀態に在つたから、其の藩有林を放つて三家の用役に委したのであつて、當時としては最も有り勝な勸業政策の一つであつた。斯の如く社會經濟上の出來事は總て其の時代を背景として見るべく、決して歷史の範疇を越え現代人の思惟を以て論議すべきでたいことが承認せらるゝならば、數百年前の經濟事實に對して今日の吾人の懷く

法律觀念や經濟思想をあて欲むるが如きは到底許され難い事である。唯此の間に在りて三家の所有地內に住む百姓等が無斷開墾を企て、其れが露見して地主より小作料を納入せしめられ、又柴草刈取に就て折々地主と百姓の間に紛爭が起つたのは、其の所有地餘りに廣くして管理が充分に行き屆かず、所有權行使力の弛緩したのに乘じて地內小作人の專斷が行はれた結果に外ならない。

七、田部・櫻井・絲原の三家は德川時代に於て盛に砂鐵採集業を經營し、傍ら農林業を營みて巨富を成したのであるが、松江藩は普く領內の鐵師を保護し、此等事業家の利益の一部を藩廳に上納せしむる事に意を用ひた。砂鐵採集は藩の特許による一種の獨占事業であつたのである。

八、元來松江藩の一庶民たる田部・櫻井・絲原の三家が鄉村に生活しながら武士の家格を以て待遇せられたのは、末期封建時代に於ける特有の社會現象である。德川時代の末葉に至れば、啻に松江藩のみならず、他藩に於ても鄉村の豪戶又は市町の富者を待つに武士格を以てするの風を生し、否な貧乏なる家中士よりも富める地方の豪家を重んずるの風が漸く盛んとなつた。此は七百年來の封建經濟卽ち領土を以て其の財政仕法の根本とする制度の維持が漸く困難となり、領土經濟による年貢收納以外に富豪より出づる一寸志金一が藩庫の窮乏を救ふに至つた事を語るものである。斯く領土經濟以外、貨幣經濟による上納金が重要視せらるるに至つて、庶民の持つ貨幣資本の力が漸く武門の權勢を摩するに至り、其れが三家に對する身分的優遇法として現れたのである。

九、然も三家が藩主より准武士として待遇せられ、村民より一鄉の長者として尊敬せられたる其の根本動機を尋

ぬれば、砂鐵採集事業に使役せらるゝ數百人の山內者と、小作に從事する多數下作人の勞營によるのであつた。山內者とは年中山內に在りて勞役し、一家代々同一職業により主家に仕ふる譜第の職人である。下作人は經營地たる農地の外、家屋、山林、原野、農具、家畜等に至るまで之を主家より貸與せられ、其の名を小作と云はずして特に下作と呼ばるゝ程に身分の低き百姓であつたが、然も此の下作人も山內者に比すれば其の身分は遙に高かつた。山內者は普通人と結婚し得ず、山內者同志間にて婚を通じたのは、山內者は一般人よりも其の沿革上よりして一層隷屬的であつたからである。然も此の山內者と下作人は三家經濟の根源を培ふものであつたから、三家は代々努めて彼等の生活を保護して、其の業に專なるを得しめた。山內者と下作人は主家から下賤視せられたけれども、彼等が何かの事由によつて村八分にでも逢つた際は、主家の地主が當人の爲に詫狀を入れて村の絕交同盟を解除するのであつた。又幕末長州征伐の際、三家が其の使用人を引き連れて幕軍に參加した如きは、主從を一團とする一個の郎黨關係であつたとも見ること出來る。

十、三家の土地制度中特に說明を要するは小作の目的物中に農地の外・山林・原野・家屋・農具・家畜等を含みたる株下作である。株下作は一に又「丸下作(げ)」とも「本下作(げ)」とも稱へられ、此の地方に於ては普通の「切り掛け」小作よりも却つて此の小作制度の方が普く行はれ、農家は此の小作制度を以て寧ろ尋常の小作形態と看做して居る。株下作の目的物中には既記の如く田畑のみならず、腰林なる薪炭用林があり、草山とて野草採集地があり、更に又小作人の住宅の外に厩、梯子、牛馬、搗臼、雪隱、戶、障子等に至る迄も地主より借り受くることは、他地方の農

村に於ては見るべからざる慣習である。斯る特有なる小作制度は如何にして起つたのであるか、其の原因の考察に當つて先づ着眼しなければならぬことは、小作地のみならず、土地其の物と共に農家一戸に必要な物件全部を包括して株地と稱へ賣買譲渡する慣行が雲石地方に行はれゐたことである。株小作の實證資料は既に前に示したから再掲を避くるが、玆に株地の賣却證文を取り上げて示すことにする。

永代賣渡申田畑證文之事

乙女子六畝拾貳歩內

下々田六歩　　分米一升八合

…………　…………

田反〆一反五畝二十一歩

分米一石三斗八升一合

外に三升一合四勺　　斗代上り

〆一石四斗一升二合四勺

上高一石六斗九升五合　　本鄉

（中略）

一、御種追貸御法之通付渡

一、居家　一軒
但大〆戸三枚　但內　三尺戸　二枚
　　　　　　　　　　五尺戸　一枚
障　子　三枚
但內　三尺障子　二枚
　　　五尺障子　一枚
一、階　子　一つ
一、搗　臼　一つ
一、雪　隱　一軒
代錢　百三十貫文
右之御田地當申納より永代賣渡代銀慥に受取申處實正也、然は御年貢は不及申、右懸諸役目等に至迄村並一統不限何等其方より可被成勤候、此於御田地は往々其元持主、以來此方少も聊無御座候、永代賣渡證文爲後年仍如件
文化九年申四月
松笠村
賣主　清左衛門
同村
證人　彥左衛門

同　和　七
年寄　彦太郎
同　彌四郎
庄屋　與右衛門

綿屋
爲次郎殿
（田部家所藏）

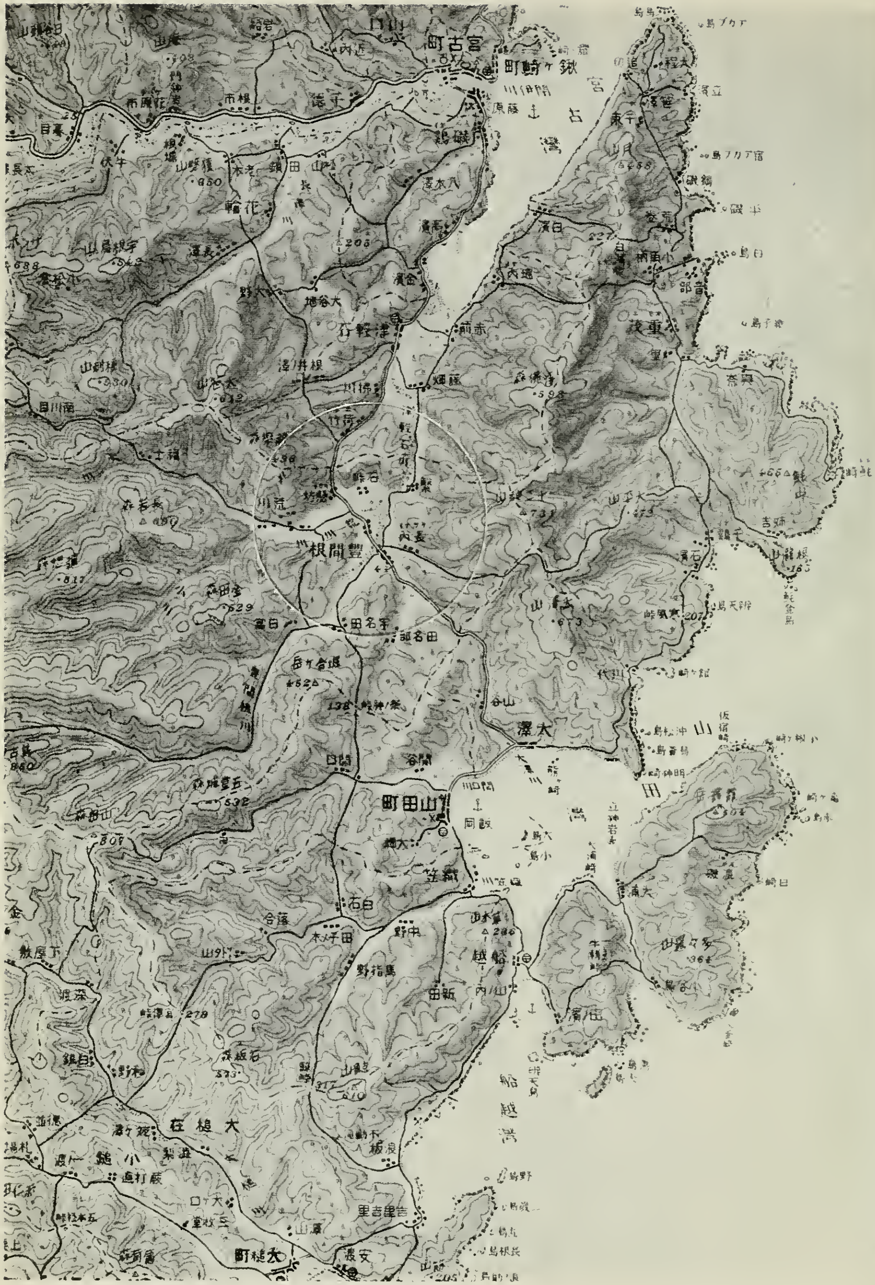
斯の如く、此の地方では一家の土地財産を「株」又は「丸」の儘に取引したのである。惟ふに、我中世の頃、地方農家にして一定の地を卜し新田を開發した者は所謂開發領主であつて之を名主と呼び、「重平名」とか又は「中田名」とか云はれたのが其れである。而して名主の中の若干は武裝して兵士となると同時に地主として小作料を徴收したが、他の大部分の名主は自作地主であつた。而して此の名なる所有地中には家屋を始め原野山林等が包含せられてゐたのである。當時此等の名を多數所有する者を大名と云ひ、其の數の少きを小名と稱へたことは縷說するまでもないが、中世に於ける斯る田制が出雲（幷に石見）地方に遺存し、其の片影が株下作制度として殘つたものと見れば、其の間に於ける歷史的聯關が發見出來るであらう。

十一、田部・櫻井・絲原三家の沿革を辿り見る時、三家は日本社會史上大きな二つの變動期に遭遇して居る。其の一つは中世末期の集權的封建制度成立期に於て、多事多難の間に武邊を去つて民間に下り、曾て武士として修得

したる其の智見を活用して殖産に力を致し、斯くして獲得した其の富力により後年松江藩主からあらゆる優遇を受くるまでになつたことであり、其の二は明治維新である、維新の至ると共に三家は藩廳の財的誅求より免るることが出來、爾來出雲南方の山林王又は鑛山王たる社會的地位と經濟的實力を確立することが出來た。曾て三百年前に國宰となり又は家老として一門を張つた者も、明治維新と共に其の特權を失つて一家流亡の悲慘に遭遇したが、三百年前の歸農武士の末流は維新後に至つて愈々富み榮え、一郷の名門として羽振りを利かせ、國政にも參與することになつたのは、實に社會流轉、民家興亡の跡を如實に示すものである。

## 餘言

田部・櫻井・絲原の三家は德川時代以降主として砂鐵採集事業を經營して產を成したる特殊の農村企業者であつたが、時代の變遷は由緒ある此等事業家にも其の影響を及ぼさずしては止まず、近年洋鐵壓到、鐵價下落の勢に制せられて、三家は數年前より製鐵事業を中止し、之に代ふるに專ら木炭製造をなすことにし、其れ迄三家に使用したる山內者は悉く此の木炭製造業に從はしめ、今では三家共に年々數十萬貫の木炭を大阪東京方面に移出して居ると云ふ。（昭和二年十月成稿）




豊間根氏の現在居村（岩手縣下閉伊郡豊間根村大字石峠）近傍の圖

（二十萬分ノ一地形圖）

# 第二論攷　陸中東邊に於ける豐間根鄕士

## 緒　言

農村社會の脊柱をなせる我地主の種類に舊族鄕士なる一類型のあることは曾て余が他の機會に於て說明を試みたる處であるが、[1)] 此の問題に關する特別研究としては曾て山陰道に於ける三舊家に就き調査を試みて學界に問ふたことがある。[2)] 玆に公表せんとする研究は右余が先年試みたる研究の姉妹篇である。本研究の題材とする岩手縣下の太平洋岸、下閉伊郡豐間根村の豐間根氏は八百有餘年前安倍貞任の後裔より分れ出でたる家柄であつて、中世農村社會の特徴たる農兵制度の地方的存在であつたが、近世初期に至り資本主義制度の漸次的發達に連れ其の資本主義機構に一家經濟の隻翼を托して今日に及べるものである。同家は陸中東邊の一鄕士であるけれども、同家の步み來つた足跡は又以て全日本農村社會に於ける鄕士地主の持つ源流の一斑を語るものである。

本研究の資料は曩に盛岡市の鄕土史家森嘉兵衞氏の提供に係り、其の資料に基きて一應の考察を試みたる後、昭和九年八月余自ら岩手縣下に旅行して豐間根家に參趨し、同家の傳承を聽くと共に、親しく其の地方の狀勢に照して同家九百年の歷史を精査し、更に推敲を重ねて之を發表するまでになつた。

斯くて本研究資料は問題の所在地たる豐間根村に於ける聽き取り調査と、豐間根家所藏の古文書並に世間に流布

せる一般文獻から成つて居るが、其のうち先達の著述に係る文獻を引用する場合には一々附註を以て其の出典を明にすることにする。本篇を公にするに至るまでには稿を三たび改め、其の間想を練り、考證の精密ならんことを期したが、尙不備の點あるを保し難いから、切に同地方鄕土史家の敎を待つ次第である。

註 (1) 拙著「鄕士制度の研究」
(2) 雜誌「農業經濟研究」所載（本書第二篇、第一論攷として收載）

## 一、豐間根家土着の由來

豐間根家の由來を述ぶる前に其の居村たる豐間根村の地理的狀勢を略述して置く。下閉伊郡豐間根村は太平洋岸宮古灣に注ぐ津輕石川の中流を成せる荒川と豐間根川の合流せる地點附近一帶の稱呼であつて、最初同家が土着した頃は合俵村又は味兵村と稱してゐた。此の合俵又は味兵は「アイヒヤウ」と訓み、山と山との合した境の標と云ふ意味にて、古くは峠の俗稱であつた[1]。永い間に此の地方は豐間根家により次第に開發せられ來り、德川時代の初め頃には旣に石峠村（懸り坊、羽々下、堂ケ鼻、繫(つなぎ)、石峠）、豐間根村（田名部、宇名田、上野(わつ)、日當(ひなた)、木戸口(きどぐち)、嶋田、新田、勝山、長內(をさない)）、荒川村（下野、船石、上村(わむら)、山內(さんない)）の三ケ村となつたが、其の後明治維新後に至り右三村を合して今の豐間根村を作つたのである。

豐間根村の地誌の說明に當つて一言せねばならぬことは、豐間根村內に於ける上記の長內（をさない）部落

の起源である、長内とは後に說明する如く最初豐間根家の開祖たる安倍孝任が味兵村の一地點たる糠森に土着し、後ち其の子の孺（をさない）を分家せしめた際、愛兒の名前を記念する爲に特に「孺」と名づけ、其の後「稚」と書き、最後に「長內」の文字に改めて今日に及んだのであると云ふ。

土着以來豐間根村は此の地方有數の部落として發達し、後ち天和年間の書出しには閉伊郡二十驛家の一となり居り[2)]、其の頃の交通上重要なる位置を占めてゐたやうである。更に德川時代に至り人口增加の結果、農業生產力漸く增進し、租稅負擔力も亦相當あるやうになつたことは享保年間の書出しに『高四百十石參斗餘、馬四百六十八匹、民家二百十軒（此のうち二十二軒は長內、十八軒は新田、十三軒は津名記、十四軒は雲南田、十二軒は主井、十四軒は上野、七軒は落合、十二軒は田名部、十二軒は堂ケ鼻、十八軒は勝山）』とあることによつて其の一斑が判る[3)]。

豐間根家の元祖は、安倍賴時の孫に當る孝任であつて、後に豐間根と改姓せられたのであるが、豐間根氏所藏の「安倍孝任豐間根落之圖」の贊に

「孝任は我が豐間根家の遠祖にして、賴時の子正任の子通稱七郎と云へり、貞任厨川柵に戰死するや、諸弟あるひは殺され、或は降る。而して其幼族は遺臣往々把擁して深山幽谷の間に遁鼠す、孝任時に年十四、從士に擁せられて、その母阿波見を奉じて遠く閉伊郡に逃れ、味兵村長內の山谷に隱れ、糠森に館す、味兵村は卽ち今の豐間根村是なり」。

とある。上揭の文に云ふ所の賴時の子正任とは安倍貞任の弟賴時の四男黑澤尻四郎正任（「平泉雜記」には五男黑川尻

五郎正任とあり）の事であつて[4]、當時今の陸中膽澤郡の金ケ崎城を守り、同地方一帶を領有してゐたが、康平五年前九年の役に源頼義の征軍に抵抗して敗北したのである。其の時正任の子孝任は母の阿波見と共に譜第の郎黨に擁せられて東方閉伊地方に遁入し、豐間根氏と改めたのが今日の豐間根家の起りである。白根光久の「東奧古傳」に

豐間根氏（石至下）本姓安倍、昔前九年の役の時、安倍則任其命を惜しみ、戰場を遁れけるよし、前太平記に見ゆ、今仙臺領金ケ崎と云ふ所に高勝寺館とて有、山城にて格別の要害也、豐間根氏の古里是成よし、郎黨數十人連落下り、始め勝山と云ひし所を見立て爰に住す、後に長内に居を引、爰も捨て、嶋田と云ふ所に住む、後に石至下に住す

とあり、又別に「東奧傳集」には孝任十四歳にて其の母阿波見と共に從者十七人、侍女三人に守られ閉伊の大槌に逃れ、土地の浪人曾根の孫六に救はれて玆に越年し、翌春味兵村に土着したとあり、又「豐間根家系譜」には「孝任（安倍七郎）十四歳の節、平山甚三郎、勝山作藏以下十七人陸奧の津輕より宮古、豐間根、糠森に來住す」とあり。又「安倍家傳」には『勝山作藏（中略）若君をもりしてにげのび、津輕並に野邊地に隱れ居、其後閉伊郡内合俵村東方高山の小澤邊ぬか盛（糠森）と云ふ所に、しばのいほり（柴の庵）をひきむすび居たり』とある。此等の記事を以て觀れば、前九年の役に黑澤尻が落城した後、安倍孝任の父正任は出羽に逃れ、後に發見されて源氏に降つたが、其の子孝任以下の郎黨は東方太平洋岸の大槌に遁入し、玆に越年した上、豐間根糠森に土着したものらしい。而して當時大槌に入るに、北方より海路を選み南下したと云ふ說と、直ちに金ケ崎より山脈を越えて東海岸



豐間根家の先祖安倍孝任が豐間根に
落ち延びたる時携へたりと傳ふる簱



同上の折に携帶せる兜と皮箱、此の
皮箱の表に鷹羽の紋あるに注意せよ

に出でたとの兩說がある。同地に落ち延びた安倍氏は今の豐間根村の勝山に館を築き、麓の周圍に從士十七人（平山甚三郎、勝山作藏、岡田萬之丞、澤田三右衞門、根子兵馬、臼木權太、里口邑治、田瀨與次、宇佐善作、安庭山一郞、羽黑一郞、福士宇一郞、淸川運平六、平山甚平、勝山作平、福士二郞右衞門、脇川九藏）を引具して其處に土着したのである。

蓋し惟ふに、當時源氏の勢力が陸中地方に及んだと云ふても、其は今の陸中平原を南走する北上川の流域に限られ、峻嶮なる山岳地帶を以て絕緣せられた東陬の太平洋岸には及ばなかつたらしく、安倍氏の殘黨も此の點に着眼し、密かに此の地方に入つて新天地を拓いたのであらう。當時此の地方には若干の人家があつたには相違ないが、然も其は海岸廣濶の地方に限られ、今の閉伊郡內の峽谷地方は殆ど無主荒蕪の地で、人の入つて開拓するを待つ狀態であつたらう。

斯くて此の地に土着した豐間根家は最初其の屋號を致東屋（しとうや）と云つたが、此の致東なる屋號は同家が安倍の一族たる事を示す別個の證左である。安倍致東は開國當時神武天皇に謀反した長髓彥の兄、安日（あび）の末裔なりと云はれて居る。安日は其の兄長髓彥の反亂罪に連座し、累を蒙つて東國に追放せられ、陸奥國黑澤尻地方に居を占め「安日」を「安倍」と改めた。[5] 其の後安東の時に至り勅勘を免せられたが致東は玆に云ふ安東の後裔である。而して致東は其の後蝦夷の反亂を平定した功により朝廷より將軍の稱號を賜り、玆に始めて安倍氏の陸奥地方に於ける地步を固むるに至つた。其の後更に年月を經、孝任の父正任の時に至り藤原氏派遣する東征の將帥源賴義との戰に敗

れ、其の領域より追はれて陸中の東邊に落ち延び其の姓を變へ世を忍ぶに至つても、尙且つ祖先を忘れざらん爲めに密かに致東を屋號としたのである。又豐間根家が四十七代目の今日に至る迄、家紋に鷹の羽を用ひ且つ其の名乘に依然として必ず「任」の字を用ふる慣習のあることも、安倍氏の一統たることを示す半面の證左である。

豐間根氏が源氏と戰ふて利あらず、此の地方に落延びたる頃の社會狀勢を考ふるに、當時西南地方にては所謂庄園制度が隆興しつゝあつたが、今の和賀郡及び膽澤郡地方に於ける勢力家としての安倍氏は實は陸奧地方一帶に亘る庄園の領主であつた。蓋し、陸中北上川流域は東西狹けれども南北に長く延びたる沃野であるから、此の川の沿岸には聚落が發生するのに好き條件を具へてゐた。安倍氏が其の祖安日の土着以來養ひ來つた勢力は一に此の肥沃なる北上川流域の村落を基礎としてゐたのであるが、此の支配權力が中央王朝政權に對立するに至つたので、京都朝廷は其の勢力を粉碎すべく源氏をして康平年中東北征討の師を起さしめたのである。

源氏との交戰に敗れた安倍の一族は、其の本據地を棄つるの已むなきに至り、其の殘黨を引き具して陸奧東邊に入り來り開發領主となつたのである。卽ち、舊領地たる北上川の流域を失ひたる代りに、陸中東邊に新領地を發見した譯である。蓋し源氏との戰に敗れても屈せず、幾多の困難を乘り切つて人跡稀なる此の僻陬に新境地を開きたる其の創覇的意圖は雄々しきものであつた。

豐間根家の祖安倍氏が此の地に入り來つた徑路に就ては既記の如く兩說ある、一說には金ケ崎地方より眞直に北方に逃げ今の津輕野邊地附近を彷徨し、其れより船に乘り東海岸を南下して大槌に上陸し、其れから今

の豐間根村に落着きたりと云ふ說と、他の一說——說と云ふよりは寧ろ推察——は金ケ崎地方より直に東方に進みて大槌に入り、其處より豐間根に土着したと云ふのである。安倍氏の殘黨が一先づ陸奥の津輕地方に落ちたと云ふ說は一應首肯せられるが、其處より大槌に入るには太平洋岸を陸路もて下るか、又は舟に據らねばならぬ。然も陸路は頗る嶮峻にして今日でも容易に通行出來ぬのであるから、若し果して南下したのならば舟の便によつたと思はなければならぬが、其の確證は更に無い。次に直ちに金ケ崎より東方の大槌に入りたりとの說であるが、當時安倍氏を攻略した源氏は陸中の東方一帶を固めてゐたのであるから、安倍氏の殘黨が其の間を潛つて東方に逃げ行くことも亦至難であつたと推測せらるゝ。要するに文獻では閉伊地方に直接進入したとの說と、先づ陸奥の津輕地方に落ち延びたと云ふ兩說があるけれども、其の逃入の徑路が判明しないから、今は唯兩個の推說あること丈けを掲げて後證を待つことにする。

註

(1) 柳田國男著「地名考說」(民俗學、第二卷、第三號)
(2) 江刺恒久著「奥々風土記」(南部叢書第五册一〇八頁)
(3) 大巻秀詮著「封内鄕村志」卷三(南部叢書第五册二一五頁)
(4) 相原友直著「平泉雜記」(南部叢書第三册六三二頁)
(5) 小西東著「巨人貞任」五頁

## 二、中世に於ける豐間根家の勢力と其の後の沒落

安倍孝任より出づる豐間根家が代々此の地に住居して近世初期に至る數百年間に如何なる變遷を辿つて來たか、今其の一斑を書き上げて見れば、同家初代孝任の子は辰任であつた、辰任の幼名は既記の如く孺（をさない）であつた、孝任は孺が幼にして母に死別したるをいとも不憫に思ひ、家督を繼がせんとする折、從士の一人勝山某に對して云つたことがある、『吾子孺は母には早く離れ、父を母とも思ふなり、我代にいでゝ、なほ住みける里にも末々迄名を殘さんためなればとて、村名を「をさない」と此時分より云ふなり』と、是れ卽ち今の長內の地名の起つた原因であることは前に說明した通りである。

其の頃辰任は安倍姓を名乘ることを世間に憚りありとして豐間根と改めた。豐間根とはアイヌ語の「トヨマナイ」の訛りで「食土のある澤」、卽ち食物の豐なる澤地を指す語である。[1] 之によつて見れば、安倍氏の此の地に入り來つた頃には若干のアイヌ部落もあつて、津輕石川の流域に生活し、此等の土人により「トヨマナイ」と呼ばれて居つたのであらう。此のアイヌ部落の中に安倍氏の殘黨が入つて來たから、源氏の勢力の及ばない此の地方の土人は安倍氏の入地を慇懃に歡迎したものと思はれる。而して一旦土着した安倍氏は其の本姓を名乘るは源氏の追跡に逢ふ原因となるので、新居住地の地名に因んで豐間根姓を名乘ることにしたのである。

其の後數代を經第十代宣任の時に至れば世は既に鎌倉時代となり、此の地方一帶は無事平穩であつたが、地勢が

要害である丈け、其の生活上には不便を感ずるので、近所に新に島田館を築き、其所に家臣を派遣して專ら開拓に力を用ふることになつた。豐間根家所藏の一古文書に『居所見立て候得共宜しき場所なく、同村の山々を見立て、館を開き、會伊館と名付け住居いたし』とあるのは其の頃に於ける開拓理由の一端を語るものである。此の外豐間根村內に甲子館、北館、南館と相次いで新館を設置し、夫々譜第の家臣を遣して守らしめ、又花輪村大谷に新置した津伊館には宜任の弟市內次政を遣して住居せしめた。

說明して置くが、館（たて）と云へば人或は堂々たる居館であるかのやうに想像するかも知れないが、當時の館は今日より見れば想像も及ばぬ粗末な家で、土臺もなければ用材の切り込みもしない掘り立て小屋のあばらやであつた。斯る簡單なる家屋であるから、彼方此方に次から次と新館が築き行かれたのである。要するに西南地方に於ける開發新田の野小屋と見れば間違のない位簡素なものであつた。

豐間根村に土着した同家も年月を經る間に、全日本社會が變遷し發達する大勢に促されて此の地方に勃興した新勢力家の制肘を蒙らざるを得なかつた。卽ち鎌倉幕府が創始せらるゝや源賴朝は東北地方平定の策として先づ平泉の藤原氏を亡ぼし、其の跡の陸奧國糠部五郡には南部氏を、陸中盛岡地方に工藤氏を、雫石以西に戸澤氏を、又遠野、上閉伊、和賀野地方に阿曾沼氏を、紫波地方に紫波氏を、今の下閉伊地方には閉伊氏を地頭として封した。此の閉伊氏なる新地頭の下に豐間根氏が從屬することゝなつたから玆に閉伊氏の家系と其の入部事情に就て一應の說明を試みよう。賴朝は當時殘存せる先祖爲朝の一門を何れの地にか封せんとて候補地を物色しつゝありたる折柄、

恰も好し、陸中東邊の下閉伊地方には未だ地頭を置いてゐなかつたので、此の地を見立てゝ其の一族を就封せしめ、之をして新に閉伊氏を稱せしめたのであると云ふ（豐間根家所藏屋崎大明神緣起由來）。然るに此の閉伊氏が後ちに一戸の南部氏に滅されてからは、豐間根家も亦轉じて一戸南部氏の郎黨として働くことになつた。

序ながら茲に南部氏の陸奥糠部五郡入部事情につき一言するならば、南部氏の祖は甲斐源氏南部氏より出づる、卽ち賴朝は南部三郎光行を甲州より招きて陸奥糠部五郡の地頭に補した。此の南部光行に六子あり、長子を行朝、二子を實光、三子を朝淸、四子を宗朝、五子を行連、六子を實長と云つた。此の六子のうち、長子行朝を一戸に、三子朝淸を七戸に、四子宗朝を四戸に、五子行連を九戸に分封して地頭としたが、他の二子中實光は鎌倉に留き、六子實長は舊領地甲州巨摩郡の地頭として止ることゝなつた[2)]、其の後源氏亡びて北條氏となり、更に北條氏亡びて足利氏となり、足利氏の末期にかけ戰國時代となるまで約四百年の長き間陸奥地方は南部諸族の治下に在つた。然るに織豐時代に入り奥州地方の支配的勢力も亦一大變化を蒙ることゝなつた。卽ち天正十八年豐臣秀吉が奥州征討の爲に進攻したる時、南部諸族中三戸領主の南部氏の外は、皆な秀吉の軍に叛いたから、此等の南部諸領家は沒收せられ、三戸南部氏に對し舊南部領の總てを與へて其の支配下に移した。

今、本研究に於て問題として居る豐間根氏は之れより先き南部氏の一支族たる一戸南部氏に倚つて其の保護を托してゐた。卽ち土豪にして農兵となりたる豐間根氏は自家の土地と人民を彼よりも勢力大なる一戸南部氏に寄進し、其の保護下に自家の地位を守り得たのであつて、此の頃の豐間根氏は西南地方に於ける名主の類と見れば間違ない。

今其の實際を見るに、永祿年間に於ける豐間根家の當主家任は一戸南部の一族たる一戸鬼九郎の麾下として津輕石七人衆の一人に數へられ、强勇を以て謳はれたが、當時隣鄕荒川村の荒川氏と協力し附近の土豪佐々木氏を打亡し、其の所領懸り坊を收め、豐間根氏の弟光任を石峠村に置きて守らしめ、一時は其の勢威隆々たるものがあつた。然るに其の後天正年間に至り此の地方に於ける土豪間に屢々鬪爭が繰返され、此の鬪爭に於て豐間根氏の勢力は俄かに地に墜ちざるを得なくなつた。今其の次第を述ぶれば、右鬼九郎の家臣に衣笠東傳なるものあり、彼は同じく一戸氏の末族に當る仙德村の仙德氏と結んで其の主人鬼九郎に反逆を企てたが、鬼九郎は此の戰に敗れて討死を遂げた。其の時配下の一人で豐間根氏の弟に當る豐間根光任も主人鬼九郎に殉して討死を遂げたので、俄かに一門の勢力を失ひ、其の兄に當る本家の家任の子邑任は居住地の曾伊館を出でゝ戰死した弟の居住地たる今の石峠村の內館に移り住み、其の名を石至下(いしとうげ)と改め、之より全く武器を棄てゝ土豪生活に入ることゝなつた。此の事件は豐間根家が當地に土着して以來の大異變であつた。

惟ふに豐間根氏土着後は恰も日本經濟史上に一時期を畫した庄園勃興時代であつた丈け、同家も其の家に傳はる由緒と、歷代當主の機略を以て一族の首班に座し其の繁榮を誇り得るのであつたが、其の後年を經て戰國時代に入るや豐間根一族の所領は次第に擴大せられ、同時に分家の數も增加し、武門としても、地主としても、此の地方に特立する家柄となつたのである。偶々戰國時代に入つてから、其の弟が近鄕武士との一戰に於て武運拙く敗死し、一族最早武人として再起することの困難なるを知り、斷然武器を棄てて歸農するに至つたのである。

此の頃敗戰した多くの武士は概ね山間僻地に逃れて其の姿を晦ましたが、彼等は戰爭に負けても武器を棄てて歸農しさへすれば其の土地に安住することが出來た。之は今日の常識よりして考へられないことであるが、其處が封建社會の內部的闘爭の事情をよく現はして居る。彼等は元々利害によつて相爭ひ、人種的反感などは毛頭ないのであるから、爭ひの目的たる利害關係がなくなれば其の後は同胞として充分に親和し得たのである。

註　(1) 金田一京助著「言語研究」二六五―六頁
(2) 菊地悟郎著「南部史要」七頁、幷に新井白石、藩翰譜

## 三、豐間根家と南部藩

南部藩と豐間根家との關係は近世初期盛岡南部氏の行へる封內諸土豪の懷柔政策に其の端を發する。曾て南部氏は陸奧の一代官たる津輕家に背かれて其の防壓に惱殺され、遂に其の領土の一部を失つたが、此の叛亂に手を燒きたる南部氏は其の後藩內土豪に對する懷柔政策に重きを置き土豪の强盛なる者に對しては成るべく溫順の態度を以て臨み、叛意を激成せしめざる方針を取つた。例へば其の頃の地方勢力であつた閉伊地方の仙德、津輕石兩家の如きに對しても家老石井伊賀をして『仙德、津輕石兩家ともに向後取合不レ可レ致、親類一族たりとも双方荷擔致す者於レ有レ之は同罪たるべし、不遠內に檢使遣す之間、吃度相愼み居るべし』と令して、武力により壓服するを避けて懷柔策に出でんとして居るが、後ち更に南部氏は家老櫻庭兵助を閉伊郡地方に遣し令せしめて『三閉伊諸士悉く行

跡等御改め、無罪は本知安堵し、阿黨の者の知行召放され、長く浪人するものは、或は半地又は死罪被仰付。陪臣なる者要害の地に置時は銘々威を振ひ、我意自立の企有間、自今以後御膝元にて家屋敷を被下間、早々引越候様被仰渡」とて、地方在住の士豪を或は城下に引上げて家臣とし、又は地方給人の名稱の下に郷士の待遇をなし、其の二三男をば南部城下（南部氏が三戸より盛岡に移つたのは元和三年である）に招致して家臣となし、以て其の領内の勢力家を懷柔しようとしたのである。

斯の如く南部家は地方士豪を懷柔しつゝあつたが、豐間根家にあつては此の頃南部氏から屢々召命あるにも拘らず、自らは城下町に參集せず、居村に止つて臣從を盟ひ、郷村武士としての待遇には甘んずることゝなり、僅に其の弟のみを支藩の三戸城下に送つて家臣とした。

斯くて土着武士の生活を續くるに至つた豐間根氏は家の周圍に堀（此の空堀を「ほりこ」と云ふ）を繞らし、其の外邊に舊從士たる名子を配置し、其處に永住することゝなつたが、今其の頃の家居の一斑を知る爲に安倍永年が豐間根氏に送つた「延慶堂之記並贊」を揭ぐれば、

宮古縣石至下邸、世族豐間根、本姓安倍氏、其譜第出于厨川云、曩者據豐間根館、因氏焉、後遷于此、是亦巍然爲一廓、其傍所周邊民屋十累世所隸之編戶也、館之四面高低數百頃之田、此乃祖先所開墾而編戶爲力作以奉其主、一看古之井田之制、是以累世之人望能所人知也、蓋其地東藥師岳連綿邐透凡万餘里、回環圍繞有若鎭其家者、南繇山突兀若率衆嶽以相賓揖者、西乃亘樹森然皆數百年之物盤相陸續達家之後、戶北之本縣之

街路而其間萬瓮會聚而爲一大川、是亦陸續繞繚、其地自爲天然之塹隍焉、且平栗所叢散之山環水回縁鬟朝櫛黛眉暮舒變幻百出不出以可不狀也、(下略)

とある。『巍然爲二一廓一、其傍所周邊民屋十累世、所隷之編戶也、館之四面高低數百頃之田、此乃祖先所二開墾一而編戶爲二力作一』の文字はよく同家の土豪生活振りを示して居る。

豐間根家は德川時代に至り南部氏より地方給人卽ち鄕士としての待遇を受くることゝなつたが、其の後寶永七年十月には七戶藩の知行所たる山田飯岡の代官役を命ぜられた。

證　事

一今度其方事、此方三地賀之內、野館長左衞門兩人同役申付、閉伊山田飯岡村百石知行所、其心次第指圖等可致候、肝煎作兵衞並組頭惣百姓共、其方申付候事少も不存知、急度後釜並村用事迄其方申付候事、少之如在致候ハヽ、其所ニ寄可申付候、仍而代官ニ申付候事、可相勤申也

寶永七亥寅十月四日　外　記　㊞

山田館岡代官

石峠七郞右衞門殿

其の後享保二十年南部氏が藩內の行政組織を改め、領內を十郡三十三通(とほり)に分ち、一通一代官制を實施した際、豐間根氏は山田飯岡の代官職を解かれた。後ち寶曆十二年三月豐間根七郞右衞門久任(四十一代)は宮古代官所下役

を命ぜられ、其の家を磯右衞門、八十右衞門の兩分家に托して宮古に移り、安永七年十月迄十八年間代官として地方行政に與つた。

之より先、豐間根氏は元文四年以來の植林事業の功績により石峠村に於て永代御免地五石を賜り、寛保二年には七戸支藩の家臣として高拾石を給せられ、延享四年には貳石の增俸を受け、寛延二年宮古給人とせられた時には金四兩を給せられた。何れも身分上の待遇である。寛保元年南部藩が一般諸士及び農民に對して新田開發を奬勵した際、花卷二子萬丁目通高四十五石の新田を購入し、之に石峠村の免地五石、御給人扶持金方四兩、現米三駄を加へ高五十一石の鄕士たらんことを願つたが、其の申請は聽き屆けられた。其の後寶曆四年には宮古地方給人の筆頭となり、宮古御役醫佐々木元節の次席たる待遇を受くるに至つた。其の後南部氏は財政整理の爲に先きに獻金又は新田開發により鄕士に取り立てた者の所有地を沒收することゝなつたが、豐間根家は高一石に對し三步の冥加金を上納して其の土地を保持することを許された。在鄕資產家に苗字帶刀御免を許して置き、後ち藩主の權力を以て献金せざれば其の家格と財產を沒收するぞと威嚇し、獻金せるものに對して從來通り其の家格と財產所有を許したと云ふ政策の裏には藩財政が如何に困難に陷つてゐたかの事實が潛んでゐた。斯の如く豐間根家は夙に南部家より地方名族としての待遇を受け、殊に宮古御給人として扶持米を給せられ、下役として地方行政にも參畫せしめられたが、然も南部氏よりは常に外樣として取扱はれ、縱令何かの役目を申附けられても、代官の下役以上に出づる事を得ず、又總ての儀式にも單に此の地方給人の代表者たるに止る程度のものであつた。

# 四、族長制度の遺習

豊間根家は『當家代々けちみやく有、他姓よりむこ養子不レ可レ有、代々本脈に而相續、妾腹に而不レ可レ繼候、乍去、本脈無レ之時は無レ據也』と云つて居る程家憲として直系の男子を重んじ、一族の長たる地位を血脈により維持することを力めた。隨つて豊間根家より出でたる分家は同家の家臣に等しきものであつた。例へば分家は五代以上經過すれば之を本家豊間根氏の名子とする風習のあつたことを見ても、分家に對する本家の族長的地位を知ることが出來よう。豊間根家は八百五十年の歴史を有する家柄であるから、分家の數も非常に多く、明治初年には大槌以北宮古以南に亙り五十數戶を數へ、其の一門は相當の數に達してゐた。而して分家を行ふには最初村内の勝山、日當、島田、西館、南館等を選んだが此等は多くは軍事的目的を加味したものであつたので、何れも譜第の從士（名子）を附け與へた。德川時代に至つてからは、豊間根村内も人口飽和の狀態となり、他部落に進出せねばならぬことになつたので、遂に其の分家は宮古、大槌一帶に散在することになつたのである。殊に豊間根、石峠の兩部落は殆ど豊間根家の一族並に名子を以て充滿した。殊に勝山の如きは、全戶數三十戶の中十七人の分家と七人の又分家と名子によつて形作られてゐる有樣で、古くから勝山は「十七旦那に七おんちやま」と稱へられ、旦那の多いのを他村から羨まれて居たと云ふことである。以て一族繁殖の狀を知るべきである。此等の分家は夫々家產を分讓せられ、獨立の生計を營むものであつたが、併し有事の際には一族の協同出陣を必要とする關係からして、分家はしても直ち

に充分なる家産の讓渡は行はなかつた。卽ち分家の世帶は獨立しても當分の間は事實上分家として置き、經濟的獨立の地位を與ふることをしなかつたので、分家は本家に對し依然として其家の隷屬的關係下に置かれた。之が爲に本家の威令がよく行はれ、分家をして臣屬的服從を餘義なくさせた。然るに本家が後年南部氏支配下の鄕士となり、近鄕の中心力としてよりも、寧ろ南部藩の地方給人たる役柄を帶ぶるに至つた頃から、其の所有する財產の爲に分家は自然に本家より離れ、本家の分家に對する支配力は爲に次第に薄弱とならざるを得なかつた。現に寬政三年には分家中にあつても資產家たる卯之八、八十八、藤兵衞、磯右衞門の四人が、南部藩主に獻金した廉により、宮古通に於て與力たる待遇を受けて、其の地位が高まつたので、彼等は何時とはなしに本家に賴らなくなり、本家の支配から脫けた形になつたと云ふ。併し其れでも尙本家は分家に對して家督相續に干涉するとか、親族法上の諸權利とか、種々の懲戒權とかは之を保有しやうとした。例へば曾て上記分家の一人たる八十八なる者は、數年に亙り本家の命令に服從しなかつたことがあるが、其の時本家は彼に對し嚴重なる譴責をなし、同時に血判を捺させて誓約書を出さしめた、卽ち

指出申一札之事

一私義不行屆ニ付、數年御呵相蒙恐入候、此度姥樣被仰渡譯ニ而御承知被下、私面目此儀奉存候、以後貴前樣御家に對毛頭無道等仕、御外聞相懸不申、前非改可申、若又於僞、大小神祇別而鎭守並御先祖佛神御罰可相蒙候、依而如件

寛政九年巳五月　　豊間根八十八　血判

宜　　任　花押

豊間根　保様

之に對して分家と其の親類一同も亦

一此度八十八不心得ニ付、御呵被成御尤ニ奉存候、此度八十八より指出候一札之趣に而御免被下、私共大慶仕候、
右は私共引請相違無御座候、乍憚俄此度御免に付、私共よりも一札指出申候　以上

寛政九年巳五月　　阿部杢右衛門㊞
阿部左源太㊞
木村林之丞㊞
豊間根又右衛門㊞
豊間根勝見㊞
木村政右衛門㊞
豊間根定吉

豊間根　保様

の一札を出して八十八の共同請人となつてゐることは特に注目すべきである。蓋し分家が實質的に獨立し、藩主と

の繋りに於て社會的地位を得るに至れば、本家の拘束を快しとせざるに至るは自然である。文化四年豊間根家から分家に出した左の演說書は此の間の消息を最もよく語つて居る。

盆中手前御墓所各々御佛詣は、當時見舞には無之、我等御先祖は則各々も御先祖ニ而、何事も其御恩德によりてこそ成就も可有之歟、然に兩三年已來彼是に事をよせ、舊例に背ケ候事は、當事家格も昇進故歟、御恩澤之深事を覺、尊敬は全以家格に拘申間敷哉、不得止事、風雨病氣難去、故障等は見合、名代ニ而も可然哉、舊例一統ニ而相破候樣に相見得候上は、中々我等演說に而參不申事に候へ共、當住之持前なれば愚意を述所也、只もの立身のため同姓之數に入候迚も、頓而御先祖も御餘功ニ而並合之勤可有之筈歟、全奥深者の發言には無之筈と被察候、橫暴圭すゝめ同意のためにも淺猿敷覺候、當時吾々は立身程之時可得、身共は御讓物を取失候程之愚昧故に右體之事出來候得共、全我等に拘候事に無之候、御先祖の御恩と申候所勘辨無之候、如何に此節御恩忘失之程あらはれ、行末段々ちなみも遠さかり申、扨今御家等はなけき入候折柄、障に見候も無之、物入迚も無之、然は貧と申譯も不相聞得候、定而深賢慮も可有之、互に底意申承度候、愚意有增如斯篤と御說可有之候

文化四年卯七月　日　　　豊間根　保

長職　花押

豊間根磯右衛門殿
豊 間 根 勝 見殿
豊間根丈右衛門殿
豊間根　八十八殿

以上の文書に徴しても、分家が其の社會的、經濟的獨立を確保するやうになると本家に對する依賴心が薄くなり、本家又其の支配力を事實上失ふに至る事實が判つたであらう。

繰り返して云へば、若し豊間根家なる本家を中心として形成せられたる此の地方の社會に資本主義制度が浸潤して來なかつたならば、本家對分家の關係、卽ち此の地方限りの氏族制度が維持せられたことであらう。然るに財產ある者が金穀を獻上しさへすれば、一躍して本家と肩を並べ又は本家を凌ぐやうになると、勢ひ此の血緣的社會關係は崩壞せざるを得ぬことになるのである。何となれば、氏族の長たる本家は藩主に對して其の所持する財產力丈けしか貢獻し得ないことになるから、分家にして相當財產あるものが其の財產を以て藩主に貢獻すれば、其の社會的勢力が本家と對等又は其れ以上に出ることは自然であるからである。

## 五、豊間根家と村の政治

徳川時代に於ける豊間根家は藩主南部氏より地方給人としての待遇を受けた丈け、其の居村に在つては全く特立

したる村の王者であつた。同じ南部藩でも他の村では其の最上級者は肝煎であるが、豊間根村に在つては肝煎は豊間根氏の名子の一人たる勝山某氏が勤めてゐた。此の點は豊間根氏が其の居村に於ける政治的地位を最もよく現してゐる。村の肝煎は豊間根氏の任免する處に係り、萬事豊間根家の支配を受くる點に於て其の地位が他村民より一段低いのである。南部藩に於ても諸他の藩に於けると同様に領内を御藏入地と知行地とに分けてあつた。御藏入地は藩の直接收納地、知行地は城下士の收税地である。今、豊間根村は右のうちの御藏入直轄地に屬し、村の肝煎が租米を村民より徴收して之を藩庫に送つたのである。然らば豊間根家の所有地は納税上如何なる性質を有してゐたかと云ふに、豊間根家の所有地を分ちて有税地と無税地とする。此のうち豊間根家の自作地は無税地であり、刈分地と名子地は有税地である。而して無税地としての自作地は一年何日か宛名子を使役して自ら耕作する土地であつて、讀んで字の如く藩主より免税地たることを許された土地である。而して有税地としての刈分地は南部藩一般に見る定率小作料制により毎年地主小作人双方にて生産物を折半するものであり、名子地は名子が永代に小作する土地であつて、小作料を地主に仕拂はないけれども、其の代り地主の家に一年何日か宛の勞働を提供して、地主の自作地を耕さねばならないのである。此の刈分地と名子地は前記の如く有税地であるけれども、租税は全く小作人たる名子の負擔する處であつて、地主たる豊間根氏は租税に關係しない。豊間根家の居村石峠の石高三十石餘より上納する租税はかやうに全く名子の負擔する處である。卽ち名子は其の耕作する土地の小作料を地主の豊間根家に運び、其の殘りにて租税を納め、更に其の殘りを自家の用途に充てたのである。此等の納税事務は總て肝煎役の勝山

氏が掌つて居た。斯の如く同家は其の所有地の地主として、又肝煎や、組頭等の村役人を任免する實權者として押しも押されもせぬ地方的名家であつた。殊に豊間根家が氏神の祭主として神事の一切を掌握し、村民は豊間根家の指揮あるにあらざれば一切の祭典を行ひ得なかつた。豊間根村内には熊野神社と稻荷神社を勸請し、此等の神社に對する祭祀の權限一切を豊間根家が握つて居たのである。卽ち獅子舞踊の如きも從來は豊間根家が舞つた後でなければ舞ふことを得なかつたが、文政七年に至り此の舊例を廢し、村民の自由に舞ふことを許すやうになつたとのことであれば、古來同家に附隨し來つた氏神の祭祀權が此の頃より次第に消え去つたものであることを想像することが出來る。

之を要するに豊間根家は上は南部藩主に忠勤を怠らず、村内に在つては村の氏神に對して四季の祭事を勤め且つ因襲に基く村の諸行事にも自ら當るのであつたが、此のうち神社に對する祭祀に最も重きを置いて居た。古代我國に於ける村の精神生活の中心は氏神に對する信仰にあつたのであるが、今豊間根家に於ては其の村の内外に住む分家又は名子を率ゐて氏神に奉仕し、其の神事に要する經濟的負擔の一切を同家に於てなし來つてゐる事は、上代氏族制時代に於ける祭政一致の殘影が東北日本の一角に近世まで湛ふてゐたものと見てよい。言ひ換ふれば、氏神中心の農村生活の樣相が豊間根家を中心とする豊間根村内に殘つてゐたのである。

## 六、名子に對する支配關係

現在豐間根家が「名子」と呼んでゐる者の一部は、遠く八百有餘年前の由緒に基く者であるが、然も德川時代以前には「郎黨」「從士」又は「譜第」と呼ばれ、後ち「召仕」と呼ばれたのである。同家の古い記錄には「名子」と云ふ文字はなく、其れが最初に見えたのは弘化四年の「豐氏家傳年中行事」の五月十八日の條に「尤早乙女廿四文の手間、名子の者斗、男はやとひ判を繼申候」とあるのが最も古いやうである。八百數十年の歷史を有する豐間根家に於て名子の名稱が斯く近世に至つて用ひられるやうになつたのは何故であるか、蓋し最初「召仕」と呼んでゐたのを後に至つて「名子」と改むるに至つた其の事情を考へ見るに、元來名子と云ふ言葉は當事者たる主人と召仕の双務關係を示すものでなく、豐間根家と名子との間に主從關係があり、第三者たる一般農家が之を普通農家と區別して名子と呼んでゐたのが次第に一般的となり、當事者間に於ても名子の言葉を用ゆるやうになつたものと思はれる。

惟ふに豐間根家の名子も各地方の農兵が中世末期に城下町へ集中せず、其の儘在鄕生活を續けつゝ德川時代に至つて一地主となるにつれ、從來其の家に召仕ひ來つた家來の地位が一段と低下して下人と化したものと同一徑路を辿つたのである。

豐間根家の名子は現在十四名あつて、其のうち元祖孝任が豐間根落ちの際隨從し來つた從士の子孫たる確證のあるものが四戶ある。最初十七人の從士が金ケ崎から隨伴し來つた事は既に述べたが、後ち本家から分家が行はれた際に此等の從士を夫々附け與へたことがあつた、例へば二十三代隆任の子道照を日當館に出して分家した時、之に淸川太吉、羽黑倉助の二從士を附け與へ、又其の弟敎任を西館に分家した時は勝山勘十郞なる從士を附けて居る。

斯くて豊間根本家譜第の從士は次第に減少し、德川時代に至れば譜第の召仕人數は最早最初の半數にも達しないやうになつた。現在殘つてゐる名子のうちで、元祖安倍孝任以來の從士として續いてゐるのは、前記の如く僅かに四名で、其の他の名子は別個の原因により德川時代になつてから起つた家柄である。

德川時代の中期に至れば豊間根氏土着以來既に六百有餘年の歳月を經過し、其の間豊間根家が分家に從士を與へ、又は從士が自然的に獨立して普通民と化し、又曾て豊間根氏と近親關係にあつた名子も永き年月の間に其の血族的關係を薄ふして他人となつたものも尠からずある。斯く草分けたる名族を中心として村落內部の人口數が充實されて行つた例は、日本國內の他地方に於ても其の例を多く見るのであるが、豊間根村に於ても同家を中心として村の發展し行く狀態がよく現れて居る。

名子は德川時代に至れば最早戰鬪に出づることはなくなつたけれども、然も平生鐵砲を貯へて銃獵に馴れしめ、又折々劍術を習はしむることもあつたと云ふ。名子は皆夫々獨立の世帶を持ち、一見他地方に於ける小作人に類似して居るが、現存十四名の名子の四人のみが上記の如く世襲の名子で、其の他の十名は近世的所產の名子である關係上、各々其の據つて來る原因を異にして居る。此等各種の名子の形態と因由を明かにせん爲に、南部全藩に於ける近世名子制度に就き簡單に述ぶるならば、南部藩內に於ける名子を分類して臣屬名子、質入名子、分家名子（血緣名子）、救恤名子、借金名子、奉公人名子等とすることが出來る。[1)] 豊間根家の名子十四名中四名は既記の如く土着以來の臣屬名子（家人）に當り、他の十名は或は質入名子であり、奉公人名子であり、分家名子（卽ち血緣名子）

であり、救恤名子であり、借金名子である。右のうち質入名子とは普通農家が貧困に陷り金穀借用の引き當てとして豊間根家の名子となりたる者、奉公人名子とは二三男が永く奉公する間に獨立の世帶を立て、名子となりたる者であり、分家名子とは最初分家した時は本家の一門たる關係下に在つたが、後ち家計困難に陷り本家の經濟的援助を受けて其の名子となつた者であり、救恤名子とは生活に窮迫した近在の農民を村内に引き入れ之に土地と家居を貸與して名子とした者であり、借金名子とは借金を返濟し得ず、其の代りに其の金主の名子となつて隷屬關係を結んだものである。最初金ケ崎地方より此の地に入り來つた時は十七名を算した豊間根氏の名子も、其の後分家を行ふ際に名子を贈與したので、本來の名子數は次第に減少したが、然も他の原因による名子數は上記の如き事情により相當數に增加した。而して此等の新しく生れた名子も主家豊間根家の周圍に配置せられ、平常は農耕に從事し、一朝事あれば起つて主家の爲に御用を勤むる義務ある者であつた。然らば此等の名子と豊間根家は如何なる經濟的關係の下に繫がれてあつたか、其の點を左に說明しよう。

地所建物預り證

七郎右衞門預り
丸　山　大　藏

第一地割二十一番地イ號字熊野トタ
一、原野反別　　四畝拾步

此地價金五錢七厘
此地租金　一厘
「中略」
〆反別一町一反三畝歩
此地價金八十三圓廿七錢
此地租金二圓八錢三厘
右地租金外村費等都而預リノ土地ニ關スル分ハ地主ヘ差上ル儀勿論ノ事

一、建家　一棟

附屬品

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鍋 | 四升入 | 一個 | 水桶 | 二個 | トウミ | 一個 |
| 鍋 | 二升入 | 一個 | ハンタイ | 三個 | コボン | 四枚 |
| 鍋 | 一升入 | 一個 | 汁鉢 | 一個 | 膳 | 三枚 |
| 鍋 | 三盃入 | 一個 | 口桶 | 一個 | 椀 | 三人枚 |
| コガ | 八斗入 | 一個 | 鍬 | 一挺 | ヘンゲ | 二枚 |
| 同 | 二斗入 | 一個 | 釿 | 一挺 | 皿 | 二枚 |
| 同 | 二斗入 | 一個 | 槍 | 一挺 | 角重 | 一個 |
| 椀洗桶 | | 一個 | 引臼 | 一個 | 箱 | 一個 |

但シ破損或ハ紛失致候上ハ、別段ノ品ニテ差上ルノ義勿論ノ事

外ニ

一、奉公人長男除ノ外乃至次三四男或ハ庶子タリトモ、一名ニ付三ケ年宛貴殿奉公可申事

但シ徴兵出身ノモノハ歸村ヨリ三ケ年相務可申定

一、雇一戶役一ケ年ニ付三十三人宛相務可申定

但シ閏月アル時ハ三人增日雇ノ事

右者貴殿先祖以降慈恩ニ依リ、前顯地所並建物外農事用品共預リ申置候義確實也、尤收獲品義ハ先代ヨリ舊例ノ通リ悉皆私共代々家族共生活料トシテ恵賜相成候、報酬トシテ次三四男等奉公ハ勿論一戶役ニ充タル雇夫等右定ノ通リ堅ク相守リ可申、萬一何儀定ノ趣旨ニ戾候ハ、如何樣所置相成リ候テモ、一言子細申上間敷候、仍而爲後念預證兼確約證如件

東閉伊郡石峠村十六番地借宅

當預リ人　丸　山　大　藏　㊞

長　男

丸　山　左　右　藏　㊞

保證人八十三番地借宅

保證人　平山甚藏㊞
平山利助㊞

豐間根七郎右衞門殿

右に示した證文は明治年間のものであるけれども、其の歴史的連綿の古きものであることは云ふ迄もない。此の證文に依つて見れば、豐間根家の名子に對する支配關係は先づ名子の生計に必要なる一切の物卽ち(1)土地（田、畑、山林、原野、宅地、）(2)建物、(3)農用器具（鋤、鍬、斧、臼等)、(4)生活要具（鍋、釜、膳、桶、盆、其他)、(5)武器を貸與することであり、次に以上の借用物に對する義務として名子は(1)一年三十三人の勞務提供、(2)二三男以下の三ケ年間の無償奉公、(3)不動産の公租公課を負擔し、(4)破損したる動產は其の現物辨濟の義務を負ふのである。而して主家豐間根家の權利としては(1)名子に對して服從の禮儀を守らしめ、(2)事あれば何時にても自家の用を勤めしめ、(3)吉凶共に御機嫌を伺はしめ、(4)種々の年中行事を執り行ふ際、其の勞役に使用することが出來る等々である。

名子に對して斯の如く生活必需品を貸與することは豐間根氏が自家に隸屬する名子への恩給であり、名子は其の恩給物に對して公租を負擔し肉體的奉仕と臣從的禮儀を盡すのであつた。若し此の負擔と奉仕と禮儀を怠ることあらば、名子は忽にして其の恩給物を沒收せられ、其の日から生活の途を失はざるを得なかつた。例へば次に示す文

書の如き地主の見て不埒なりとする名子を放逐したよき事例である。

（其一） 丸山大藏へ田畑遣帳

覺

高田
一、田　形　一斗八升五合
にはたり前
一、貳人役　二斗五升
同所役
一、貳人半役　二斗五升
高田
一、一人役　一斗三升
村上りには
一、一人役　一斗

御上ケ下
一、三人役　一斗五升
熊野堂ノ下
一、小　畑　五合
高合
〆　一石七升
右之通預ケ置者也
明治三年
午正月十二日　七郎左衛門㊞
谷　二十㊞

（其二） 丸山屋大藏へ諸道具遣帳

一、稗五升　大小叺ニ入
一、大豆一斗五升　中叺ニ入
一、麥　一斗　小叺ニ入
一、餠粟一斗　平桶ニ入

一、引　臼　代二百文
一、むしろ　五　枚
一、へんない　二　枚
一、めのこ　一　升

一、鎌　一丁
一、小　箱　一
致東屋印付
一、口ひやけ　一

一、そは三斗　はんたいニ入
一、白麦二斗　中桶ニ入
一、白稗一斗五合　重ニ入
一、味噌三升入　一樽
一、布花　一工
一、釜　大小二ツ
一、おへ三　四升入
　　　　　　二升入
　　　　　　二盃入
一、とふみ　代五貫二百文
一、膳椀　五
一、小盆　五枚
一、粉落　二
一、さる　大小四

一、稗とふす　一
一、附木　五わ
一、摺鉢、摺木添　一
一、皿　二枚
一、鹽　二升
一、漬水鉢
一、水ひしやく　一
一、わら　十九
一、外ニ小ひしやく　一
一、鑪　一
一、小刀　一
一、鹽引　一尺
一、鰯　一樽
一、庖丁　一丁

一、口桶　一
一、さす手桶　一
一、粉むしろ　一枚
一、桶　大小一
一、竹笠　一
一、編笠　一
一、さたつ　一
一、こが　一
一、み　大小二
三、瀬ヶ鉢　一
一、桶ニ漬物入　一
一、錢　一貫二百匁
一、桶　一
以上

右の文書は實は名子傳吉なる者の死後、其の子某なる者が不行跡にて豊間根家の命を奉じなかつたので、豊間根家では貸與せる一切のものを取り上げ、別人の大藏なる者に對して之を貸與したものである。此の他舊名子(安倍家存在當時より從士たりし家)の中に絶家となりたるものがあれば其の家名を別人に繼がしむることもあつた。之によつて見ても、名子の恩給物に對する義務服從の嚴重なりしことと、名子が地主に對して農奴の如くに隷屬する事情も判明すべく、要するに名子に對する地頭の權利は絶對的であつたのである。而して名子の借用せる土地は世

襲の用益地であつて、名子が貸主たる地主に柔順に服從する限りは之を取り上ぐることが出來ない。併し一度其の義務を怠れば直に之を剝奪されねばならなかつた、例へば

阿倍藤四郎

御先祖にて三平先祖〻被下置畑に付、四人心得違之儀有之、四人隱居申付弟甚吉〻家屋敷畑申付、右之内畑一人役引上候

然所當七月朔日ニ親子御禮相濟仕、甚吉〻相遣其日御禮無滯相濟候ニ付、親三平より引上之下畑一人役永代ニ相遣、定勤相勤者也

文久元年酉八月十九日

多喜太㊞

澤田甚吉㊞

の如き其れである。之により見ても名子の權利の如何に弱く、地主の力の如何に強大であつたを知り得るであらう。左れば豐間根家は名子を自家の財產の如く考へ、前にも云つたやうに分家に財產を讓渡する時には名子をも財產と同樣に讓渡した。曾て豐間根家から分家の一人豐間根初彌に與へた讓狀中に

祖父七郎右衛門長禎樣、同苗良助へ、瀧ノ鄕貳人役之穴地當分御かし置候處、右畑初彌殿永地之願ニ付、藤四郎と申召仕一名相用候ハ、永代相遣と申付候所、早速承候と申事に付、十二月廿九日直藏相遣候、（下略）

とあるのを見ても其の一斑を知り得るであらう。

南部藩の一般的慣習として地主若し罪を犯し闕所の罰を受くるとか、又は地主破産し其の財産全部を債權者に引き渡さねばならぬ場合でも、其の地主に隷屬する名子の耕作地には影響を及ぼさゞるを常とした。之を法律的に云へば、名子の保有する耕作地は第三者に對して對抗力を有してゐた。而して名子が何かの大罪を犯した時は地主は監督不行屆の廉を以て其の責を負はざるを得なかつた。以上の事實を綜合して見る時、名子の耕作地は永小作的性質を有し、地主は名子に對して公法的責任を負ふのである。別言すれば地主は或程度の名子の生活權を認め、其の配下の名子の行爲に就き公邊に對して責任を負はねばならなかつたのである。左れば又地主は名子の日常生活に就きて種々の制限を設け、其の自由を束縛してゐる、例へば

乍恐指上申一札之事

一、惣村若者寄合候而、餅、團子、菓子等相喰、取次仕、又は雜穀と相取かへ、盜人の小宿仕候義御聞被爲及、村方御吟味被仰付、夫々吟味仕候處、一同右體之儀仕候者無御座候、若亦此末々御聞被遊候ハヽ、如何樣曲事被仰付と而違背仕間敷候

一、濁酒之義、御指遣には無御座候へ共、村方相構之上諸味（モロミ）一盃ニ付十三文宛之直段ニ而賣買之相談仕、若又相賣より呑相對ニ而増錢指出候儀御聞被遊候ハヽ、急度無調法相處候而も違背仕間敷候

惣而村方　每々よりも前文之通之儀付ものハ無御座ニ付、押々御申譯願上候處、早速御聞濟被下置、御承引被成下、重々難有仕合奉存候、依而爲後日之一札如件

文政七年十月

石峠村中　組頭　藤兵衛㊞

同　子之松㊞

同　清之丞㊞

友人　市左衛門㊞

同　淺藏㊞

旦那様

此の一札によつても知られる如く、地主が名子の日常生活に對してこのやうな監督をなしたのは、當時一般の藩主が幕府の命を受けて領民に屢々儉約令を申觸れたと同樣、豊間根家の支配下に在つた名子の生活費が膨脹して辻褄が合はなくなると、結局其の損害は豊間根家に降り懸ることになるから、かやうな事のないやう名子の消費生活を拘束したのであらう。現に天明八年には次の如き誓約書を名子中から豊間根家に提出して居る。

差上申手形之事

一、往昔より堅被仰付置候惡事先達而相やぶり候ニ付、蒙御不興、誤手形指上候處、尙又此度右體ニ付、兎角他村罷出働候得者、都而惡事見習、村中以之外ニ相成候間、他村働御指留被成候段嚴重ニ被仰付候得共、左樣ニ而ハ村中迷惑至極ニ仕候間、押而願上御免被仰付被下置難有仕合ニ奉存候、度々之心得可申上候樣無御座候、以後右體之義御座候ハヽ、私共引受如何樣取計可申、私共聞のがし等仕歟、心得違御座候ハヽ、何分思

召入次第ニ被仰付可被下候、少も違亂申上間敷候、何義ニ而も被仰付、子々孫々末々迄少も相背申間敷候、萬事御願ニ而御村中相續仕候事ニ御座候、別而年寄共度々心得違御座候御尤至極之御義ニ奉存候、心得違爲仕間敷候、此儀堅相談之上、一札如件

天明八年申正月廿六日

石峠村　市左衛門㊞
藤助㊞
淺吉㊞
傳吉㊞
藤藏㊞
小平㊞
伊助㊞
甚七㊞
左門次㊞
孫八㊞
三平㊞
藤十郎㊞

千代助㊞
淺之丞㊞
万助㊞
久吉㊞
佐吉㊞

豐間根　保様

斯くて名子は他地方への出稼禁止を解除せられん事を哀願してゐるのであるが、之は豐間根家の耕地に生産する收穫物のみでは生活が出來ないので、其の不足を出稼に依つて補つてゐたものであるらしい。併し他村への出稼は主從の關係を稀薄にし且つ耕地を荒す結果にもなるから、豐間根家が之を禁止したのに對し、名子から其の解除方を歎願したのである。

又文化二年には左の如く名子一同よりかけ勝負を爲さざる旨の一札を入れてゐる。

一札之事

一、往昔より當村ニ而かけ勝負等一圓無之、折々右始末書も指上來候處、近年ニ相ゆるみ申候樣ニ罷成候ニ付、尙又今日御吟味御座候、以來共ニ村中相訊吟味仕合、右體儀仕間敷候、萬々一右體事御座候ハヽ、如何樣御取斗ニ而も違背申間敷、爲後證文如此に御座候

文化二年丑

十二月二十五日

石峠村惣御百姓　老名　市左衛門 ㊞

同　六之助 ㊞

組頭　傳吉 ㊞

小助 ㊞

馬藏 ㊞

保様

之を要するに豊間根家と名子との間に於ける身分關係は、南部藩内他地方の名子制度と共通するものが多いのであるが、豊間根家には此の種の慣習が最もよく保存され、且つ、其の色彩が極めて濃厚に殘つてゐるのである。

註 (1)小野武夫・森嘉兵衛、「舊南部藩の名子制度」

## 七、豊間根家の小作慣行

豊間根家の小作慣習は其の家に隷屬する名子制度を以て著しく特色づけられてゐるけれども、同家の農耕地が悉く名子によつて經營せられて居ると云ふ譯ではない。村内に於ける豊間根家の所有地は既に前の項下に述べたやうに免地、刈分地、名子地とされてゐるのであるが、免地は年々名子の賦役により耕作する手作り地であり、刈分地

は名子と地主の間に其の收穫物を折半する土地、名子地は小作料免除地であつて云はゞ地主に勞務を提供する代りに無料小作させてある土地である。現在では豊間根家所有地十八町歩中十町歩が名子地、七町歩が刈分地、二反歩が自作地（卽ち昔の免地）である。此の他他村にも小作地を有してゐたが、此等の小作地は他村に新田を開き又は新に購入したものであつて、普通の小作形式によつて小作させたのである。豊間根村内に住居する名子は其の半面が小作人であると共に、他の半面は同家の家來である。名子が特殊小作人である譯は彼等が啻に農業に必要なる耕地山林原野のみならず、其の住宅を始め、農舍、農具まで貸與を受けて居つて、彼等自身の所有物としては身邊の小道具竝に衣類に過きないことによつて示されてゐる。其れ故に名子の生活權の與奪は一に地主の手中に存することゝなるから、地主は彼等の恩人であると共に、彼等に對する獨裁權者である。故に名子は日常生活に於て地主の意を迎へ、苟且にも地主に反抗する等のことは考へられなかつた。然らば名子は地主に對して如何なる義務を負ふかと云ふに、彼等は名子地に就ては小作料を支拂はず、名子地よりの收穫物は總て「家族共の生活料として惠賜」せられ、其の代り一年何日かを限り地主の家に行きて無償勞役、卽ち勞務の提供をする外、該小作地の公租を負擔すればよいのである。斯くて名子は地主より農耕に必要なる土地、山林を始め農具の末に至るまで貸與を受け、小作料は刈分小作地の收穫物を折半して納入する外は別に小作料の負擔がない。言ひ換ふれば、刈分小作地から收穫物の一部を納附し、名子地から小作料の代りに肉體的勞働を提供するに止つて居る、而して地主は此の提供せられた勞務により自家手作りの土地（免地）を耕作したのである。

然らば豊間根家に取りては寧ろ傍系に屬する普通小作地は如何にして經營したかと云ふに、此の普通小作地に於ても地主の權利は相當に強く、地主は小作料の徴收を容易ならしめん爲め、數人又は十數人の小作人をして聯帶責任により小作料支拂其の他の義務を負はしめ、地主損失の危險を少なからしめんとして居る。次の證文は此の間の消息を明瞭に語つてゐる。

差上手形之事

一、此度旦那様爲御名代阿部儀右衛門御出被成候處、貴公様御相對新田御吟味被成候、此末共間違等無之様可仕間奉願候、此後地主等無之田形も働輩共之内ニ相出候ハヽ、仲間ニ而叫合作り人相談仕、御禮米上納仕時に、とやかくと相違たる義堅申上間敷、右御星様に御相對仕候通り、いさゝかたちい可申上様も末々共無御座候、附り御竿御通ニ被遊候時分ハ古人要細部之上書付、殊ニ田老共懸ケ御目御相對仕候間是ニ而間違たる義申上間敷候事

一、あるひは古地主のもの旦那様か濟不申上候而、脇方へ越申ニ而御禮米相滯り申、差田代錢請取申もの而小高帳ニ被仰付候而御引請候時分出入間違等少も申出間敷候事

一、仲間之内ニ而缺落致候もの有之候而、御田地仕付兼荒地ニ罷なり御損見得候ハヽ、御輩共寄合相談仕候而、御田地主相對ニ而なり共相勤爲仕付、御禮米等一合なり共相違仕間敷、右之通之義書御上候而茂滯計立上納

不仕者ハ、仲間之內ニ而判合急度御損ニ相懸ケ申間敷事

一、七兵衞、長作先達而ね方不通、上納米等上納不仕候而罷有、右兩人ハ御上御上納等も右之通組合ニ而判合上納仕候間、別に相片付之義も難斗候得共、私共義居懸り茂御座候間、御趣旨之通御本田之外ハ仲間のもの立合御相對之品申立候而、新田御ケ所請取申樣ニ可仕事

一、右條々先達而御百姓ニも要細書付以申上候得共、此度阿部儀右衞門殿ニハ御志御方付御吟味之上御とり被成度候、是ニ相違無御座候間差入之通あらまし以書付申上候

寛延元年辰十二月廿七日

八兵衞㊞
吉五郎㊞
權右衞門㊞
與右衞門㊞
與二次㊞
勘平㊞
利助㊞
孫三郎㊞
孫七㊞

吉之助 ㊞
金之助 ㊞

豊間根　保様

之を要するに豊間根家の家計は、一面自作經營を行ひ、其の勞働人夫として名子を使役し、此の名子には別に賃銀を仕拂はない。別言すれば一部の土地を貸與して小作料を徴收せず、其の代り名子をして一年何日かの勞務提供をなさしむる仕組みである。此の他又相當面積の刈分小作地を所有して其處から小作料を徴收し、又普通小作地としては村内外に新田開發地又は新規購入地があるが、此等の土地からは普通の賃貸料を徴收して家計收入に充てゝ居る。土地經濟の關する限りに於ては以上四種の土地（卽ち自作地、刈分小作地、名子地幷に普通小作地）が豊間根家に取つて重要な財源であつた。

## 八、豊間根家と林野用益慣行

東北地方、殊に南部藩地方には富裕なる個人の所有する山林に其の村内の農家若干戸が入會ふて草木を採收し得る權利を認められたる實例が尠くないが、豊間根家にも同樣の山林用益慣行が存在した。而して其の廣大たる林野を利用するには其れを自然の生長に委して野生の草木を採收する場合もあれば、民間の所有者が獨力もて、又は藩と協同もて造林し、其の收得を兩者に分配する場合もあつた。今、其の事實を詳細に說明するならば、豊間根氏の

居村たる石峠村は宮古通二十ケ村中生産力の比較的低い村で、天和二年には畑高三十七石三斗九升三合しかなく、其の税率七分八厘六毛の山村であつたが、安永九年には其の石高三十九石四斗餘で、百年間に僅か二石前後より増加して居ない程の土地である。併し其の戸數は廿三戸で馬四十四頭を有し、各戸平均二頭の馬を所有して居つたのだから、各農家は之により所謂有畜農業を行つてゐた事が判る。從つて此等の農家は必ず採草地を必要としたのである。然るに豊間根家は南部藩宮古通の地方給人として石峠村に臨むと共に、藩の山守役をも兼ねて村内の藩有林をも管理してゐたのであるから、石峠村に住居し村内山林を利用する者は必ず豊間根家の指揮に從はなければならなかつた。卽ち豊間根家は此の山林に對し無償で名子達の入會を許し以て其の生活を保證する代りに、名子よりの勞務提供を以て山林を經營したのである。要するに石峠村の山林は全部豊間根氏の所有地であつて、其處に名子達の自由入會を許してあつたのである。別言すれば斯く豊間根家の抱ふる名子に限り其の山林に自由入會を許したと云ふことは、石峠村なる地域全部が豊間根氏の所有に屬してゐたと云ふことと併せて考ふべきである。今一度繰返して云へば、石峠村の全地域が豊間根氏の所有であるから、村內の山林が其の所有下にあつたことは云ふ迄もない。斯くて名子達は豊間根家の耕作農業の爲に勞務を提供し之を以て小作料に代ふると共に、更に豊間根家の爲にも林業勞働に服し、其報償として林野草木の採收を許されたのである。

## 九、豊間根家の一般的經濟活動

八百五十年に亙る豊間根家の經濟活動は宮古と大槌間に散在せる分家數の多きことに依つても其の一斑を知り得るのであるが、今日に於ても大槌地方に於て「七郎ナゴミ」が來たといへば泣く子も默ると言ひ傳へられてゐる。是れは豊間根家の先祖が曾て此の地方に猛威を振つたことのある史實を語るものであつて、七郎なる名は豊間根家の先祖に非常に多く、そして猛威を振つた七郎なる者が果して何代頃の主人を指してゐるか不明であるが「ナゴミ」とは所謂「おばけ」と云ふ此の地方の訛であつて、豊間根家に對する此の地方人の恐怖心を表はしてゐる。併し豊間根家は最初より村の内外を開拓して其の要所々々に舘を建てつゝ次第に其の勢力を擴大し、徳川時代に入り南部藩の所管となつてからは、藩に御用金を獻納し、植林事業を行ふて藩の財政を助け、又或時は藩の補助を受けて殖産事業に協力し、又或時は獨立して自家所有の山野に殖林し、其の成木は二藩八豊間根、或は三藩七豊間根の比例により納入して藩の財政に貢獻したこともある、例へば延享四年には藩より一ケ年一貫文づゝ杉苗代金の補助を受けて九千本の杉を植林し、文化六年に之を伐採し二藩八豊間根の割合にて上納した如きは其の著しいものであつた。

又一般農業方面に於ては大に新田を開いたが、新田は單に豊間根村内のみならず、花卷、万丁目通に於ても四十石餘の新田を開いて居る。

又寛永十九年鐵砲使用の鑑札を受け此の地方一帶の「マタギ」（樵夫の方言）の統制を圖つたり、又は豊間根村に金山を經營したり、大澤浦の漁業權を獲得したりしたこともある

又豐間根家は質屋を營み金融の道を開いたこともあるが、其の經營地域は宮古、大槌にまで及び、此の地方一帶の金融機關として多くの貢獻をなした。又穀無盡なるものをも組織したが、穀無盡は主として豐間根家の主婦が穀親となり、名子の妻女等が銘々米穀を持ち寄り、現物掛けを以てする融通方法であつた、此の賴母子講は要するに豐間根家が中心となつて組織せられた現物の融通方法である。

斯く一面地主たる豐間根氏は他面此の地方一帶の金融機關であつた。然も貸附金の回收の安全を期する爲に土地、山林の抵當貸が行はれ、其の間往々人身の書入れも行はれた。人身書入れと名子制度との間に相關々係のあることは前にも説明したる通りであつて、此の人身書入が轉じて名子制度に變り行くのである。左に人身書き入れの實例を示す爲に、豐間根家保存の人身書入證文を掲ぐるであらう。

指上申一札之事

一、代物三貫文請取、拙者子供卯八と申、此年十六罷成を、此度一生指上け申事實正明白に御座候、此者何方よりも何之出入無之候、若又六ケ敷義出來申候ハヽ、請人引請、右之定之通永々指上可申、爲念一札如件

天明二巳年十一月十六日

人主法脇　おく㊞

請人　文七右衛門㊞

同　文之丞㊞

盛合孫右衛門様

御上七殿

## 十、明治維新後に於ける豊間根家

維新當時に於ける豊間根家は第四十六代眞任の時代であつた。當時豊間根氏は明治新政府より普通農民と看做され、平民籍に編入せられて其の名も「谷平」とさせられたが、其の際豊間根氏が舊藩時代に宮古御給人として武士の待遇を受けたことある事實を記して其の筋に願ひ出でた處、其の家柄の平民にあらざることが判つて新に士族席に列せられ、其の名も新に「公(クマシ)」と改むるを許された。「谷平」と「公」とは其の表現に含む意義に天と地との差異があるが、明治維新の旋風時代には、此の種の挿話は他地方に於ても屢々聞かれたのである。

斯くて一郷に秀づる名族として四圍の聲望を蒐め、又新經濟地主としての勢力を持つやうになつた爲め、豊間根家は維新後に於ても格段なる地方勢力家となつた。同家が名子に耕作せしめた土地は公租公課を全部名子に負擔せしめた爲に、名子が土地所有者なるかの如き取扱を受けんことを恐れ、地租改正の際、豊間根家は逸く土地所有權の登錄をなして自家財産の法律的基礎を固めた。當時若し此の手續を爲さなかつたならば後年に至り名子の耕作地が永小作地と認定せられ、其の權利の存否につきて悶着が起つたかも知れないが、其の事なきを得たのは明治初年に於て逸くも其の所有權の登錄をなしたからである。斯くて豊間根氏は維新後新興地主として其の社會的竝に經濟的地位を高め、村に居りては戸長となり、區長となり、又村長、縣會議員となり、此の地方一帶の勢力家として分

家五十一家（豐間根を姓とする者二十四家、安倍を姓とする者十四家、外舘を姓とする者十三家）を其の一門として、下閉伊郡海岸地方の王者として尊敬せらるゝに至つたのである[1]。

維新後豐間根氏は自家隷屬の名子に對し其の希望により安倍姓を名乘らしめ、同時に政府より地方產業開發資金として若干金の補助を受けて新田畑の開墾を企て、之を名子十五人に分配し、此の新田畑二畝に就き稗三升宛を豐間根氏に納めしむることとした。

新田畑分配表（明治七年八月三日）

| 預り人 | 分配新田畑面積 | 小作料 | 預り人 | 分配新田畑面積 | 小作料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 丸山嘉平治 | 六畝十歩 | 二畝ニ付稗三升宛御禮 | 丸山大藏 | 六畝二十歩 | 二畝ニ付稗三升宛御禮 |
| 岡田稻平 | 二畝五歩 | 同 | 三ケ尻角治 | 四畝十歩 | 同 |
| 三ケ尻小平 | 一反四畝十五歩 | 同 | 澤田百合藏 | 二畝五歩 | 同 |
| 二見甚之助 | 十五歩 | 同 | 高橋林平 | 三畝五歩 | 同 |
| 平山傳治 | 三畝二十歩 | 同 | 佐々木與次藏 | 六畝十歩 | 同 |
| 岡田萬助 | 四畝十五歩 | 同 | 平山甚藏 | 一畝二十五歩 | 同 |
| 平山彌左衞門 | 一反　五歩 | 同 | 澤田辰兵衞 | 一畝十五歩 | 同 |
| 岡田和助 | 五畝二十五歩 | 同 | 合計 | 七反二畝二十歩 | 一石九升九合 |

此の少額なる小作料の外、名子に對しては盆前に小麥の製粉手傳として一人役、地主の薪伐採の手傳として四人役を課し、通帳を以て此等勞務日數を算出して前記の物納小作料と合算し新田の總小作料に見積つた。德川時代の

勞務提供小作慣習を明治維新後の開發田畑にも踏襲することにしたのは、其の時代の農村事情が斯る小作慣習の存續を當然としたのによるのである。

其の後世情の變化と共に名子の中には「名子脫け」即ち解放を希望する者も生じて明治二十年頃に至れば名子の數僅に十四人を數ふるに至つた。其の頃豐間根家は小作關係を法律的に規定する必要を見、明治二十一年には十四名の名子から土地預り證文を徵した。是は先年行つた土地所有權登錄後の處置として當然爲さるべきものであつて、此の年に至り所有地に對する賃貸關係を明瞭にしたのである。更に又最近に至り豐間根氏は此の小作證書に記された小作條件を基礎として自作農を創定せんとし、小作地を名子に買はしめて名子の解放を行はんとしつゝあるが、之も亦時代轉步に順應して家產を處理せんとする傾向の現れである。

註 (1)明治初年に於ける豐間根姓、阿部姓、外舘姓の分布狀態は左の通り

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 日當 | 豐間根佐吉 | 同 | 豐間根梅吉 | 同 | 豐間根要藏 |
| 同 | 豐間根周助 | 勝山 | 豐間根民人 | 同 | 豐間根重太郎 |
| 同 | 豐間根右市之助 | 同 | 豐間根八十彌 | 同 | 豐間根伊七 |
| 同 | 豐間根十吉 | 同 | 豐間根彥吉 | 新田 | 豐間根富太郎 |
| 同 | 豐間根由松 | 堂ヶ鼻 | 豐間根百太郎 | 同 | 豐間根安太郎 |
| 同 | 豐間根万五郎 | 同 | 豐間根政吉 | 大槌 | 阿部熊次郎 |
| 同 | 豐間根くら | 同 | 豐間根由松 | 同 | 阿部兵藏 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 同 | 阿部藤吉 | 同 | 外舘與八 | 盛岡 | 安部長海 |
| 山田 | 阿部長七 | 同 | 外舘清藏 | 同 | 阿部富 |
| 同 | 阿部又七郎 | 同 | 外舘留藏 | 同 | 豐間根定太 |
| 同 | 阿部榮左衞門　死 | 同 | 外舘清次郎 | 同 | 豐間根繁吉　死 |
| 同 | 阿部榮衞門 | 田名部 | 外舘久右門 | 同 | 阿部宇之松 |
| 宮古 | 阿部安五郎 | 同 | 外舘金市 | 同 | 阿部七兵衞 |
| 長門 | 外舘德松 | 同 | 外舘松太郎 | 兵藏分家 | 阿部竹藏 |
| 同 | 外舘榮吉 | 石峠 | 豐間根源藏 | | 阿部才兵衞 |
| 同 | 外舘倉助 | 同 | 豐間根丈助 | 宇之松分家 | 阿部子々松 |
| 同 | 外舘三四郎 | 同 | 豐間根倉吉 | 明治五年壬申八月廿九日 | |
| 同 | 外舘愛藏　死 | 同 | 豐間根孫六 | | 豐間七郎左衞門 |
| 同 | 外舘初彌 | 同 | 豐間根万藏 | | |

## 結言

前來記述する所により豐間根家の沿革の大體は明になつたことゝ思ふが、最後に之を概括して觀るならば

一、豐間根家は現在に於ても下閉伊郡內切つての鄕紳であつて、其の居住する石峠部落は昔の呼稱を其儘傳へ、部落內に於ける耕地總面積四十町歩、其の內豐間根家分十八町歩を算し、經濟的にも社會的にも此の地方に並ぶも

のなき家柄である。惟ふに今日我國に殘り居る農家中には國神系に屬するものも相當あるであらうが、其れが明白に證明せられて居る家柄は多く見受け得ないのである。豊間根氏は其の傳說の證する限りに於ては遠く長髓彦を祖とする國神系の家柄である、即ち神武天皇の東征に際して謀反したる長髓彦の兄安日（あび）の末裔たる安倍氏に始まり、今の當主に至るまで四十七代、八百五十年間の推移に就ては歷史的連綿が立派に辿られるのであるから、豊間根家が日本有數の由緒ある農家であることは爭はれない。此の由緒ある農家が前には武士として、後には地方役人として同一地に住居して今日に及んで居るのは、日本農村社會史上の顯著な事實であると云つてよい。今其の家系の連綿を實證する爲に四十七代八百有餘年に亙る歷代豊間根家の戶主の名前を左に列記して見る。

初代孝任―二代辰任―三代信任―四代甚任―五代頼任―六代德任―七代宗任―八代政任―九代榮任―十代宜任―十一代高任―十二代壽任―十三代佐任―十四代晴任―十五代淸任―十六代長任（正和四年死）―十七代政長（延元二年死）―十八代影任（貞治六年死）―十九代守任（明應二年死）―二十代武任（應永二十五年死）―二十二代經任（寶德三年死）―二十三代隆任（文明五年死）―二十四代仲任（明應二年死）―二十五代茂任（大永三年死）―二十六代家任（永祿十一年死）―二十七代邑任（此年始めて武を棄てゝ地方農民となる）―二十八代之任（文祿二年死）―二十九代綱任（慶長三年死）―三十代有任（慶長十八年死）―三十一代慶任（慶長七年死）―三十二代衆任（元和三年死）―三十三代季任（正保元年死）―三十四代元任（寛永十七年死）―三十五代盛任（承應元年死）―三十六代厚任（不明）―三十七代敬任（寶永元年死）―三十八代聽任（享保十四年死）―三十九代隣任（寛延元年死）―四十代忠任（寛保三年死）―四十一代久任（元明元年死）―四十二代尙任（文化十四年死）―四十三代長禎（文久二年死）―四十四代顯任（文久元年死）―四十五

代君任（大正元年死）―四十六代眞任（明治三十二年死）―四十七代堯任（現在當主）

二、中世末期は日本農村社會の大變動期であつた。當時豊間根家が事其の志と違ひ、武を棄てゝ農に歸したのは、其の頃在鄕武人の多くが城下町に集中したのと反對の進路を選んだのである。若し豊間根氏が武運目出度く重つて、近世初期の頃南部氏の盛岡城下又は何處かの支藩城下士となりゐたならば、爾來豊間根家は知行米又は切米給取りの藩士となつてゐたであらうが、然かせずして、陸中東隅の下閉伊地方に土着を續けてゐたが爲に、其の土地私有權を享有して今日に及んで居るのである。

三、德川時代に豊間根家が南部氏の意に從ふて屢々地方役人となつたのは、南部氏の土豪懷柔策によるものである。然も豊間根氏が南部氏の臣下として地方役人の下廻りを勤めたにしても、其の役格が常に地方役人の次位以上に出つるを得なかつたのは、其の家柄が元來南部氏に對して外樣であつたことに原因する。

四、豊間根家支配下の村の層には二つの區別があつた、一は豊間根家所出の分家に對する支配關係であり、他は豊間根家都落ちの當初より從ひ來つた家來竝に其の後種々なる經濟的關係の下に主從關係を結ぶに至つた名子に對する支配關係である。血緣的支配關係は日本上世の氏族制度の殘影とも見るべきであるが、名子に對する支配關係は、庄園時代に於ける社會關係の殘影とも云ふべきものである。

五、德川時代の中葉に至れば、此の地方にも貨幣經濟が浸潤し、在鄕農民中才幹あるものは錢貨の蓄積によつて富を成し、之を藩主に獻上し、其の褒賞として身分上の優遇を受くるものを見るに至つた。既に錢貨の力が領土經

濟以上に魅力を持つに至れば、族長制度の如きは一堪りもなく崩壞し去らざるを得ぬ。現に寛政三年豊間根家の分家たる卯之八外三人の者が藩主に獻金することによつて宮古通の與力たる待遇を受け、豊間根家の下風に立つを潔しとせざるに至つたと云ふのは、當時漸く此の地方に侵入した貨幣資本の力が族長制度を崩壞せしめた一事例と云つてよい。

六、戰國時代末期に豊間根本家の武運盡きて村落に下り鄕士となつてからも、其の家來が依然從僕として又小作人として、豊間根家の被支配關係に甘んじたのは、豊間根家自身の社會的地位は變つても、豊間根家と名子との間に於ける內部關係が依然として變らないことを語るものであつた。

七、名子なる制度は庄園時代の遺習であつて、西南地方に於ける名主の下の從類と全く同樣であるが、然も此の名子制度は近世に入り貨幣經濟の影響を受けて幾多の種類に分岐し、歷史的由緒ある名子と、貨幣經濟に基き生じたる名子とが相交織するに至つた事に注意すべきである。

八、豊間根家一族が此の地方に蔓延するに至つた事情の中には日本村落史に於ける血緣部落の崩壞事情が語られて居る。我上世の血緣村落は一面氏族協同體であると共に、此の氏族の下に下層部民の隷屬する被支配關係であつた。此の制度が年月を經る間に分化して後世の地緣村落に變り來つたのであるが、豊間根家が中世以降屢々新田開發によつて分家を行ふと共に、其の抱ふる從士を分家に附けて贈與したことや、此等の分家が其の後本家に對して血緣的意識を失ひ、且つ他家に贈與せられた從士が舊主家に對する恩義を忘れて全くの他人となり行く徑路の如き

は、上記の血緣制度より地緣制度への移行徑路をよく示すものである。

九、維新後に至り豊間根氏が先づ村の戶長として、村長として、或は又縣會議員として地方社會の尊信を一身に集めたのは數百年來此の地方に養ひ來つた社會的竝に經濟的勢力が然かせしめたのである。曾て中世末期の封建制度完成期に際して地方土豪が運よくば一藩の國宰家老たらん爲に奮戰力鬪した如く、明治維新後に於ける豊間根氏は其の土地生產力を利用して資本主義機構內の有力者たるべく活動したのである。封建制度下に於ける內部鬪爭の目標は中央に在りても地方に在りても一に上層支配力を獲得することにあつたが、資本主義下に於ける地方勢力家は資本主義制度に支持せらるゝ政權への接近であつた。豊間根氏が維新後に於て各種の名譽職に就任したのは、斯る社會的旋渦の中に捲し來つた世相の一端と見るべきである。

十、豊間根家は明治維新後資本主義制度の洗禮を受けたけれども、資本主義的操作は同家經濟組織の一部分に止つて封建的遺習たる名子關係に及ばず、名子は最近まで同家の農業生產力を特色づけてゐた。今日若し豊間根家が其の名子制度を純小作制度に移す方法を取るならば、其は同家が今日此の頃になつて一層發達したる資本主義的小作制度に移行せんとするものである。言ひ換ふれば、明治維新直後になさるべかりしことを漸く此の頃に至つて實行せんとするものであると見るべきであらう。

後記　幾多の困難を伴ひたる此の特別研究が兎にも角にも一通り完成したのは、始終多大の援助を與へられた豊間根氏並に森嘉兵衞氏の力に待つものであることを特記して感謝の意を表明する。




岡本氏の現在居村（島根縣那賀郡石見村大字後野）近傍の圖

（二十萬分ノ一地形圖）

# 第三論攷　石見に於ける「名」の遺制

## ――那賀郡後野郷士の研究――

### 緒　言

過ぐる昭和三年八月、島根縣那賀郡石見村（元伊南村）大字後野の岡本家を訪ひ滯留數日、當主岡本氏の至らざるなき資料の展示と、島根縣農會技手岡本善久氏と、那賀郡農會技手增田眞勝氏の援助によつて詳細の取調べを行ふことが出來た。

蒐集した史料は其の後一先づ整理して成稿を得、帝大內で開かれた日本社會學會の月例會に於て報告したこともあつた。併し之を印刷に附することは聊か思ふ所あつて今日迄保留して置いたが、此の頃に至り篋底に藏しありたる原稿に加筆し、十年後の今日之を公けにすることになつたのである。

此の研究の目的は岡本家が遠く中世初期の王朝時代より庄園時代、其れから封建時代並に明治時代を經て最近に至る間に或は曾て京都朝廷の衞府の士として、又近江國の一鄕長として、又小野好古征討軍麾下の一戰士として、更に又其の後には石見國に移住し、次で中國の大名毛利家の一郎黨として集團地の「名」を授けられ、降つて德川時代には藩主に忠實なる庄屋として各種の公人的生活を營みつゝ多數の隷屬農民を從へ、明治時代を經て今日に至

つた間の史實を究明せんとするのである。中に就ても岡本氏が中央貴族の血統より出で、幾多の變遷を經て庶民生活に合流するまで上下一千餘年に及べる史實、並に同家と小作人との間に於ける慣行と同家の年中行事に記述の重點を置くであらう。蓋し此の土地慣行と行事に關する諸々の形態を知ることによつて、中世庄園内に於ける一般「名主」の生活が凡そ如何なるものであつたかを推測することが出來るのである。

本研究に使用したる材料中印刷本としては大正五年發行の「郡賀郡誌」がある丈けで、其の他の資料としては「岡本家累世錄」とか「小作規約」とかの多數文獻は悉く岡本家珍藏のものであるから、其れ丈け此の研究は特殊性を帶んでゐる譯である。殊に同家の記錄によれば、同家は未だ曾て火事に逢つたことがなく、從つて古文書の參考すべきものが多數に殘つてゐることが、此の研究を達成する上に大に役立つた次第である。

此の研究を行ふ爲に逗留數日を許され、且つ珍藏資料の閲覽を許された御當主岡本俊人氏、並に余と帶同して岡本家に赴き資料謄寫に手傳はれた岡本善久氏と增田眞勝氏に對して深謝の意を表明する。此の種の農村社會制度史研究に於ては研究題材を所藏する當主の學術研究に對する理解があり、且つ其の土地事情に精通した有識の士の援助を藉るにあらざれば到底其の志を達し得ないのであるが、今本研究の實施に際して前記の三氏より多大なる援助を受けたことの洵に仕合せであつたことを特記して感謝の意を表明する次第である。

## 一、岡本家の遠祖

「岡本氏累世錄」によれば、岡本氏は中臣氏の祖、天兒屋根尊第二十四世の孫、中臣清麿より出づとしてある。併し、斯く遠く距つた時代の事は漠々として其の源流を捉ふることが至難であるから、上代史への溯及は本篇記述の關する限り姑く之を避くることにしたい。

偖て中臣清麿より六世の裔、中臣太郎祐時は承和年度（皇紀一四九四年）仁明天皇の時、朝廷に仕へて衞府に列し、承和九年、橘逸勢が皇位廢立の謀叛を起した際、藤原氏の命を含んで橘氏を討ち、彼を伊豆に流罪せしめたので、其の軍功により近江國淺井郡岡本鄕〔今の東淺井郡虎姫村に在り、元は岳本とも云つた〕に封ぜられた。蓋し、當時王朝制度漸く弛廢し始めた頃であつたとは云へ、尙ほ國郡制度が嚴存する時代であつたから、祐時は自己の軍功により京都を下つて近江國岡本の里に至り、其の鄕長に任ぜられ、此の地に於て藤原氏忠勤の一村吏として生活することになつた。

岡本鄕に土着した祐時は其の地に住居を構へて近鄕に勢威を張るに至つたが、里人は祐時の家城を呼んで「燧城」と稱へたと云ふ。又岡本鄕に土着すると共に祐時は其の姓の中臣氏を棄て、岡本氏を稱へ、同時に近鄕の神社多賀社を氏神として奉祀した。此の事實は後年中國は石見國那賀郡今福に岡本氏が移住してからも、舊住居地の氏神多賀神社を其の氏神として勸請したとのことによつても窺はるゝのである。

斯くて岡本氏の遠祖が中臣氏に出で、後ち近江國岡本鄕に土着して岡本姓を稱するに至つた日から、岡本家の歷史は出足し、爾來歷然たる路筋を辿つて近世へ流漸することになるのである。

## 二、近江岡本鄕士の西國下向

岡本氏が前記近江國より石見國に移住するに至つたのは彼の承平亂及び天慶亂と深い關係がある。承平七年には平將門が下總國に叛亂を起し、翌々天慶二年（皇紀一五九九年）には藤原純友が伊豫に謀叛を企てた。之より先き瀬戸內海方面には海賊頻りに出沒して海上並に沿海に於て掠奪强盜を恣にするものがあるので、朝廷は純友をして伊豫守紀淑人を助けて海賊を追捕せしめたが、海賊は淑人、純友等の威武に恐れて降服した。然るに純友は本來なら ば擾亂鎭定した上は直ちに戰地を引上げて歸京すべきであるのに、彼は却て異謀を企て、其の儘伊豫に止り、土地の舊勢力家と結んで南海山陽を往來し、官物を掠め又は官舍を燒きて暴虐を逞しくするので、朝廷は讃岐の國司藤原國風をして之を討たしめたけれども、却て敗北を招いた。蓋し承平、天慶年度は朱雀天皇治世の頃で、大化改新を距る旣に三百年の永きに及び、諸國には王朝政權の下を潛つて庄園隆起の勢が漸く盛んとなり、爲に藤原氏の擁する政權は將に有名無實にならんとしつゝあつた時代で、純友の如き異心を抱く者が朝命により土寇を討ち、其の儘任地に止つて土地の舊勢力と結託して朝命に抗するが如きは、當時としては必ずしも稀有の突發事件として見られ難いものであつた。

朝廷は事態の容易ならざるを觀、小野好古を中國南海の追捕使とし、源義基を其の次官として西向せしめたが、近江の鄕長岡本氏は此の小野好古征討軍に從つて西下することになつたのである。其の後純友は武運拙く征討軍の

爲に敗れて九州の太宰府に遁れ、其の地に於て一時勢力を盛り返したが、官軍の追及に堪へずして同地を逃れ、窮餘再び伊豫に歸らんとして遂に同地に於て射殺せられた。此の間岡本氏は征討軍の本隊と離れ、別働隊として山陰地方に於ける純友の殘黨を殲滅すべき命を受けて石見國に入り、同地に於て戰績を擧げた。仍て其の功を朝廷に賞せられて石見國那賀郡向野田、河内・中多比・佐野・山本・來原・中坪等を含む一鄕の長に任ぜられ、其の住居地を今福（今の那賀郡今福村）に求めて館を構へた、時に天慶四年であつた。之より以後六百年の永き間岡本氏は同地に住居することになつたのである。

之より先き、石見地方の農村社會は如何なる變遷を經てゐたかと云ふに、過ぐる大化改新の際には此の地方でも從來の國造を新に郡司として任命することにしたが、那賀郡司には土地の舊國造であつた村部氏が任ぜられた。此の郡司の上に新に石見國司が朝廷から任命せられ、次々に來任したのであるが、岡本氏が石見入りをした際には藤原望見なるものが承平七年以來國司として在任中であつた（那賀郡誌八四頁）。斯くて中央朝廷の任命する國司下に、同じ藤原氏の血統である岡本氏が王朝政權の地方的延長として來任したのであるから、其處に何等の故障あるべき筈はなく、岡本氏の石見入りは極めて平靜裡に行はれたのみならず、其の後の農村生活も概ね平穩の裡に過ぎて鎌倉・足利兩時代を送つたのであつた。玆に一應問題となることは、岡本氏が石見の今福に赴任したのは果して鄕長としてであつたか、或は當時既に庄園隆起の勢盛なる時代であつたから、同地の空閑地開發を許され、其の開發領主として土地を開いた名主であつたかであるが、私見によれば、天慶の頃は彼の後三條天皇が寬德以後の新立庄園

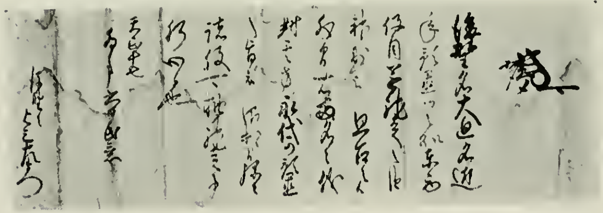
の停廢令を發した延久元年より溯ること當に百三十年で、其の頃無論庄園隆興の萠しは諸國に見えたけれども、然も尚王朝政權の現存し居つた時代であるから、岡本氏が中央朝廷の命令を奉じて石見に入國したのは、那賀郡司治下の鄕保を治むる爲の地方吏、卽ち鄕長であつたと推定してよいと思ふ。

## 三、戰國時代の岡本家

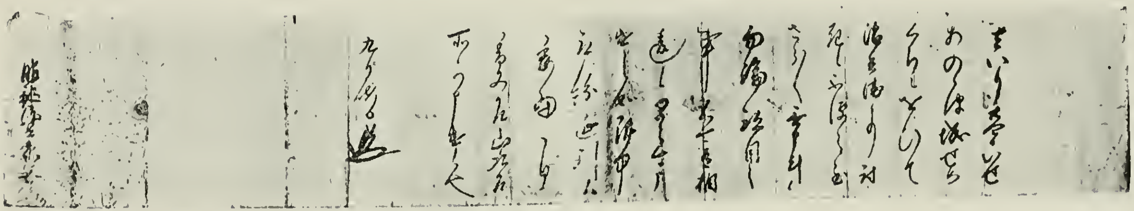
岡本氏が今福村に土着してから後は日本社會、殊に農村社會の本質と形態とが著しい變轉を蒙ることになつた。卽ち王朝系統の社會內に胎動してゐた庄園制度は異常の重壓力を以て舊勢力の王朝政權に抗して隨所に隆起し、其の體制又年を逐ふて備はり行きつゝあつたが、新鄕長の岡本氏は其の家系が名門の出たることゝ、中央政府の威望を背景として職務に就けるの故を以て、名聲近鄕を壓し、其の間荒蕪地を開墾して經濟力を培養することにも努めた。斯る間に世は源氏の世となり、守護地頭が諸國に配置せらるゝに至つてからは、王朝系統の地方制度は頽廢の一路を辿り、承久以後石見地方の庄園にも新補地頭が置かるゝことになり、岡本氏は此の地頭配下の名主としての生活に入ることになつた。更に降つて足利時代の中期に及べば、全國の名主は若干の兵を蓄へて地頭麾下の農兵となり、進んで戰陣に馳驅することになつたが、今福の名主岡本氏も時勢の誘導に隨ひ、一個の農村武士として戰鬪に從事することになつた。

中國地方は天文以後、大內・毛利・尼子氏等爭覇の巷であつたが、弘治三年大內氏が毛利氏に破られてから後は、

天正年間岡本與三左衛門に對する毛利氏の感状



吉川廣家より服部次兵衛の娘（岡本俊氏の妻）に對する書簡



毛利・尼子二氏の對立狀態となり、後ち尼子氏が毛利氏の爲に討滅されてからは中國地方一圓毛利氏の勢力下に入り、其の後毛利氏秀吉と和睦してからは、石見地方の名主等は悉く毛利氏に臣從することゝなつた。之より先き毛利氏は其の子吉川元春、次で其の子繁澤元氏を石見の濱田に在番せしめたが、吉川家と岡本家との主從關係は此の頃から結ばれ始めたのである。毛利氏は岡本家が軍役其の他の役目に克く奔走するを嘉みして弘治・天正の頃屢ゝ恩賞を施したが、最初に岡本家に授けられたのが大迫名（今の那賀郡石見村大字後野の地續き）であつた。感狀の文に曰く、

以左馬助御意、大迫名之儀、一頃其方預置候、公領諸役無緩可相調事肝要候、猶兩人可申謹言

二月晦日　吉　忠　花押

桂　與　兵　衞

今福與三左衞門との

其の後毛利氏は岡本氏に對して更に後野名を加增し、其の一時的なる支配を許したのであるが、此の一時的支配を許してあつた間に岡本家の當主俊綱は舊住居地の今福を去つて後野名に移住し來つた、時に元龜三年である。其の後天正十七年四月、繁澤氏から愈ゝ後野大迫兩名を岡本家の永代支配下に屬せしむる旨の申渡しがあつた。

後野名、大迫名、近年預置候之處、東西役目遂馳走之由、神妙被思召候、然間右兩名之儀、對其方永代可預置之旨、被仰出候間、彌々諸役可抽馳走事肝要候也

氏　意

天正十七
　卯月六日
　　　　　　　　後野之
　　　　　　　　　與三左衛門

右に對する濱田在番の繁澤元氏の添書は左の通り

後野大迫兩名之事、彌々永代被預置候由、奉書認候、御袖判候間、我等別紙に判形して遣候也

天正十七
　卯月六日
　　　　　　　　甚右衛門
　　　　　　　　　氏　意　花押
後野ノ
　與三左衛門

其の後天正二十年に至り、繁澤元氏は岡本俊綱の子俊氏（通稱孫太郎）に對して『後野名、大迫名の儀は前々に不相替末代可預遣候云々』との墨付を與へて居る。岡本家の家長が代つても其の所領は元の儘に致し置く意味で、後繼者に對して所領安堵の意思を示したものである。斯くて後野名と、大迫名は所謂一所懸命の地、即ち岡本家の永代所有地として確認せられたのである。岡本氏が斯くも廣大なる集團地の所有權を取得したのが遠く元龜天正年度の恩給に基くものであると云ふことは、日本土地所有權發達史上に一個の礎石を置くものと云つてよい。

茲に注意すべきは、前記の感狀を授けられた岡本與三左衛門俊綱は武器を取つて實際戰場に臨んだ人であるか、或は又專ら人馬糧食の徵發の爲のみに奔走して功を賞せられたのであるかと云ふに、實際は兩者の何れでもあつて、一旦事あれば領主の命に應じて戰場に馳驅し、平時は在鄕の儘村治に從つてゐた農兵であつた。岡本氏累世錄に

『俊綱は毛利元就卿の石見守護職繁澤元氏公より後野佐野來原諸里の庄官を命ぜられたり』とあるのと、毛利家の感狀に『東西役目遂馳走』とあることにより其の一斑を窺ひ得るであらう。因みに俊綱が最初大迫名のみを一時的に預けられた際の感狀には「今福與三左衛門との」とあるが(與三左衛門は俊綱の通稱)、其の後天正十七年に至り後野名を加增せられ之を永代預け置くべしとの感狀には「後野與三左衛門」とあることから推測しても、天正十七年には既に俊綱は今福を去つて新恩給地の後野に移住しゐたものであることが判るであらう。其の移住年代が元龜三年であつたことは前にも一言した通りである。

## 四、岡本家の後野名移住

前述の如く岡本與三左衛門俊綱は領主から後野名及大迫名を恩給せられたが、元龜三年に至るや、與三左衛門は今福に於ける岡本家をば長男三右衛門綱邦に繼がしめ、自らは毛利氏より恩給せられた土地を經營する爲に後野(今の那賀郡石見村大字後野)に居を移し、其處に住宅を構へて永住することゝなつた。是れ岡本家が後野名を所有するに至つた根源である。

思ふに岡本氏が後野大迫兩名を恩給せられたと云ふことは岡本家に取つては一門の榮譽であり、又一家經濟發展の原動力でもあるから、元龜年中自ら進んで後野名に移住したのであらうが、併し今福の舊居を當時全然拋棄した譯ではない。今福は長男三左衛門綱邦をして繼がしめ、俊綱自らが後野に移住し來つたのであるから、家督相續制

の本末から云へは、後野名は俊綱が自己の隠居地として選んだものと見るべきであつた。「岡本氏桒世錄」によれば元龜三年に俊綱が後野名に移住した時に携へ來つた武器は左の品々であつたと云ふ。

一、守刀短刀長六寸六分（備前國宗光の銘あり）一口
一、刀長二尺一寸五分（永正三年八月備前長船祐定の銘あり）一口
一、短刀長九寸五分（吉光の銘あり）一口
一、刀長二尺一寸（來國俊の銘あり）一口
一、甲冑、黑絲縅、一領

×　×　×

斯くて岡本家の高祖は遠く承和年代、仁明天皇朝の橘逸勢紂戮事件や、天慶亂の藤原純友事件にまで溯つて往くけれども、岡本家直接の開祖は元龜年度に入地したる岡本與三左衛門俊綱に始まるのである。故に現に岡本家の家憲に於ても我家の元祖は岡本俊綱に始まり、之を以て我家の祖先とする。將來此の家に出生したる男子は必ず俊綱の俊字を取つて實名とせよと規定してある程である。

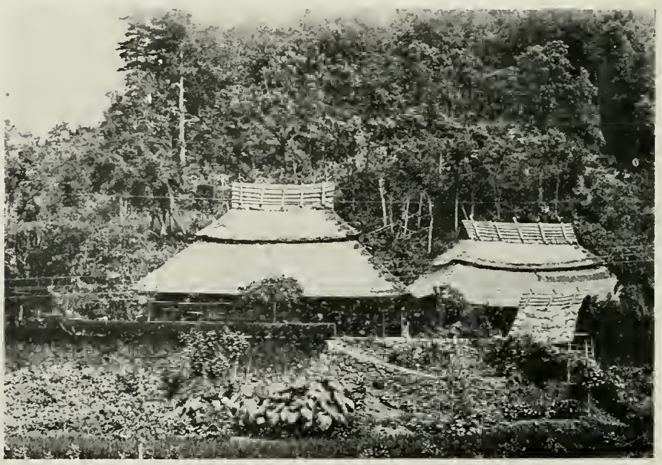
## 五、德川時代の岡本家

德川時代に於ける岡本氏の生活形態を一、濱田藩の治下に於ける庄屋としての岡本家、二、周防岩國藩主吉川氏



後野名字辻堂濱井場の記念松

後野名に於ける現在の小作人屋敷の一部



の家臣としての岡本家、三、後野名内三十有餘の小作人を率ゆる地主としての岡本家の三方面から記述する。

（イ） 庄屋としての岡本家

慶長五年の關ケ原役に於て毛利氏は最初大阪豊臣方に與みしたので、役後德川氏が天下の大勢を定むる爲に大名の移封整理を行ふに際しては、戰役中毛利氏の內應作戰を德としながらも、尙毛利氏に全く快からず、其の實力を殺がんが爲に之を防長二國に押し込め、石見國は一時幕府領とせられた。後ち元和五年二月伊勢國松阪城主古田重治が石見の那賀・邑智・美濃三郡五萬石の藩主として入部することになつた。其の時岡本家に於ては後野名內字辻堂濱井場と呼ぶ地に二本松を植ゑて入部の記念とした。此の老松は今日尙鬱蒼として後野區內の濱田街道側に中空高く聳えて居る。惟ふに當時地方地主の心理がかやうに變化したのは時世の推移に伴ひ其の生命財產の安固を完ふせん爲に行動した結果であつて、左程異とすべきものでもなかつたのである。之より先き岡本氏は濱田在藩の繁澤元氏より後野名の庄屋を命ぜられ、後ち其の地が一時幕領となりたる際は、大森銀山代官大久保長安からも後野名庄屋を命ぜられたことがあつたが、元和五年には愈〻德川氏治下の初代の藩主古田重松から庄屋を申附けらるゝことになつたのである。當時後野名の石高は何程であつたかと云ふに、「那賀郡誌」によれば後野名の石高は四百五十二石四斗四升四合とあり（同郡誌一四六頁）、之を水田面積に換算すれば約四十五町歩二反餘となる譯であるが、併し「名」內には水田の外に畑地と山林が多數あるから「名」の實地面積は更に廣大であつた筈である。岡本氏は上記面積の名から租稅を上納し、且つ一面地主として、他面庄屋として「名」內農民の取締並に其の指導に任じて

居つた。其の後慶安二年藩主更替し、新藩主として松平康映が播磨から入部し來つてからは、同家は此の新藩主に對しても忠誠を盡した。卽ち新藩主入部の際岡本氏が態々備後路迄出迎へに往つたとのことや、又或年新藩主康映が近村本明村と乙明村に狩獵に出かけた際岡本家に宿泊し、其の夜往年の毛利家の感狀（前項に掲ぐ）や吉川家よりの伊勢阿濃津感狀（同上）を上覽に入れた處藩主康映は大に感心し、岡本家は由緒ある家柄であり、又其の家宅が後野村の中央に位するから爾後其の家號を「後野」と稱すべしと仰せられたとの事は「岡本氏累世錄」の記する所である。因みに山陰地方の民家では前々から屋號を附する慣行があつたが、之は同姓同名を區別する爲の便法であつた。更に又寬文七年同藩主が江戶參府から歸城する時、岡本家の嗣子にして年十三歲になる俊道（幼名才助）が久佐川と云ふ處まで出迎へに行きたる所、藩主が駕籠の中より『彼の少年は何者の子なるや』と從者の中老格高橋金右衞門をして聞かしめた處、『彼の少年は後野村の庄屋岡本喜右衞門の長男才助と申す者なり』と言上したので、駕籠の中の藩主は其の勞を犒ひ、後日親子共に登城せよとの仰せであつたとの事である。更に又岡本家は屢ゝ藩主から御用金を命ぜられ、又一時借上げの用命にも應じたが、藩主は其の功勞を賞する意味で岡本家に苗字帶刀を許した。岡本氏程の由緒ある舊家が藩主から苗字帶刀御免を許されたと云ふことは聊か不審にも響くが、併し、岡本氏は毛利家とか吉川家とかに取りての功臣ではあつても、德川氏に封ぜられた新藩主松平氏に取つては單なる一個の農村庄屋に過ぎない、此の一庄屋且つ一有產者に過ぎない岡本氏が或は財物を獻納し、又は禮儀を厚くして忠誠を盡すこと頻りであるので、其の篤實と功績を感賞して鄕士の資格を認めたのである。濱田藩主から觀れば新に生

れた一個の登用郷士に過ぎぬものであつたらうが、然も岡本家本來の家歴によつて客觀すれば、同家は悠々一千年を誇る舊族の名家たる事に相違ないのである。同家は其の後も藩主に對して忠誠を盡すこと屢々であつた、例へば享保三年四月には此の地方一帶に亙つて百姓一揆が起り、其の目指す所は村々の庄屋組頭を打潰すに在り、後野の庄屋岡本家も此の時襲撃の目標とせられた。元來德川時代の百姓一揆に際して村役人の取つた態度には二樣あつた、一つは農民側に加擔し農民の代表として藩主に楯突く場合、二は藩主の爪牙となつて、百姓を彈壓する場合であつたが、此の享保三年に於ける石見農村の百姓一揆に際しては、岡本氏は自家が襲擊目標とせられた關係から、飽まで藩主の手先となつて鎭壓の一途に進んだのであつた。左れば享保三年四月二十五日、岡本家の當主岡本政右衞門は土地の代官星野富右衞門に對し、『跡市（村の名）が承引不致候時は大亂と申ものに候得者、私共一通りに覺悟仕候間、少も御心置被下間敷候、何處迄も殿樣に拋ニ一身一申覺悟ニ御座候、此段宜しく被仰上可被下候、追々御注進可申上候、時節とは乍申、普代の拜領地、無故も惡黨に被犯候事、扨て無是非存候、私共心底御察可被下候』との上申書を致して暴戾なる一揆の取鎭方に就き百方盡力を續けたので、藩主は此の一揆が鎭定してから代官星野富右衞門をして神妙の至り云々の手紙を岡本家に送らしめ、且つ松平家の紋章入り裃一具を賜り、同時に御城禮格の三席に榮進させられたと云ふ（岡本氏累世錄）。

斯く德川時代の地方豪家は時世の推移に伴ひ、巧みに隨時變應の處置を取ることにより、其の家の安全と繁榮を圖ることが出來たのである。

（ロ）岩國吉川家の家臣としての岡本家

岩國藩主吉川家と岡本氏との關係は一面に於て毛利本家に對する岡本家の服屬事情と、他面には吉川家の重臣服部次兵衛の娘を岡本俊綱の子俊氏が娶つたこととの二重關係から觀察される。

弘治・元龜・天正と續く戰國時代には、各地方共に領主の更替定りなく、朝に某々大名を迎へ、夕には又之を送ると云ふ狀態にあつた時、石見寒村の一名主岡本氏も山陰地方の大名へ或は合從し或は分離するを餘儀なくされたが、結局は最後に中國地方を統一した毛利氏の一郎黨となつた。而して石見國は最初毛利氏の一族吉川元春、次で其の子繁澤元氏を濱田に在藩せしめて支配せしむることになつたこと、卽ち當時の領主繁澤家が吉川家の一族であつたと云ふことが吉川家と岡本家とを結び附くる原因となつたのである。此の事は初代岡本俊綱の子俊氏の幼名を千鶴と呼び、千鶴幼少の時領主繁澤元氏から寵愛せられ、天正十九年正月十一日に特に孫太郎と改名せられ、是れ以來岡本家に於ては男子が生るれば其の通稱を必ず孫太郎の「孫」字を採り用ふべしと、今尙ほ同家の家憲に記しあることによつても知り得るのである。

聊か重複の嫌はあるが、岡本家の男子の實名には必ず初代俊綱の「俊」の字を、通稱には二代孫太郎の「孫」の字を代々附くることになつてゐることを、再應繰り返して置く。

扨て吉川家と岡本家との關係が一朝にして濃厚化し來つた徑路を案ずるに、慶長五年天下分け目の戰たる關ケ原の役に際し、吉川廣家の重臣に服部次兵衛なる者があつた。次兵衛は機略膽力共に勝れた有能の武人であつたらし

く、曾て毛利元就が尼子氏と爭ふた頃は、毛利の一族吉川元春の家臣として出雲の富田に在陣したが、關ヶ原の役には廣家に從つて西軍に屬し、其妻は鄕里八戸村（今の島根縣邑智郡長谷村大字八戸）に殘した。

西軍に加擔した毛利氏は東軍と對峙中南宮山に屯し、其の陣中には一門の吉川廣家が控へて居つたが、周知の如く、關ヶ原役に於ける吉川廣家と小早川秀秋とは西軍に取り獅子身中の蟲であつた。關ヶ原決戰の際小早川は積極的に敵方たる東軍を助けて友軍の側面を突き、吉川廣家は毛利氏の所領安堵を條件として德川家康に內應し、交戰中毛利秀元が西軍として進擊せんとするのを牽制し、戰鬪の終るまで其の軍を動かさしめなかつたのである。此の吉川家の態度は小早川秀秋の其れと共に關ヶ原戰役の大局を制する上に多大の效果を奏したのであるが、之より先き吉川廣家は其の重臣服部次兵衛に親書を授け、之を在江戶の家康に屆けしめた。是れ卽ち東軍內應の密書であつて、次兵衛が密書進達の使者に當つたのである。其の事は「岡本家累世錄」に

一、服部次兵衛吉川廣家公の命を奉じ、德川家康公の密使を爲したる事に關し喜右衛門俊奧の覺書寫左の如し

一、關東陣の刻、從廣家様、家康公ぇ御內通之御使ニ私先祖服部次兵衛被仰付候、其節道中騷動之儀無恙可屆出儀無御心許被思召候處、次兵衛以計略早速關東ぇ着仕、家康公ぇ御書指上之刻御返書被下、其上大事の御使無異儀仕候段被遊御感之由、爲御褒美御羽織一、黃金壹枚從家康様被下置、次兵衛拜領仕候、八月二十三日罷歸廣家様ぇ御奉書差上翌廿四日阿の津責口にて次兵衛討死仕候事

一、廣家公次兵衛討死、右忠節の儀御悅喜被思召、九月晦日附にて次兵衛後家へ御感狀被下置所持仕候事

とあるによりても明瞭である。服部次兵衛は前にも記したやうに石見國邑智郡八戸村の人である、其の主君吉川元春が出雲の城地富田に在陣したる際は始終同地に屯し、其の妻女は郷里の八戸村に殘してあつた。然るに次兵衛は廣家の爲に重大なる密使の役を果し、之を廣家に報告したる後、八月二十四日（慶長五年）伊勢の阿濃津に於て討死したのである。後ち德川家康征夷大將軍となり、諸大名配置替の際、毛利藩の領地は家康の意圖により防長二州に狹められた。同時に吉川氏は周防の岩國に移された。岩國移轉後吉川氏は其の功臣服部次兵衛の遺族のことに就きて明け暮れ念頭にかけて居つたが、偶〻元和二年、石見那賀郡佐野村多光寺永西堂が藩主に從ひ岩國に移轉した際、其の住職某が吉川家に參候し、談偶〻次兵衛が事に及んだ際、次兵衛遺子の一女子は石見國那賀郡後野村の岡本孫太郎俊氏なる者に嫁し居る旨を言上したので、吉川家に於ては早速右俊氏を岩國に召出し、服部次兵衛は我家に功勞ありしに惜むらくは、伊勢阿濃津の攻口に於て討死した、其の後日のなきを遺憾とする。然るに今汝其の孤女を娶つて居ると聞く、今汝を見ること猶次兵衛を見るが如しとの言葉があり、同時に次兵衛陣中佩ぶる所の太刀と、次兵衛の戰功を賞したる左記の感狀を手交し、自今汝岡本家を以て服部家と看做すとのことであつたので、岡本氏は大に面目を施して感激し、其れ以來吉川家に伺候する時丈けは服部の姓を以てしたとのことである。

　去八月廿四日いせあの津城せめくちニおひて次兵衛事討死候、不便の至さら／＼無申計候、勿論後日の事不可有相違候、早々可申遣候處、陣中取紛延引候、委細の事吞久郎（ママ）山九郎所可申遣候也

九月晦日

服部次兵衛女

洵に服部次兵衛は關ケ原戰役の大局を動かしたる吉川家の大功臣であり、且つ毛利家興廢の鑰を握つた武人であるから、吉川家は同人戰死後其の後繼者の行末を案じて斯くも岡本家を優遇したのである。

右の如き姻戚的事情よりして岡本家は爾來岩國吉川家との間に一門たる關係が結ばれ、德川全時代三百年間は無論のこと、明治維新後までも吉川家との交渉が繼續せられ、岡本家は四季の時候挨拶の爲に吉川家に參候するは勿論、吉凶の儀式にも心ず參邸して舊家臣たるの禮儀を守り來つたのである。

附註　本篇記述上の資料の大部分は、岡本家所藏の文書に據るのであるが、其の後傍證資料を搜索した所、大日本古文書中に左の服部次兵衛阿濃津討死に關する資料が見附かつたから之を引いて置く。

〔大日本古文書　家わけ第九、吉川家文書之一〕

伊勢國津城合戰手負討死注文

於津城、八月廿四日、二ケ度合戰之時、吉川手　手負覺

服部治兵衛　（六八九頁）

服部少三郎　（六九〇頁）

（慶長五年八月廿六日付）

〔同吉川家文書之二〕

吉川廣家功臣人數帳ノ内

伯州城山　岡　本　大　藏（七八九頁）
勢州津城　服　部　少　三　郎（八〇〇頁）
同　治兵衛尉（八〇〇頁）
木津ニ相詰御弓衆
岡本源右衛門尉（八二八頁）
岡本助左衛門尉（八三四頁）
（元和年間の日付）

右二文書中の服部次兵衛の文字に注意すべし（右文書中の治兵衛は次兵衛の誤りである）

（八）　地主としての岡本家

次に地主としての岡本家の記述を試みることにするが、玆に考察を要することは元龜年度に岡本氏が後野・大迫兩名を毛利氏より恩給せられて入地した時、此の兩名には既に何戸かの農民が住居したりや否や、又は岡本氏入地後始めて開墾の業が起されたりや否や、又は之より前既に普通農民の上に立つ名主があつたのを、毛利氏の方寸によつて他に移轉せしむるか又は一家斷絶を申附け、其の後釜に岡本氏を据附けたものであるか否かである。惟ふに元龜の頃此の地方には既に若干の農民が住居し居り、其の上に名主のあつたことは想像するに難くない。名主は中

世農村の觀念を以てすれば最小單位の領主である、此の領主中自ら新田を開發所有するに至つた者を開發領主又は根本領主と云ひ、旣墾地を與へられた名主は所謂恩給領主と云ふのであるが、今岡本氏の後野・大迫兩名に於ける關係は恩給領主でもあり、又開發領主でもあつたと思はれる。併し元龜天正の頃此の地方は人口尙稀薄であつたから、旣に若干農家はあつたにしても、其の後に開墾された土地のあることは云ふ迄もない。其の事は俊綱入地後二十七年を經た文祿五年に毛利氏が石見全國に課した安堵銀の賦課を後野分として上田米二十一石八斗餘、銀三十九文目、大迫分として中田米二十九石九斗餘、銀四十七文目と計上してゐることによつても推測される。卽ち此の兩名の土地の多分は最初荒廢地であり、又其の多くは岡本氏が入地後に開發せられたものであつて、其の頃の幼稚なる開墾技術を以てして、然も兵馬倥偬の二十數年の間に兎に角是位の租稅負擔力を有する程になつたのである。

安堵銀石州配當之事

岡　本　孫　太　郞抱

後野分

一、上田米貳拾壹石八斗貳升貳合

　　銀參拾九文目貳　八鈴

大迫分

一、中田米貳拾九石九斗五升九合

銀四拾七文目九分四鑰

以上銀八拾七文目貳分貳鑰

外增分銀六拾貳文目七分八鑰

合銀百五拾目之通

右其方手前近年の出入ニ付て御究被仰付自餘ニ相替增分銀申付候處無異儀被相調一段の儀候於向後も無相違相抱何篇御役目之儀無緩可レ被レ遂ニ其節一候爲後日一筆如件

文祿五ひのとさる三月七日　　賢　成　花押

岡本孫太郎殿へ

斯くて岡本氏は若干既墾地のある後野・大迫兩名を毛利氏より給與せられて一面其の名主（庄屋）として、他面農兵としての生活に入つたのである。再言すれば、元龜の頃は、石見地方一帶は民家の存在するもの尙ほ稀少で、俊綱入地の後ち、其の奬勵によつて入作定住せしめた百姓も少くなかつたことが想像される。卽ち以前より住居した百姓をして改めて岡本俊綱の下作人とし、新に入作した百姓は新入百姓として同家に附傭せしめたのである。而して地主としての岡本氏は其の名內の百姓（下作人）に對して耕地、山林幷に住宅を貸し與へ、小作人は岡本氏に對して所定の小作料並に勞務（手間年貢）を提供することゝなる。此等の慣習は岡本家に特有なる賦役小作制とし

て傳はることになつた。

（二） 兩名の分離

岡本俊綱が今福から後野名に入地した時の領有地は後野名と大迫名とであつたが、其の後同家は兩名內の開墾を奬勵したので、名內の人口も段々增加し、其の子俊氏の代に至れば、後野「名」と大迫「名」とを一家にて所有するには面積餘りに廣くして、其の管理にも困難を感ずるに至り、且つ老來自己の二男坊に對する愛着心からでもあつたか、俊氏は後野「名」をば長男の俊次に與へ、自らは次男の綱次を伴ふて大迫「名」に居を移した、是れ卽ち大迫「名」岡本氏の起る原因である。詰り隱居による分家を俊氏の意思によつて行ふたのである。蓋し、後野「名」丈でも其の廣袤南北一里、東西十六町もある集團地であるから、之を堅實に維持して居りさへすれば、岡本家の經濟を維持するには充分であると考へて、後野名を長男に繼がしめ、自分は愛着深き二男を連れて大迫「名」に隱居したのである。大迫「名」は其の面積から云つても、「名」內小作人の數から云つても、後野「名」よりは遙に小さく僅かに其の四分の一位に過ぎない地域であるが、俊氏が同地に隱居してからは、其處に大迫名の岡本家が新に立てられた譯で、舊岡本家の勢力は爲に二分せらるゝことになつたのである。岡本俊氏が分家當時大迫名に引き連れ來つた小作人は大迫名に土着して大迫の家號を名乘り、現在でも大迫名內の多分を占めて居る。而して大迫名の經濟力は到底後野名の其れに比すべくもないので、家計の切り盛りを餘程巧みにしなければ到底衰運に傾かざるを得ないのであつた。實際上、後野岡本氏の方は其後家運大に榮えたるに反し、大迫の岡本氏の方が左程でなくなつた

のは、他に種々なる原因があつたにしても、大迫名の土地狹く、豪家としての生活を維持する丈けの力がなかつたことに其の原因を歸せしめてもよいであらう。

## 六、岡本家の小作制度

次に後野「名」の地主岡本氏と、「名」内小作人との關係の説明に入るが、本項に關する記述は主として明治十九年岡本俊信氏（現當主俊人氏の先代）が作成したる「小作契約」によるのである。明治十九年は明治維新を距る遠からず、小作慣習の如き尙舊來の儘を傳ふるものが少くなかつたから、其の必要とする部分から引用するであらう。斷つて置くが、茲に岡本家の小作制度を説明するとは云ふもの丶、其れは「名」なる中世的土地慣行の遺制の解説に必要なる限りの引用であつて、岡本家の小作慣習全部を詳説する積りでは無いのである。

（イ）　小作種類と其の慣習

岡本家の小作種類として擧げられてゐるものは永小作、散掛小作、入小作、地借小作の四種である。永小作とは岡本家隷屬の譜第小作の謂であつて、後野「名」全體に通ずる歴史的意義の深いものである。此の種小作人中には岡本氏が元龜三年に今福から後野に移住し來つた時に現住した者及び其の時に件ひ來つたものが若干あり、更に後年入地開墾して新附の小作人となつたものも亦あることは無論で、現に明治十九年の小作契約第二十二條に記せる小作人數は二十七名なるに對し、現在は三十名を算することによつても其れが推測されるのである。後野名内に作

居する總ての小作人は岡本家に對して譜第小作の慣行下に置かれ、同時に名內小作人の屋敷にも亦「名」の字を附けて何々「名」と呼んでゐることに注意すべきである。

後野名に於ける小作屋敷「名」表

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 東岡本名 | 坂根名 | 佐古田名 | 淨慶田名 | 大畑名 | 叶松名 |
| 的場名 | 佐古名 | 觀昌院名 | 鐵穴名 | 下平籔名 | 横尾名 |
| 葛籠ケ迫名 | 松ケ谷名 | 高手名 | 鎌田名 | 野地名 | 鯨川名 |
| 丸山名 | 表（ ）田名 | 高堂名 | 糀屋名 | 晝澤名 | 引地名 |
| 東名 | 北下畑名 | 清水谷名 | 上半籔名 | 清谷名 | 正の田名 |

〆三十「名」（昭和三年現在）

扨て岡本家小作種類の一つたる所謂永小作人は株小作制の下に置かれ、小作料の一部は手間年貢卽ち勞務提供によつて代納されてゐる。其の他小作人と岡本家との間に於ける年中行事が一種の隷屬的內容を含んでゐる點が他の種の小作人と著しく異るのである。此の譜第小作を永小作と稱する所以は、此の名開發以來の歷史的慣習に基くのである。小作人に於て其の義務を履行せざることなき限り、地主は永久に其の土地の用益を許すと云ふ意味であつて、現行民法に謂ふ所の所有權に對立する物權としての永小作權を地主に於て認めたと云ふのではない。何れにしても、岡本家に取つては此の永小作は其の双方的感情からしても、亦同家の經濟的事情からしても、最も重要なる小作慣行である。次に散り掛け小作は、他地方に於ける名田小作と云ふのに當る。散り掛け小作制の下に於ては耕地又は

山野が個別に小作の目的物とせられて株小作の形態を具へてゐないのと、小作人は悉く後野「名」外に住居し、地主の岡本家に對し何等歴史的因緣を持つてゐないのである。「散り掛け」とは其の反對概念たる株小作に對して云ふのであつて、後野「名」内の土地が有り餘り、此の餘り地を普通小作の形で耕作せしむる場合に用ひらるゝのである。次に他村の百姓をして小作せしむるを入小作と云ふとあるが、後野名は卽ち後野村である、此の地域的觀念から云へば散り掛け小作も亦入小作に違ひない譯であるが、元來後野「名」内の土地は原則上岡本家の譜第小作人卽ち永小作人に作らしめ、唯其の耕地に餘裕ある場合に限り散り掛けとして他村人に小作せしむるのであるから、散り掛け小作は其れ故に云ふまでもなく入小作であり、又株小作ならざる散り掛け小作でもあるから、兩者は畢竟同一小作慣習に別個の名稱を附けたものに過ぎぬ。最後に地借小作であるが、地主が比較的近世に至つて買得した耕地や山野を年限を定めて貸渡すのであつて、永小作の場合と異り、其の家屋は全部小作人自ら建築所持し、且つ其の借地よりは普通小作と同樣の小作料を仕拂ふと共に、家屋の修繕は一切小作人の自辨であるから、實質上現行民法の賃貸契約小作慣行と同じものである。惟ふに、此の地借小作なる名稱は前記の散掛け小作又は入小作を說明する爲に設けた名稱であつて、實體として特立する小作慣習ではない。別言すれば、入小作も散り掛け小作も同一の內容を有する慣行であつて、兩者共「地借り小作」に相違ないから、結局岡本家の小作種類は「永小作」と「地借り小作」の二つとなし得る譯である。

（ロ）　小作管理制度

現在後野「名」に於ける土地を地目別に見れば耕地四十七町歩（水田二十七町歩、畑二十町歩）山林五百町歩であり、此の耕地の大部分は前記小作種類中の「永小作」制により、他の僅かの部分が普通の賃借小作制卽ち地借り小作によつて居るが、德川時代に於ては永小作――譜第小作――制が其の全部であつたのである。而して同家所有する所の土地が耕地と山林とに分れて居る關係上、小作地の管理を爲す爲に後野「名」内の小作人中より目代一名、觸役一名を選任し、又山林を管理せしむる爲に山目代を置いてある。尤も全五百町歩の山林中小作人に專用せしむるものが二百町歩程あるから、殘り三百町歩が山目代の管理に屬することになる。此等の觸役竝に目代に對しては岡本家より手當として年々若干の給米を支給する。而して此等の役員は云ふまでもなく一面岡本家の財産管理者であると共に、他方後野村政の補佐役でもあつた。

（八） 小作人の隷屬關係

後野名内の小作人は株小作制度の下に於て地主から種々の束縛を蒙ると共に、地主も亦小作人に對して種々の給與を爲すことになつてゐた。先づ小作人への束縛から語れば、小作人の戸籍が一切地主の手に於て處理せらるゝことである。卽ち結婚は地主に相談して其の許可を受くるを要すると共に、他村に出婚する者も、村に入婚する者も地主の宅に參上して挨拶しなければならぬ。又死人ある時は其の旨を先づ地主に屆け出でなければならぬ。戸主たる小作人の隱居並に相續の場合も亦同然である。斯の如く地主が戸籍の出入りを嚴重に監督するのは「名」内に於ける農業生産力を平調に維持せんが爲である。蓋し小作人の戸籍出入を監督せず、自然に委するならば、村外への

轉住とか、出稼とか、死絶とか、病人とかの爲に、耕作が不精になつて小作料が減收することになるからである。次に小作人の住宅は總て地主に於て建築貸與し、其の修繕のみを小作人に於て行はしむることにしてあるから、家屋の間取並に其の設備も自ら制限せられ、其の建坪は概ね桁行四間半、梁行二間半とし、屋根は草葺、建具は障子のみにて雨戸なく、屋内に竈と棚をしつらへ、臺所は板間とし、他は悉く竹簀なるべしとしてある。

次に「名」内の永小作人は每年秋季に至れば早稻初穗米を三合宛地主宅へ納付する定めになつて居る。之は小作料を意味するものにあらずして、地主と小作人とを結ぶ服從關係が精神的な形を以て現はれたのであつて、普通一般小作制度に於て見ることの出來ぬ慣行であつた。次に小作人と氏神との關係であるが、後野「名」內には維新後まで岡本氏の創建した大元神社なる氏神があつた、此の神社は後野「名」の鎭守であるから、「名」の永小作人は必ず崇敬すべしとの事を小作規約に規定してある。併し此の大元神社は其の後明治政府の採つた神社政策により村社の伊南神社に合祀せられ、今は其の跡のみになつて居る。合祀以前に於ては後野「名」の小作人全部が同神社の氏子であつたから、「名」主の岡本氏は大元神社に對し永小作人を率ゐて奉仕した譯であるが、其の事を小作規約中に織り込んであるのが注意を引くのである、此のやうに小作人信教の自由が私法の小作規約により制限せられてあつた點から見ても地主に對する小作人隷屬關係の一面が窺はるゝと思ふ。次に小作人は元來何等の財產を有せず、其の耕作する土地を始め、山林原野、住宅一切、又往々にして農具家畜までも地主より借用するのであるから、彼等小作人自身の經濟力は頗る弱く、自己の所有に屬するものとては單に肉體のみと云つてもよく、又永小作人とは

云ふものゝ何等其の土地に對する法律上の耕作權を有する譯ではなく、戸主が死亡するとか、又は家族病身にして小作地を耕作することが出來なくなれば、地主より屋敷の明渡しを要求せられて其の土地から離れなければならぬ。是は蓋し地主の方から見れば土地を荒して置く譯にも行かないから、生産能力の乏しい小作人に代ふるに更に生産能力に富める家族を引き入れ、又は「名」内に住める他の小作人の健康な子供を分家の形で嗣がしめて小作を繼續せしむる處から來るのである。左れば現在の小作人數は三十戸を算するけれども、德川時代以前より引き續き住居する小作人は割合に少く、維新後に至り新に交替した小作人が少からず存在するのである。此等の事情よりして後野「名」内の地主と小作人との關係は頗る近代化した跡があり、由緒ある「名」の小作人ではあるけれども、其の歷史的事實を傳ふる郎黨關係とか、血緣的な繋がりとかは數量的には甚だ少い現狀である。

次は小作人の地主に對する勞務提供――手間年貢制度――であるが、地主が死去した時は永小作人は金參錢を持參し、且つ二人役迄無給にて夫役を勤むべしとの事を小作契約に入れてある。之は臨時夫役を意味する取り極めであるが、更に恆久的奉仕たる手間年貢制度を說明しよう。岡本家所藏の一文書によれば『屋敷の下人勤は男月に壹人役、五月九月三人役にて、十六日頭付勤むる、勤十七日に成り候へば米五合宛給し渡す、女極り無、見合遣可申』とあるから、「名」内の各小作人は每年十六日丈けは無報酬にて地主の宅に行き勞務を提供して其の家庭勞働又は農業勞働に服せねばならぬ。蓋し此等の小作人は株小作制の下に於て耕地・山林・住宅一切を地主より借り受け、且つ低廉なる小作料にて耕作し居る故、一ケ年十數日の無報酬勞働提供は當然であるとの解釋も下され得るが、更

に歴史的には元龜の昔岡本氏が此の「名」に入地した時に既に慣行となつて居つた「名」内の隷農民が名主に對して行ふてゐた奉仕關係が現在まで存在するとの解釋も下し得るのである。斯の如き慣行下に置かれた小作人は然らば獨立した自作農に進み得る途があるかと云ふに、彼等は後野「名」に住居する限り永久に岡本氏の小作人を以て終始しなければならぬ。何となれば、岡本家に於ては其の家憲を以て後野「名」は祖先が生死の間を往來して取得した大事な土地であるから、岡本家歷代の當主たる者は永劫に此の土地を手放してはならぬとして、固く他村人又は「名」内小作人への分譲を禁止してある。故に岡本家の小作人に縱令若干の貯蓄が積つても此の「名」内に住居する限り、土地を買求めて自作農となることは出來ない。其處に小作人としての宿命的弱點があると共に、地主としても日進月歩の時代に順應した經營方法を採用すべき伸縮性を缺いて居る譯である。

## 七、年中行事に現はれたる生活樣式

後野「名」なる地域社會を、一面地主として、他面庄屋として、支配した岡本家の日常生活の一斑を窺ふ爲に、玆に同家の年中行事を掲ぐることにする。此の年中行事には啻に岡本家の家族一同が服するのみならず、其の使用人並に「名」内の小作人及び小作人代表の目代等も服するのである。云ひ換ふれば此の年中行事は家長に對する家族の服從關係や、小作人が岡本家に對する禮儀や、又家長が使用人並に小作人に對する諸給與、飮食饗應の事まで細かに記述されてある。無論此の年中行事は德川時代に多く行はれゐたものであるけれども、之により中世に於け

る名主生活の一斑をも知るに足ると思ふ。

後野家年中規式

一、正月の事

朔日。早々起候而、一番鳥うたい候はゝ、表へ出候、但上下着用の事、其節のかゝいさん[1]方持出候て亭主挨拶し、其座に居候者へ年始のあいさつして、右の三方をいたゝかせ申候也。

左候て歳男大福福茶を出す、茶ロなすび漬也、茶はひき茶にて五服のみ候事、歳男夫婦達にて來り、表にて年始の挨拶し、大福呑候也、表にては何事も咄事不致事也、朝祝いたし受、咄仕候てよく候事。右の後おくへ行、朝祝ぞうに出したべ候て、三方にて亭主盃仕候事、肴かづの子也、左候て吸物出候てたべ、かゝい盃仕候、肴煮染豆なり、其節の盃亭主の分も、かゝいの分も、其座有會者ハ致す也、歳男夫婦ともに一座也、左候て歳男の持參候酒壹獻廻し、左候て手酒廻し、膳を上る也、初ぞうにの時に亭主の盃はとそ酒にて、清酒也、かゝいの分は常の盃にてにごり酒かな掛也、亭主の分は三方故かわらけ也、歳男の供茶の間にてぞうにすいもの、おくの口にて亭主盃の事、年男年玉は祝貳掛、白米貳升、肴一折、酒壹徳利、たいまつとほし歸る事、歳男の者の禮糧壹升也、祝餅ハすへかへしの事、町離雜祝(まゝ)事申祝、持參酒出しとし男呑さすすへかへし、左候て下作の者年禮に來る、夫婦連也、年玉に白米壹升つゝ持參の事、此袋のとびニせなかふち餅壹つゝ入る事、外に小餅貳つつゝ煮不申ぞうにの代にやる也、夫より下人夫婦ともにせち喰申候、き

すし大根のにあいさいかん入醬油の賃汁はしハ木ばし也にあいさいは皿に盛也、下作盃ハ二方にて表中の間にて亭主致、肴かづの子也、女子へは茶の間にてかゝいの盃也、肴豆也、盃ハ常の盃臺かな掛也、左様てせちの後、酒のませ申候事。

二日。百姓中來る年玉持參、ぞうにすい物出す並けいやくの者同斷、下作けい役の者糧壹升貳番禮に持參候事。

三日。御役儀の時御城下の年禮也、御役所相濟其後外へ廻る事。

四日。のせちより[2)]まぜ物めし也、大根豆也。

五日。のせち同斷、但朝祝の事ハ五ケ日迄元朝の通也、大福ものみ候事、此朝祝餅晝より方々祝餅おろす、昔ハ十四日迄有之候所、元文三年より俊方代に始る、歳とく祭りも此朝迄にて歳男も年禮に出る、最もせちは三日迄方々へ上る。

六日。のせち歲德へ上る。

七日。七草のぞう水歲德へ上る、方々不殘上る目代參る、此日下女仕事始也、此日のせちとしとくへ以上。

十一日。ぞうにかふやく餅米餅也、各壹椀下作の者へくわせ、にごり酒のみ候事。其ぞうにわんにて壹つづゝのみ候事。其座にてぞう水くわせ候事、此雜水は歲德へは上げず、晝めし下人共不殘喰申事、本はん豆大根まぜめしさいしんいりわらびめし汁ぬかみそ也、女房はめしわんにて大根豆ませめし、茶の子めしにくい

申候、此めし歳徳へ上る左候て綱十二本つゝないはたご取歸る。
十四日。とろへい[3]、此せちと歳徳へ上る、此夕とし德いわひおろしならす也。
十五日。小豆かい迚、餅壹つゝ入候て下作の者夫婦共に喰申候、此かいじきにて酒壹つゝのみ候事、前年よめいり致候もの同妻持者へすみぬり有、此朝歳徳かさりよりとしなわ迄も諸方かさりおろし申候、此かさりは大晦日にかさり候ものおろす也、かい歳徳へ上る。
晦日。其夜より明る日へ掛日待也、今日餅つき祝貳重歳徳へ上る、猶日待の御くう餅ほしの餅取、猶のうぐの祝壹重取、殘り小餅也、とし德かさり內の下男仕有候も、皆餅上るもろもき申すり葉敷候て、明る壹日正月のせち歳徳へ上る、下人參候ハヾ酒のませ候事、日待の夜は能食也、夜食はになかし壹盛、冷めし小わん壹つ、添くふ也、日待は太夫壹人禪僧壹人。

一、二月の事

九日。すき初也、晝めし大根豆めし也、はん白食再進わらびめし也、但手前の男にて牛よく遣候もの候ハヾつかわせ候事、是なき時ハ下人の內よりよびすき初きせ申候。

一、三月の事

三日。上巳の節句、前日餅つき押候て、夕方よりならし能餅草餅にて壹重佛神へ桃の花枝添候て上る、猶酒共に夕めし下女下男共に能食喰せ候事、墓所方々へ桃の花立る、下人よりは男鹽すと女は野さい也、草餅能

餅ひしメ壹重くわせ候事。

一、四月の事

八日。たんしゆうえ（誕生會）旦那寺へ參候事。

一、五月の事

五日。端午の節句也、前日まきこしらへ候事、左候て、五日の朝佛神へしようぶ添候て上る、猶みき上る、其外はか所並に方々へせうぶ立る事、柴まきさゝ粽、かやまき上る、下人より男はしをすと女は野さいなり、是へ小麥粽壹つ能粽壹くわせ候、五月入にて卯月晦日の夜餅つき佛神へ上る、節句夕飯は下女下男共によきめしくわせる也。

一、六月の事

土用に入候はゞとり餅、小豆のみに候事。

一、七月の事

七日。七夕の節句也、但七夕祭は六日の夜座敷床にて祭る、綸掛香をたきとらめう上、瓜茄子栗柿楮の葉等も供る也、弓矢脇差上下小袖帶等かしに上る、七日道かり致參者小豆入候麥めし壹はいつゝ喰せ、盆草刈參候ものハ小わんにてにごり酒壹つゞゝのみ申事、此日墓掃除花立打ち、堂の掃除等致、鈎井かへ候事、但屋敷極り之盆禮十四日の朝しをすと男野さい、女よりにごり酒男はめしわん方は汁わんにて壹つゞゝのみ歸

る、聖靈祭十四日より十六日迄此めし汁ハ祭りのはゝい取申候。

一、八月の事

十五日、十六日。下女下男共に朝外用事申付四ツ時より暇遣し祭へ遣す也、兩日共に晝めし夕めし共に能めし也。

一、九月の事

二十三日。祈禱月待也、二十二日より拵、正、五、九月同也、九日栗飯へ菊添へて佛神へ上る、墓所其所へも菊立申しき上る也。

一、十月の事

亥の子餅佛神へ上る。

一、十一月の事

初ノ子より丑、大元（大元神社）御祭仕る事、但餅米三斗栗貳斗程つく也、餅は前日につく也、木こり其外料理物屋敷極りあり、二十三日大師講だんご致し下女下男共に夕飯にくわせ申、此日下人のものへわざいゝくわせ申候。

一、十二月の事

十三日。木こり本腕、豆大豆めし、再進よりわらびめし、明る年のいごき[4]始也、下女下男共ニ出候ものハ十

二日晝より出る、參候者ハ十三日晝より來る、二十四日すゝはき也、朝ハそう水、ばんめし也、昔ハ谷中不殘參候所、俊奥代より止る也、もちつきハ小ノ月二十七日、大ノ月二十八日也、朝そう水、晝は餅也、とうきび能餅此日つけな出しくい初る也、大晦日かさりとしとくかざりとし、かわ引其外大元堂門共にかさり候所はきわまりの屋敷有之、せいほには女は野さい、男は二十四日に木持參候にあまだ上る也。

大晦日朝かざり、雜水喰也、かざり所

歳徳（としとく）

歳縄

大門

大元堂

駄屋雪隱

土藏並ニ大黒棚共に迫田上官よりかさる。

附註(1)「かかい」とは主婦のこと。

(2)「とろへい」とは藁にて長さ一尺五寸大の馬の形を作り、之を家の軒端に上げ置く石見地方の民俗。

(3)「せち」とは膳部のこと。

(4)「いごき」とは毎月何日づゝと極めて他人の家に稼ぎに行く日用取りのこと。

現今の岡本家



# 結　言

上來記述する所を綜合するに

一、岡本家の歴史は遠く承和年度（皇紀一四九四年）の橘逸勢事件の頃より世に顯れ、同事件の軍功によつて近江の岡本鄉に封ぜられ、後ち天慶の頃（皇紀一五九九年）に藤原純友の叛亂に際し、征西將軍小野好古に從つて西下し、石見に入りて那賀郡今福に土着し、同地に鄉長又は名主として土豪生活を續くること約六百年、戰國時代に入りては元龜年度に毛利氏の麾下に屬し、其の戰功によつて近村の後野名並に大迫名を給與せられ、後ち後野名に移住し、後ち更に一家相續上の都合により大迫名に別家の岡本家を建て、後野岡本家が爾來德川時代及び明治時代を經て現在までも繁榮し來つた跡を論述したのである。

二、岡本氏が石見に入國して以來、元龜天正の戰國時代に至るまでの六百年間には幾多の公的並に私的變遷が同家の周圍並に內部に起つたことであらうが、同家記錄の關する限り此の間の事實は殆んど明かにされ得ない。此の點に於ては同家一千年の歷史上にも大きな溝渠が存する譯であるが、之は併し敢て同家のみに限らず、一般日本經濟史の中世期が空虛になつてゐるのと相通ずるものである。

三、德川時代に於て岡本氏が濱田藩の一庄屋として忠誠を盡し、其の功を賞せられて苗字帶刀御免又は城禮格三席の待遇を認められたのは岡本家が古き由緒ある家柄であることの外に、同家の有する經濟力を以て藩の財政に寄

與したのを嘉賞せられたものに外ならぬ。岡本家は其の家歷一千年を誇る名族であるから、德川時代に至り何も藩主より苗字帶刀御免などの待遇を認めらるゝ必要はないかのやうに考へられぬでもないが、併し德川時代の藩主に取つては藩内の舊家は單なる一個の土豪に止り、何等其の藩との間に因緣關係が存する譯でもないから、作の土豪が何かの形式もて忠誠の意を表しない限りは、一個の庶民たるに過ぎない。其處で家歷あり、資産ある地方の土豪は爭つて新藩主に對して精神的又は物質的忠勤を盡して藩主より身分的優遇を受けんとしたのであるが、今、岡本氏に於ても斯かる時代的潮流の中を巧みに泳ぎ來つた跡が見ゆる。

四、曾て戰陣の間を馳驅し、其の功によつて後野「名」と大迫「名」とを恩給せられた岡本氏を法制史的に考察する時、岡本氏の得たる其の土地は所有權であつたか又は年貢徵收權であつたかと云ふに、岡本氏が其の與へられた名内の空閑地を自由に開墾し得たことや、舊來住居した小作人から小作料を徵收したことや、又豐臣氏時代に於て既に此の土地を「岡本孫太郎抱へ」として書き上げ、租稅徵收の目的とせられたこと等から推測すれば、毛利氏より恩給せられた此「名」は私有地として岡本家に授與せられたものに相違ないと思ふ。唯元龜年度の頃に於ける後野「名」と大迫「名」とが全然空閑の地であつたか、又は既に若干開墾せられて農家の住居するものがあつたか否かが問題とされるのであるが、若し農家の在住したものがあつたとすれば、其の農民は自作農であつたか、小作農であつたか、そして自作農であつたとすれば當該農家は岡本氏の入地することにより所有權を奪はれて新に小作人となつた結果を生じ、小作農であつたとすれば、其の小作地を所有する名主を驅逐した跡に岡本氏が代つて入地

したものと解せねばならぬが、岡本家所藏の記錄の關する限り、其の邊の事情は正確に說明され得ないのである。

五、後野岡本家の元祖岡本俊綱の子俊氏が吉川家の重臣服部次兵衞の娘を娶つた關係から、吉川家と岡本家が德川時代より明治時代を經て今日に至るまでも主從關係を持續し來つてゐることは、吉川家が其の功臣の遺族に對する眷顧の情のこまやかなるものあるを語つてゐる。而して此の服部次兵衞が關ケ原の大戰最中に東軍たる德川勢の大勝利を誘致した彼の毛利家內應の密使を勤めたものであると云ふ史實は、岡本家が其の血統に於て近世中央史と相通ずるものあることを證明して感慨深いものがある。

六、德川時代に入つて、地主生活を始めた岡本氏は其「名」內の隷農を慰撫し、督勵して同家農業生產力の維持發展を圖つた、若し「名」內の小作人が普通の所謂「地借り小作」であつたならば「名」の經濟を維持する爲の地主の負擔は僅少にして濟んだであらうが、其の小作制度が隷農的なる株小作制度であつた爲に、岡本家は小作人の家屋建築から農具其他の生活手段に對して一切の指導斡旋をしなければならなかつた。其れ程に小作人の經濟生活が地主に依存してゐたから、地主の負擔は之が爲に增嵩すると共に、小作人の身分的地位も隨つて低下して、他の一般小作人とは比較し難いものとなつた。

七、石見地方に於ては「名」の名稱下に田畑山林宅地を包含する集團土地所有制が今尙行はれ、之を株地と稱し、株の儘で賣買讓渡せられ、小作の場合には此の集團制の儘で小作に懸けられ、之を株小作と稱する慣習が德川時代から明治時代を通じて行はれたのであるが、今日となつては唯株小作制度のみ廣く行はれ、其の株小作地が由緖あ

る地主の支配下に在る例は岡本氏外二三家あるのみである。其の中に就ても確實なる史料を所藏する者は岡本氏丈けである。

八、中世に於ける「名」には概ね其の開發者の名が冠せられて或は重平名とか、中田名とか云はれてゐたが、今、岡本氏の有する「名」を岡本名と呼ばないのは、惟ふに、岡本氏が元龜の頃に入地した時には既に後野名の名稱の下に若干開懇せられて居り、其れを岡本氏に給與しのであるから、岡本氏を「名」の名稱としなかつたのであらう。

九、岡本家の小作制度に伴ふ最も特殊なる慣習は手間年貢制度である、手間年貢は別に又「水役（みづやく）」とも呼ばれ、岡本氏の所有地のみならず、同地方の株小作制度には一般に行はれてゐたのである。併し一部の地主は近年に至り之を廢して普通小作料中に編入して廢滅せしめたものもある。手間年貢は元來此の地方の株小作全部に附隨して居つたが、岡本家には其れが今日まで比較的濃厚に殘つてゐるのである。

十、「名」と云ふ土地制度は中世農村に最も廣く行はれ、其れが近世末期に至り崩壊の一路を辿つたが、石見地方には比較的遲くまで其の殘骸を留め、唯特別の場合には其れが明治時代まで持ち越され、現在に及んでゐる狀態であるが、岡本氏の如きは同地方に於ける「名」の生きた史實を後世に傳ふる著例として後世に傳ふるに足ると思ふ。（昭和十二年九月成稿）

（をわり）

昭和十三年九月廿五日印刷
昭和十三年九月三十日發行

日本兵農史論
定價金三圓五拾錢
（外地定價金三圓八十錢）

著作權所有

著作者　小野武夫（をの たけ を）

發行者　江草重忠
東京市神田區神保町二丁目十七番地

印刷者　白井赫太郎
東京市神田區錦町三丁目十一番地

發行所
東京市神田區神保町二丁目十七番地
書肆　有斐閣
本店　電話九段三二二一・三二二三
振替口座東京三七〇番
本郷支店　東京市本郷區帝大正門前
電話小石川一九二〇番

東京　精興社　神田